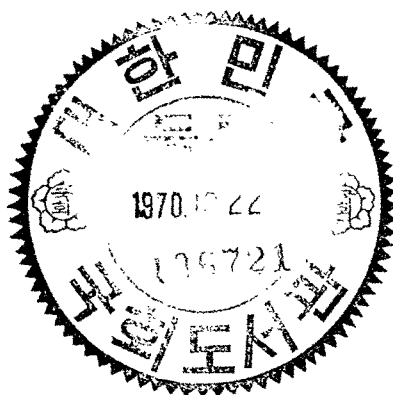


朝鮮事情

本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹

介する爲編纂したものである。

昭和十六年十二月



朝鮮事情

昭和十七年版

目次

一	總說	一
一	沿革	一
二	地勢	二
三	氣候	三
五	戶口	五
七	行政	七
七	中央行政	七
七	沿革	七
八	行政組織(附表)	八

目次

行政	11
道・府・郡・島	11
公共團體	11
府・郡・島臨時恩賜金	10
三、財政	11
歲計	11
國債	13
租稅	13
四、金融	16
通貨	16
金融機關	10
五、農業	19

土地及氣候	四九
國有未墾地	四九
公有水面	五〇
農業者	五〇
農產	五一
養蠶	五五
畜產	五七
穀物檢查	五九
肥料	六一
勸農機關	六二
農業團體	六五
水利組合	六七
米穀倉庫	七〇
六 林業	七二

國有林野の保護	七三
火田整理	七四
國有林經營	七六
國有林の實測調査	八〇
造林貸付竝に成功讓與	八一
國有緣故森林の讓與	八一
民有林と獎勵施設	八二
砂防事業	八七
北鮮開拓事業	八九
林業試験	九二
七 水産業	九四
概況	九四
漁業處分	九六
水産業の保護獎勵	九七

水産試験及調査……………1011
 水産業の改良……………1074

八 鑛 業……………110

鑛業の概況……………110
 鑛業の助長施設……………113
 主要鑛物……………115

九 工 業……………121

概 況……………121
 家内工業……………123
 工場工業……………126
 中央試験所……………133
 工業奨励……………134
 度量衡……………134

電氣及瓦斯事業	一三五
一〇 商 業	一三九
朝鮮人の商業	一三九
内地人の商業	一四〇
會 社	一四一
取引所附正米市場	一四二
商工會議所	一四四
重要物産同業組合	一四四
産業組合	一四五
工業組合	一四六
商業組合	一四七
商工獎勵館	一四七
一一 貿 易	一四九

概況	一四九
國別貿易	一五〇
港別貿易	一五一
輸移出入重要品	一五一
貿易船舶	一五二
在外貿易促進施設	一五三
一二 專賣	一五五
煙草	一五五
人蔘	一五七
鹽	一五八
阿片	一五九
一三 交通・通信	一六一
鐵道	一六一
自動車交通	一六七

道 路	一六九
港 灣	一七〇
河 川	一七一
海 事	一七二
航 空	一七三
通信事業	一七四
郵便爲替貯金	一七五
放送無線電話	一七六
朝鮮簡易生命保險	一七九
一四 神社・宗教	一八三
社	一八三
宗 教	一八三
一五 教 育	一八六

普通教育	一八六
實業教育及專門教育	一八八
大學教育及豫備教育	一八九
師範教育	一九〇
在內地朝鮮學生	一九〇
朝鮮美術展覽會	一九一
陸軍兵志願者訓練所	一九一
社會教化	一九二
經學院	一九九
明倫專門學院	一九九
圖書館	二〇〇
古蹟調查及博物館	二〇一
一六 司 法	二〇四
裁判並に檢察制度	二〇四

適用法規	105
小作調停	110
人事調停	111
借地借家調停	111
登記事務	111
戶籍事務	113
公證事務	114
執達吏事務	114
供託事務	115
思想犯保護觀察	115
行刑制度	117
思想犯豫防拘禁制度	119
司法保護事業	119
一七 社會事業	131

罹災救助	三二
賑恤救護	三三
方面事業	三四
福利施設	三四
住宅施設	三六
労働者保護	三七
労働需給調整	三八
児童保護	三九
救療機関	三一
八 軍事援護事業	三三
軍事扶助	三三
職業上の保護	三三
傷痍軍人の保護	三四
遺家族の保護	三五

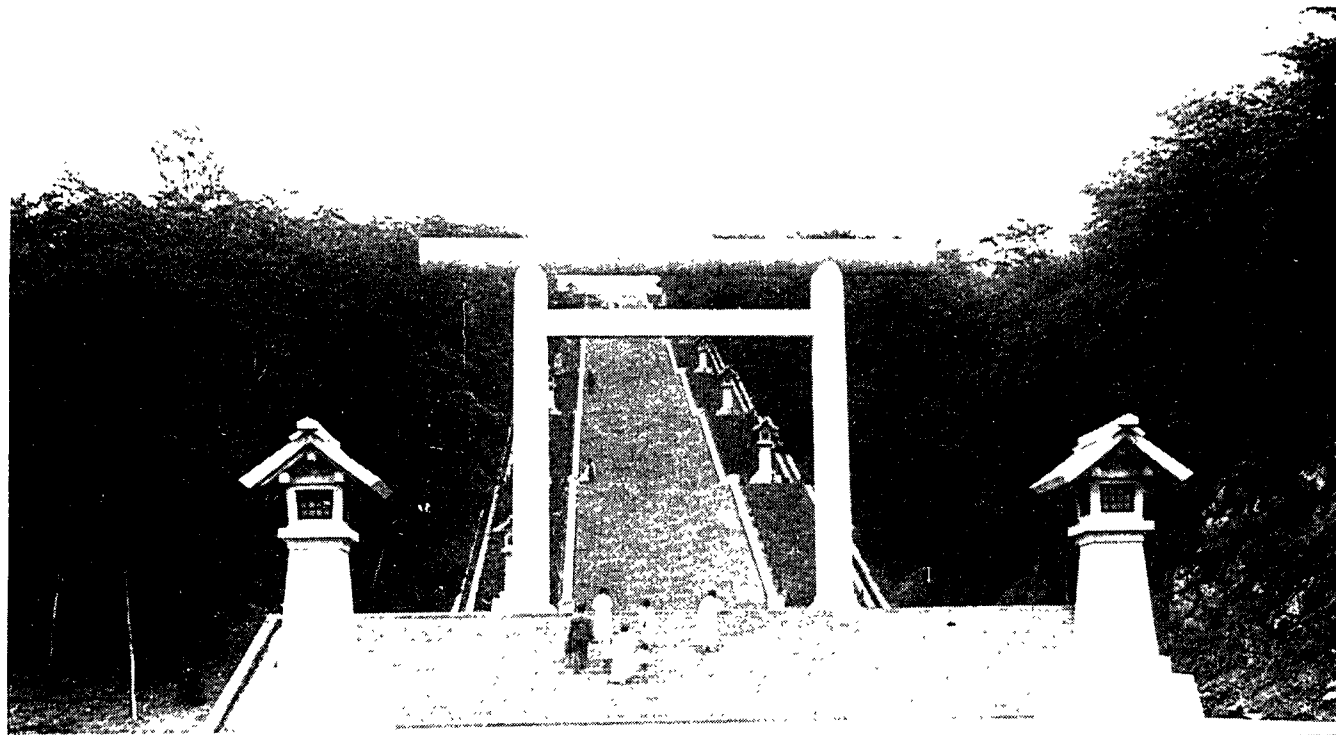
軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人子弟育英	二三五
教化竝に教養	二三五
軍事後援相談機關	二三六
一九 警察	二三八
治安狀況	二三八
警察機構	二四〇
防 空	二四一
經濟警察	二四一
二〇 衛生	二四三
醫療機關	二四三
藥品取締	二四七
食品取締	二四八
上 水	二四九

傳染病豫防	二五〇
二一 國民總力運動	二五八
二二 國家總動員計畫	二六七
二三 物價調整	二六九
二四 情報宣傳	二七三
二五 朝鮮史編修	二七七
二六 軍 事	二七九
陸 軍	二七九
海 軍	二八〇
二七 在外朝鮮人に對する保護施設	二八三

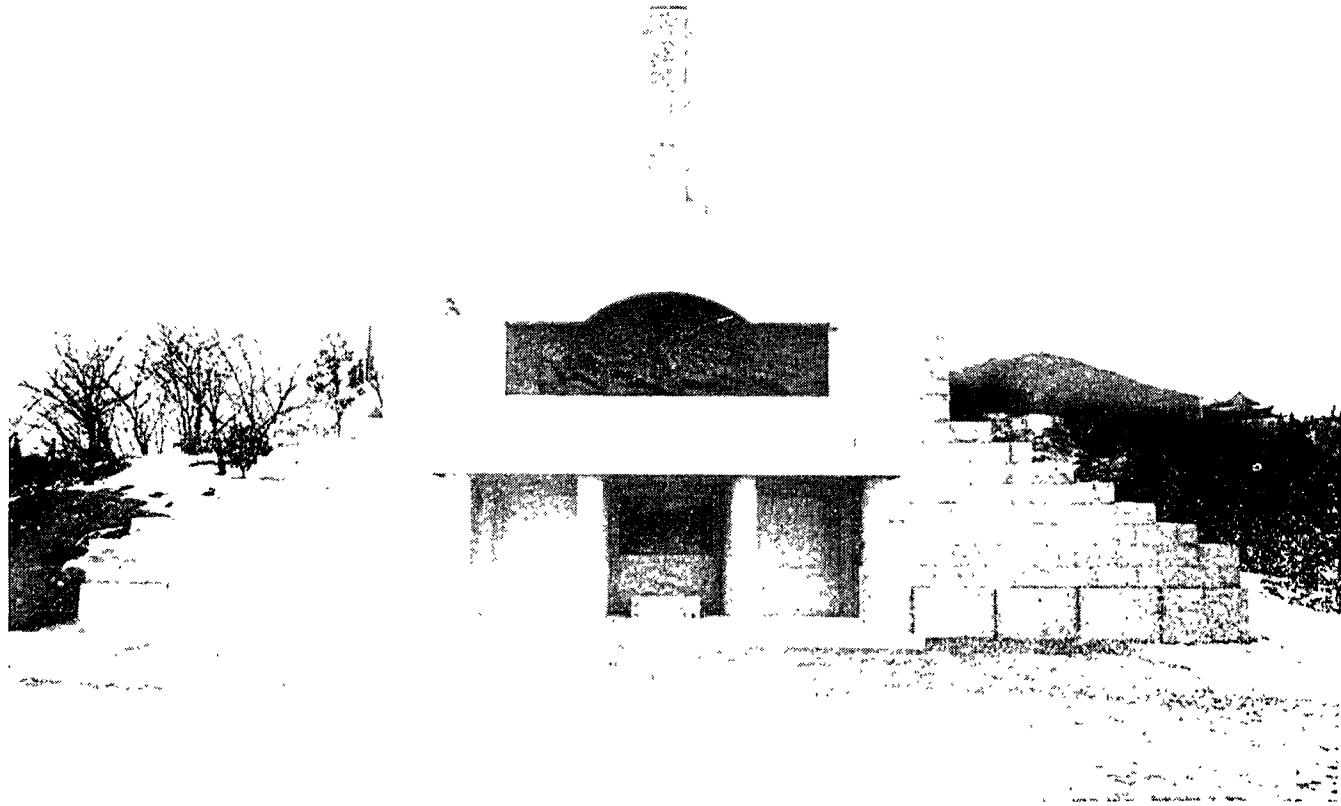
在滿朝鮮人の概況……………	二六三
在滿者に對する施設……………	二八四
朝鮮農民の滿洲新規入植……………	二六七
在支朝鮮人の概況……………	二八九
在支者に對する施設……………	二九一

〔附録〕

參考統計表……………	約八〇項目……………	一—三
朝鮮地圖……………	一 枚……………	卷末
挿入寫眞……………	二七葉……………	卷頭



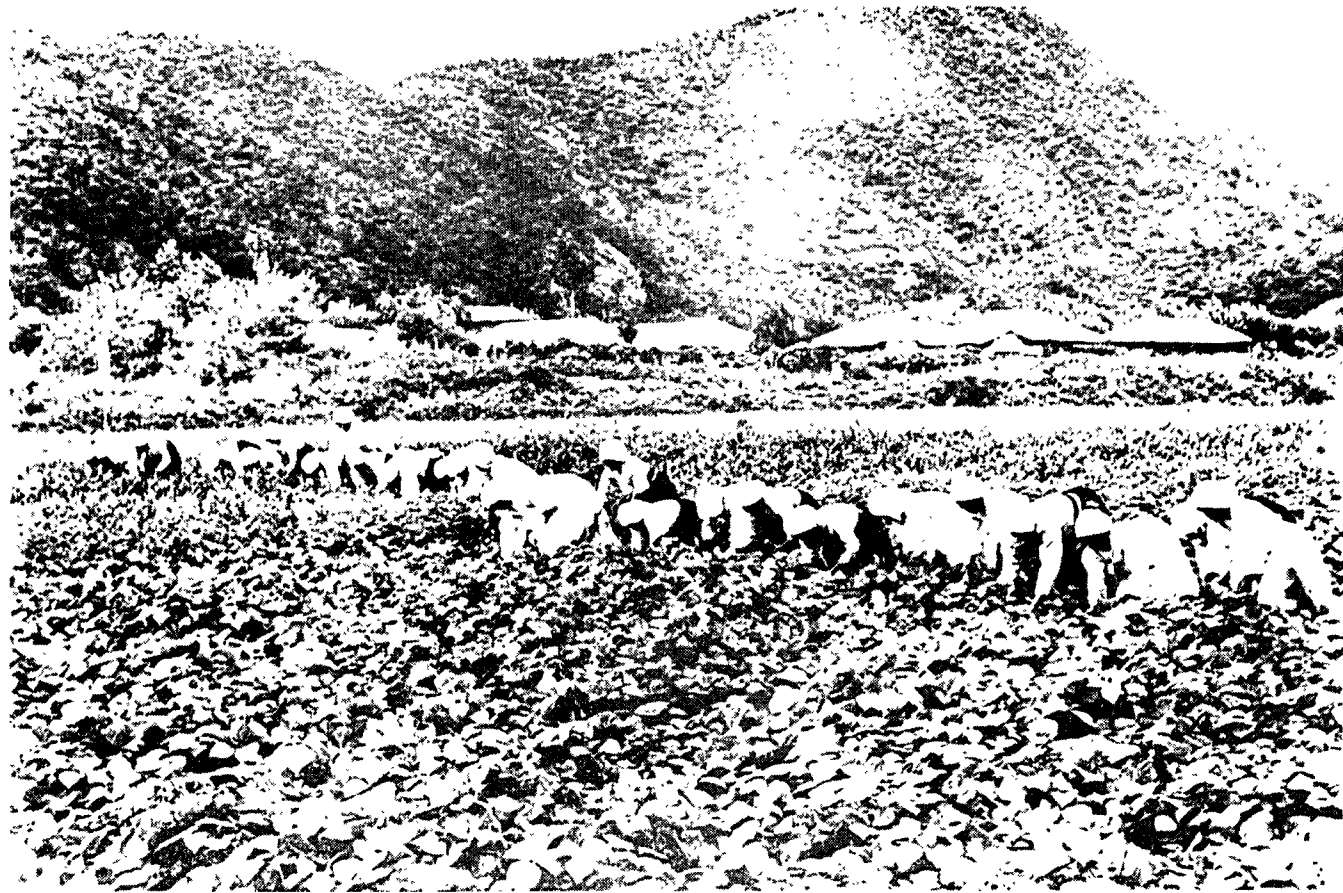
(道參表)宮 神 鮮 朝



柱ノ詞誓民匠國皇



旗ノ營入



代作用物ノ共回手入狀況

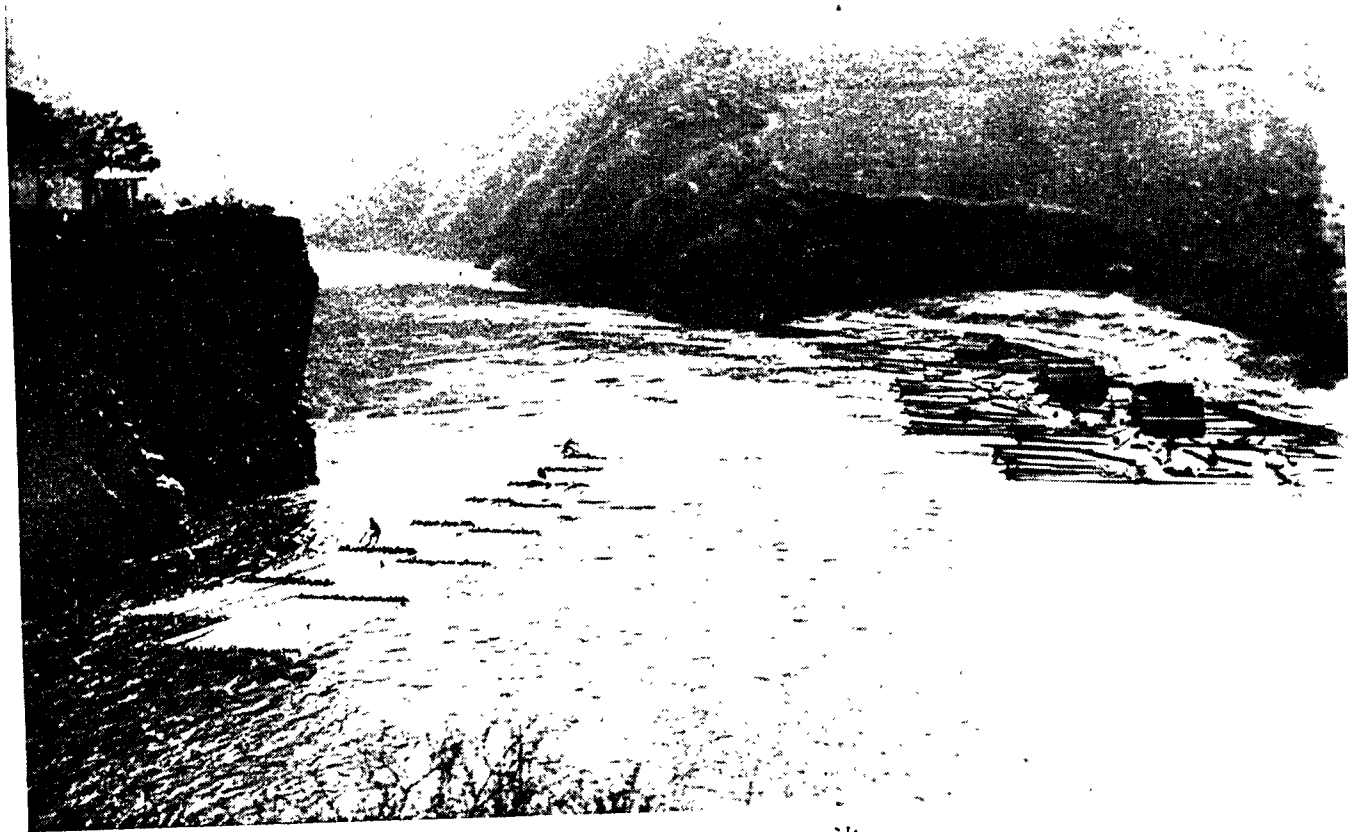


棉 花 收 穫



羊

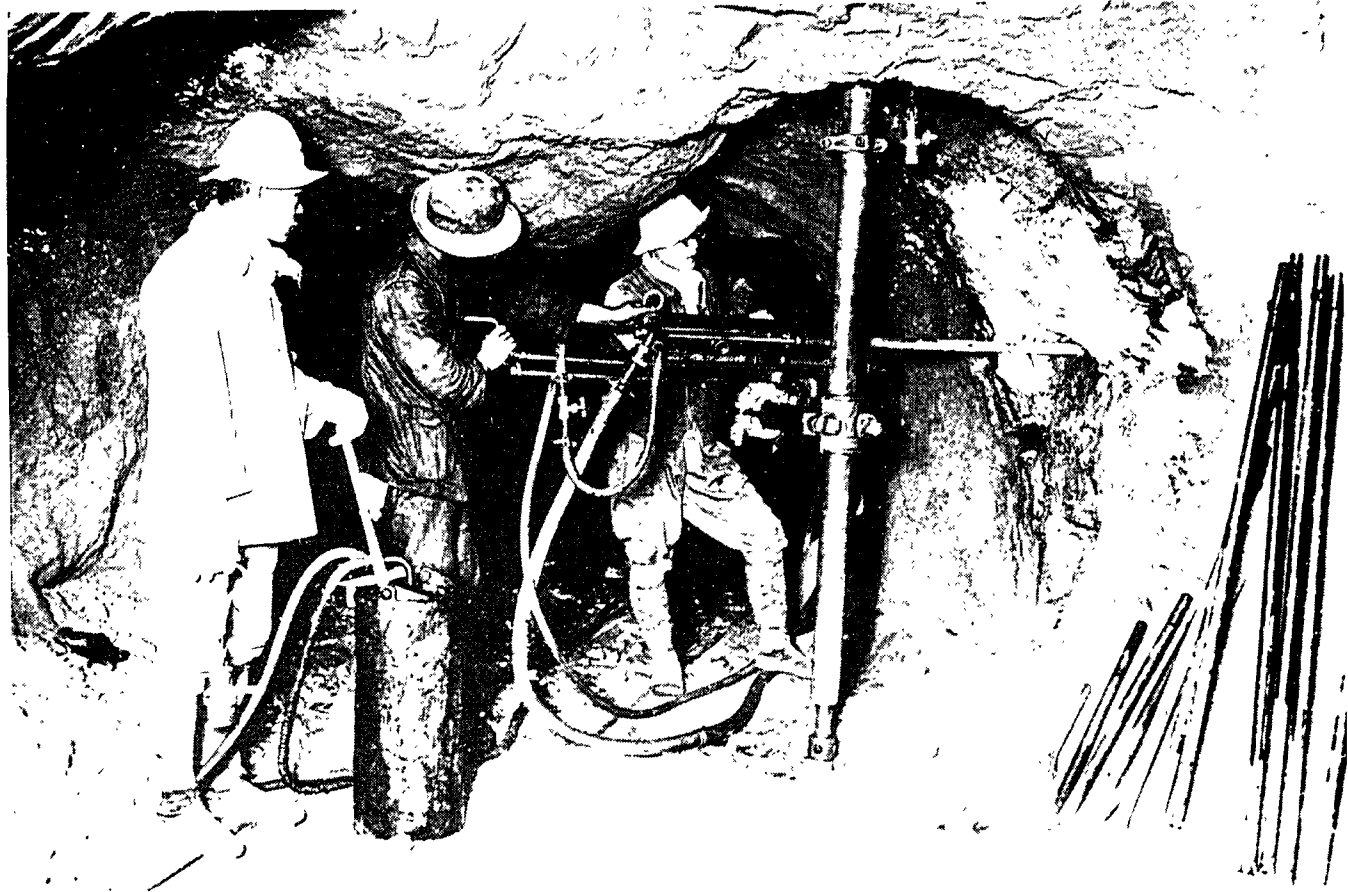
緬



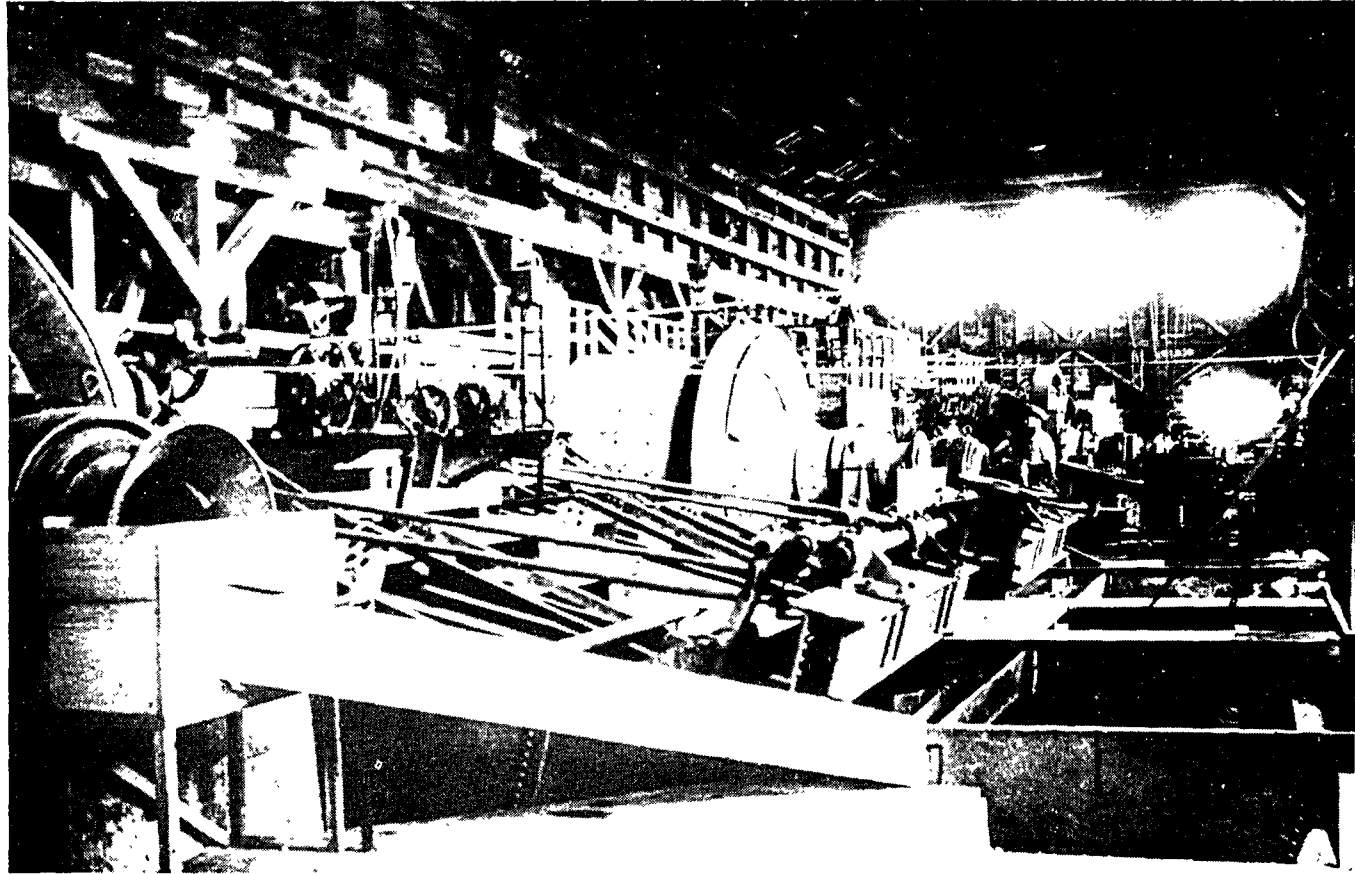
筏 流



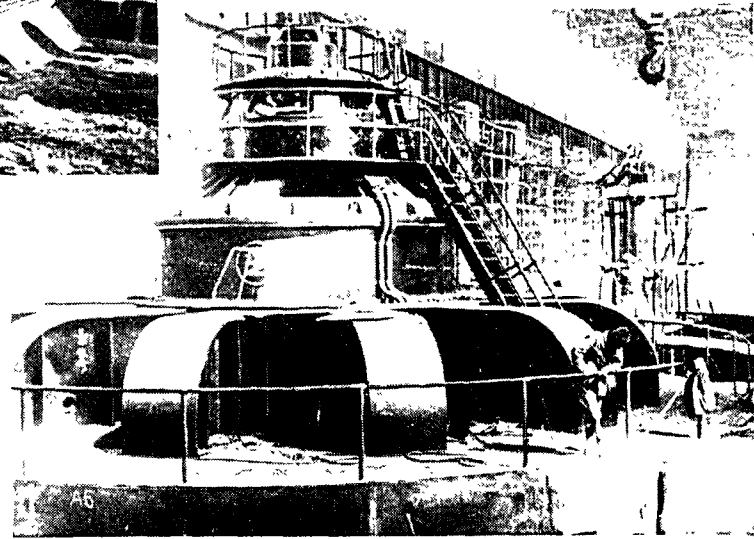
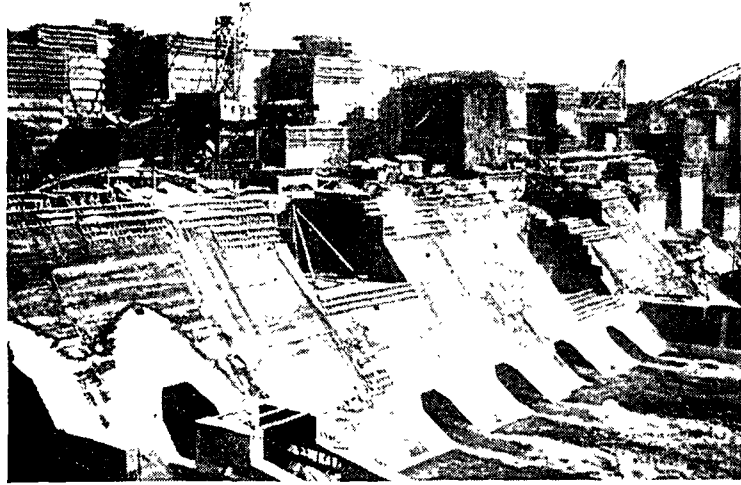
魚 太 明 津 湖 西



式　ド　ル　ー　シ



場 工 鍊 製



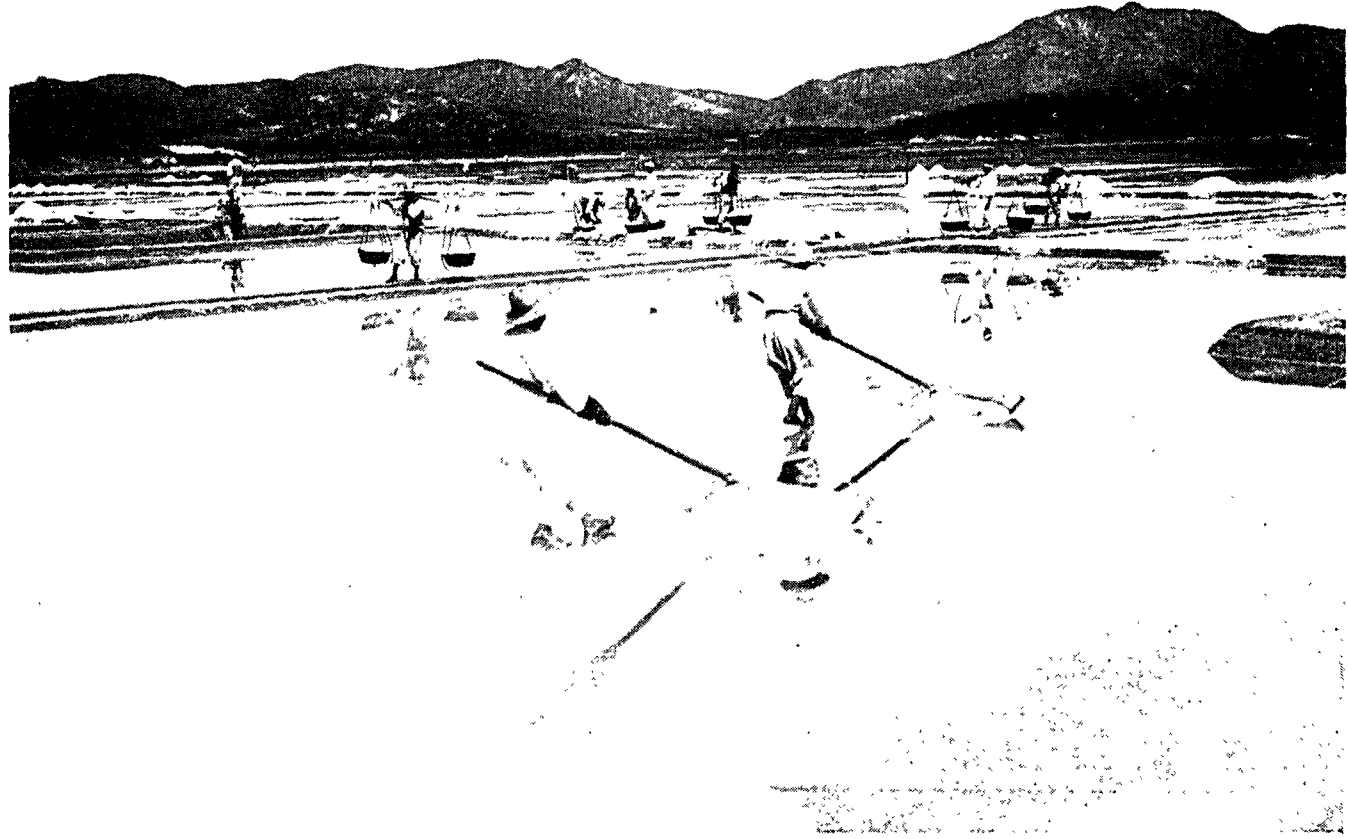
水豊ダムとその発電機

紅 蔘 天 日 乾 燥



人蔘（六年生）

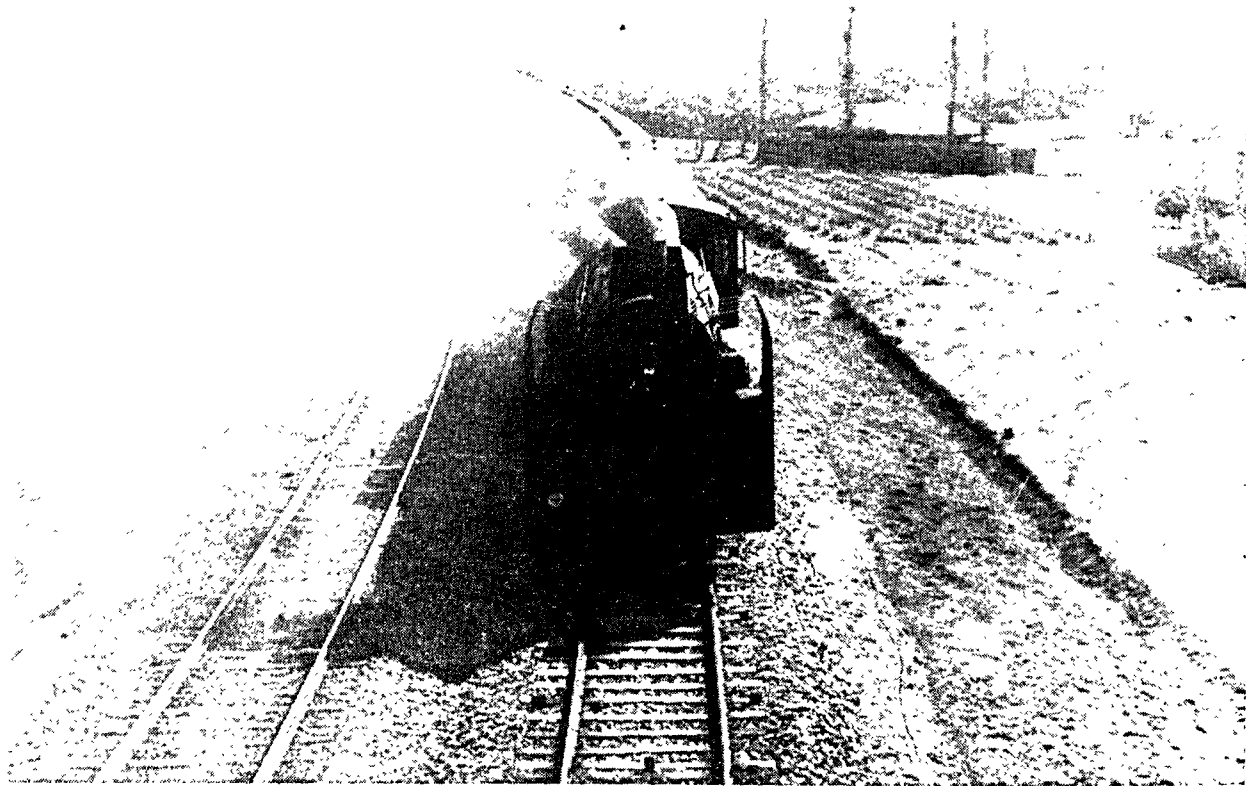




天 日 製 鹽

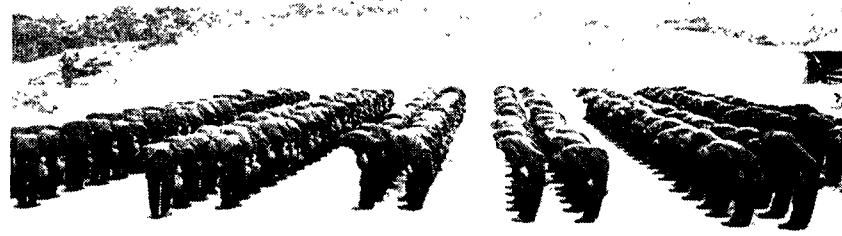


路道等一方地

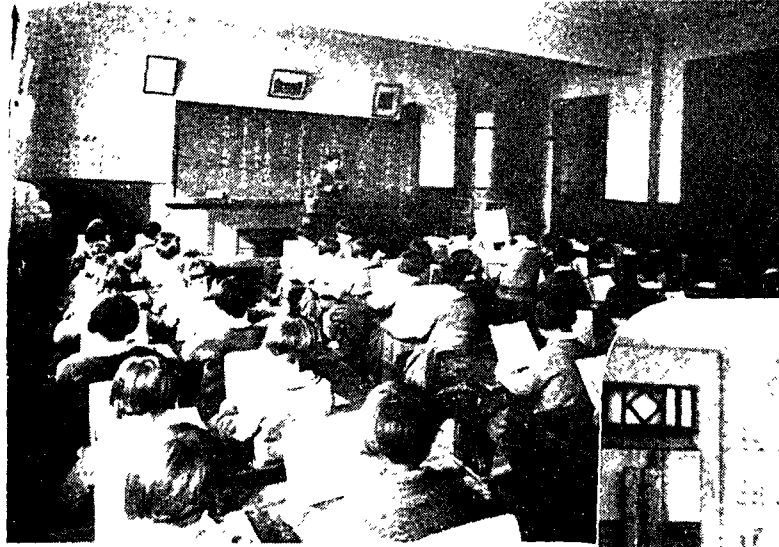


きつかあ」車列行急

教 學 研 修 所



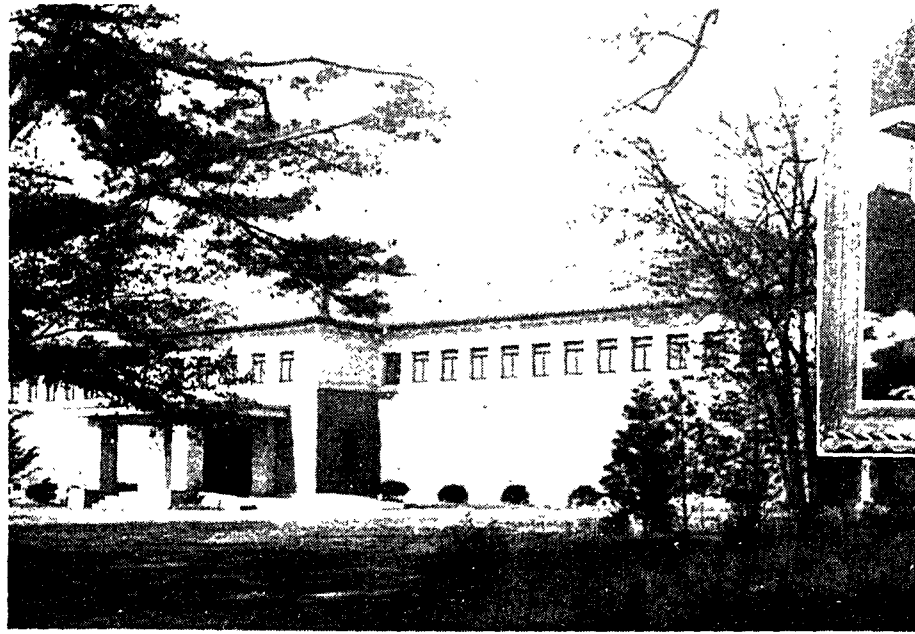
陸 軍 志 願 者 訓 練 所



室 教 之 其



校 學 民 國



館 術 美



品 作 展 鮮



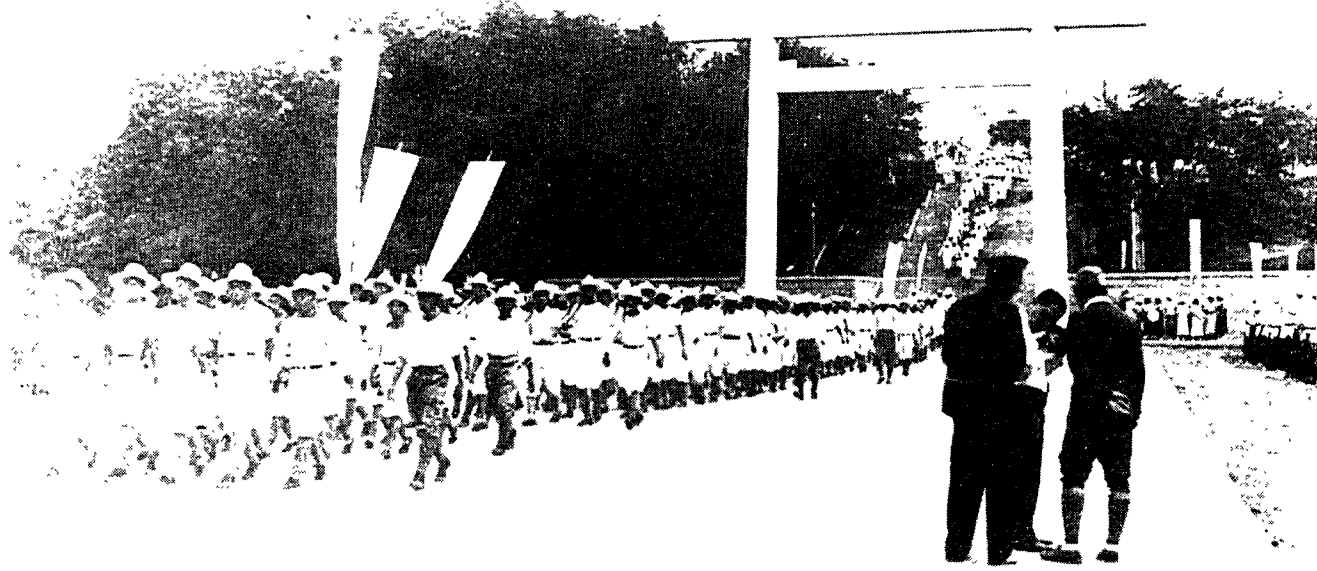
「仕奉勞」護援事軍



備 替 境 國



家 庭 防 護 訓 練



勤 勞 報 國 隊



銅貨獻納



金 賣 却 狀 況



收 回 品 廢



況 狀 犁 開 の 地 拓 開 洲 滿



流 清

朝鮮事情

昭和十七年版

一 總 說

沿 革

朝鮮はその地理上、古來我國と密接不離の關係に在り、平和的交通に依る血縁的混和、並に文化的傳承は更なり、半島が優勢な外圍諸民族の脅かすところとなるや我國は多大の犠牲を拂つてその急を救つたこと一再でなかつた。この間半島は三國・新羅・高麗を経て、李朝と革つたが、李朝中期以後は國勢頓に衰へ、内には國政紊亂して生民其の堵に安んぜず、外には加はり來る國際の重壓に抗してその存立を保つ能はず、延いて、極東禍亂の危機を醸成するに至つた。是に於て、我國は之が爲に日清・日露の兩役を重ねてこの外難を撃攘し、極東の安全を永遠に保障する必要より、明治四十三年、遂に之を完全に併合し、その人民は悉く皇國臣民として 天皇綏撫の下に立ち、總督に依つて施政せられることとなつたのである。

爾來、歴代總督は、よく併合の國是に遡つて民力の涵養に専念し、時勢の進展に應じて教育の改善、産業の開發其他諸般の施設に努力せる結果、經濟・産業の發達より民力の向上、極めて著しく、國民精

神また次第に涵養せられつゝあつた。適々、滿洲事變の發生により、我國威は普く中外に宣揚せられ、之に引續く王道滿洲國の建設を見るに及び、之を契機として民衆間に於ける國民精神の成長、顯著なるものあり、更に今次、支那事變の勃發するに至るや、二千餘萬の民衆靡然として皇國臣民たるの忠誠を發露し内鮮一體の實を高度に具現したのである。かくて朝鮮は益々その健全なる發展を遂ぐるとともに、その物心兩面よりする我が興亞國策遂行基地たるの重要性を愈加へつゝあるのである。

地 勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島であつて、地形南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無數の島嶼を擁してゐる。東經百二十四度一分より百三十度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位し、面積二二〇、七九二方浬（本州より青森縣を除いたものに等しい）、東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江又豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界してゐる。東部海岸には元山・城津・清津・羅津・雄基等の諸港があり、南部及西部海岸は島嶼散在し岬灣出入し、釜山・麗水・木浦・群山・仁川・龍塘浦・鎮南浦等の良港を形成してゐる。地勢は長白山脈東北より西南に連つて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北・咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成してゐる。脊梁山脈以東の地は斜面急峻であつて大川平野に乏しいが、其の以西は比較的緩斜であつて處々平野多く、

鴨綠江・大同江・臨津江・漢江・錦江・蟾津江・洛東江等あり、舟楫の便、灌溉の利に富み、地味概ね肥沃である。

氣候

氣溫 年平均氣溫は南岸地方に最も高く十四度を示し、北進するにつれて遞減し、中部地方では十度内外、國境附近に於ては四度乃至三度であるが、國境に近き蓋馬高臺は最も低くて一、二度に降り南北兩地方では實に十二、三度の差がある。又同緯度地方を比べれば東岸は西岸地方より溫和で、夏季を除いては約二度内外の高溫を示すのが常である。これは西海岸は冬季北西の季節風が多きに反し、東海岸は脊梁山脈の爲風勢弱く、且つ海水溫度は西岸に比し高溫である等、山脈とか海流とかの地形的影響を蒙ることが主因であると思はれる。又朝鮮には冬季大陸高氣壓の盛衰が殆んど周期的に來るが、之が爲め所謂三寒四溫の現象が起り、寒暖が交互に來る。

風 風向は氣壓の配置に據つて定まるものであるから、それが氣壓配置の季節的變化に隨つて變化することは勿論である。今半島に於ける冬と夏の季節風に就いて述べて見ると、冬期は大陸方面に大陸高氣壓が蟠居する影響で季節風は、黃海沿岸、南岸及北東岸に於ては北乃至北西であるが、内陸地方及中部の東海岸では地形の影響を承けて西偏風が卓越する。之と反對に夏季の氣壓配置は冬季と全く交代して、大陸方面が低壓部となり太平洋上に高氣壓が滯留してゐる爲、南岸、黃海沿岸及北東岸では南偏風

流行し、中部以南の東海岸では南東乃至東風が卓越する。而して兩季節風の交替期である春秋の候は風向が區々で一定しない。又兩季節風は風向が相反するのみでなく、冬季は空氣が一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜が急で風力が強いが、夏季は濕潤で曇天雨天の日多く且つ氣壓の傾斜が緩やかな爲風勢は甚だ弱い。又冬季季節風は夏季季節風に比べて其の間が永い。尙全域を通じて、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱い傾向がある。

雨 雨の年總量は内地のそれと比べて約二分の一に當る寡量である。即ち凡そ五百耗乃至千五百耗で、今其の分布状態を見ると咸鏡南北朝道と大同江下流域地方即ち西朝鮮灣の南部に面する地域は最寡雨地域で年量八百耗に達せず、就中豆滿江中流域は僅に五百耗に過ぎない。千耗に達しないのは以上の外に鴨綠江流域と洛東江の上流域とであつて、其の他の所は孰れも千耗を超え、千三百耗以上の地域は西鮮北部の内陸と朝鮮中部の内陸及湖南地方から海峽沿岸に擴がり、就中蟾津江の河口附近には千五百耗に達する最多雨地域がある。降雨は季節に因つて其の差異が甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期で雨量は極めて寡く、六月より八月に至る間は降雨期に屬する。而して南部地方に於ける降雨最盛期は七月であるが北鮮地方は後れて八月となつてゐる。斯様に各地方を通じて降雨期と乾燥期との判然とした區別があるのは半島の一特色であらう。

霜 初霜は蓋馬高臺地方に最も早く九月上旬に現はれる。斯様に早現するのは本邦の版圖内には見當らず、樺太の内陸に於ても漸く九月中旬頃である。其の他は概ね十月上旬より十一月上旬の間にあるが、

濟州島では十二月下旬に入つて初めて降霜を見、最早現より實に三箇月餘の遅れである。終霜は濟州島の三月中旬に始まり他は一般に四月中に終るが蓋馬高臺のみは五月下旬である。而して南部では往々五月中旬頃晩霜を見ることがある。

雪 降雪期は年に依つて差異があるが、初雪の最早はやはり蓋馬高臺地方で十月の上、中旬に始まり、其の他は概ね十一月であつて南東岸地方の十二月下旬が最晩となつてゐる。終雪は濟州及南岸が最も早くて三月上旬に、其の他は概して三月中旬から三月下旬となり、蓋馬高臺の五月上旬から中旬が最も遅い。然し乍ら冬季は一般に雨雪量が寡いから、積雪が一、二尺に及ぶのは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を超えることは稀である。

人 口

昭和十五年十月一日國勢調査に依れば、總人口二四、三二六、三二七人、男一二、二六六、二三〇人、女一二、〇六〇、〇九七人である。

人口密度は一方籽に付き一一〇・一五人でこれを道別に觀るに京畿道の二二三・四一人を最高とし以下各道は概して南鮮に高く北鮮に低く最低は咸南の五四・一七人である。

總說

各道面積と人口 (昭和十五年十月一日現在)

道	面積	總數	男	女	一方籽當人口
總數	三三〇、八四〇・三〇 ^{方籽}	二四、三六、三七 ^人	一三、二六、三〇 ^人	一三、〇六、〇九七 ^人	一一〇・二五 ^人
京畿道	二、八二〇・八八	二、八六四、三六九	一、四五六、三六八	一、四〇八、〇三二	三三三・四二
忠清北道	七、四二八・三六	九四四、八七〇	四七七、八九四	四六六、九七六	二二七・五
忠清南道	八、一〇六・四四	一、五七五、九四五	七九二、一六九	七八四、七七六	一九四・四一
全羅北道	八、五七四・二二	一、五九八、六四四	七九八、一七六	八〇〇、四三八	一八六・四四
全羅南道	一三、八八七・三七	二、六三六、九六九	一、三〇五、九〇六	一、三三三、〇六三	一九〇・〇〇
慶尙北道	一八、九八八・八四	二、四七三、二一一	一、三三一、〇〇五	一、一五一、二〇六	一三〇・一九
慶尙南道	一一、三〇四・六〇	二、二四一、九三三	一、〇九九、八八九	一、一四二、〇四三	一八二・三〇
黃海道	一六、七四四・四二	一、八二二、九三三	九〇九、九一一	九一三、〇三三	一〇八・三七
平安南道	一四、九三九・二五	一、六六二、三六六	八三八、九二六	八三三、四〇〇	一一一・三七
平安北道	二八、四七七・八五	一、七六八、二六五	八九三、八三四	八七五、四一一	六三・一一
江原道	二六、二六三・九	一、七六四、六四九	九一三、三八二	八五一、二六七	六七・一九
咸鏡南道	三一、九七六・四一	一、八七八、九九二	九六九、九〇六	九〇九、〇八六	五八、七六
咸鏡北道	二〇、三四六・七六	一、一〇三、二七二	五九〇、八八四	五一一、三八八	五四・二七

二 行政

中央行政

沿革

明治四十三年韓國の併合と同時に朝鮮總督を設置したが當分の内統監府及び其の所屬官署を存置し、朝鮮總督の職務は姑く統監をして之を行はしめ且つ韓國政府に屬したる諸官廳は内閣及表勳院を除くの外總て之を總督府の所屬官署と看做して政務の執行に當らしめた（明治四十三年勅令第三百十九號朝鮮總督府設置ニ關スル件）。其の後約一箇月間に各種機關の廢合統一を爲し同年九月三十日朝鮮總督府官制及び其の所屬官署の諸官制を公布し十月一日より之を施行した。當初、朝鮮總督は親任とし陸海軍大將を以て之に充て、天皇に直隸し、委任の範圍内に於て陸海軍を統率し、朝鮮防備のことを掌ると共に朝鮮の諸般の政務を統轄し、又警務機關としては中央に警務總監部を、各道に警務部を置き憲兵隊司令官をして警務總長を、憲兵隊長をして警務部長を兼ねしめ地方行政機關の外に特立して一般警察衛生事務を統理執行せしむることとしたのであるが、大正八年八月の改正に總督の武官たる資格制限を撤廢し、總督に對する陸海軍統率權委任の條項を削り、朝鮮に於ける陸海軍の司令官に對する出兵を請求することを得しむると共に憲兵警察制度を廢止し、以て所謂文化政治への一轉機を劃したのであつた。

一、朝鮮に朝鮮總督府を置き其の長官を朝鮮總督とする（朝鮮總督府官制）。總督は朝鮮を管轄し諸般の行政事務を統理する朝鮮最高の行政官廳である。總督の權限の主なるものは

(一) 政務總理權 特に中央政府の權限に留保するもの以外、朝鮮に於ける行政事務は包括的に朝鮮總督の權限に屬する（朝鮮總督府官制第三條、第六條、第七條）

(二) 出兵請求權 安寧秩序保持の爲必要と認めるときは朝鮮に於ける陸海軍司令官に兵力の使用を請求し得る（同三條ノ二）

(三) 制令制定權 朝鮮に於ては法律を要する事項は總督の命令（制令）を以て之を規定することを得る（明治四十四年法律第三十號朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律第一條、第六條）

(四) 命令權 職權又は委任に依り總督府令を發し得る。之に附し得る罰則の限度は自由刑一年、財産刑二百圓迄である（朝鮮總督府官制第四條）

(五) 監督權 下級行政官廳を指揮監督しその違法不當の命令、處分の取消又は停止を爲し、所部の官吏を統督する（同五條六條）

(六) 王公族及朝鮮貴族に關する權限

皇室令の委任に依り朝鮮に於ける李王職の事務、李王職職員、朝鮮貴族の監督をする（明治四十三年皇室令第十五號第三十九號）等である。

總督に故障あるときには、勅命を以つて他の親任官をして臨時その職務を代理せしめる。

總督府には總督官房及内務・財務・殖産・農林・法務・學務・警務の七局並に外事部及企畫部を置き總督の補助機關として總督を補佐し府務を統理し各部署の事務を監督する爲め親任官たる政務總監があり以下局長・外事部長・企畫部長・秘書官・事務官・理事官・祭務官・統計官・土木事務官・山林事務官・教學官・視學官・編修官・銀行検査官・會社監査官・技師・體育官・通譯官・屬・祭務官補・統計官補・編修書記・技手・會社監査官補・通譯生等を設置せられである。

二、中樞院は朝鮮總督に隸し其の諮詢に應ずる所であつて兼ねて朝鮮の舊慣及制度に關する事項の調査を行ふ場合がある。中樞院には議長(政務總監を以て之に充つ)、副議長(親任待遇)、顧問(親任待遇)及び參議(勅任又は奏任待遇)等を置く。副議長以下の任期は何れも三年を原則とし朝鮮人の有力者達識の士の中より總督の奏請に依り内閣に於て之を任命する。書記官長以下の事務職員が附屬する。

三、次に總督の管理の下に各官制を以て特別行政廳を置く。其の主なるものは

(イ) 遞信官署(朝鮮總督府遞信官署官制)

中央に遞信局を置き、朝鮮に於ける郵便・郵便爲替・郵便貯金・朝鮮簡易生命保險・船員保險・電信・電話・航路標識・海員の養成・發電水力及航空に關する事務を管理し、航路・船舶・海員・電氣事業及瓦斯事業の監督を掌る。地方に地方遞信局・海事署・貯金管理所・郵便局・電信局・電話局及飛行場を置く。

(ロ) 鐵道局 (朝鮮總督府鐵道局官制)

國有鐵道及其の附帶業務並に私設鐵道及軌道其の他の陸運の監督の事務を掌る爲に中央に鐵道局を置き、地方に地方鐵道局・事務所・出張所等を置く。

(ハ) 專賣局 (朝鮮總督府專賣局官制)

專賣局は煙草・鹽・人蔘・阿片・麻藥類の專賣事務を行ふ。中央に專賣局、地方に地方專賣局等を置く。

(ニ) 稅務官署 (朝鮮總督府稅務官署官制)

內國稅に關する事務は從來道財務部の所管であつたが、昭和九年五月財務部を廢止し特別地方官署たる稅務官署を設置し稅務監督局は內國稅に關する事務を監督し稅務署は內國稅に關する事務を執行することとした。

(ホ) 稅關 (朝鮮總督府稅關官制)

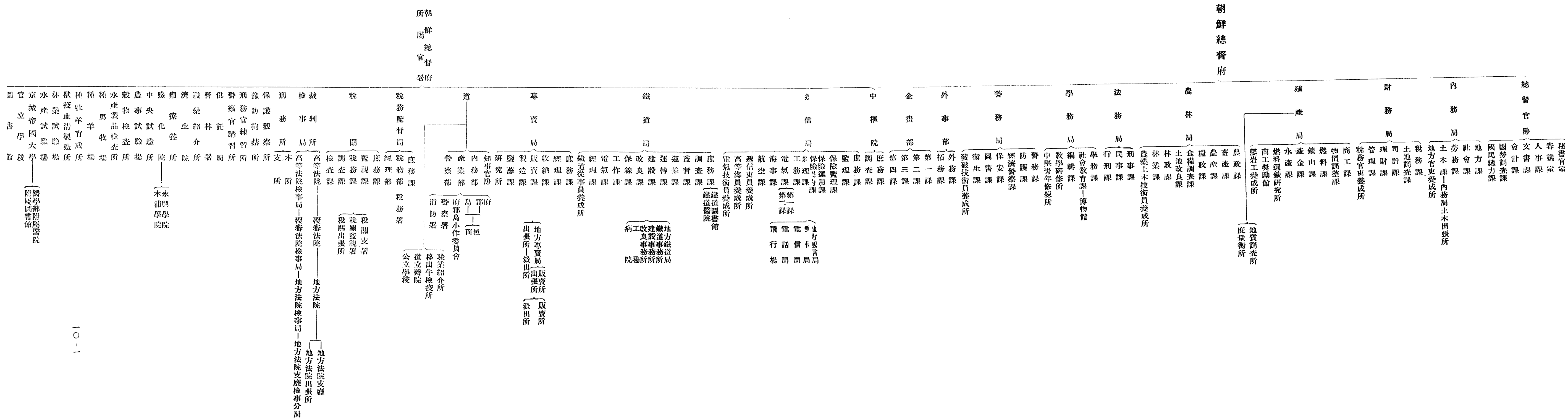
稅關は關稅・噸稅・移入稅・出港稅等に關する事務を掌る。下級官署として稅關支署・稅關監視署を置く。

以上の外朝鮮に於ける行政官廳としては警察官講習所・刑務官練習所・營林署・濟生院・癩療養所
中央試験所・農事試験場・水産試験場・氣象臺・陸軍兵志願者訓練所・各種學校等の所屬官署がある。

今朝鮮總督府及所屬官署 (司法官廳を含む) の分課狀況を表示すれば別紙の如くである。

朝鮮總督府及所屬官署分課一覽表

昭和九年一月一日現在



地方行政

道府郡島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて二十府、二百十八郡、二島、九十三邑、二千二百四十一面とする。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置き官廳事務の執行者たらしむると共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・産業部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞並に國民總力等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・社會事業・軍事援護・土木・會計・稅務・金融等の事務を、産業部は勸業一般事務並に物資物價調整等統制經濟事務を、警察部は警察一般・經濟警察・防護・衛生の事務を分掌する。

公共團體

道、現在の道制は昭和八年に施行せられたもので、道は法人にして議決機關たる道會を置き、歳入出豫算・決算・道稅・夫役現品・使用料又は手数料の賦課徵收・起債・基本財産及積立金等の設置管理及處

分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍議長(道知事)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定数は二十一乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端數は選舉區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命する。而して道會議員の任期は四年である。

現在道の施設せる主なる事業は土木・砂防・勸業・教育・衛生・救濟及各種補助等である。而して其の主たる財源は道税・使用料及手数料並に各種國庫補助金(含財政調整補給金)で、道税の税目は地稅・附加稅・營業稅附加稅・取引所稅附加稅・鑛稅附加稅・特別地稅・免稅地特別地稅・林野稅・戶別稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動產取得稅である。

府、府の現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行したものである。

イ、府の區域、法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・晋州・海州・平壤・鎭南浦・新義州・元山・咸興・清津及羅津である。

ロ、府の事務及府住民の權利義務、府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し、府内に住所を有する者を以て住民とする。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する權利を有し府の負擔を負ふの義務を有する。

ハ、府稅及使用料手数料、府稅は國稅たる地稅・營業稅・取引所稅・鑛稅・道稅たる戶別稅・家屋稅・

特別地稅・免稅地特別地稅、車輛稅・不動產取得稅の附加稅及特別稅として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並に神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の構内地、墓地・外國政府の所有に關する領事館及其の敷地等には府稅を課しない。府は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手數料を徵收することが出来る。府の機關及權限 府尹は府を統轄し及代表する。必要あるときは府費を以て吏員を置くことを得る。府尹は吏員を任免し懲戒するの權限を有する。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長（府尹を以て之に充つ）副議長（府會に於て府會議員中より選舉す）及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及検査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申、當該府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

府會議員の定數は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、其の任期は四年である。

府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民と爲り且

一年以來朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上を納むる者が之を選舉する。選舉權のない者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、國民學校の教員等の如きは府會議員たることを得ないのは他の公共團體に於けると同様である。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織する。教育部會は各特別經濟に關する重要な事件の議決、副議長又は検査委員の選舉、事務検査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會と殆んど同様の權限を有する。

邑面 邑面制は大正六年十月發布せられ、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度と爲つたものである。

イ、邑面の區域 法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、現在に於ける邑の數は九十
三、面の數は二千二百四十一である。

ロ、邑面の事務及邑面住民の權利義務 邑面は法人であつて官の監督を承け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とする。邑面住民は邑面制の規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有すると共に、邑面の負擔を分任する義務を有する。

ハ、邑面稅及使用料手数料 邑面稅は國稅たる地稅・營業稅・鑛稅・道稅たる戸別稅・家屋稅・特別地稅・免稅地特別地稅・不動産取得稅・車輛稅の附加稅及特別稅として邑面内に住所を有する者、三月

以上邑面内に滞在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す物には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社・寺院・祠宇・佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の構内地には邑面税を課しない。邑面は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

ニ、邑面の機關及權限。邑面長は邑面を統轄し之を代表すると共に邑面の事務を擔任する。尙邑長は邑會の議決を経べき事件に付其の議案を發し其の議決を執行する權能を有する。

邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有する。但し副邑長及面書記・面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の解職に關しては、郡守又は島司の認可を必要とする。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮問機關として面協議會を置く。邑會は議長（邑長を以て）及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要な事件の議決、法令に依る選舉、邑の公益に關する意見書の提出、官廳の諮問に對する答申並に邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

面協議會は議長（面長を以て）及面協議會員を以て組織し、面に關する重要な事件の諮問に應じ、

面の公益に關する意見書の提出・官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有する。

邑會議員及面協議會員の定數は最低八人最高十四人で、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年である。

邑會議員及面協議會員の選舉權は、府會議員の選舉に於けると同様帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子で、一年以來邑面住民と爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者が之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長並に有給吏員、判事檢事及警察官吏、國民學校の教員に非ざる者で、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有する。

ホ、邑面組合 邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關するものがあるから邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徴し、朝鮮總督の認可を受け邑面組合を設くることを得る。

學校費 現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正した。

イ、學校費 朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理する。

ロ、學校評議會及評議員 學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議會員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とする。學校評議會員の定

員は郡島内の邑面數と同數である。學校評議會に諮問すべき事項は歳入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徵收及起債に關する事項等である。

學校評議會員は名譽職であつて其の任期は四年であり、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員が之を選擧する。

ハ、事業 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とするが、郡島の財力には自ら限度があるから其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せられなければならぬ。現今に於ては公立國民學校の經營を普通とし、簡易初等教育の普及を圖る目的を以て國民學校に簡易學校を附設經營する外稀に實業補習學校を經營するものもある。

學校組合 明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營した朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理したもので、本令は大正三年四月及昭和五年十二月に改正された。

イ、學校組合の設置と組合規約及組合員の權利義務 學校組合を設置せんとする場合は發起人區域(府區域を)を除くを定め、其の區域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の許可を受けなければならぬ。組合員は營造物を共用する權利を有すると同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふ。

ロ、學校組合會と議決事項 學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選擧する。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年で、議員の選舉及被選舉資格は組合規約を以て之を定める。而して組合會の議

決事項概目は左の通りである。

- (一) 組合規約を變更する事
 - (二) 歳入出豫算を定むる事
 - (三) 決算報告を認定する事
 - (四) 基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事
 - (五) 不動産の管理及處分に關する事
 - (六) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令に規定あるものは此の限でない
 - (七) 法令に定むるものを除く外使用料手数料組合費及夫役現品並其の賦課徴收に關する事
 - (八) 組合債に關する事
 - (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し又は権利の拋棄を爲す事
 - (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事
 - ハ、組合員の總會 組合員の數寡少なる組合其の他特別の事情ある組合に在りては、組合員の總會を以て組合會に代へ得る。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用する。
 - ニ、學校組合管理者と組合吏員 學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とする。管理者は名譽職たるを原則とするが、必要に依り有給と爲すことを得る。
- 學校組合には管理者の外に有給又は名譽職の吏員を置くことが出来る。其の任免・懲戒處分等は管理者が之を行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り、退職料・退職給與金・死亡給與金又は遺族扶助料を給することを得、名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる

用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することが出来る。

ホ、學校組合の經費と組合費徴收及寄附又は補助 組合は營造物の使用に付使用料を徴收するの外、組合財産より生ずる収入其の他組合に屬する収入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴收することが出来る。又組合は内地人の教育に關し必要なる場合に於ては寄附又は補助を爲すことが出来る。

ヘ、組合の監督 學校組合の監督は第一次は郡守島司、第二次は道知事、第三次は朝鮮總督である。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要する。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことが出来る。尙左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要する。

(一) 基本財産の管理及處分に關する事

(二) 特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限でない

(三) 不動産の處分に關する事

(四) 寄附又は補助を爲す事

(五) 使用料・手數料・組合費及夫役現品の賦課徴收に關する事

(六) 一時の借入金を爲す事

(七) 繼續費を定め又は變更する事

(八) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事

府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられた臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救濟の資に充つる方針を以て之を道費に編入して事業を計畫し、若は適切な事業に對して補助を與へ、恰く惠恤撫養の本義に副はしめることゝなし來つたのであるが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てた資金の一部を割いて新に社會救濟に關する事業を行ひ來つたが、凶歉救濟の資に充つべき利子收入に限り昭和十三年公布された朝鮮羅災救助基金令に基き各道に於て設置した羅災救助基金特別會計豫算を通じて凶歉救濟施設費に充つることゝした。

三 財 政

歲 計

韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問を設置し、銳意刷新を圖つたが、積弊の致す所容易に清掃することが出來ず、後統監府が設置され、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張、各種事業の發展に伴つて、歳出著しく増加し、到底其の支出を辨じ難くなつたので、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸付した。けれども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すことが出來なかつたので、同四十四年以降中央政府の一般會計から一千二百三十五萬圓の補充を仰いで應急の策を講じ、爾後經費を節約して、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行する爲、一方に於ては諸般制度の整理を行ひて行政費を節約し、他方産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸税の増徴並に新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がぬこととした。處が、警察制度の改革其の他諸般行政の刷新に伴つて、再び補充金を要する様になり、同九年度に一千萬圓、同十年度に一千五百萬圓、同十一年度に一千五百六十萬圓、同十二年度に一千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同額、同十四年度及昭和

元年度に於ては災害費の財源を含めて、前者に於ては一千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於ては一千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度以降同六年度に於ては各一千五百萬圓、同七年度及同八年度に於ては一千二百五十萬圓、同九年度に於ては一千二百八十二萬五千六百十圓、同十年度に於ては一千二百八十二萬五千八百二十二圓、同十一年度に於ては一千二百九十一萬八千七百七圓、同十二年度に於ては一千二百九十一萬三千九百六十六圓、同十三年度に於ては一千二百九十萬九千百十五圓、同十四年度に於ては一千二百九十萬四千三百十三圓、同十五年度に於ては石炭増産の財源を含めて一千四百七十三萬六千三百十七圓、同十六年度に於ては一千三百八十四萬一千五百四十五圓の補充を受けて居る。

朝鮮總督府特別會計歳入歳出

年 度	入 歳			出 歳		
	經 常	臨 時	合 計	經 常	臨 時	合 計
昭和十年度	三四〇、四六三、四三七 円	四九、八〇三、九八七 円	二九〇、二六七、四四四 円	二二〇、九九一、〇七〇 円	七九、二七六、三四一 円	二九〇、二六七、四四四 円
同 十一年度	二六九、九八八、九四一	五九、六五六、四四九	三九、六四五、三九〇	三三四、四一九、八七一	九五、三五五、五一九	三九、六四五、三九〇
同 十二年度	三三四、四四六、五一一	一〇三、二〇七、三七三	四二七、六五三、九六四	二六六、四五三、八四〇	一五八、六六九、九四一	四三五、一三三、七六一
同 十三年度	三七三、一四一、四三三	一五四、六七三、八一五	五二七、八一四、二五〇	二九九、〇四六、八四一	三三九、一九九、一一三	五二八、二四五、九四四
同 十四年度	四五四、二六四、八九三	三五四、二七〇、四五三	七〇四、五三三、三四五	三六九、〇三四、二九一	三三八、九六〇、一七六	七〇七、九八四、三三三
同 十五年度	五九五、七三九、七九九	三〇三、四四四、〇九七	八九九、一七三、八九六	四五四、二七六、八一九	四四三、三三一、四八六	八九八、六〇八、三〇五
同 十六年度	七三三、五三七、二七九	二六四、一八七、八一五	九九六、七三五、〇九四	五五〇、三五九、四五六	四四六、三六五、六三六	九九六、七三五、〇九四

國 債

明治四十四年以降道路修築・海關工事並に鐵道建設及改良等、朝鮮の開発に必要な繼續事業費は朝鮮の一般歳入を以て支辨する餘裕がなかつたので、此等財源は總て公債若は借入金に依ることとし、明治四十四年三月朝鮮事業公債法の公布あり、而して之が整理に關しては前記公債法と同時に朝鮮事業公債金特別會計法の公布を見、之に據つて國債を整理して來たのであるが、大正八年三月事業公債金特別會計法の公布により、朝鮮事業公債金特別會計法は廢止された。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は、前記公債法に依つて當初五千六百萬圓に限定されたのであるが、其後公債支辨事業の進捗に伴ひ漸次擴張せられ昭和十六年三月十六億八百二十萬圓迄に増大した。國債の償還は大正十一年度以降行はれなかつたのであるが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き、總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、所屬國債償還に充つる様になつた。

租 稅

一、内 國 稅

イ、所得稅 本稅は朝鮮所得稅令に依り賦課するものであつて、第一種所得稅、第二種所得稅及第三種所得稅に分れ、第一種所得稅は左の稅率に依つて法人に之を賦課する。本稅の昭和十六年度に於ける

収入豫算額は二千二十九萬八千二百四圓である。

甲、普通所得

朝鮮に本店を有する法人 百分の十五

朝鮮に本店を有しない法人 百分の二十

乙、清算所得 百分の十五

第二種所得税は（甲）朝鮮に於て支拂を受ける公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金の利子又は合同運用信託の利益、（乙）税令第一條の規定に該当しない者の朝鮮に本店を有する法人から受ける利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を有する給與、（丙）朝鮮に於て支拂を受ける一時恩給又は之に類する退職給與に付甲、乙、丙税率に區分し賦課する。其の昭和十六年度に於ける収入豫算額二百五十八萬三千三十一圓である。

第三種所得税は、第二種に屬しない個人の八百圓以上の所得に付各所得階級に遞次に超過累進税率を以て賦課する。本税の昭和十六年度に於ける収入豫算額は二千六百六十二萬九千九百十二圓である。

【減免規定】

（一）昭和十二年制令第十七號に依る減免

支那事變の爲従軍したる軍人及軍屬に對しては概略左の通り減免せられる。

一、所得金額決定後出征したる軍人及軍屬に付ては俸給及手當の所得額を従軍中の俸給及手當を算

入せざるものに依り其の所得金額を更訂する。

二、所得金額決定後召集に應じ従軍したる軍人に付ては税令第十五條第一項第五號の所得額を従軍中の俸給及手當を算入せざるものに依り更訂する。

三、所得金額三千圓以下の者召集に因り田畝の自作・營業・漁業及職業の所得額四分の一以上を減少したるときは其の所得額を更訂する。

四、出征軍人及軍屬並に應召軍人戦死したるときは所得税額中戦死の日以後に納期の終了する各納期分の税額は之を免除する。但し所得金額三千圓を越ゆるものにして所得額中勤務所得額が全所得額の二分の一を越へざるものに付ては此の限りでない。

(二) 朝鮮臨時租税措置令に依る減免

一、法人の各事業年度の普通所得中留保したる金額が其の事業年度に於ける普通所得の十分の三に相當する金額を超過する場合に於て其超過部分の全部又は一部に相當する金額を一定の方法に依り運用するときは其の運用金額に百分の三を乗じて算出したる金額に相當する所得税を軽減する。

二、朝鮮所得税令第二十八條の規定に依り指定したる物産の製造又は採掘の事業に付其の設備を増設したる者には一定年間其の増設したる設備に依る物産の製造又は採掘の業務より生ずる所得に付所得税を免除する。

一定の製造方法に依る物産の製造を開始したる者又は其の設備を増設したる者には一定年間其の製造方法に依る物産の製造業務又は其の増設したる設備に依る物産の製造業務より生ずる所得に付所得税を免除する。

三、朝鮮總督は一定の収入、支出及償却に付ては朝鮮所得税令に依る所得及朝鮮臨時利得税令に依る利益の計算に關し命令を以て特例を設くることを得る。

ロ、地稅 本税は地稅令に依つて田(畑)・畝(川)・垡(地)・宅(地)・池沼・雜種地及有料借地である社寺地に、土地の収益を標準とした地價を課稅標準として其の千分の一五を課し、土地臺帳に登録した土地所有者・質權者・質の性質を有する典當權者(質權者に當る)又は地上權者より徵收する。本税の昭和十六年度に於ける收入豫算額は一千三百六十九萬九千九百三十五圓である。

【減免規定】

(一) 昭和十二年制令第十七號に依る減免

支那事變の爲應召したる軍人の納付する自作田畝の所得に著しき減少ある場合に限り其の年分の地稅に付て從軍日の以後に納期の終了する各納期分の地稅額の二分の一を輕減する。

(二) 朝鮮臨時租稅措置令に依る減免

當分の内自作田畝の所得が昭和十一年以前三年の平均所得に對し二割五分以上減少したる者の納付する地稅を一定の割合に依つて輕減する。

ハ、營業稅 本稅は朝鮮營業稅令に依り朝鮮に營業場を有し左に掲げる營業を爲す者に之を賦課す。本稅の昭和十六年度に於ける收入豫算額は六百二十八萬三千二百九十九圓である。

- | | | | |
|---------------|---------|---------|---------|
| 一 物品販賣業 | 二 銀行業 | 三 保險業 | 四 無盡業 |
| 五 金錢貸付業 | 六 物品貸付業 | 七 製造業 | 八 倉庫業 |
| 九 瓦斯供給業・電氣供給業 | 九 運送業 | 十 運送取扱業 | 十一 倉庫業 |
| 十二 鐵道業 | 十三 請負業 | 十四 印刷業 | 十五 出版業 |
| 十六 寫眞業 | 十七 席貸業 | 十八 旅人宿業 | 十九 料理店業 |
| 二十 周旋業 | 廿 代理業 | 廿一 仲立業 | 廿二 問屋業 |
| 廿三 信託業 | | | |

【減免規定】

(一) 昭和十二年制令第十七號に依る減免

支那事變の爲召集に應じ従軍したる軍人に對しては營業稅額五十圓以下の者に限り召集に因り課稅標準額四分の一以上を減少したるときは之を更訂する。

(二) 朝鮮臨時租稅措置令に依る減免

當分の内本令により營業稅の課稅標準額が一定の標準額に對し二割五分以上減少したるときは一定割合により營業稅を軽減す。但し(イ)營業稅額が百圓以上なるとき(ロ)法人の資本金額が二十萬圓以上なるとき(ハ)法人の營業の利益が資本金額に對し年百分の七の割合を以つて算出したる

金額を超過るときは軽減せられぬ。

二、資本利子税 本税は朝鮮資本利子税令に依り朝鮮に於て資本利子の支拂を受くる者に對し左の區分に依り賦課する。

甲種 公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金の利子、合同運用信託の利益又は法人より受くる利益若は利息の配當

乙種 第三種の所得に付納税義務を有する者の第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子
昭和十六年度に於ける本税の收入豫算額は四百四十一萬八千四百六十四圓である。

ホ、法人資本税 本税は朝鮮法人資本税令に依り法人の資本に付賦課する。昭和十六年度に於ける本税の收入豫算額は百四十九萬九千九百九十九圓である。

へ、外貨債特別税 本税は朝鮮外貨債特別税令に依り外貨債利子額に賦課するもので、外貨債利子金額中外貨國債に在りては利率年四分、外貨國債以外の外貨債に在りては利率年四分五厘に相當する金額を超過る金額に十分の七を乗じたる金額を以て其の税額とする。昭和十六年度に於ける本税の收入豫算額は十六萬六千二十九圓である。

ト、鑛税 本税は鑛産税及鑛區税の二者を總稱したもので、朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に之を賦課する。昭和十六年度に於ける本税の收入豫算額は四百四十六萬六千九百七十七圓である。

【減免規定】

鑛産税に付ては朝鮮臨時租税措置令に依り時局に鑑み特殊重要鑛産物の増産を奨励する趣旨の下に一定の鑛物に付新に鑛業權の設定せられた場合又は昭和十二年中の鑛物産出量を超過した場合は鑛産税を免除する。

チ、相續税 本税は朝鮮相續税令に依り被相續人が朝鮮に住所を有するときは相續財産の所在地の如何に拘らず總ての相續財産を綜合して課税する。昭和十六年度に於ける本税の收入豫算額は百六十四萬六千八百四十一圓である。

リ、臨時利得税 本税は朝鮮臨時利得税令に依り(一)法人の利得税と(二)個人の利得税に分れる。

(一) 法人の利得税 法人の利得税は利得金額を左の三階級に區分し其の法人に之を賦課する。

1. 資本金額の年一割を超え基準利益率以下の利得 利得金額の百分の二十五
2. 基準利益率を超え資本金額の年三割以下の利得 利得金額の百分の四十五
3. 資本金額の年三割超過する利得 利得金額の百分の六十五

備考 資本金額十萬圓以下の法人には緩和税率を適用することゝなつて居る。

本税の昭和十六年度に於ける收入豫算額は一千六百四十七萬九千二百八十二圓である。

(二) 個人の利得税 朝鮮營業税令第一條に掲ぐる營業に因る個人の利益が昭和十一年以前三箇年の平均利益を超過する場合に其の超過額を以て普通利得とし船舶及鑛業に關する權利若は設備は讓渡に因る收入金額より取得價格、設備費、改良費及讓渡に關する必要の經費を控除したる金額を以て

讓渡利得とする。

税率は左の通である。

普通利得

利得金額の百分の二十五

讓渡利得

利得金額の百分の二十三

本税の昭和十六年度に於ける収入豫算額は千三十九萬一千六百二十五圓である。

又、利益配當税

本税は朝鮮利益配當税令に依り朝鮮に本店を有する法人より利益の配當を受くる者に

賦課し配當金中配當率年一割の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額に百分の十五を乗じたる金額を以て其の税額とする。

本税の昭和十六年度収入豫算額は四十七萬六千七百七十九圓である。

ル、公債及社債利子税

本税は朝鮮公債及社債利子税令に依り朝鮮に於て支拂を受くる公債又は社債の

利子に付賦課し利子金額中國債に在りては利率年四分、國債以外の公債及社債に在りては利率年四分五厘の割合を以て算出した金額を越ゆる金額の百分の十五に相當する金額を以て税額とする。

本税の昭和十六年度収入豫算額は五萬一千五百五十九圓である。

ヲ、通行税

本税は朝鮮通行税令に依り汽車、電車及汽船の乗客に對して賦課する。

本税の昭和十六年度収入豫算額は三百四十五萬八千六百六十六圓である。

ワ、入場税及特別入場税

本税は朝鮮入場税令に依り入場税は演劇活動寫真等の場所に入場する者又は

撞球場ゴルフ場等場所の設備を利用する者に賦課する。特別入場税に付ては運動競技にして學生生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふものに付觀覽の爲競技場に入場する者より料金を徴する場合に於て其の入場者に賦課する。昭和十六年度收入豫算額は入場税五十一萬九千三十六圓、特別入場税四千七百三十九圓である。

カ、物品税 本税は朝鮮物品税令に依り賦課し、第一種の物品に付ては販賣せられたる物品の價格に應じ小賣業者より、第二種又は第三種の物品に付ては製造場より搬出せられたる物品の價格又は數量に應じ製造者より毎月分を翌月末日迄に徴收する。但し保稅地域より引取らるゝ第一種の輸入物品及第二種又は第三種の輸移入物品に付ては引取られたる物品の價格又は數量に應じ引取人より引取の際之を徴收する。

本税の昭和十六年度收入豫算額は一千三百五十四萬八千九百二十四圓である。

キ、建築税 本税は一定の家屋に對し賦課する。課稅方法は家屋の建築價額より五千圓を控除したる金額の百分の十に相當する金額を以て稅額とする。但し建築價格一萬圓未滿の家屋なる場合は課せられない。

本税の昭和十六年度に於ける收入豫算額は六萬三千四百八十四圓である。

ク、遊興飲食税 本税は料理店・貸席・旅館・貸座敷等の場所に於ける遊興及飲食に賦課する。稅率は前掲の場所の經營者が花代・揚代・飲食料・席料其の他名義の何たるを問はず遊興又は飲食を爲した

る者より領收すべき合計金額の百分の十五とす。但し藝妓の花代は百分の三十とする。

本税の昭和十六年度收入豫算額は九百五十四萬八千三百二十三圓である。

リ、酒税 本税は酒税令に依つて之を賦課する。酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數及搬出石數又は引取石數に應じ酒税を課する。昭和十六年度收入豫算額二千七百四十一萬五千三百十五圓である。

ロ、清涼飲料税 本税は清涼飲料税令に依つて之を賦課する。清涼飲料を製造する者又は清涼飲料を保稅地域より引取る者に對し製造場より搬出せられ又は保稅地域より引取らるゝものに對し其のリットル數又は炭酸瓦斯使用量に應じ清涼飲料税を課する。

本税の昭和十六年度收入豫算額は八十五萬九千七百二十七圓である。

ツ、砂糖消費税 本税は砂糖消費税令に依つて之を賦課する。昭和十六年度收入豫算額五百九萬五千八百八十二圓である。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は保稅地域より引取るとき其の引取人より砂糖消費税を徵收する。

ネ、揮發油税 本税は揮發油税令に依つて之を賦課する。本税に於て揮發油と稱するものは攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざる礦油を謂ふ。但し石炭・亞炭・油母頁岩又は天然瓦斯を原料として製造したる揮發油を除く。製造場又は保稅地域より揮發油を引取るとき引取人より揮發油税を徵收する。

本税の昭和十六年度收入豫算額は百五十三萬六千六百八十二圓である。

ナ、骨牌税 本税は朝鮮内に於て製造し又は朝鮮外より輸移入したる骨牌中伊呂波加留多・歌加留多及朝鮮總督の認許を得た骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在つては製造後二十四時間内に製造者に於て、後者に在つては保税地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裹に收入印紙を貼用して納付するものとす。

ラ、取引所税 取引所税は取引所税令に依つて之を賦課する。昭和十六年度收入豫算額六十八萬九千七百五十九圓である。取引所税は株式組織の取引所に賦課する取引所税と會員又は取引員に賦課する取引税とより成る。取引所税は賣買手数料に對し、取引税は賣買各約定金高に對し毎月分を翌月末日迄に徴收する。

ム、登録税 本税は朝鮮登録税令に依つて(一)不動産に關する登記を受けるとき(二)船舶に關する登記を受けるとき(三)信託財産たる不動産又は船舶を受託者より受益者に移す場合に於ける所有權取得の登記を受けるとき(四)船籍の登録を受けるとき(五)海員の身分に關する登録を受けるとき(六)工場財團登記簿・鑛業財團登記簿・自動車交通財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登録を受けるとき(七)商事會社其他營利を目的とする法人が登記を受けるとき(八)商號の設定・支配人の選任等に付登記を受けるとき(九)法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受けるとき(十)鑛業權に關し鑛業原簿に登録を受けるとき(十一)漁業權に關し漁業權原

簿に登録を受けるとき等に於て申請人より納付すべきものとする。

ウ、印紙税 本税は内地の印紙税法を内容とする印紙税令に依つて證書・帳簿を作成する者に之を賦課する。

キ、朝鮮銀行券發行税 本税は朝鮮銀行法に據つて朝鮮銀行が大藏大臣の定むる金額を限度とする發行高の外、更に市場の景況に依つて大藏大臣の認可を受け、國債證券其他確實な證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するとき、其の發行高に對し一年百分の三を下らない割合(割合は其の時々之を定む)を以て之を賦課する。昭和十六年度に於ける本税豫算額は二萬七千三百四十四圓である。

徴收 國税の徴收は國税徴收令の規定する所に據り、府尹・郡守・島司をして之が事務を執行し、特に定めた税種に限り、府邑面をして徴收せしめたが、昭和九年五月朝鮮總督府稅務官署官制を公布し府尹・郡守・島司の徴收事務は稅務署長に移管した。徴收の方法は略内地に同じく、府邑面をして徴收せしむる税目は第三種所得稅・地稅・營業稅・乙種資本利子稅・個人の普通利得に對する臨時所得稅とし、其の他の國税は總て稅務署長に於て納稅義務者から直接徴收する。但し府邑面をして徴收せしめる國税に於ても納稅義務者より直接納付せしめるを便利とするときは直接稅務署に於て徴收し得る。

二、關稅

イ、輸入稅 大正九年八月二十八日帝國共通の關稅制度が布かれ内地其の他の帝國領土と共に一關稅區

域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其の他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せられるものであるが、其の産業、民度其の他の事情に鑑み國境關稅制度及一部特例稅率並免稅特例を存置した處、後者は産業の進展其の他の事由に因て稅率に付ては存置の理由が消失したので、速に内鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限り之を撤廢し、右兩品に對する過渡期稅率も同七年三月末を以て全く消滅した。其の後鮮滿關係の緊密化に伴ひ國境地方の實情に即應せしむる爲昭和十二年免稅特例の内容を擴充し、同時に北鮮三港の保稅地域に於ける特殊作業を認め又アルコール原料の免稅をも加へた。越へて昭和十三年には鮮滿陸接國境地域に於ける經濟開發の促進を圖る爲、國境河川に跨る橋梁・水力發電設備等に要する特定物品に對し免稅特例を設け、又同十四年は旱害對策及食糧對策の一項目として、粟・高粱及小豆に對し同年九月一日より向ふ一年間之が輸入稅を免除することとした。昭和十五年度中に於ける輸入稅收入額は一千八十七萬九千五百七十七圓である。

口、移入稅 移入稅は統一關稅制度採用と共に内鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認めることを根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入稅の撤廢を斷行したが、朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當つて、經費の膨脹を來し、朝鮮歲入中の主要財源である移入稅を撤廢することが出來ない事情に際會した爲内地側と同時に之を實行することが出來ず、其の後も屢延期せざるを得なかつたが、同十二年度より酒精、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入稅を撤

廢し、更に昭和二年度より織物中綿織物の稅率の三分一を減じて之を從價五分としたが、最近財界の好轉に伴ふ一般歲入の自然増加及昭和九年度より實施の稅制整理に依る增收、産業界好況等に依り昭和十二年度以降十五年度迄の四箇年間に於て過渡的に從來の稅率を大體三分の一宛二回に互り低減し昭和十六年度以降之を全廢することとした。

尙内鮮間出入船舶貨物に對する取締に付ては成るべく之を緩和し大正十二年移入稅の一部撤廢と同時に船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したるを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入稅、消費稅及出港稅に關係なき貨物は沿岸何れの地でも出入し得ることとし、移入稅、消費稅及出港稅に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方を主として内地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に稅關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て鮮内重要諸港の自由交通に支障なからしめたのであるが更に昭和十六年移入稅撤廢の機會に於て内鮮間經濟交通の一層の圓滑を圖る爲消費稅關係物品の移入手續を簡捷ならしむる事とし左の物品の移入に付てのみを從來通特定の港を經由せしめ課稅することとし其の他の貨物の移入は總て自由ならしめるところとしたのである。

(一) 砂糖、糖蜜、糖水

(二) 揮發油

(三) 朝鮮に於て消費稅を課する物品にして移出地に於て消費稅を課せざるもの

(四) 移出地に於て朝鮮に於けるよりも低率の消費税を課するもの

(五) 朝鮮移入に際し移出地の消費税の戻免税を受くるもの

昭和十五年度中に於ける移入税収入額は四百三十一萬一千九百五十九圓である。

三、噸税

噸税は外國貿易の爲、外國に往來する船舶が開港に入港した場合に之を課し、從來關税と同様併合當時の宣言に基いて、外國又は内地、臺灣、樺太から朝鮮開港に入港する船舶に對しては舊率に據つて課税したが、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噸税法の例に依ることに改めると同時に朝鮮と内地、臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸税を課さないことにした。昭和十五年度中に於ける噸税収入額は七萬一千二百八十八圓である。

四、出港税

出港税は内地、臺灣又は樺太に於て内國税を課する物品及朝鮮に於て輸入税の特例を設けた物品に對し、朝鮮と内地、臺灣又は樺太との間に於ける内國税及關税の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定したものであつて、當該貨物を内地、臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課するものである。

昭和十五年度中に於ける出港税収入額は七十五萬三千百一十一圓である。

四金融

通貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券である。舊韓國貨幣は大正七年四月貨幣法が朝鮮に施行せられるやうになり、大正九年末限その通用を停止し、其の後五年間政府に於て通貨を以て之と引換へたのである。

朝鮮銀行券以外の通貨流通見込高

年	別	金貨	補助貨及 小額紙幣	日本銀行券	合計
昭和					
十一年末			九、二一四		九、二一四
十二年末			九、六三四		九、六三四
十三年末			一〇、五一二		一〇、五一二
十四年末			一二、三二八		一二、三二八
十五年末			一九、〇三五		一九、〇三五
十六年六月末			二三、五二一		二三、五二一
			二四、六七四		二四、六七四

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依つて發行する銀行券で、其の發行制度は正貨準備による發行と保證による發行とに區分せられてゐる。朝鮮銀行券は大正六年十二月一日以降關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても強制通用力を賦與せられ、通貨制度不安な滿洲に信用ある日本通貨を供給して其の産業の開發に寄與して來たのであるが、滿洲興業銀行の設立を契機とし、昭和十二年一月一日朝鮮銀行は在滿支店（關東州を除く）を同銀行に引繼いだので朝鮮銀行券の滿洲國內に於ける發行は茲に廢止せられることになつた。又滿洲に於ける補助貨の缺乏を補ふ爲朝鮮銀行に於ては滿洲各店限り、大正五年六月十二日以降五拾錢・貳拾錢及拾錢の小額仕拂手形を發行し、其の發行高百六十九萬圓に及んだ。其の後補助貨の流通普及と共に昭和三年三月十五日以降之が發行を廢止し、滿洲事變勃發以來軍用資金として再び之を發行するに至つたが、在滿支店の撤廢に伴ひ漸次引上げられ一時は五十六萬餘圓に減少した。次で支那事變の勃發により軍用通貨として北支方面に於て之を發行するに及び再び増加し昭和十三年六月末には三百四十七萬五千圓を算したが、同年九月以來聯銀券が軍用通貨として流通するに及び漸次回收され昭和十五年六月末には百九萬餘圓に減少した。昭和十三年六月一日から臨時通貨法を朝鮮にも施行せられることとなり、臨時補助貨幣が流通市場に登場することとなつた。尙近時の状態に鑑み昭和十六年三月法律第十五號を以て臨時に朝鮮銀行券の正貨準備發行と保證發行との區分を停止すると共に、その發行限度は大藏大臣之を定むることとし、昭和十六年度中は四月一日大藏省告示を以て之を六億三千萬圓と決定せられた。

金融機關

現在朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行があり、不動産金融機關として朝鮮殖産銀行及東洋拓殖株式會社があり、貯蓄銀行業務を營む朝鮮貯蓄銀行があり、商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するものが六、内地に本店を有するものが三ある。尙信託業務を營む朝鮮信託株式會社があり、其の他地方農民及中小商工業者等の庶民金融機關として各地に金融組合及無盡會社等がある。

イ、朝鮮銀行 本府施政直後明治四十四年三月朝鮮銀行法が公布せられ従來韓國の中央銀行であつた韓國銀行を改めて朝鮮銀行と稱した。現在同行の資本金は四千萬圓で、中央銀行として國庫金の出納、國債事務等の取扱、銀行券を發行する外、左の業務を營んでゐる。

- (一) 爲替手形其の他商業手形の割引
- (二) 平常取引する諸會社、銀行又は商人の爲替手形金の取立
- (三) 爲替及荷爲替
- (四) 確實なる擔保ある貸付
- (五) 諸預り金及當座貸越勘定
- (六) 金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り
- (七) 地金銀の賣買及貨幣の交換
- (八) 擔保附社債信託業務
- (九) 尙政府の認可を受くるときは公共團體に對する無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことが出來、營業の都合に依つては國債證券、地方債證券其の他確實なる有價證券を買入れることが出來るのである。

同銀行は本店を京城に置き、朝鮮内樞要の地に支店出張所十四を設け、尙爲替の調節及貿易助長の爲、東京・大阪・神戸・下關・名古屋・大連・旅順・青島・上海・濟南・天津・北京・石門・太原・紐

育に支店又は出張所を有してゐる。

朝鮮銀行業務概況

年次	公稱資本	拂込資本	積立金	政下府	借入金	預金	貸出金	銀行券發行高
昭和十五年末	40,000	35,000	2,900	81,333	124,355	1,073,966	1,017,972	580,533
昭和十六年六月末	40,000	35,000	2,150	76,166	33,092	1,263,466	933,066	509,134
鮮内	—	—	—	—	—	33,948	473,038	413,544

朝鮮殖産銀行 大正七年十月の設立に係り、其の資本金は六千萬圓で本店を京城に置き、鮮内樞要の地に支店五十九、出張所一、派出所六を置くの外、尙東京及大阪に支店を設け、左の業務を營んでゐる。

- (一) 五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り、不動産又は不動産上の権利を擔保とする貸付
- (二) 五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付 (三) 法令の規定に依り設定した財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付 (四) 農業者又は工業者十人以上連帶して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付 (五) 公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付 (六) 金融組合・漁業組合其の他營利を目的としない産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付 (七) 朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要な貨物を質とする貸付 (八) 國債證券又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付 (九) 爲替及荷爲替 (十) 公共團體の債券朝鮮金融債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受並に政府保證債券資金に依る朝鮮總督の認可したる株式の應募又は引受 (十一) 擔保附社債に關する信託

事業(十二)預り金又は地金銀・有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋拓殖株式會社若は日本産金振興株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金銭出納の取扱を爲すの外朝鮮總督の指定に基いて普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務をも營んでゐる。
尙同行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り(年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並朝鮮殖産銀行令第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けた債券及社債券現在高を超過することは出来ない。但し政府保證債券を發行する場合は此の限りではない)債券を發行することが出来る。

朝鮮殖産銀行業務概況

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	債券發行高	預金	貸出金	政府貸下金
昭和十五年末	六〇,〇〇〇 <small>千円</small>	三五,〇〇〇 <small>千円</small>	二一,七四二 <small>千円</small>	五七七,〇二九 <small>千円</small>	三三三,五六〇 <small>千円</small>	九四八,三三三 <small>千円</small>	一一,一四六 <small>千円</small>
昭和十六年六月末	六〇,〇〇〇	四三,五〇〇	三三,三四二	六〇七,六六二	四三三,四六二	九五五,七八五	一一,一四六

備考 預金及貸出金には朝鮮に關係のない分を、貸出金中には引受債券を含まぬ。

ハ、朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金は五百萬圓で本店を京城に、釜山に支店出張所、平壤・仁川・咸興・光州・群山・木浦・大邱・新義州・清津・元山及鎮南浦府に支店を置き、更に其の營業所所在地外の朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所を其の代理店としてゐる。

朝鮮貯蓄銀行業務概況

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	預金及積金	貸付金	所有價證券	預け金
昭和十五年末	五,〇〇〇 <small>千円</small>	三,七五〇 <small>千円</small>	二,一七〇 <small>千円</small>	一三二,九三七 <small>千円</small>	四四,五六九 <small>千円</small>	八三,七三〇 <small>千円</small>	五,八九六 <small>千円</small>

昭和十六年六月末

五、〇〇〇

三、七五〇

二、四〇〇

一、四、三二二

四七、七四

八九、五〇四

一五、四九二

二、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次設立の増加を見、且つ内鮮人間の經濟關係が密接となるに隨つて内鮮人の合同經營に係るものが出現するに至つたので、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に互つて改正を行ひ來つたが、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたので、昭和三年十二月之等の改正を行ひ、翌四年一月から施行した。昭和十六年六月末現在の普通銀行は朝鮮に本店を有するものが六、其の支店出張所が百二十一、内地に本店を有する銀行の支店が六である。

普通銀行業務概況 (昭和十六年六月末現在)

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	九、九二五 <small>千円</small>	四、九七五 <small>千円</small>	三、〇二七 <small>千円</small>	一六五 <small>千円</small>	一六、八五四 <small>千円</small>	一一、九六八 <small>千円</small>
漢城銀行	三、〇〇〇	一、八七五	九四六	—	一一、〇八二	九、六五五
東一銀行	四、〇〇〇	三、七七五	一、四三六	—	四、三五三	四、〇八〇
湖南銀行	二、〇〇〇	一、八七五	九四〇	—	二、九八五	一三、九八九
慶尙合同銀行	二、二五〇	一、三三一	四五六	—	九、七三六	八、九三三
大邱商工銀行	一、〇〇〇	三五〇	二二五	—	一〇、六九六	九、〇二七
第一銀行支店	—	—	—	—	五、八九二	四、六二〇
安田銀行支店	—	—	—	—	四、九五一	四、七六六
金					四三	

金融

四四

三和銀行支店

合 計

昭和十五年末

本、信託會社

土地・共濟(以上京城)

年十二月朝鮮信託(京城)

現在同社の支店は群山・釜山・木浦・平壤・大邱・咸興の六箇店である。

朝鮮信託株式會社業務概況

年 別	資 本 金	拂込資本金	積 立 金	各種信託受託高
昭和十五年末	10,000 <small>千円</small>	2,500 <small>千円</small>	1,100 <small>千円</small>	151,401 <small>千円</small>
昭和十六年六月末	10,000	3,500	1,373	151,107

へ、手形交換所 明治四十三年七月京城に、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に、同十三年九月清津に、同十五年七月咸興に之を設立し、以上全鮮に於ける手形交換所は十一箇所である。

ト、金融組合 明治四十年地方金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合が設立され、農民

の經濟を緩和し、産業を助長したこと少くなかつたが、時勢の進運に従つて、大正三年に至り準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布して、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張した。次で同七年六月更に其の一部を改正して、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者其の他にも及ぼし、殊に都會地には主として中小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めしたが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に互つて準據法を改正し、其の運用に依つて庶民金融機關としての機能を遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織・事業の概要を摘記すれば左の通である。

- 一 組合員は組合區域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入させる。
- 二 組合員の責任は有限責任で出資一口以上（一口の金額十圓以上五十圓以下）を負擔させ、之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くことが出来る。而して組合長・監事及評議員は組合員中から選任させ、理事及副理事は朝鮮總督が任免する。
- 四 組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金から成り（村落組合に在つては外に政府の下付した基本金を有する）左に掲げる業務を行ふ。
 - (イ) 組合員に對して其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること
 - (ロ) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入れること
 - (ハ) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること
 - (ニ) 組合員でない者から貯蓄銀行令に定められた預金及定期積金を受入れること及無盡會社からの預り

金をすること（ホ）他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介をすること（ハ）供託又は地方金融の調節に關して朝鮮總督の命令した業務を爲すこと。

尙都市組合は右（イ）號の資金の爲、手形の割引を爲すことを認められる。

金融組合業務概況（昭和十六年六月末現在）

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込濟 出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
村落組合	六五八	三二二	二、〇八〇、〇八七	一四、〇五九 <small>千円</small>	三〇、五七〇 <small>千円</small>	二八、七〇一 <small>千円</small>	一四四、九四四 <small>千円</small>	二九三、六七九 <small>千円</small>	三〇一、五三〇 <small>千円</small>
都市組合	六	三	一、七、二九四	二、六三〇	七、五八一	一、三六九	八六、九七四	一四六、八九六	八〇、〇二六
計	七三三	三二五	三、八、五三一	一六、六八九	三八、一五一	三〇、〇九〇	三三二、九二八	四四〇、五七五	三八一、五五六

チ、朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展したが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて官廳だけに委すは組合の積極的活動を促進する上に遺憾とする點が少くなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並に其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立し、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設した。其の組織事業の概要は左の通である。

一 朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、業務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の増進を圖ることを目的とする非營利有限責任の法人で、其の本部を京城府に、支部を各道道廳所在地に置く。

二 朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定した産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上（一口の金額五百圓）を負擔させる。之に對しては年七分以下を配當する。

三 朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督が任命し、監事は總會に於て會員の代表者中から選任する。

四 朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金から成り、左に掲げる業務を行ふ。

- (一) 會員に必要な資金を貸付すること
- (二) 會員に對して手形の割引を爲すこと
- (三) 會員の爲に爲替業務を爲すこと
- (四) 會員からの預り金をすること
- (五) 會員に對して業務上の指導をすること
- (六) 會員相互の聯絡及業務上の便宜を爲ること
- (七) 會員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲に必要な業務を爲すこと。

朝鮮金融組合聯合會業務概況 (昭和十六年六月末現在)

支部數	會員數	拂込濟	諸積立金	政下金	借入金	金融債券	預け金	預り金	貸出金
一三	六五	千円 五、五九九	千円 二、四九九	千円 三、四三五	千円 三、七三二	千円 三、九六〇	千円 一〇九、一三二	千円 三二九、五五三	千円 二六、七四七

●●● 殖産契 昭和七年時局匡救對策として鮮内に自力更生運動勃興し、其の進展に伴ひ金融組合への中
●●● 小産業組合員の増容及組合員の經濟指導が益々必要となつたので、昭和十年殖産契令を公布施行した
●●● 其の組織事業の概要は左の通である。

一 殖産契は部落其の他之に準ずる地區内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き、契員の經濟の發達を圖る爲共同の事業を爲すを以て目的とする非營利法人で、必然的に金融組合員又は産業組合員となる。

二 契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融組合又は産業組合の理事を以て之に充つ。

一 契の事業は契員の爲生産品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置、産業の指導獎勵及共濟事業等を行ふ。殖産契は道知事之を監督し、道知事は契の事業又は財産の狀況に依り契に對し事業の制限を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得。

四 契員の責任としては殖産契が其の財産を以て債務を完済すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負擔し又加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務には脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ。

昭和十五年六月末現在に於ける金融組合所屬下の殖産契は一萬七千四百十七である。

又、無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したが、時勢の進運並に朝鮮の實情に鑑み昭和六年六月準據法令の全般的改正を行ひ、更に昭和十一年五月合併の簡易化を圖る爲準據法の改正を行つて、益々庶民金融機關としての發展を期待せられるに至つた。其の合併は着々進行中である。

無盡會社業務概況 (昭和十六年六月末現在)

會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
六	一六、八四九、五〇〇 円	五、九三三、〇〇〇 円	一、九二五、一〇三 円	三、一一三	一、〇、五五〇	二八三、五二六、八〇〇 円

五 農 業

土地 及 氣候

朝鮮は南北に長く位置し南の氣候と北の氣候とは著しい相違があるが、夫々の地方の風土に適した農業が發達して居り、農業の出來ぬ地方とは無い。土地の拓けてゐる點では中鮮地方が最も廣く北鮮地方になると未だ開拓の餘地もあり、一農家當りの耕地も廣い。農耕地は西海岸に面した方面に廣く高度が概して低いが、東海岸方面は概して耕地狭く標高も高い。耕地の全面積に對する割合は中鮮地方は約三割内外南鮮地方は約二割内外北鮮地方は約一割五分内外である。其の總面積は四百九十餘萬町歩で内三割六分は畚である。氣候は西側及南鮮方面は溫暖で内陸は大陸性の氣候を帯び、東側は夏期稍々冷涼で處により寒流の影響を受ける處もある。高地帯は特に冷涼である。一般に夏作物生育期間は雨季で收穫期は乾燥するから收穫物の品質は甚だ良好である。

國 有 未 墾 地

國有未墾地の面積は概算九十萬町歩に達し、國有未墾地利用法に依り此等未墾地の利用開發を獎勵してゐる。即ち面積十町歩未満のものは通知事の處分に移し、面積十町歩以上のものは朝鮮總督の許可を

受けること、貸付期間は十箇年を限度とし、開墾・牧畜又は植樹の爲若は公共の利益となるべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したものには土地の状況其の他特別の事由に依り拂下の必要ありと認められた場合の外は凡て之を附與することにしてゐる。貸付料は一町歩に付五十錢であるが、特別の事由ある場合には減免せられる。昭和十四年度末現在に於ける付與拂下は一萬五千三百八件、面積三萬二千七百二十五町歩であつて、現在貸付許可中のものは一千九百六十八件、面積三千八百九十三町歩に達してゐる。

公 有 水 面 (干潟及沼澤)

干潟及沼澤は従來國有未墾地として取扱はれてゐたが、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受けることとなつた。干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩に達してゐるが、其の内地改良基本調査計畫に依る開墾見込面積七萬三千三百五十七町歩中、事業未着手にして將來開墾し得る面積は二萬五千九百六十九町歩である。而して昭和十四年度末現在に於ける竣功認可は三千四百二十九件、面積四萬七千四百八町歩であつて、現在埋立免許中のものは一千七百七十二件、面積一萬九千七百九十町歩である。

農 業 者

農業者の状況は左表の通であつて、大地主は多く都會に住居し、土地所在地に土地管理者を置いて小作地を管理し、小作料を徴收するを普通とする。小作料徴收の方法は、概ね(一)秋收期に檢見を行ひ、生産額の二分の一を標準として小作料額を定むるもの(二)收穫時に其の收穫物を折半し、其の一を小作料とするもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くものゝ三種である。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものもあるが、一般には口約で之を定むるを普通とする。昭和十五年末農業者は左の通である。

農 業 者 戸 數

自作	自作兼小作	小作	純火田民	被備者	計
五五〇、八七〇 <small>戸</small>	七二、三三〇 <small>戸</small>	一、六二六、七三三 <small>戸</small>	五、九六〇 <small>戸</small>	一〇一、六〇六 <small>戸</small>	三、〇四六、五四六 <small>戸</small>
内 地 人	朝 鮮 人	滿洲國人及中華民國人	其ノ他ノ外國人	計	
六、八二六 <small>戸</small>	三、〇三六、八七〇 <small>戸</small>	二、八五五 <small>戸</small>	三、〇四六、五四六 <small>戸</small>		

備考 本表中被備者とは耕地を所有並に占有せず、他人に雇傭されて農業に従事し、獨立の世帯を樹つる者を謂ふ。

農 産

朝鮮に於ける農産物の生産は地勢と氣候とにより地方的な特徴を示す。米の主産地帯は南鮮地方から

西海岸に沿ふて北上する地域であり、粟の主産地帯は米よりも内陸に入り極く山手を除いて北から朝鮮地方の北部に入り東海岸に沿つて北上する地域である。玉蜀黍の生産地帯は粟地帯の西側に沿ふて平北の中間部から江原道迄の山手に沿ふて南下し、馬鈴薯は主に江原道以北の東海岸地方から北上して高地帯まで及んでゐる。麥類では大麥地帯は中鮮地方の西側から朝鮮地方に及び、稈麥は中鮮地方の南部西側から南鮮西側を廻つて慶南に入り、而して小麥は西鮮の中部地方から中鮮の内陸を通つて南鮮の内陸に及び、燕麥は北鮮高地帯を主産地としてゐる。次に大豆の生産地帯は西鮮地方の山手から中鮮地方の山手及東側に亙り北鮮東海岸に沿ふて北上し、棉は南鮮地方から中鮮、西鮮地方の西側稍々内陸に入つた地方に、亞麻は北鮮高地帯と一部地續の平坦部に擴つてゐる。

イ、米 農業生産額中の首位を占むるもので、施政當初は畚の荒類甚しく、其の收量品質ともに劣等であつたが、改良増殖を圖つた結果、今日では其の面目を一新し、昭和十五年に於ては平年作に比し稍劣りたるも猶二千百五十三萬石の生産高を示すに至つた。然るに朝鮮は米穀増産の餘地尙多く且つ帝國の主要食糧供給地たる重大使命に鑑み、國策上昭和十四年度以降之が大増産計畫を樹て目下着々其の實施に努めてゐる。

ロ、大豆 品質收量共に佳良で、内地及滿洲種に比し蛋白質に富んでゐるから、豆腐・味噌・醬油等の原料として貴ばれ米に次ぐ重要移出品である。

ハ、麥 大麥・小麥及稈麥を主とし、鮮内に消費せられる額が益々増加する狀況である。

ニ、粟 西北部の主要畑作物であり、該地方の常食品として重要視されてゐるが、未だ鮮内の需要を充すに至らない。

主要農作物作付段別及收穫高

(米は昭和十五年其の他は、自昭和十三年至同十五年三箇年平均)

作付		反別		收穫		一段歩收穫高	
水	陸	水	陸	水	陸	水	陸
稻	稻	計	計	稻	稻	稻	稻
一、六二六、三五八 <small>町</small>	一、五、六二二・七 <small>町</small>	一、六四二、七四八・五 <small>町</small>	五、二、四〇四、四二〇 <small>石</small>	一三三、九三三 <small>石</small>	一、二、五七、三九三 <small>石</small>	一、三三六 <small>石</small>	〇・七八 <small>石</small>
大	小	大	小	大	小	大	小
麥	麥	裸	裸	麥	麥	裸	裸
八三六、三二・三 <small>町</small>	三、四七、七〇二・一 <small>町</small>	三〇八、八四七 <small>町</small>	七、二九〇、三〇九 <small>石</small>	三、二二〇、七三三 <small>石</small>	二、八八〇、七八 <small>石</small>	〇・八三 <small>石</small>	〇・六七 <small>石</small>
作付	反別	收穫	一段歩收穫高	收穫	一段歩收穫高	收穫	一段歩收穫高
大	小	大	小	大	小	大	小
豆	豆	豆	豆	豆	豆	豆	豆
七五三、四三四 <small>町</small>	四三、六九三・六 <small>町</small>	七六四、五九・四 <small>町</small>	三、一五五、五七五 <small>石</small>	六六一、六三三 <small>石</small>	四、八四三、四八二 <small>石</small>	〇・四六 <small>石</small>	〇・三七 <small>石</small>
大	小	大	小	大	小	大	小
粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟
七五三、四三四 <small>町</small>	四三、六九三・六 <small>町</small>	七六四、五九・四 <small>町</small>	三、一五五、五七五 <small>石</small>	六六一、六三三 <small>石</small>	四、八四三、四八二 <small>石</small>	〇・四六 <small>石</small>	〇・三七 <small>石</small>

ホ、甘藷 南鮮地方に多く栽培せられ、農家の補食用とされてゐる。
 ヘ、馬鈴薯 北鮮地方に多く産し、品質佳良、其の栽培年々増加し、甘藷と共に農家の需要を充してゐる。

ト、果實 風土極めて果樹の生育に適するので、羅州・大邱・三浪津・金海・黃州・鎮南浦・下襄・戎

興・徳源・安邊・羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に従事する者年々増加するに至つた。而して其の重なるものは苹果・梨・葡萄・桃・柿である。

チ、蔬菜 従來白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蕃椒・蒜等の栽培多く行はれ、成歡甜瓜・江西甜瓜・開城・京城白菜の如きは其の最なるものである。

リ、棉花 在來棉は纖維太くして短く彈力に富み、特殊の用途に適するも、繰綿歩合低く且品質優良ならざるを以て明治三十九年以來政府保護の下に、收量繰綿歩合共に多く、纖維細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨勵した處、成績良好にして年々其の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地棉作付反別一千二百六十八町歩、其の栽培戸數僅かに二萬九百餘戸であつたものが、昭和十五年には作付反別二十九萬三千四百七十七町歩、其の栽培戸數百五十五萬六千二百五十七戸の多きに達し、尙陸地棉に不適當と考へられて居た黃海道・平安南道・平安北道・江原道にも栽培法の改善品種の改良により陸地棉が栽培され、在來棉は年々減少の傾向にある。尙氣候的理由により上記地方の一部にのみ在來棉が栽培され、昭和十五年に於てその作付面積一萬四千三百二町九反歩、栽培戸數十一萬四千四百二十七戸である。而して昭和十五年は稀有の甚だしき不作の現象を現出するに至つたが、尙其の生産總計は一億八千六百八十四萬五千九百九十八斤を示した。

作 付 段 別		收 穫	
陸 地 棉	在 來 棉	陸 地 棉	在 來 棉
計	計	計	計
二七九、一七四、四町	一四、三〇一、九町	一八〇、三三、五四〇斤	一八、六八、〇八斤
			一八六、八四、五五八斤

養 蠶

イ、桑苗 施政以來各農蠶獎勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努力すると共に内地より優良品種を移入し、一方當業者を指導督勵し、桑苗生産の助長と其の圓滑なる普及計畫を樹て、獎勵した。斯くて現在では内地系の魯桑・魯桑實生・市平・赤木・島の内・改良鼠返等の優良品種と在來桑たる耐寒性强き錦桑・秋雨・唐桑等優良適種の選出を見るに至つた。而して此等桑苗の生産地は、今や全鮮各道に行はれ、昭和十五年に於ては桑苗生産業者八百五十七人其の生産額は八千三百七十八萬本に達するに至つた。

ロ、蠶種 蠶種は往時養蠶家自ら之を製造し、且其の種類の如きも雜駁劣等な三眠蠶であつたので、施政以來勸業模範場(現農事試験場蠶絲部)に於て優良蠶種を製造配付する傍、内地蠶種をも移入配付し、一面地方廳に於ては原蠶種製造所を設置して原蠶種の配付及地方的試験調査を行ふと共に蠶種製造者を養成し更に、大正八年四月朝鮮蠶業令並に其の附屬法令を發布し、道に蠶業取締所を設置し、蠶種製造及移入に制限を加へ、蠶種の取締を爲すに至つた。而して一面養蠶業獎勵機關に於ても鮮内の風土に適應せる蠶種の選定に努め、優良蠶種を製造して、之を蠶種製造者に配付し、普通蠶種の製造を爲さしめてゐる。尙昭和十五年に於ては生絲の米國依存を脱脚する一端として國內向蠶品種新支一〇二、新支一〇三號を追加し蠶絲業の安定化を計るに至つた。而して昭和十五年の蠶種製造者は全鮮を通じ二

百人、其の蠶種製造高百十九萬六千九百九十四枚（合格）で、鮮内の需要枚數以上の製造能力を有する。

ハ、養蠶 養蠶は全鮮到る處に營まれ、就中慶北・江原・全南北の諸道最も多く、その他各道も亦日進の狀勢に在る。從來は劣等な在來三眠蠶であつたが、施政以來品種改良に努め獎勵の結果、漸次飼育技術の向上と共に其の面目を一新し、全鮮到る處優良産繭を見るに至つた。

更に本府は大正十四年より向ふ十五箇年を期し、産繭を百萬石に増殖する計畫を樹立し、爾來年々國庫より補助金を交付したが昭和十二年度を以て本補助を中止し、別に桑田肥培施設費補助として昭和十二年より向五箇年間毎年四萬六千二百九十圓、昭和十五年より産繭増産獎勵費として毎年十萬圓を補助することとした。昭和十五年に於ける狀況は左の通である。

桑田反別	養蠶戸數	蠶種掃立枚數		産繭額			製絲戸數	生生産額
		春蠶	夏秋蠶	計	計	計		
八、四七、四町	八四二、三三戸	一、二八、二六枚	三、七五、三〇九貫	二、三八一、六五五貫	六、〇五六、八三三貫	三三二、一七三戸	五六一、七五〇貫	

ニ、生絲 生絲は輓近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る輸出向優良生絲を製造する様になつた而して其の主要産地は京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平南・江原・咸南等で、昭和十五年に於ける生絲總生産額五十六萬一千七百五十貫、總價額實に四千二百四十九萬八百七十二圓を示し逐年激増の盛況を呈してゐる。

畜 産

イ、牛。朝鮮牛は性質温順體軀強健で、農耕・運搬に適し營農上最重要なるのみならず、肉質も良好であるから食用として亦廣く歓迎せられ、又其の皮は緻密強靱、皮革の原料として好適な資質を具へてゐる。従つて生牛として内地及滿洲に移輸出せられる數量も多く、昭和十五年度に於ては一千七百萬圓に達し、朝鮮移輸出品の樞要なる位置を占めてゐる。施政以來銳意之が獎勵施設を爲したので、逐年良好なる成績を收め、施政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎない畜牛數は、今や百七十四萬餘頭を算するに至つた。而して乳用牛はホルスタイン種を主とし、一箇年間に搾乳せらるゝ頭數は約一千六百頭で、其の搾乳高は二萬三百餘石である。

ロ、馬。朝鮮の在來馬は體軀矮小、力量及持久力に缺け、實用的價値に乏しいので施政以來銳意有能馬の改良増殖に努め、昭和七年には朝鮮競馬令の發布と共に咸北道立種馬所を國營に移管して本府種馬牧場を、昭和十五年には咸鏡南道定平郡定平面に支場を設置し、次で昭和十二年朝鮮馬政計畫の樹立に依り内地馬に依る増殖方針を確立し、以て國防竝に産業上の需要に適應すべき有能馬の増殖を圖ることとし目下着々實施中である。尙又現下の時局に即應する爲軍馬資源確保に關する應急施設計畫を樹立し目下此れが實行中である。

ハ、緬羊。大正八年より咸鏡北道其他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はし

め、同時に元洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試験を行つたが、昭和九年度より新に緬羊獎勵計畫を樹立し、朝鮮の風土に適するコリデル種を獎勵品種と定め、民間牧羊場の保護を爲すと共に、咸北明川郡阿間面に國立種羊場を設置し、先づ飼料の豊富なる西北鮮地方の農家に副業的飼養を爲さしめ、次で昭和十二年度平南順川郡殷山面に、昭和十五年度慶北慶州郡内東面に國立種羊場を、同十五年度京畿道開豐郡中面に國立種牡羊育成所を設置し緬羊飼育獎勵を全鮮に及ぼすこととした。

ニ、豚。在來種は品質劣等なるを以て、早くよりパークシャー種及其の雜種の飼養を獎勵し來つたが、近來豚肉の需要増加と新に豚皮の用途開けたるため、一層之が増殖を圖ることとし昭和十四年より實施中である。昭和十五年末の總頭數百三十二萬頭、内改良種其の約七十二%に達した。

ホ、兔。兔の飼養頭數は昭和十五年末に於て十九萬頭に過ぎないが、兔毛皮は防寒材料として肉は農村に於ける保健食用となり、且つ農家の副業として好適であるから、日本白色種を獎勵品種として昭和十五年よりその飼養を獎勵してゐる。

ヘ、家禽。鶏多數を占め、鶯・鶯及七面鳥等は甚だしい。鶏の在來種は稍小形で體質強健敏捷であるが産卵少き爲、施政以來白色レグホーン種、名古屋種等の飼養を獎勵、其の數漸次増加して、昭和十五年末には總羽數六百六十九萬羽、内改良種の歩合約五十五%に達した。

ト、養蜂。朝鮮に於ては古來蜂蜜を食用及藥用に供したので養蜂を飼養する者少からず、江原道・平安南北道・咸鏡南道が最盛んで、昭和十五年の蜂蜜・蜜蠟生産額は約百三十四萬四千圓に達し、農家の

副業として將來有望である。近時改良種としてイタリアン種・カーニオラン種を飼養する者がある。

穀物検査

一、米穀検査。米は輸移出品の首班で其の改良に關しては種々の施設を爲し、穀物検査令に依り検査を行つてゐるが、其の要點を擧ぐれば、(イ)全鮮を仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・元山の各港を中心とする六検査區域に分ち、(ロ)朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合は必ず検査を受くること、(ハ)検査等級は玄米は一等以下五等の五階級に、白米は一等及二等の二階級に分ち、不合格米は輸出又は移出を禁止し、粳は一等より三等迄の等級を附し其の他のものは之を等外とす。(ニ)玄米は一呎四斗(口樹五合)乃至八合(口樹二合)白米の呎入は一呎六十キログラム(口樹四百)布袋入は十五キログラム(口樹百)及三十キログラム(口樹二百)一(口樹一斤)とす。(ホ)検査後一定期間を経過したるもの、穀物の損傷變質せるもの、包装の損傷したるもの、検査證印及検査所記號等の識別し難きもの、封箋又は票箋の損失せるものは更に検査する。其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點檢を行ふ。(ヘ)検査を了したる米穀には其の包装の表面に検査證印及検査所記號を押捺する。(ト)朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せんとする場合は穀物検査所の承認を要すること等である。

二、大豆検査。大豆は米に亞ぐ重要農産物であつて其の改良は最も緊要であるから、米穀と共に國營檢

査を實施し、検査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一呎の重量を九十斤（口榊二・五斤）としてゐる。

三、小●麥●檢●査 小●麥●も●亦●米●穀●と●共●に●國●營●檢●査●を●實●施●し、●檢●査●等●級●を● 等●以●下●三●等●の●三●階●級●に●分●ち、●一●呎●の●重●量●は●九●十●斤●（●口●榊●一●・●五●斤●）●と●し●た●

四、小●豆●・●菜●豆●・●豌●豆●檢●査 之●等●も●米●穀●と●共●に●國●營●檢●査●を●實●施●し、●檢●査●等●級●を●一●等●以●下●三●等●の●三●階●級●に●分●ち、●一●呎●四●斗●（●口●榊●五●合●）●乃●至●八●合●麻●袋●入●一●袋●百●五●十●斤●（●口●榊●二●・●五●斤●）●と●し●て●ゐ●る●。

五、玉●蜀●黍●檢●査 玉●蜀●黍●は●従●來●之●が●檢●査●を●施●行●し●な●か●つ●た●が、●其●の●生●産●改●良●も●進●捗●せ●ず●量●目●品●質●等●も●亦●不●統●一●を●免●れ●な●い●の●で、●昭●和●十●四●年●九●月●前●記●穀●物●檢●査●令●施●行●規●則●を●改●正●し、●同●年●十●月●一●日●よ●り●之●が●檢●査●を●實●施●し●た●。

検査等級は之を一等以下三等の三階級に分ち、一呎一呎九十斤（口榊一・五斤）、麻袋入一袋百五十斤（口榊二・五斤）としてゐる。

六、大●麥●及●稞●麥●檢●査 昭●和●十●五●年●七●月●二●十●日●朝●鮮●雜●穀●等●配●給●統●制●規●則●が●發●布●せ●ら●れ、●雜●穀●需●給●の●適●正●を●期●す●る●こ●と●と●な●つ●た●が、●雜●穀●中●最●も●重●要●で●あ●る●大●麥●及●稞●麥●は●檢●査●を●施●行●し●て●居●な●か●つ●た●の●で、●取●引●上●不●便●が●多●か●つ●た●か●ら●檢●査●規●則●を●改●正●し●同●八●月●一●日●よ●り●檢●査●を●施●行●し●配●給●の●圓●滑●を●計●る●こ●と●と●し●た●。●檢●査●等●級●は●大●麥●、●稞●麥●共●一●・●二●・●三●等●の●三●階●級●に●分●ち●一●呎●の●重●量●は●大●麥●七●〇●斤●（●口●榊●一●斤●）●稞●麥●九●〇●斤●（●口●榊●一●斤●）●と●し●た●。

肥料

併合以前に於ける朝鮮の農法は所謂掠奪農法であつて、地方の消耗甚しかつたので、施政以來先づ以て之が恢復を圖らむことを期し、専ら自給肥料の増産に努めて來たが、爾來各種農産増殖の必要に迫られ、大正八年よりは一部使用法簡易な販賣肥料の施用を、更に昭和に入りてよりは一般販賣肥料の施用を認むるに至つたので、鮮内に於ける肥料の消費額は逐年増加を來し、昭和十四年度自給肥料二億六千五百萬圓、販賣肥料九千百萬圓、總額三億六千萬圓に達するに至つた。

一、自給肥料の増産奨励 昭和元年度以降十箇年計畫を以て樹立した肥料改良増産奨励計畫は主として堆肥・綠肥の増製・増産を圖るにあり、其の實施成績は略所期の成績を擧げ得たが、昭和十年現在の自給肥料生産額は耕地反當二百十五貫に過ぎず、地力を維持するに必要な數量にさへ達せざる状態であつた。そこで更に昭和十一年度以降十箇年を一期とする第二次自給肥料増産計畫を樹立し、國庫より年額約十七萬圓を補助し昭和二十年度を期して、半島全耕地反當平均三百四貫の自給肥料を施用せしめむこととした。

今昭和十四年末現在自給肥料消費高を示せば次の如くである。

種別	綠肥			肥			耕地反當消費高
	栽培綠肥	天然綠肥	計	糞尿類	灰類	雜肥	
數量	六、二六、三九 <small>噸</small>	一、七四、五八 <small>噸</small>	一、六〇九、〇〇 <small>噸</small>	三、三三、五六 <small>噸</small>	三、四、三四 <small>噸</small>	一、五〇五、三六 <small>噸</small>	一、五、六六 <small>噸</small>
							四〇、三三、三七 <small>噸</small>
							(三四三貫) 九八 <small>噸</small>

農業

六二

金額 一五、二九千円 一三、二五千円 六、八六千円 一八、九四一 三六、三九三 二〇、八九四 千円 九 三三三、三五六 五、三六

二、販賣肥料の奨励 販賣肥料の奨励に關しては、昭和元年度以降農事改良低利資金融通の途を開き購入肥料は可成共同購入に依り成分單價割安肥料を獲得に留意せしむるの外、昭和三年一月より肥料取締令を施行して品位の保全に努め、更に昭和十年よりは系統農會に於ける肥料配給設備の擴充をも勸奨した。其の結果販賣肥料の需要は著しく増加し、昭和十四年に於ては其の消費額九千萬圓を超へる狀況で農産物の增收、農業經營の合理化に多大の効果を齎しつつある。

尙更に肥料の需給圓滑並に價格の公正を期する爲昭和十二年朝鮮重要肥料業統制令を公布し、次で支那事變に關聯し昭和十三年一月朝鮮臨時肥料統制令を施行した。

三、土性調査の施行

以上の如く朝鮮に於ける肥料の消費額は年々躍進的增加を示して居るが、一般農家の施肥法は頗る不合理的であつて何等氣候・土性・作物の特性等を考慮せず、徒に肥料を濫用し爲に被る損害鮮少なからざる狀況であるから之が弊害匡正の爲、昭和十一年度以降十個年を期し既耕地百六十萬町歩に土性調査を施行、各耕地に適應する合理的且つ經濟的施肥法を決定し、農家をして施肥法を誤るところなからしむることとした。

勸農機關

農業は産業中最重要な位置を占め、國民の經濟は一に之に依繫するものがあるから、本府は各種勸農機關を設置して之が改良指導を講じて居る。

イ、農事試験場

- (一) 本 場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。
- (二) 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。
- (三) 西鮮支場 黃海道沙里院に在り、畑作に關する試験調査を行ふ。
- (四) 北鮮支場 咸鏡南道甲山郡普天面に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。
- (五) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、専ら棉花に關する試験調査、育成棉種子の配付等を行ふ。
- (六) 龍岡棉作支場 平安南道龍岡に在り、専ら棉花に關する試験調査、育成棉種子の配付等を行ふ。
- (七) 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。
- (八) 車輦館蠶業出張所 平安北道車輦館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。
- (九) 女子蠶業講習所 本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしむ。昭和十二年迄の卒業生總數七百八十餘名に及んだ。

ロ、種馬牧場

- (一) 本 場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管したもので、

種牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖ると同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖つてゐる。

(二) 支場 咸鏡南道定平郡定平面に在り本場の事務を分掌せしめてゐる。

ハ、種羊場及種牡羊育成所 種羊場は咸鏡北道明川郡阿間面・平安南道順川郡殷山面及慶尙北道慶州郡内東面に在り、主として緬羊の改良増殖を圖り原種羊の配給を、種牡羊育成所は京畿道開豊郡中面に在り種牡羊の育成配給を事業としてゐる。

ニ、道農事試験場 農産の改良増産に關する試験調査、種苗・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ふ、現在各道一箇所宛在りて富川郡(漣川に試験地を設く)・清州(堤川に分場を設く)・大田(禮山に分場を設く)・裡里・光州・大邱・晋州・海州(沙里院郊外に分場を設く)・平壤・定州(江界に支場を設く)・春川(鐵原・江陵・洗浦に分場を設く)・咸州郡・鏡城に設けられてゐる。

ホ、道種畜場・畜産試験場 從來道農事試験場中に併設されて居た畜産に關する試験調査種卵種禽及種豚の配付又は種畜の種付等に關する事項を分離新設したもので、現在廣州郡(京畿)・益山郡(全北)・光州・金泉(慶北)・龜津(黃海)・順川(平南)・定州(平北)・定平(咸南)・鏡城(咸北)の九箇所にある。

ヘ、道種羊場 緬羊の増殖奨励に伴ひ之が試験調査及種羊育成を行ふ。現在丹陽(忠北)・保寧(忠南)・蔚山(慶南)・平康(江原)・鍾城(咸北)の五箇所である。

ト、道原蠶種製造所 各道にあり。原蠶種の製造配付を爲すと共に、蠶業に關する試験調査を行ふ。

チ、道蠶業取締所 各道に一箇所宛あり。蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣・繭販賣に關する取締を爲す。

リ、緬羊協會 日滿緬羊協會朝鮮支部として朝鮮緬羊協會の名稱の下に緬羊従業者を以て組織す。本府の緬羊獎勵計畫の側面的助成機關として緬羊の改良増殖及生産物の有效なる利用方法を講じてゐる。

農 業 團 體

イ、果物同業組合 本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生産物の共同販賣をなす團體で、朝鮮重要物産同業組合令に依つて設立するもの及び之に依らないものとの二種がある。其の著名なものを舉ぐれば左の如くである。

(一) 重要物産同業組合令に依りて設立せるもの

- 鎮南浦果物同業組合 三浪津果物同業組合 慶尙北道果物同業組合
- 黃州郡果物同業組合 羅南鏡城果物同業組合 金海郡果物同業組合
- 完山果物同業組合 安邊郡果物同業組合 開城果物同業組合

(二) 重要物産同業組合令に依らざるもの

- 羅州果物組合 咸興果樹組合 定州果樹組合

朝鮮蠶絲會 本會は朝鮮蠶絲業の改良發達を目的とし、全鮮の蠶絲業者を以て組織してゐる

る。朝鮮民間に於ける蠶絲業の中樞機關として斯業の伸展に努めてゐる。

ハ、朝鮮蠶種製造業組合中央會 本會は各道蠶種製造業組合相互の氣脈を通じ、協同一致して營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進するを目的とする。

ニ、朝鮮製絲協會 本會は會員の營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進すると共に朝鮮蠶絲業の改良發達に貢獻するを目的とする。

ホ、朝鮮桑苗組合聯合會 本會は各道桑苗組合を以て組織し、組合相互の氣脈を通じ、協同一致して斯業の改善を圖り、營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進するものである。

ヘ、朝鮮農會道郡島農會 大正十五年三月實施した朝鮮農會令に依つて先づ全鮮を通じ二二〇の郡島農會が成立し、次いで全鮮各道農會の成立を見、翌昭和二年三月十四日系統農會の最高團體たる朝鮮農會の成立を見、茲に系統農會を組織を完成し、其の後昭和八年四月畜産同業組合を解散して其の事業一切を各系統農會に繼承し、茲に農業團體の整理統一を遂げたのである。而して本會の事業は農業に對する指導獎勵、福利増進（共同販賣、購買利用）研究、調査、紛議の調停仲裁、その他教育的社會的施設等である。

朝鮮穀物協會 全鮮主要米產地及集散地の米穀商組合を以て組織するものである。

鮮米協會 朝鮮米の眞價を内地に周知せしめ、販路の擴張、取引の斡旋を圖る爲朝鮮總督府と朝鮮穀物商聯合會と米穀生産者との三者協力の下に創設したもので、現在支部所在地は東京・名古屋・大

阪等である。

リ、果實協會 朝鮮に於ける果樹栽培は近年著しき普及發達を遂げ内地・滿洲及中華民國に對し約七百萬貫を輸出する盛況を示すに至つたので、昭和十四年十一月朝鮮に於ける果樹栽培の改良發達並に斯業者の福利増進を圖る目的を以て組織した。産業組合及果實同業組合並に果樹業者を主たる會員とする。

ヌ、纖維協會 昭和十三年十月に出來た財團法人で、内外諸般の情勢に鑑み、棉花其他各種纖維作物の栽培獎勵並に之が需給の圓滑を圖ると共に代用纖維の研究調査をなし、之が生産助長に資するを目的とする。

ル、日本棉花栽培朝鮮支部 帝國産業の基調たる紡績原料を我が東亞經濟圏内に確保する爲、朝鮮・關東州及滿洲に止らず棉作適地たる臺灣・南洋群島の地にも可及的棉作獎勵の目的達成を期し、昭和十三年一月設立せられた日本棉花栽培協會の朝鮮支部である。

水利組合

一、水利組合 朝鮮水利組合令は大正六年十月一日から施行せられ、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令の施行に伴つて一部の改正を見た。朝鮮水利組合令の概要は左の通である。

イ、目的 水利組合は法人であつて、官の監督を受け、灌漑・排水・水害豫防又は朝鮮土地改良令第

一條の土地改良を以て其の目的とする。尙土地改良を目的とする水利組合は、當分の内組合區域内の農事改良に關する施設をも爲すことが出来る。

ロ、區域及組合員 水利組合事業の爲利益を受ける土地を以て其の區域とする。而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合は、畚及畚に變換すべき田若は未開墾地等の所有者を、又水害豫防を目的とする組合は、畚田垡の所有者及事業の爲利益を受ける家屋其の他の工作物の所有者を以て其の組合員とするのであるが、國有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約をした者、並に公有水面埋立の免許を受けた者は、之を土地所有者と看做される。

ハ、設置合併分割廢止又は組合區域の變更 水利組合の設置は組合員たるべき者の中五人以上の者が創立者と爲つて組合規約を作り、組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て、朝鮮總督の認可を受けなければならない。但し公有水面を組合區域に包含する場合には尙公有水面以外の土地の所有者の三分の二以上にして、公有水面以外の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得ることとなつて居る。又組合の合併・分割・廢止又は區域の變更をなさんとするときには、組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けなければならない。

機關

(一) 組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲、組合長を置き、書記及技士をして

其の事務を補助せしめ、特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長・理事・出納役・技士長又は委員を置くことを得る。

(二) 評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し、組合規約の變更・組合の費用を以て支辨すべき事業・組合の豫算・組合費・夫役現品・使用料・加入金の賦課徴收・起債其の他重要事項の諮問機關である。評議員は組合員中より互選し、道知事の認可を受くるを要し、其の任期を四年とす。

ホ、經費 水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し、經費を支辨するが、之が爲組合員に對し、組合費又は夫役現品を賦課する。即ち灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土地に對し、水害豫防を目的とする組合に在つては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課する。尙夫役は水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者にも組合區域内に居住し其の利益を受くる者に對し之を賦課することとなつて居る。又組合の區域を擴張した場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴收し、又其の他營造物の使用に對して使用料を徴收し、或は積立金を爲し、起債等を爲すことを得るものである。

ヘ、監督 水利組合は第一次に府尹・郡守・島司、第二次に道知事、第三次に朝鮮總督が之を監督することとなつて居るが、府尹・郡守又は島司が組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次に於て道知事、第二次に於て朝鮮總督が之を監督する。又組合の區域が二道以上

に互るときは、第一次が朝鮮總督の指定したる道知事、第二次が朝鮮總督である。尙二百町歩を超えない水利組合に對する朝鮮總督の監督權は之を道知事に委任せられて居る。

昭和十六年三月末日現在に於ける組合數は三百、蒙利面積總計は二十五萬二千五百五十二町歩である。

二、水利組合聯合會 二以上の水利組合が共同事業を爲すの必要あるときは、其の協議に依り朝鮮總督の認可を受けて水利組合聯合會を設くることを得る。聯合會は法人で事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずる。而して現在に於ける聯合會としては、財政整理を主たる共同目的とする陽東水利組合外三十四組合を以て組織する更生水利組合聯合會と、朝鮮土地改良事業の發達を圖り會員相互の共同の利益を増進する目的を以て、全鮮水利組合を會員としたる朝鮮水利組合聯合會がある、其の事務所は共に京城に在り後者は全鮮十三道に各支部を設けて居る。

米 穀 倉 庫

朝鮮米の移出高は、生産の増加と品質の改良とに伴ひ年と共に著しく増加して來たが、農家の經濟金融・貯藏設備不備等の爲、移出高の大半は出來秋より僅に四、五箇月間に搬出せられ、之が爲内地市場及農村に及ぼす影響大なるのみならず朝鮮農家の蒙る損失亦尠くなかつたので昭和五年朝鮮米穀倉庫計畫を樹立し、一は主要なる米の生産地に小規模の倉庫(農業倉庫)を成るべく多數に普及し、主として農民の

出來秋に於ける放賣を防止し、一は主要なる米の移出地に比較的大規模の倉庫(商業倉庫)を設置し、主として農民の手放したる大量米の一時的内地移出を調節することとした。

一、農業倉庫 農會・産業組合等を其の經營主體とする。昭和十六年六月末現在の狀況は左の如くである。

	設置箇所數	坪數	收容力
十三道合計	六七	三〇、四八〇坪	一、三二〇、二二六石
一、商業倉庫			
米穀倉庫計畫に依り設置せる朝鮮米穀倉庫株式會社倉庫			
釜山・馬山・麗水・木浦・群山・江景・仁川・海州・鎮南浦・元山・浦項・新義州・京城・大邱に在り其の狀況は左の如くである。			
(昭和十六年六月末現在)			
所有倉庫			
經常借庫			
合計			
七二、二四一坪		七四、〇八六坪	二、五九二、七二九石
一、八四五坪			

六 林業

昭和十四年十二月末現在林野の總面積は約一千六百三十一萬町歩で、全土の七割三分強を占めてゐる。朝鮮は古來林政不備、封山の如き特殊保護林を除くの外は、公山と稱して人民の自由採樵に委したので、到る處濫伐を行ひ、火田を起し、或は急斜地を開墾し、爲に其の大部分は荒廢に歸し、僅に陵園墓附屬の地及鴨綠江・豆滿江の流域等に於て林相を保つたに過ぎず、其の結果、産業の發達を妨げ、國土の保安を害すること甚しかつた。是に於て本府は新に森林令を布き、國土の保安・危害の防止・水源の涵養・公衆衛生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を制限し、又永年禁養林讓與の途を開きて愛林の美風を助長し、或は造林貸付の制度を設けて造林事業促進の策を講じ、其の他年中行事として記念植樹を行ひ又は造林補助の途を開き、或は砂防事業を行ひ或は保護指導機關の充實を圖り來つたので、年と共に林地・林相の革進發達を見るに至つた。最近の林相を示せば次の如くである。

林相別面積 (昭和十四年十二月末現在)

立木地	二、五 ^{千町} 六	散生地	二、二 ^{千町} 一	無立木地	一、二 ^{千町} 六	其の他	一、五 ^{千町} 三	合計	一、六、三 ^{千町} 三
-----	---------------------	-----	---------------------	------	---------------------	-----	---------------------	----	-----------------------

林産額は全鮮を通じて最近一箇年二億萬圓以上に達し、その殆ど全部が鮮内に於て消費されるが、猶

は年々多量の用材・竹材・竹製品等の輸移入を見、輸移出としては少量の用材・木炭・栗實を擧げ得るに過ぎない。昭和十五年に於ける林産額は約二億三千六百萬圓でその主たる林産物は用材、薪材、枝葉其の他の林産燃料、竹材、木炭、肥料原料及家畜飼料等である。

國有林野の保護

國有林野の保護に就ては、併合以來適當の箇所を森林保護區を設け、又一部の地方に付ては山林監視所を特設して林野の保護に當らしめ、爾來制度の改革及機關の増減等幾多の變遷があり昭和十五年四月營林機關の統一に伴つて營林財産たる道所管要存豫定林野を營林署へ移管した結果、昭和十五年末に於て國有林野五百四十一萬町步中四百三十萬町步（要存豫定林野 四百八萬町步）に付ては左表の通營林署に保護機關を配備し、爾餘の百十一萬町步（要存豫定林野 十二萬町步）に付ては道をして之が林野の保護に當らしめてゐる。

所管別	國有林野面積	保護區配備林野面積	森林保護區	同上			計
				森林主事	配置	補	
道	萬町步 一一二 (九九)	萬町步 一	區 一	人 一	人 一	人 一	人 一
營林署	四三〇 (三三)	四三〇 (三三)	一五〇 (一一)	二五五 (一一)	三〇五 (四一)	三〇四 (四一)	五五九 (三三)
計	五四二 (三三)	四三〇 (三三)	一五〇 (一一)	二五五 (一一)	三〇四 (四一)	三〇四 (四一)	五五九 (三三)

備考 一、林野面積中括弧内は不要存林野を内示す。

二、保護區及職員中括弧内は北鮮開拓事業計畫に依り増置せるものを内示す。

而して此等の保護職員に對しては司法警察官又は司法警察吏の職務執行を指命し、専ら林野の保護取締に當らしめてゐる。尙ほ此等保護機關の活動と相俟て保護の實效を期する爲、森林令に依り地元住民に對して國有林野の保護を命じ、連帶して之が責を負はしむると共に保護の報酬として林産物の一部を讓與することとし、昭和十五年末迄に七百六十件、面積四百十六萬町歩に對し之を實施してゐる。又受命地元民に夫々保護組合を組織せしめ、以て其の統制ある活動を促し、保護の實を擧ぐるに努めてゐる。尙一般地元住民等に對し愛林思想の涵養普及を圖る爲にピラ・ポスター・紙芝居及活動寫眞等各種の宣傳施設をも進めてゐる。

火田整理

國有林に於ける火田の耕作は因襲既に久しく、之が禁制に付ては古來明文が存してはゐるが實績の見るべきものがなく、又總督府始政後に於ても森林令中に之が取締規定を設けたが積弊數百年に亙り俄に禁遏の期し難い事情があつて、實に朝鮮林政上の痼と謂はれて來たのであつた。

右の如き事情に鑑み大正十五年林政計畫樹立に際しては、充分なる調査研究を遂げ具體的實施方案を樹立することを緊要と認め、本府に火田調査委員會を設置し調査審議に當らしめた結果昭和四年七月之

が成案を得たが、畢竟するに火田整理の目的を達せんには、森林の保護取締機關を擴充整備し新規の冒耕を絶對禁遏すると共に既往の火田民に付ては現場に指導機關を配置し主副業の指導獎勵に努め、之が定著を圖ることが最も肝要であると謂ふことになつた。

而して鴨豆兩江の上流地帯に於ける要存豫定林野内の火田整理に付ては、別項の如く昭和七年度より「北鮮開拓事業」の實行に依り效果極めて顯著なるものがあつて漸次定著の氣風を現はしてゐる。

尙爾餘の國有火田に就ても「國有森林資源の確保を期する爲の火田整理事業計畫」に依り、昭和十五年度以降三十箇年を以て火田民七萬四千戸、四十三萬人餘に對し之が指導定著を圖り火田整理を實施することと爲つたが、之が實行は大體北鮮開拓事業計畫中火田民指導施設の要領に依り、昭和十五年度に左表の通、三箇道に於ける一萬六千餘戸に就き指導定著を圖ることとし指導機關を配置すると共に本府に整理調査に要する職員を配置して既に夫々事業に着手してゐる。

道 名	指導火田民戸數	指導手數	備 考
平 安 南 道	三、九〇三 戸	八 人	指導手は火田民四百戸に付一人の割を以て現地に指
江 原 道	九、四三三	三三	導區を設け配置す。
咸 鏡 南 道	四、一六八	一〇	尙此の外道に監督局及雇員を配置せり。
計	一六、六六三	四〇	

因に森林保護區の設置ある國有林野内の火田及耕作者の現狀を示せば左表の あり。

火田のみ耕作するもの				火田と熟田とを耕作するもの				計			
火田面積	戸	數	人	火田面積	戸	數	人	火田面積	戸	數	人
六、九九〇 ^町	二六、二五九 ^戸		一五三、一八三 ^人	八九、〇四三 ^町	五三、六四六 ^戸		三四五、七〇 ^人	一五八、三三 ^町	六、九〇五 ^戸		四九七、九六三 ^人

國有林經營

沿革 國有林野中、國の經營に豫定せる要存豫定林野は約五百十九萬町步(大學演習林として貸付)に達する見込で、内鴨綠・豆滿兩江の流域に屬する約二百一十一萬町步の林野(主として現在新義州・渭原・江界・茂山の營林署所轄區域)に對しては、從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町步に對しては地方廳をして之が保護取締を爲さしむる外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる増加に鑑み應急の施設を要する林野約百四十萬町步に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめたが、大正十五年林政の改革を斷行し國有林の經營、保護民有林の指導獎勵事務等を統轄する爲、本府に山林部を設けると共に、從來の山林課出張所營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年之を十九箇所に廢合して經營・保護等營林の實行に當らしめ、又同七年營林署中八營林署は之を廢止し、其の所轄林野は道に移管し、地方廳をして此等林野の管理經營と共に民有林野の助長行政を執掌せしむることとした。次いで昭和九年營林署一箇所及昭和十二年二箇所を増設

し、道所轄林野の一部を之に移屬し、更に昭和十五年四月國有林野經營の統一を圖る爲、道所轄要存林野五十二萬九千餘町歩を營林署に移管し、營林事業の合理化を圖ることとした。

次に森林經營の規準である施業案は從來は主として利用及造林上の必要に基き、應急的な簡易の調査に依り編成し來つたのであるが、最近木材を利用する各種の事業が勃興し、殊に製紙・人絹・人造羊毛無水酒精等の如き木材化學工業やベニヤ板・矧板・コルク板等濶葉樹の利用工業などが頓に旺盛となつて、其の原料供給の重要資源を包藏する國有林は頗る重大なる使命に直面し、輾近の進歩せる林業技術を用ひて集約的な經營を必要とするに至つたので、從來の簡易調査を改め昭和十二年度よりは毎年三八萬町歩宛を標準として精密な調査に依る施業案編成の實行に着手した。

營林の狀況

イ、所管面積樹種及材積　營林署の所管林野は威鏡南北・平安南北及江原道の五道に誇り、其の所管面積は約三百四十四萬町歩であつて、成林樹種は概ね寒帶性に屬し、針葉樹七割、濶葉樹三割を占めてゐる。目下用材として利用されつゝある樹種の主なるものは針葉樹では、テウセンマツ(紅松)タウヒモミ類(杉松)及テウセンカラマツ(落葉松)赤松等であつて、濶葉樹では、テウセンヤマナラシ・シナノキ・クルミ・ヤチダモ及テノテレカンバ等である。

ロ、伐木運材及流筏　鴨綠江流域では威鏡南道甲山・三水・長津平安北道厚昌・慈城・江界・渭原・昌城の各郡、豆滿江流域では威鏡北道茂山郡、大同江流域では平安南道寧遠郡其の他威鏡北道富寧郡、

江原道襄陽、三陟各郡所在の國有林に於て主としてテウセンカラマツ・テウセンマツ・タウヒ・モミ類・アカマツ・テウセンヤマナラシ・ナラ・カンバ類・ドロノキ・シナノキ・クルミ・ヤチダモ其の他潤葉樹を伐出する。

伐採は春より秋迄行ひ山地運材は集材・修羅・索道・牛成・木馬・林鐵・軌道・車道等に依り鐵道運材又は車道運材に依るものゝ外當年伐採したものは翌春解氷を待つて流筏に依り搬出するものである。尙鴨綠江、豆滿江の漂流木は營林署が整理に當つてゐる。

ハ、製材 鴨綠江流域に於ける生産材の過半を新義州營林署製材所に於て製材し、主として建築用材・鐵道枕木・箱材等を生産するの外、京城、江陵營林署管内各一箇所及江界營林署管内五箇所の山地製材所に於て潤葉樹材を製材し、主としてベニヤ・羽目板・床板等の加工品を生産してゐる。現在に於ける製材所の設備は工場數十(内新義州三)、動力一千四百二十四馬力(内新義州七百七十馬力)を有し、その製材能力は一箇年原木二十八萬三千立米(内新義州二十五萬立米)、製材十九萬三千立米(内新義州十七萬立米)である。

ニ、販賣 國有林に於ける官行斫伐材は、官營製材工場の資材に供するものを除き總て原木の儘賣拂ふが、之等の原木は主として賣拂地所在のバルブ工場・燐寸軸木工場及製材工場等の加工原料となり、一部は電柱及枕木用材として夫々需要地に配給せられる。

官營製材工場に於ける製品の内、軍需を初め專賣局煙草包裝箱或は鐵道枕木等の官公署用材は之を直

接供給し、市場向製材は特定商人に賣捌かしめて一般需要に對し配給して居る。

ホ、立木拂下 立木拂下は民間企業者が容易に事業を經營し得る箇所、國有林經營上支障なき範圍内に於て年々一定の數量を限り之を行つてゐる。昭和十四年度の拂下數量は材積百八十萬立方米其の價格七百餘萬圓である。

ヘ、森林土木 森林内で伐採せし木材を需要地又は既設の搬路開通地點迄搬出する爲、修羅道、索道、林内軌道、運材車道、森林鐵道、樋水道、流筏水路及之に伴ふ交通、通信施設であつて伐採地の移動伐採量の増減に依り之等施設も多少變更することあるも昭和十五年度末現在森林土木主要施設數量は森林鐵道一一五軒、林内軌道八一四軒、流筏水路二、四七六軒である。

ト、造林 國有林の造林事業は國有林野中に存する要造林地たる伐採跡地、天然生幼齡林、未立木地、散生地等に對して積極的に之を實施し以て森林資源の培養を圖りつゝあり、而して之が實行に當りては成績の向上、技術の改善を期し林地の實況に應じ夫々新播植、天然生育地補播植、整地及成林撫育を行ひ以て更新の達成に努めつゝありて其他附帶事業として播植地に對する補植、手入、防火線の設定、苗圃の經營を實行しつゝあり。

チ、製炭 近時朝鮮に於ける木炭の需要噸に激増し之が不足愈々深刻なるものあるに鑑み且又濶葉樹の集約的利用の見地より昭和十六年度より平安北道江界、昌城各郡、江原道通川、襄陽各郡咸鏡南道甲山郡、咸鏡北道鏡城、茂山會寧各郡所在國有林に於て官行を以て主として黒炭の製炭に着手し引續き

昭和十七年度に於ても同様實行す。

國有林の實測調査

要存豫定林野中農耕地として民間に開放するを得策とするもの、又は飛地・境界複雑地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの約百三十一萬町歩に達する見込であつて、大正十五年度より之が調査整理を行ひ、昭和十五年度末迄に調査の結果、要存を解除したもの百十一萬四千七十九町歩に達した。而して將來本調査完了の曉には、要存國有林野は約四百萬町歩となり、其の内大學演習林其の他約十二萬町歩を除いた約三百八十八萬町歩が永久に存置せられ、之を周到完全に管理經營せんとするものである。而して昭和八年度末に於ける國有林野見込面積（造林貸付地及縁故林）は五百二十三萬六千町歩であつて、其の内五百萬町歩は之を實測せず、五萬分の一縮尺地形圖に見取にて境界を表示し地積を算定した爲、境界の表示不明瞭であつて面積不正確であるから、北鮮開拓事業に依り整理處分見込面積三十萬町歩を除いた四百七十萬町歩に對しては、昭和九年度以降八箇年繼續事業として之を實測し、前記昭和八年度末に於ける國有林野見込面積五百二十三萬六千町歩に對しては、同様昭和九年度以降八箇年繼續事業として價格を調査し、以て國有財産を確保すると共に、適時有利に處分し、森林收入の増加を計ることに計畫を樹て着々實行中である、昭和十五年度迄に於ける實測面積二百三十九萬四千町歩價格調査面積二百七十六萬二千町歩である。

造林貸付竝に成功讓與

本制度は一般に造林を奨励し、急速に林相の改善を圖らんとする趣旨に基づき、造林の目的にて貸付したる國有林野は、事業成功の時に於て無償にて之を借受人に讓與するものであるが、爾來之が出願者激増し逐年造林の進展を見るに至つた。今昭和十五年度末迄に於ける貸付處分累計は八萬六千二百九十五件、面積百六十七萬七千五百五町歩で、内既に造林事業成功に因り讓與したものは五萬五千九百八十七件、面積九十二萬五千九百六十五町歩に達してゐる。

尙治山事業を促進すると共に用材林を造成し、以て林利の開發を計る目的を以て昭和十二年九月朝鮮林業開發株式會社の設立を見たので、之に對し昭和十二年度以降十箇年間に國有林野約五十萬町歩を貸付する豫定であるが、昭和十五年度末迄に貸付せるものは二十一萬九千四百六十六町歩である。

國有緣故森林の讓與

國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存し、其の大部分は（一）舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し禁養し來つたが、其の林相民有と認むべき標準に達せざる爲林野調査に際し國有と査定せられたるもの（二）舊森林法の規定に依る地籍届を怠つた爲土地調査に當り國有に査定せられたるもの、竝に古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するも國有として査定

せられたものである。此等を各縁故者に譲與し、權利の確定を得しむるは林政上機宜の措置なるを認め、大正十五年四月朝鮮特別縁故森林讓與令の制定に次ぎ同年十二月施行規則を發布し翌昭和二年二月一日より之を實施するに至り、右縁故林野は擧げて當該縁故者に無償譲與することとした。即ち縁故者に對しては昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間内に譲與の出願を爲さしめ、調査の上昭和九年其の處分を完了した。其の受理願件は百十四萬四千五十三件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩である。

民有林と獎勵施設

民有林の概況 民有林野は公有百一萬町歩、寺刹有十九萬町歩、私有九百六十六萬町歩、計一千八十六萬町歩であり、此の外不要存國有林野百十九萬町歩中八十三萬町歩は森林令に依り漸次民有に移屬するから、將來の民有林野は一千百六十七萬町歩に達し、林野全面積一千六百三十一萬町歩の約七割に相當する。昭和十四年末民有林野中立木地は七百八十四萬町歩に過ぎず、散生地百三十二萬町歩及未立木地六十三萬町歩は、今後人工を加へ又は天然力に依り造林を要する區域で、内二十三萬町歩は砂防工事を要する荒廢地である。

樹種の分布は、殆んど針葉樹林（殆どアカマツ林なり）で、而も林相概ね不良であり、一町歩平均の蓄積は不要存林野は十五尺締、公有林野は三十三尺締、寺刹有林野は六十九尺締、私有林野は三十一尺

締にして總平均三十二尺締に過ぎない。

民有林の獎勵施設

- 1 民有林指導方針 民有林の指導獎勵に付ては次の如き事項をその基準として居る。
 - イ 造林獎勵に關する事項 民有林の造林は先づ以て燃料の供給を豊にし且治水の効果を全からしむることを主眼とし、林叢の構成、林相の改まらざるを共に木材需給の趨勢に鑑み用材林の造成に意を用ひ、尙特種樹種の増殖を圖ること
 - ロ 伐採指導に關する事項 林木の伐採は森林取扱に對する各種の弊害を矯正し、實行容易且更新確實にして收穫を増加する方法に依り之を指導し、以て森林の保護と地盤の安定とを圖ること
 - ハ 森林保護撫育に關する事項 森林の保護は農用林野の施設擴充及林野共同保護の助長發達に努め、更に火田、急斜地開墾其の他林野荒廢の原因と爲るべき各種の弊害を矯正し、地元民の自覺を促し、以て森林保護撫育の萬全を期し併せて燃料の節約及速成林の造成を圖ること
 - ニ 森林利用に關する事項 木材利用の合理化を圖ると共に未利用林の開發を促し、且木炭の増産其の他林産副業の獎勵に努め之が販路を開拓し以て林利の増進を圖ること
- 2 造林獎勵 本府施政後積極的施設の方針を採り、國費を以て京城附近その他に造林を行ひ又各道費及面をして模範的に造林を實行せしむると同時に、國費又は道費を以て養成したる種苗の下付を行ひ、一方國費道費を以て技術員を設置して殖林事業を指導せしむる外或は不要存置國有林野は造林貸

付の制を設けて一般希望者に貸付し、造林事業成功の後無償にて譲與する等銳意斯業の指導獎勵に努め、更に補助金を交付して造林の促進を圖りたる結果、最近一箇年の造林本數三億本、播種量百萬立を算するに至り、施政以來昭和十五年迄の累計造林本數五十八億萬本、播種量八百三十四萬立に達した。

3 記念植樹 愛林思想の涵養、植林事業獎勵の爲、明治四十四年併合後第一回の神武天皇祭日を期し全鮮に植樹を實行せしめ、爾來年中行事の一として毎歲同日を期し、官公署、學校、其の他の諸團體が中心となり一般有志參集の下に舉行し、植栽地は當初官公衙、學校構内、部落附近等を主としたが後には面有林其の他の林野に對しても廣く之を行ひ、今や全鮮綠化運動の年中行事として益々盛況を呈して居る。第一回より第三十一回に至る植栽本數は實に六億二千餘萬本、播種量一萬七千立に達した。

4 用材林造成事業 近時各種産業の進展開發に伴ひ木材の需要頓に増加したので、昭和十二年以來實施中の民有林野利用區分調査の結果、全鮮を通じて得らるべき要人工造林地三百萬町步中、差當り百萬町步の林地に對し、昭和十四年度より二十年計畫を以て用材林造成の助成を行ふこととした。本事業は林野所有者に對し造林費の一部を補助する外、道に補助金を交付して實行指導並に管理職員を設置せしめ、専ら造林の指導並に施業の的確を期し、以て成林の確實木材供給の潤澤を圖らんとするものである。

5 造林補助事業 民有林野中未立木地及散生地五百四十萬町歩（將來民有となるべき國有林を含む）

の内、採草地及放牧地八十萬町歩、天然造林及造林成功を條件とする國有林野の貸付制度に依り漸次成林せしめ得る見込のもの二百九十五萬町歩、自力を以て造林を行ひ得べき見込のもの四十九萬町歩を差引いた百十六萬町歩に對しては、大正十四年度に造林補助事業を開始したが、尙外に全鮮各地に散在する休閑荒蕪地約十六萬町歩に就ても治水上急速造林の必要があるから、之等に付大正十五年度以降三十箇年間に造林補助金を交付して造林の完成を期してゐる。この補助率は苗木代の約半額で、本事業開始以來昭和十五年度迄の造林本數は十四億七千餘萬本、播種量は五百十四萬立に達した。

6 營林監督 營林監督に就ては各種の助成策を講ずると共に國土の保安、危害の防止、水源の涵養其の他公益上必要ありと認むる林野は之を保安林に編入し（昭和十四年末現在面積は四十五萬町歩で總林野面積の千分の三十弱に當つて居る）又林政上必要ある場合は森林の所有者又は占有者に對し、營林方法を指定し若は造林命令を行ふ外、更に地方長官は森林の使用收益に關する弊害を矯正し、若は害蟲を驅除豫防する爲道令を發布して一定の行爲を制限することとし、之が專掌機關として森林主事等の職員を配置し、専ら營林の監督に努めて居る。尙西北鮮の火田地帯に對しては昭和十二年度國費を以て郡森林主事、郡森林主事補を配置し、新墾の取締を嚴にし火田の擴大防止に努めてゐる。

7 農用林地設營 燃料、肥料及家畜の飼料は、農家の生活及營農上必要な物資であつて、之が供給を豊にすることは農山村振興上のみならず治山上極めて緊要である。そこで林野を所有しない約百萬戸

の農家に對し、安易に農用林產物供給の方途として農用林地を設定せしむることとし、昭和十年度以降各道一齊に之が設定に着手したが、就中京畿道以南七箇道及黃海道の八箇道は國庫補助に基き既に四萬町歩の設定を了して居る。然るに農用林產物の供給は自力に依る林野の購入、借地、林主との協定地主の林野提供、勞物との交換等獎勵的手段に依つて合理的に取得可能なるものは之を助長することとし、此等の方法に依るも更に取得の方途なき約五十九萬戸に對しては、面農會等に於て農用林地を設定し、極めて廉價に農用林產物を供給せんとするものである。尙一戸當所要林野面積は林野の分布狀況に鑑み一戸平均一町歩を標準として居る。

8 民有林野利用區分調査 民有林野は廣袤一千餘萬町歩を占めてゐる。然るに其の中には森林として存置の要なきものも相當に在ると思料せられるが、兩者の區分明瞭ならざる爲林政上並に國土利用上數多の支障があるので、昭和十二年度以降十箇年計畫を以て全鮮の民有林野に付、森林として存置を要する地域と否らざる地域との區分調査を行ひ、前者に付ては更に要保安林編入地、要開墾禁止制限地及要營林方法指定地等を區分して林政上の資料とし、後者は之を開放して農耕の用に供し得る途を開き各種産業の綜合的發達に資してゐる。

9 未利用林の開發助成 民有林野中には運搬設備不充分なる爲徒に森林蓄積の死藏せるものが尠くない。然るに近時各種産業の發達、殊に纖維工業の勃興並に金・石炭等地下資源の開發に伴ひ、木材の需要愈増大したから、速に之が利用開發を圖る必要あり、昭和十一年度以降國庫補助金を交付して林

道の開設を助成してゐる。昭和十五年度迄に開設せるもの五十五線延長四百五十一杆である。尙昭和十四年及同十五年に渉る旱害救濟事業に依り開設せられたるもの百七線七百四杆あり。

10 林産副業 朝鮮に於ける林産副業は木炭を始めとしクリ・クルミ・ウルシ・五倍子・松脂・アベマキ皮・カシワ皮・椎茸・カウゾ・キリ等極めて有望なるもの多く、又林産副業の基礎たるべき空閑地は全鮮到る處に散在するが、從來地方需要の充足を主たる目的としたに過ぎず、之が生産販賣等に就いて全く統制を缺きたる爲其の産額に於て見るべきものがなかつた。是に於て昭和九年林産副業獎勵計畫要綱を樹立して之が獎勵に努力しつゝある。昭和十五年の副産物生産額は約二千萬圓に過ぎず、今後尙大に増産の餘地がある。

11 木炭の増産獎勵並に配給調整 木炭は常に家庭燃料としてのみならず鑛工業用其他各種化學工業用或はガソリン代用等としての需要著しく増大したので、之が増産並に配給調整計畫を樹て炭窯築造費、製炭技術傳習費、増産獎勵費、製炭技術員設置費及木炭倉庫建設費等に國庫補助を行ひ、銳意生産目標に向つて努力中にして、尙又朝鮮木炭配給統制規則を發布して配給の調整を圖ることとし目下夫々實施中である。

砂 防 事 業

砂防事業は荒廢山野に於ける土砂石礫の崩流を豫防し、進んで堆積土砂の爲高まれる河床を低下して

流路を擴大疏通し、以て荒廢林野の復舊と共に洪水被害を根絶せんとするにある。併しながら本事業は巨額の經費と莫大な努力とを必要とするので本府は大正十一年度以降繼續事業として之に着手し、施行中であるが、國營の外道及民營に補助金を交付して行はしめ、又本事業の經費が大部分勞銀であるところから、窮民及罹災民救濟の一部として實施し來つたのであるが、今既往の實績を表示すれば左の通りである。

事業名	施行年度	期間	事業費	施行面積	施行道
國費繼續事業	自大正十一年 至昭和九年	十三箇年	八、〇〇、〇七九	三、一九八	咸北を除く十二箇道
第一次窮民救濟事業	自昭和六年 至昭和九年	四箇年	七、四九、三六六	一七、三六九	黄海を除く十二箇道
第二次窮民救濟事業	自昭和九年 至昭和十年	二箇年	二、七六、七四五 (一五、六三三)	六、六三三	各道
時局應急施設國費事業	自昭和七年 至昭和九年	三箇年	一、九七、三六六	四、二四四	各道
時局應急施設道費事業	自昭和七年 至昭和九年	三箇年	二、四四、〇六四	五、七六一	咸北を除く十二箇道
水害罹災民救濟事業	昭和九年	一箇年	六九、三三三	一、八三〇	慶北、慶南
旱害罹災民救濟事業	自昭和十一年 至昭和十四年	四箇年	三、二九、五二二	一〇、七〇〇	咸南北及平北を除く各道
既設砂防工事災害復舊事業	自昭和十一年 至昭和十二年	二箇年	二、七、八四六 (一、五七)	—	京畿、忠北、全北、慶北、慶南、江原、

事業名	施行年度	期間	事業費	施行面積	施行道
第二期國費事業	自昭和十年 至昭和十四年	施行中	四、五〇、〇三 (四、七三九)	九、四三八	黃海、平南北を除く 各道
道費事業	自昭和十年 至昭和十四年	同	七、三三、五六九 (一四五、八一七)	二〇、四四七	各道
洛東江流域事業	自昭和十年 至昭和十四年	同	一、三八八、九七五 (二、三六四、六五五)	三、三三八	慶北、慶南
東海岸線路保全事業	自昭和十二年 至昭和十四年	同	五、五五、三三四 (一一一、〇〇一)	一、一九七	江原
民營事業	自昭和十二年 至昭和十四年	同	一、五四五、三五三 (一九八、五三三)	一〇、五六六	各道
災害林地復舊事業	自昭和十二年 至昭和十四年	同	一、五七二、一五三 (一、七六六)	二、〇三五	京畿、忠北、全北、 慶北、慶南、江原、
計			五五、一三四、七三六 (二、九〇〇、六一〇)	一三三、四七五	

備考 括弧は林野所有者又は地元負擔額にして内書とす。

北鮮開拓事業

北鮮地方中鴨綠・豆滿兩江の上流地帯である平安北道江界・慈城・厚昌咸鏡南道長津・豐山・三水・甲山及咸鏡北道茂山の八郡は所謂山地帯であつて、全管の七割即ち面積二百十六萬町歩(約一千四百方里の面積よりも)の大部分は要存豫定國有林野を以て占めてゐるが、林相は良好で鮮内隨一の密林地帯を包

藏し、其の林力は無盡の寶庫と稱せられ、現に之が施業經營は地方に於ける産業經濟の重點を成してゐる。併しながら從來交通運搬の利便を缺き、爲に林木の伐出利用は纔に水運の便ある地域に限られ、其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき状態であり、而も一方保護機關の手薄に乘じ漂動跋扈する火田民の火耕に因つて、年々廣大なる美林が燒燼せられ、且林内隨所に存在する肥沃な農耕適地も遂に荒蕪地化するに至る等、天物暴殄の甚しいものがあつたので、速に之が利用開發と保護増殖とを圖り、一面既住の火田民に對しては之が善導定着を策すると共に農耕適地等は進んで之を開放處分し、仍て以て地方開發の實を擧ぐるの要急切なるものあるを認め、昭和七年度以降十五箇年間の豫定を以て北鮮開拓事業計畫を立て、(一)森林の利用開發(二)火田民の指導及農耕適地等の開放處分(三)森林の保護に關する施設を實行することとした。

(一) 森林の利用及開發 本施設は林木の利用價值比較的多く、且農耕適地の開發上急速伐採を必要とする地方より着手することとし、先づ以て白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標に白茂線及惠山線と連繫する森林鐵道(九線、二)を敷設するの外、之が附帶設備として山元より森林鐵道まで軌道(二六四)を敷設し、又山地に簡易製材工場(二二二)を設け、以て林產物利用の増進と收益の増加を圖らんとするものであつて、昭和七年度以降調査設計を行ひ、同九年度より着工したが、昭和十四年末迄に森林鐵道六六糎六二七及同軌道八三糎七九四の敷設を完成し、着々森林の開發利用を促進しつつある。

(二) 火田民指導及農耕適地等の開放處分 本施設は既住の火田民四萬戸二十數萬人に對し、之を善導して勤勉な定着自作農たらしめ健全なる山村を建設せしめんとするものであるが、之が實行に方つては現地の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安並に營林上特に廢耕せしむるの要あるものは、新に國有林野内農耕適地中より替地(但し現住地方に於て供與すべき適當の替地)を選定供與し、且此等火田及替地は實査の上各人に無料貸付し、定着したときは之を讓與するの方針を以て之が整理調査を行ひ、昭和十四年度に於て完了したので目下銳意處分中である。而して火田民に對する主副業の指導獎勵其の他定着上必要な施策に付ては、特に現場に指導機關を配置し、其の周到適切を期することとし、昭和七、九、十一年の三箇年度に亙り山農指導區六十一箇所(指導手一)及同監督事務所六箇所(各所監督技手一署及郡職員の一を兼勤せしむ)を配置し、夫々實情に即した實施計畫に依り農法の革新、副業の普及、燃料消費の節約其の他生活の改善及矯風教化の實を擧ぐるに努むる一面、火田民をして指導區の區域を單位とする山農共勵組合の外之が細胞組織として火田民十戸内外を單位とする山農契を組織せしめ、其の自覺自制に基く自治的活動を促してゐる。事業開始以來日猶淺きに拘らず、其の成績頗る良好である。

尙地域内林野内にある農耕適地約三十餘萬町步中、火田民の定着用地として必要ならざる地域約二十餘萬町步は、殖民興業の趣旨に基き、一定計畫の下に廣く一般に開放處分することとし、既に其の所在地域面積其の他處分上必要なる事項に關し、豫察調査を了し既に處分を開始したが、昭和十五年度末迄に内一萬九千九百餘町步は開墾・牧畜・植樹の目的を以て貸付を完了した。

(三) 森林保護 前述の如く既往の火田民に對しては極力之を善導して定着せしめ、今後新規の冒耕は絶對禁遏するは勿論、其の他の被害に付ても之が芟滅を期し、以て森林の保護増殖を圖つてゐるが、從來地域内に於ける森林主事一名當の平均擔當面積は二萬四千町步(一五方里強)又一森林保護區の平均擔當面積は四萬一千町步(二六方里)の多きに及び其の配備頗る稀薄であるから、之が擴充整備を圖り、森林保護の完全を期することとし、昭和七年度及九年度に於て森林保護區十一箇所を増設し、且森林主事及森林主事補を増置し、既設機關と併せ其の不斷の活動を促すと共に、既往の火田民及一般地元住民等に對しては、常に本事業の趣旨を周知理解せしめ、其の自覺と森林愛護の實を擧ぐるに努め來つた結果、森林の被害は著しく減少し、火田の新規冒耕の如きも、殆ど其の跡を絶ち、豫期以上の好成績を收めてゐる。

林業試驗

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ、山野荒廢の程度森林植物の種類及分布、林木の生長等内地と著しく其の趣を異にし、從て殖林上試驗及調査を要する事項少からざるものがある。依つて本府は大正二年より京城及光陵に苗圃を設け、専ら朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を實施したが、尙林業全般に亙りて研究の要あるを認め、同十一年京城郊外清涼里に林業試驗場を創設し、組織的に諸般の調査及試験の業務を開始し、昭和四年光陵出張所の設置を見た。かくて最も急を要

する造林及施業に關する試験、調査並に林木の適地及分布の調査研究に主力を注ぐと共に、製炭の改良・椎茸の栽培・松蝨及金龜子の驅除豫防に關する調査研究を行ひ、併せて一般の依頼に依る林木種子の鑑定・質疑の應答及他官廳の主權に係る林業講習會に職員派遣の需に應じ、尙試験及調査の結果は其の都度之を刊行して林業關係官廳其の他に頒布周知せしめ、指導應用の勸奨を圖り、以て産業開發に努めてゐる。

七 水産業

概況

朝鮮は海岸線の延長一萬七千五百八十軒に達し、地勢・氣候及潮流等の關係上水産物頗る豊富であり有利の漁場に乏しくないが、古來漁政に關する施設に乏しく爲に斯業亦不振の状態であつた。併合以來本府は銳意斯業の發達を圖り、之が保護取締を周密にし、各種の調査及試験を行つて其の結果を公表し斯業に關する傳習講習を行つて當業者の知識技能を啓發し、有望な事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し、漁港及避難港修築の爲年々工費の一部を補助し、漁業組合の改善發達を圖つて漁民共同の福利を増進し、輸移出水産製品検査を行つて製品の改良統一を圖り、又當業者をして朝鮮水産會又は水産組合を組織せしめ、水産業の改良發達を圖り、近くは優良漁船獎勵補助・淺海水産物増殖獎勵補助・水産物冷蔵獎勵補助・漁業經營費低減施設補助を爲す等、各種の施設を講じた結果、漸次發達の域に進み、昭和十五年に於ては漁獲高一億七千五百四十九萬餘圓、養殖生産高一千五百四十六萬餘圓、製造高一億八千七百七十五萬餘圓に達した。今漁獲高中百萬圓以上の産額を有するものを擧ぐれば左の通である。

めんたい 一七、四〇九、〇八〇^円

ぐち 九、一〇七、四二二^円

八、二三六、四五四
 六、一七八、七五二
 四、〇九〇、四四七
 二、三三五、六五四
 二、九八一、八三〇
 一、八七五、一五七
 一、八一、九二八
 一、六二二、六六一
 一、二五一、五四九
 一、〇一九、四二四
 七、九五八、七二八
 五、五三九、三〇七
 三、三七二、一七四
 二、一〇四、六三五
 一、九二六、一六〇
 一、八二六、三一五
 一、六七四、四七〇
 一、三〇〇、〇三五
 一、一一二、五四八
 一、〇一〇、五三七
 七、九五八、七二八
 五、五三九、三〇七
 三、三七二、一七四
 二、一〇四、六三五
 一、九二六、一六〇
 一、八二六、三一五
 一、六七四、四七〇
 一、三〇〇、〇三五
 一、一一二、五四八
 一、〇一〇、五三七

而して百萬圓未満五十萬圓以上の産額を有するものは、あみ、あをのり、えい、このしろ、はも、ひらす、うに、ぼら、かに、くじら、くろたい、いか、なまこ、あわび、するめいか、まなかつおす、ずきの十七種である。

次に水産製造物中百萬圓以上の産額を有するものを掲ぐれば左の通である。

乾のり	四、四九三、九二二 ^円	素乾めんたい	一、七九四、四一八 ^円
煮乾いわし	八、二五一、七〇三	鹽辛めんたい卵	三、九二三、一六五
(煎) 煮乾いわし子	三、一三一、三三二	乾わかめ	三、〇六九、〇一三
鹽藏さば	二、三二五、五二五	鹽藏まいわし	二、三一八、二四二
鹽藏ぐち	二、二一〇、二四九	鹽乾ぐち	一、九二三、四六〇

水産業

水産業

九六

鹽藏たちうお	一、八七四、三三八	素乾いかなご	一、八一〇、八四一
蒲 銚	一、四三四、三七一	(非食川)	一、三四四、九四六
鹽藏にしん	一、一六四、二一一	(非食川)	一、〇〇九、二三三

尙百萬圓未滿五十萬圓以上の産額を有するものは、するめ、煮乾なとらわし、素乾えび、煮乾なまこさば味附罐詰、あをのり、寒天、煮乾たこ、いわし味附罐詰、いわし蕃淑漬、うに鹽辛の十一種である以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁獲の状況と相伴ひ、又輸移出向製品に在つては仕向地の需給状況に因り、製品の種類に多少の變化を生ずることもあるが、大體に於て異動はない。

漁業處分

現行朝鮮漁業令では、漁業を分けて免許を受くべき漁業、許可を受くべき漁業、届出を要すべき漁業の三種としてゐる。免許を受くべき漁業は一定の水面に漁具を定置するもの(定置漁業)一定の水面に區劃其の他の施設を爲して養殖を爲すもの(養殖漁業)一定の水面に於て繰り返し漁網を曳揚げ又は曳寄せるもの(定所漁業)一定の水面に於て繰返し漁網を建設又は敷設するもの(定所敷網漁業)一定の水面に魚類を集合せしむる設備を爲すもの(定所集魚漁業)及水面を専用するもの(専用漁業)であつて、免許を受けた者は漁業權を取得し、其の漁場内では一切の妨害となる行爲を排除して免許を受けた漁業を営むことが出来る。尙漁業權に關しては之が保護の爲、保護區域の制度を設けて一定の區域内では免許を受けた漁業の妨害となる漁業を禁止し

てゐる。許可を受くべき漁業は捕鯨漁業・トロール漁業・工船漁業・機船底曳網漁業・潜水器漁業・機船巾著網漁業其の他十種の漁業であつて、漁業の種類に従つて朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之が許否の處分を爲すのである。漁業の許可は水産動植物の蕃殖保護及漁業取締を目的とするものであつて、免許を受くべき漁業と異つて漁業權とはならない。届出づべき漁業は前二種の漁業に屬しない一切の漁業であつて、單に届出を爲して鑑札の下附を受ける。昭和十五年末現在の有效件數は免許九千五百九十五件、許可一萬九千七百三十五件、届出一萬二千七百件である。

水産業の保護獎勵

イ、水族の保護及漁業取締　水族保護上必要あるものに對しその操業區域・漁期・漁具・漁法及採捕物の體長等に制限を加へ、之が取締を嚴にして漁利の永續を圖り、又沿海各道には取締船を常置せしめて自道の漁業取締に従事せしむ。更に昭和三年朝風丸（一二七噸）を建造して全鮮沿岸の漁業取締及支那東海出漁船の保護監視に従事せしめ、又近年蘇聯沿海出漁船が増加したので、昭和十一年照風丸（二五七噸）を建造し、専ら此の方面出漁船の保護監視に従事せしめてゐる。

尙近年蘇聯沿海州沖合に於ける機船底曳網・さけます流網・かに刺網・めんたい及たら延繩等の各種漁業の好漁場も未だ漁場價値明かならざる爲、昭和十三年北鷗丸（六〇噸）を購入し漁場調査を實施せしめ直接漁業者の出漁指導に従事せしめつゝある。

ロ、水産業に關する團體　水産會・漁業組合及水産組合がある。水産會は道水産會と之が聯合組織に依る朝鮮水産會との二階級に區分され、水産業の改良發達と水産行政の補助機關たるの使命を完うせんことを期してゐる。其の主なる事業は、道水産會に於ては水難豫防救濟・醫療・施藥・各種の試験及調査・水産業の指導獎勵事業・講習講話、朝鮮水産會に在りては、各種水産會合の主催・水産物輸出獎勵・道水産會事業の獎勵補助・水産製品販路擴張・水産業に關する各種仲介斡旋・機關新聞の發刊等で、本府は之に對し補助金を交付して事業を助成してゐる。尙本會に於ては別項に掲ぐる如く昭和十三年度より水難漁船救濟事業を創始し、益々其の機能の發揚に努めつゝある。漁業組合は一定の地區内に居住する漁業者又は一部の漁業者を以て組織し、組合員をして漁業を爲さしむる爲漁業權を取得し、又は其の貸付を受けて組合員の漁業又は之に關する經營若は救濟に必要な共同の施設を爲すもので、昭和十六年七月末現在の組合數は二百六に達し、殆んど全鮮沿岸に其の普及を見た。爾來本府及道は之に對し設立、並に役員給料各種共同施設及漁家更生の指導等に要する經費を補助して、益々漁業組合の助成に努め之が發達を促進してゐる。次に昭和五年施行の朝鮮漁業令に依り、水産團體の體系的整備を見た漁業組合聯合會は、道の區域に依り其の道内の漁業組合を會員として之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲必要なる施設を爲し、又は所屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、現在沿岸十二道全部に設立されてゐる。その役員給料に對しては國庫より補助を爲してゐる。尙此の外昭和十二年設立された社團法人朝鮮漁業組合中央會は、其の會員たる漁業

組合及同聯合會の發達並に事業上の連絡を圖るを以て目的とし、從來地域的關係に困り受けつゝあつた事業上の不利不便を漸次解消し、益々將來の活躍を期してゐる。本府は之が健全な發達を圖る爲、昭和十三年度より本會の販賣購買改善施設費に對し、國庫補助を行つてゐる。水産組合は一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造・取引若は保管を營業する者を以て組織するもので、其の目的は當該水産業の改良發達を圖り營業上の弊害の矯正にある。現在の組合數は二十四に達してゐる。水産組合聯合會は水産組合の聯合機關で、所屬水産組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所屬水産組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、現在は咸北・咸南・江原三道の鰯油肥製造業水産組合を會員とする朝鮮鰯油肥製造業水産組合聯合會が設立されてゐるのみである。

ハ、水産業の指導獎勵 水産業者に對する直接の指導獎勵は主として地方廳が之に當つてゐるが、特に優良漁船の建造普及に關しては昭和元年度から、貝藻類の増殖獎勵に關しては同二年度から道費に對して國庫補助を行つてゐる。漁獲物の處理改善に關しては製氷工場・貯氷庫建設を獎勵し、處理用水の普及を圖る爲、昭和二年度から同六年度迄當業者に直接國庫補助を行ひ以て之を獎勵した。又從來漁業用油の輸入に付ては免稅の特典が與へられてゐたが、昭和十二年度よりは國策上之を廢止せらるゝこととなつた爲、漁業者の負擔は急激な加重を免れなくなつた。そこで業者の漁業經營費低減を期する施設として、同年度より十箇年計畫を以て大型燒玉機關の「ディーゼル」化補助、小型燒玉機關優良化補助、輕油機關の重油機關化補助、機關士養成費補助（朝鮮水産會に對し爲す）、燃料油貯藏設備

費補助、製氷冷蔵設備費補助、漁船改装費補助、指導員設置費補助（道職員設置費に對し爲す）等を實施したが、昭和十三年度よりは更に本事業の完璧を期する爲、重油運搬船建造費補助、漁獲物運搬船建造費補助、冷凍工場設置費補助、漁船修理工場設置費補助、水産團體販賣購買事業改善施設費補助等を追加し業者の負擔軽減を圖つてゐる。次に地方廳は道費又は臨時恩賜金を以て、漁撈・製造・養殖に關する各種試験及傳習、漁具・漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造・養殖漁業の指導補助、水産講話等の施設を爲し、傍ら漁業者の副業・貯蓄を奨励する等、銳意斯業の發展に努めてゐる。

ニ、漁船避難港修築補助 沿岸には大小の港灣三百餘があり、漁民は常に之等を漁港として使用してゐるが、其の多くは天然の儘に放任されて、何等風浪遮屏の設備がないので、本府では漸次港灣の調査を遂げ、年々工事費を補助して修築せしめ漁港の完成を期してゐる。

ホ、水産製品検査 水産製品の産額増加するに従つて、輸移出額も亦累年其の數量を増し、昭和十五年に於ては検査合格數一千三百三十四萬餘箇、六億七千餘萬斤、七百餘萬束、八十三萬餘打、價格一億五千九百餘萬圓に達した。水産製品の品質改善に付ては大正七年五月水産製品検査規則を發布し、同年七月一日から重要輸移出品に對し検査を實施して粗悪品の輸移出を防止したるを初めとし、其の後検査規則の改正検査品目の追加等を行つたが、爾來年を逐うて品質著しく改善せられ、内外市場に於て鮮産水産製品の聲價を發揚し、商取引上顯著なる効果を擧げるに至つた。検査は從來税關で行は

れたが昭和十二年四月一日朝鮮總督府水産製品検査所が創設されて之を掌ることとなり、京城に本所を置き地方に支所及出張所を設け、更に必要な所には一定期間臨時検査所を開設することになつて居る。現在支所は清津・元山・釜山・仁川の四箇所、出張所は雄基・洛山・漁大津・城津・遮湖・群仙・新浦・庫底・長箭・束草・注文津・三陟・竹邊・浦項・九龍浦・甘浦・統營・麗水・莞島・木浦・濟州・鎮南浦・新義州の二十三箇所と西水羅・丑山・鬱陵島・群山・海州・龍湖島の臨時出張所六箇所である。

へ、**水難漁船救濟事業** 朝鮮に於ける漁船數は約五萬餘隻を算し、過去十年間(自昭和二年至同十一年)の統計に依れば遭難漁船は一箇年平均二千餘隻に上り、漁船總數の約五分に相當する。此の内全損漁船のみに付て之を見るに隻數一千三百餘、金額三十八萬圓に達する状態で、之等遭難漁船に對しては其の都度國費又は道費の支出等に依つて應急的救濟の措置が講ぜられて來たのであるが、災害が恒久的に繰返される爲業者の大多數を占める中小漁家の疲弊困憊甚だしく、半島水産業發展の一大障害を爲してゐるので、調査研究を重ねた結果、其の恒久的對策を樹立し、之が實行を朝鮮水産會の共同經營に移し、昭和十三年より事業を開始した。

本施設に依り業者は不時の災厄の場合、當該漁船(但し不可抗力に因り全損となりたる場合)の時價に對する三分の二の救濟金を交付せられ、速に之が復舊の實を舉揚することが出來、常に生業に安んじ得ることとなつた。尙本事業は漁船の使用者より極めて低廉な保険料的醜金(船價に對する百分の

一程度)を爲さしむる外、國費及道費よりも相當の助成金を交付してゐる。

水産試験及調査

水族の種類・分布状態及習性等を調査して其の有望なるものゝ漁法、漁獲物の處理及蕃殖保護方法を研究し、遺利の開發と斯業の發達に資する目的を以て、本府は大正元年度以降九年度迄水産調査及各種試験を行ひ相當成績を收めたのであるが、更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試験調査を行つて、斯業の發展を期する爲、釜山府牧之島に國費に依る水産試験場を設置し、同十一年度より其の事業を遂行してゐる。更に昭和十一年度からは清津に北鮮支場を設けて主としていわしの處理に關する試験事業に従事してゐる。尙昭和十五年度水産試験場及び支場に於ける試験調査事項の概要は左の如くである。

一、漁撈部

1 **めんたい漁業試験** 本試験は朝鮮東海岸の未開漁場を探查して新漁場の發見に努め、適種漁具・

漁法の試験を行つてめんたいの増産を圖るもので、既に東岸一帯に互りめんたいの發生並に成魚生
活状態、回游及調査區域の海底形質等を明かにし、更に新漁場に當業者を進出せしめてその開發に
努め、尙漁況豫測方法に付研究を行つてゐる。

2 **まいわし漁業試験** 東海岸に於けるまいわしに付ては、關係各道水産試験場と連絡して其の回游
状態其の他に付試験調査をなし、更に沖取漁法の完成を目的に其の漁具漁法の試験を行つてゐる。

- 3 西●海●岸●沖●合●漁●業●試●験 濟州島から鴨綠江口に至る西海岸沖合一帯の海區に於てあじ・さば・ぐち等の重要魚類の分布、回游竝に漁況と海況の關係を調査し、併せて漁場の生産力・漁期・適種漁具・漁法に關する事項を究明して漁業者を指導し、西海岸に於ける本漁業の開拓に資せんとする。
- 4 漁●船●試●験 沖合漁船の標準型選定に關する試験及び漁船改良に關する講習・講話を行つて優良漁船の普及に努め、更に朝鮮水産會の漁船改善事業に對し技術上の指導を行ひつゝある。

二、製 造 部

- 1 ま●い●わ●し●の●處●理●に●關●する●試●験 まいわしに關し之が處理方法の改善、利用範圍の擴大につき各種の試験を行ひつゝある。
- 2 輸●出●好●望●品●の●製●造●に●關●する●試●験 主として輸出向新罐詰の創製を目的として各種の試験を行つてゐる。
- 3 朝●鮮●海●苔●の●生●理●に●關●する●試●験 朝鮮における海苔養殖業の健實な發展に資せんがため、その生理につき研究するものである。
- 4 寒●天●製●造●に●關●する●試●験 寒天は我國の特産物とも稱すべき重要輸出品であるから時局下特に力を注ぎ「寒天原料てんぐさ並製品寒天の検査に關する試験」、「細寒天の製造に關する試験」、等の外「てんぐさの生理に關する研究」をなしつゝある。
- 5 代●用●國●産●品●の●製●造●に●關●する●試●験 之は海外よりの輸入に依存しつゝある輸入品につき國産品を以

てこれに代へんとする爲の諸試験であつて「ゼラチンの製造に関する試験」、「鱈油を原料とする潤滑油の製造に関する試験」、「カゼイン代用品の製造に関する試験」、「水産皮革の製造に関する試験」を實施中である。

6 其他の試験 「漁網の防腐染料及び保存に関する試験」、「しゅもくざめ肝油製造に関する試験」、「鹹水活魚の輸送並に莖養に関する試験」等がある。

三、養殖部

1 重要水産生物の生物學的基礎調査及研究 魚類・頭足類・腹足類・瓣鰓類・蝦類・海膽類・海星類等の各々につき種の査定、分布調査、生態及習性の研究、生活史の研究等、夫々につき調査研究しつゝある。

2 重要水域における水産生物の群聚生態學的研究 「洛東江河口附近における各種魚類幼期の發育未來を主とする調査及研究」、「鎮海灣内外における各種魚類の産卵蕃殖を主とする調査及研究」を實施中。

3 朝鮮産魚類研究報告の取纏及刊行 朝鮮産全魚類に就ての研究成果を刊行するもので、その第一卷（朝鮮魚類誌第一冊）の刊行を了し、第二卷の取纏め中である。

4 沿岸養殖並に増殖に関する試験及研究 「二枚貝の浮游幼期及底棲初期に関する研究」、「あかがひ養殖試験及研究」等。

- 5 干潟地利用に關する試験 「あさりの生理に關する試験」、「かきの生理に關する試験」等。
- 6 蕃殖保護に關する調査 蕃殖保護に最も直接の關係ある生殖時期、蕃殖に關する習性、生殖可能なる成體としての最小の大きさ、及びこれに達するに要する年月等を調査研究するもので、目下かきあみ及たこ類につき實施中。
- 7 水産製品の原料の生物學的鑑定に關する研究 「蝦類製品の種類鑑定」、「切身鹽藏魚の種類鑑定」
- 8 淡水養殖に關する事業及試験 「淡水養殖試験」、「養殖用稚魚及卵の配付」、「淡水養殖に關する講習及指導」、「淡水活魚の輸送に關する試験」。

四、海洋調査部

- 1 沿岸定地海洋觀測 鮮内各道水産試驗場の外、各地の燈臺、水産學校等（現在全鮮四十個所）にて表面水溫、水比重並氣象の觀測を實施し、其の成績を取纏め、月々發行の「朝鮮近海々洋圖」に輯録發表する。
- 2 定線横斷海洋觀測 全鮮各道水産試驗場の連絡調査により、朝鮮近海々況推移の状態を知り漁況との關係を明らかにする爲毎月一回實施し、其の成績はこれを月々海洋圖に輯録發表す。
- 3 海潮流の觀測 「表面海流調査」（各道水産試驗場と連絡して行ふ海流瓶調査）、「潮流計による觀測調査」。
- 4 重要魚類の回游調査 「標識魚放流」を實施してゐる。

- 5 まいわし資源に關する海洋生物學的基本調査、「産卵に關する海洋生物學的調査」、「回游に關する海洋生物學的調査」、「食性に關する調査」、「漁場其他の海況調査」、「年級に關する調査」。
- 6 其他「海水の化學成分に關する調査」、「漁況調査」、「朝鮮近海々洋圖の刊行」等。

五、北 鮮 支 場

- 1 罐詰の製造に關する試験、「ペツパーサーチンの製造並に輸出試験」、「フィッシュボール罐詰の製造に關する試験」、「鯖油漬罐詰製造試験」、「明太魚を原料とするフィナンハデー罐詰の製造に關する試験」等。
- 2 搾粕の製造に關する試験 「煮熟方法に關する試験」、「壓搾方法並に壓搾機の改良考案に關する試験」、「油水分離に關する試験」、「搾粕の乾燥に關する試験」。
- 3 鰹ミールの製造に關する試験 「搾粕粉碎機に關する試験」、「鰹ミールの變質防止に關する試験」、「鰹ミールの製造指導」。
- 4 脱脂ミールの製造に關する試験。
- 5 抽出油の利用に關する試験。
- 6 脱脂ミールよりアミノ酸の製造に關する試験。
- 7 鹽藏鰹の製造に關する試験。
- 8 ビタミン資源の探究に關する試験。

9 朝鮮産まいわしの生化學的研究。

水産業の改良

水産業の改良方策は主として漁船・漁具及漁法の改良、殊に東海岸のまいわし巾著網漁業及南鮮のさば巾著漁業に於ける飛行機に依る科學的搜查の充實、漁港の完備、漁業者の知識技能の養成、水産に關する調査試験の施行、水産物の處理加工業の普及發達、販賣方法の改善並に販路の擴張、水産物の人工増殖獎勵需給の調節及産額の増進、内鮮人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合の設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の獎勵等である。

一、漁業 漁船・漁具及漁法の改良普及に關しては、指導獎勵の結果、朝鮮人漁業者で優良な内地式漁具漁法に依るもの近年著しく増加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網・流網・鮫鱈網等の網漁業之に次ぎ、又大敷網巾著網・揚繰網・小臺網等を經營する者も漸次其の數を増した。内地型漁船の普及も漁具漁法の改良と共に近來著しく、其の隻數も年々増加の傾向を示して居る。

二、養殖漁業 養殖漁業の獎勵に關しては、本府及各道に於てはわかさぎ・こい稚魚の配付、かき・のり等の養殖試験を行ふと共に廣汎な干潟淺海の開拓に資する爲、適種魚介藻類の適地を調査中であり一方のり・かき・あさり及はまぐりの養殖事業も有望なので、之が獎勵補助を爲し企業の促進を圖りつゝある。現在最も發達してゐるのは全羅南道・慶尙南道及黃海道管内に於けるのり養殖であり、之

に次ぐものは咸鏡南道永興灣・全羅南道・慶尙南道のかき養殖であつて、其の他南鮮地方のうなぎ養殖も規模は大きくはないが成績の見るべきものがある。昭和十五年に於ける養殖面積は八千百三萬坪に達し、其の收穫高は一千五百四十餘萬圓に上つてゐる。

三、水産製造業 従來朝鮮に於ける製造業は素乾めんたいを除いては規模小さく産額も僅少、素乾・鹽乾・鹽藏・鹽辛等専ら鮮内向として而も品質粗雑であつたが、近年魚獲物の増加と共に其の製造利用方法等に付極力指導せる爲、製品の種類産額は逐年増加し、各種罐詰類・魚粉・魚油・各種製品・鹽藏品等の製造高は昭和十五年に於て一億七千五百四十九萬圓に達した。此中最も大なるは朝鮮東海岸に饒産する大羽いわしを原料とする罐詰・鹽藏いわし・いわし魚粉・いわし搾粕・いわし油等で、此等水産物は水産製品検査の徹底と共に品質は改善統一され、尙廣く内外地に販路を得るに至り朝鮮の外國貿易上重要な位置を占めてゐる。

四、内地漁民の通漁 内地漁民の通漁は併合後著しく發展し、其の漁場區域は朝鮮全沿海に亘り、毎年春季より秋季に至るまで盛んであつて、朝鮮漁業の開發に幾多の貢獻を爲し來つたのであるが、今日に於ては既に朝鮮居住漁業者さへ沖合及遠洋に進出すべき機運に至つた爲、特殊のものを除いては朝鮮沿岸に通漁するものは著しく減少しつゝある。

五、水産業の指導獎勵に関する技術員配置 併合當時に於ては本府技術員以外は各道に一名乃至二名の技術員を配置したに過ぎなかつたのであるが、爾來本府及地方廳とも之を増員して夫々水産に関する

各種の調査試験及指導奨勵に當つてゐる。

六、**水産教育** 水産の開発は漁業者の知識技能に負ふ所少くないので、從來之が啓發上本府及地方廳の實地指導の外、道費に依る水産學校の設置又は漁業傳習講習に依り、優良な當業者の養成に努めて來た。現在水産學校の中等程度のものとしては咸鏡北道の清津公立水産學校・慶尙南道の統營公立水産學校・南海公立水産實習學校、全羅南道の麗水公立水産學校・平安北道の龍岩浦公立水産學校・黃海道の龍湖島公立水産實習學校の六校があり、専門學校程度のものとしては釜山高等水産學校が昭和十六年度から開校せられた。又水産傳習講習は道に依つて其の方法を異にするが、大體一定期間講習生を講習船に乗組ましめ、實地に就いて其の漁具の使用及漁法を授け、製造傳習講習に付ては一定期間傳習地を定め又は巡廻的に之を行ふものであつて、此等の修了生に對しては成るべく共同して水産業を經營せしめる方針を採り、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して其の技能を發揮せしむるに努め、漁村の中堅たらしめんことを期してゐる。

八 鑛業

朝鮮は諸種の鑛物に富み、且つ鑛業の起源も遠きに拘らず、其の事業には殆んど見るべきものがなかつた。是に於て本府は大正四年朝鮮鑛業令を制定同五年四月より之を施行、同時に朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行して、外國人の鑛業權享有を禁じ、新に重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動産に關する規則を準用し、鑛業上必要なる土地の使用及收用に付、收用令中の規定を準用する等鑛業權の保障を確實にし、以て益々鑛業の發達を促進せしめ、其の後更に數次の改正を加へて今日に及んだ。處が近年國內の經濟情勢に鑑み政府は國策として産金の増加政府集中を圖るに至つたので、朝鮮に於てもこれに順應して昭和十二年九月朝鮮産金令を公布し、更に時局の進展に伴ひ各種重要鑛物の積極的増産確保を圖る爲昭和十三年五月朝鮮重要鑛物増産令を公布し、各種の獎勵方法を講じて銳意その増産に努めてゐる。

鑛業の概況

鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾後年々増加して同六年中の出願は實に六千百八十九件に上つたが、歐洲大戰後經濟界の變調に伴ひ漸次減少の傾向を示した。然るに昭和六年十二月の金輸出禁止を一轉期として金鑛業は異常なる發展を來し、再び出願増加の趨勢を見るに至り、昭和七年中

の出願件数は三千二百四件を算し、昭和十年には一萬百五十三件に増加した。昭和十一年には一時六千五百件に激減したが、翌十二年には八千百十六件、昭和十三年には一萬五千七百二十一件となり、昭和十四年には一萬六千四百十一件の多きを示すに至りたるが昭和十五年には一萬五百四十八件となり少々減少せり。

昭和十五年末現在の許可鑛區は次表に示す如く一萬二千九十鑛區であつて前年末に比し實に一千五百十六鑛區の激増である。

鑛區中稼行するものは七千九十二鑛區で前年に比し六八三鑛區を増加した。總鑛區に對する稼行鑛區の割合は、主なるものは金銀を主とするもので六千二百二鑛區（金銀鑛四、六三〇、金銀・銅・鉛・亜鉛其他鑛一、一八七、砂金三八五）一切鑛物二、石炭二百三十九、黒鉛の百六十九鑛區等である。

昭和十四——十五年末現在鑛種別許可鑛區數

鑛種名	昭和十四年末現在鑛區數		昭和十五年末現在鑛區數	
	現在鑛區數	昭和十四年末現在鑛區數	現在鑛區數	昭和十五年末現在鑛區數
金銀鑛	五、八〇九	六、四三四	四	五
銅鑛	二六	三	空	七
安質母尼鑛	一	一	三	四
硫化鐵鑛	三	四	六	九
滿庵鐵鑛	八	九	一七	三〇
タンゲステン鑛	一三	一〇	八	九
水鉛鑛				
タンゲステン水鉛鑛				
蠟石				
明礬石				
重晶石				
螢石				
鑛種名				
現在鑛區數				
昭和十四年末現在鑛區數				
昭和十五年末現在鑛區數				

鑛業

鑛業

鐵	鉛	亞鉛	水銀	黑鉛	砒	其 他	金・銀・銅・鉛・亞鉛	硃砂	燐
---	---	----	----	----	---	--------	------------	----	---

鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛
二五	一	二	一五	二六	一	二、四三	七	一	
二四	五	四	一三	三九	三	三、〇六	六	一	

鑛種別稼行鑛區數

滿	硫	鐵	亞鉛	水銀	安質母尼	銅質	金銀
---	---	---	----	----	------	----	----

鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛
五	三〇	七	四七	八	五	一三	四、三七
四	二七	八	二	四	一	一〇	四、六三

一二二

一	ニ	雲	マ	石	砂	高	石
---	---	---	---	---	---	---	---

計	切	ツ	ケ	ル	母	ト	炭	金	土	錦
一〇、五四	三	一	充	二	二	七	四九	四四	一四	四
三、〇九〇	二	二	二	七	七	七	五七	四七	一四	五

鑛種名

石	黑	砒	其	金・銀・銅・鉛・亞鉛	ニツケル	タン	水	タン
---	---	---	---	------------	------	----	---	----

炭	鉛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛
二三	一四	三	九〇	二	一	一	一	一
二九	一六	三	二、八七	二	一	一	一	一

昭和十四年 昭和十五年

蠟	砂	硅	高	石	雲							
				嶺	母							
	石	金	砂	土	錦	八	三	二				
			三	三	三		三	五				
			六	三	二		三					
			二	三	三		一					
			九	二	三		切					
				三	三		物					
				二	三		計					
				五	三							
					一							
					三							
					二							
					六							
					二							
					三							
					六							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							
					七							
					二							

備考 多種類鑛區中稼行のものは主たる目的を有する鑛種に計上せり。

鑛業の助長施設

一、鑛床及地質調査

本府に於ては從來未知の鑛床の性状を概査し、以て其の鑛業的價值を窺知すると共に鑛業行政の參考に供し、他方企業家の調査の便宜を計る目的を以て明治四十四年度以降鑛床調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概査を終へた。同七年度には鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し、事業準備に着手すると共に地質の調査を開始し、調査済の地方に對しては其の地質圖及報告書を編纂刊行し各方面の參考に供して居る。

二、鑛物の調査及試験

イ、選鑛製鍊試驗 大正十一年度に於て京城府鷺梁津に燃料選鑛研究所を新設し、朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又從來顧みられなかつた貧鑛の經濟的處

理方法を考究し、鑛利の保全、操業の進捗を圖り以て鑛業の開發に資しつゝある。

ロ、炭田調査及石炭試験 右燃料選鑛研究所に炭田調査係及石炭試験係を併置し先づ石炭賦存量及鑛

床の狀況を明かにし、其の經濟的利用法に付試験研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資すると

共に燃料給源の開發に努めつゝあつたが、石炭試験に付ては褐炭の低溫乾餾、無煙炭の微粉燃焼に

は所期の試験を完了し、炭田調査も概ね所期の目的を達し得たので、現在では専ら家庭燃料及石炭

性能試験に主力を注いでゐる。

ハ、特殊鑛物調査 鉛・錫・安質母尼・水銀・亞鉛・格魯謨・滿俺・タングステン・水鉛・ニッケル・

コバルト・燐鑛・白金・雲母・石綿等我國不足鑛物資源及銅・鐵・硫化鐵等特に必要と認むる鑛物

資源に付鑛石の種類及成分・埋藏量・探掘可能量等を調査闡明し、之が開發促進の爲昭和十一年度

より特殊鑛物調査を開始し既に水銀鑛・明礬石・硫化鐵鑛等の大部分の鑛床調査を完了し、タング

ステン・水鉛・亞鉛・鐵・ニッケル・安質母尼・鱗狀黑鉛及螢石等の調査も進展中である。

ニ、砂金鑛床調査 砂金調査班を組織して現在稼行地以外の有望である地域に派遣して其の賦存状態

を調査してゐる。

三、製鐵業獎勵 製鐵等獎勵法の廢止に伴ひ、昭和十二年九月製鐵事業法の一部を施行し、從來の通り

所得税、營業税の免除を爲す外製鐵事業法の規定に依り内地と同様の保護獎勵を加へてゐる。

四、探鑛獎勵 從來金鑛業開發の促進又は産金の増加を圖る爲、將來有望と認められる金鑛山又は砂金

鑛區で探鑛坑道を掘進し又は試錐調査を行ふ者に對し、補助金を交付して金鑛業の發展を促したが、尙國勢の現況に鑑み金以外の重要地下資源の開發も刻下の急務であるから、昭和十二年五月金探鑛獎勵補助規則を改正し、其の他銅・鉛・硫化鐵・タングステン・水鉛等の十七特殊鑛物にも探鑛獎勵補助金を交付して銳意其の開發助長に努めてゐる。

五、鑛業設備獎勵 産金獎勵の施設として昭和十二年八月金鑛業設備獎勵金交付規則を制定し、鑿岩機設備又は選鑛設備を爲さんとするものに對して補助金を交付することとしたが、更に昭和十三年五月同規則を改正して、金鑛以外の銀・鉛・亞鉛・硫化鐵・タングステン・水鉛及ニッケル等の重要鑛物に對しても叙上の設備に對し補助金を交付することとした。又昭和十四年度よりは山許に於ける濕式製鍊設備にも補助金を交付する事とし、又鱗狀黑鉛をも追加したが、金鑛業關係については昭和十六年度以降中止してゐる。

主 要 鑛 物

イ、金 朝鮮に於ける金鑛床は全鮮到る所に存在するが就中平安北道・咸鏡南道・江原道に最も廣く分布し、次で忠清南道・慶尙北道・平安南道・忠清北道・黃海道・全羅北道・京畿道・全羅南道・慶尙南道・咸鏡北道の順である。金産額は平安北道・黃海道・平安南道・咸鏡南道・忠清南道・慶尙北道・忠清北道・全羅南道・京畿道・江原道・全羅北道・慶尙南道・咸鏡北道の順で、砂金は全羅南道・京

鐵道・平安南道・全羅北道・忠清北道・平安北道の順に分布し、忠清南道・全羅北道及平安南道がその主産地である。

鑛山の著名なものは日本鑛業株式會社の平安北道大楡洞鑛山及雲山鑛山で、之に亞ぐものは瓮津・咸興・金井・遂安・新延・發銀・九峰・德蔭・無極・三成・西古洞・光陽・三菱三光・慈城鑛山等であつて何れも年産額百萬圓以上を示し、その他笏洞・樂山・長津・住友高原・順天・德洞・慈母城吉祥・中央・金溝・郡北・盈德・厚昌・大嶺・中臺里・住友永中・林川・青岩・宣川・尙州等の有望なものが多い。

砂金は金堤・順安・肅川・永興・金馬川・前井・雲山・金沓等の砂金鑛は何れもドレッヂャーを以て採金しつゝあるが、此のドレッヂャー砂金浚渫は大正六年稷山金鑛（現稷山砂金鑛）に於て操業を開始したのが本邦斯業の先驅であつて、其の後昭和四年、三菱金堤砂金鑛のドレッヂャー操業の開始により二隻を算するに過ぎなかつたが、昭和八年以來急激に増加し現在其の數二十餘隻を算し、而かも金堤以外のドレッヂャーは何れも我國建造船である。

ロ、鐵 朝鮮には鐵鑛産の賦存が豊富であつて、赤鐵鑛を産するものに咸鏡南道利原鐵山・平安南道壽鑛山等があり、赤褐兩鐵鑛の混合したものに平安南道价川及黃海道載寧・銀龍・下聖・兼二浦等の鐵山があり、磁鐵鑛を産するものに咸鏡北道茂山、江原道襄陽、三和等の鐵山がある、其の産額は、昭和十一年には六十三萬餘噸を産出し、内三十九萬噸は兼二浦製鐵所に送鑛し二十四萬噸を内地へ移出

した。鐵山の内主なるものは茂山鐵山であつて其の平均品位は三十八%程度の貧鐵であるが、甚大な埋藏量を有するものと推定せられ、優に南滿洲鞍山鐵床に匹敵し、且純粹の磁鐵鐵のみであること及鐵粒の大なること等は選鐵容易にして稼行に際して鞍山よりも有利であると稱せられ、目下着々開發中である。江原道襄陽郡、同三陟郡の磁鐵鐵床は目下開發に着手し隨次設備の完成と共に本格的出鐵を見る豫定なり、此の外咸鏡南道端川の鐵床は本格的稼行迄に至つて居ないが目下開發準備中である。

ハ、石炭 朝鮮には褐炭と無煙炭の二種を産出し、褐炭は咸鏡北道吉州・明川・鏡城炭田・會寧地方の會寧炭田及雄基・訓我間の鐵道に沿ふて散在する慶源・慶興炭田等を包括する所謂咸北炭田最も賦存量多く其の他平安南道安州、黃海道鳳山、咸鏡南道咸興の各炭田があり總埋藏量四億萬噸と推定せられる。用途としては鐵道用として産出高の約半數が消費せられ、その他工場船舶用としても需要がある。又白煙で、火持良き爲、家庭燃料として各都市に歡迎せられてゐる。又この褐炭は人造石油工業の原料に適してゐる爲、朝鮮窒素肥料會社に於ては昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に此等の石炭を處理する低溫乾餾工場を建設、重油其他パラフィン・メタノール・パークライト等を産出しつゝある。

更に朝鮮石炭工業株式會社は昭和十一年咸鏡北道阿吾地炭田に水素添加による直接液化工場を建設し其の製品を市販しつゝある。無煙炭は褐炭に比し更に廣範圍に埋藏され、全埋藏量約十三億五千萬噸と稱せられてゐる。而して目下稼行中のものは平壤・三陟・文川・高原・寧越・和順・中南北部・聞慶の炭田がその主なるもので此等の外にも小規模のもの數箇所がある。主として鮮内及内地の各種工

業竝に家庭用に供せられてゐるが、此内寧越炭田は朝鮮電力株式會社が寧越邑に火力發電所を建設し、其の燃料として開發し、又三陟開發株式會社が内地の發電燃料及地元の石灰窒素、セメント其他工業用炭として大規模の採炭設備をなし内地及鮮内の需要に應じつゝある。鮮内にては微粉炭燃焼裝置を有する工場汽罐用炭に使用せられ火力發電燃料として重要視せられるに至つた。其他マセック煉炭として機關車用に、又各種煉炭原料としても相當の需要があるが、各種化學工業の原料、還元劑のコークス代用としての需要多く、最近に於ては人造石油工業の發達に依り無煙炭も瓦斯合成法に依る液化原料として考究されてゐる。

ニ、黒鉛 鱗狀と土狀の二種あつて、鱗狀黒鉛は平安北道・咸鏡北道を、土狀黒鉛は慶尙北道・咸鏡南道を主要産地とし品質共に良好である。鱗狀黒鉛の主要産地は(一)咸鏡北道城津地方(城津・新興等の各鑛山等)、(二)平安北道江界地方(大馬々・江界・成章洞・城干孟洞・勝榮・時中等の各鑛山)、(三)平安北道楚山郡地方(市束・楸谷・車嶺等の各鑛山)であり、就中江界地方が最も重要な産地である。之等諸鑛山より産出せらるるものは坩堝或は電極其他のカーボン原料として用ひられる。猶平安北道には伏木・元玉・碧瀆等の著名な鑛山もあり、從つて鱗狀黒鉛の産額は漸次國內需要に對する自給の目標に接近しつゝある。土狀黒鉛鑛山は山野月明(忠北)・小宮(忠北)・咸昌(慶北)・馬老(忠北)・永興・長興(咸南)・价川第一・价川第二(平南)等が最も著名であり、電化工業用として、殆ど悉くを國內に供給してゐる。

ホ、タングステン鑛 現在稼行中の主なるものは小林百年・箕州・中川青陽・鯨水・順鏡山・上東・平安・内金剛等の鑛山で江原道金剛山附近、寧越郡、平安北道昌城郡、平安南道陽德郡陽德附近、寧遠郡、咸鏡南道長津郡、忠清北道忠州郡、堤川郡、黃海道谷山郡、忠清南道青陽郡等が主要産地であり其の他諸所に數多發見せられてゐる。

ヘ、水鉛鑛 水鉛鑛の主なるものは、全羅北道の長水鑛山・江原道の金剛鑛山・忠清北道の忠州重石鑛山・慶尙北道の龍鳳水鉛鑛山等であり、其他新鑛床諸所に發見せられて居る。

ト、マグネサイト は咸鏡北道吉州郡、咸鏡南道端川郡に大量賦存し、前者には、南溪・白岩、後者には北斗の稼行鑛山があり、更に端川郡下には鑛量三十億噸と推算される一大鑛床が發見せられ、龍陽鑛山として目下銳意開發の準備中である。

チ、螢石 は咸南・江原・忠北・全北・黃海・京畿の諸道に分布し、時局の影響に依り急速にその開發を遂げ稼行鑛山も頗る多きに達して居る。主なる鑛床の賦存地は江原道金化・春川・楊口・華川・淮陽の諸郡、忠北永同・堤川郡、全北錦山郡、黃海載寧・平山の兩郡、京畿道抱川郡である。

リ、雲母 咸鏡北道・平安北道・咸鏡南道等の各所に分布して居る。其の主なるものは咸鏡北道林洞鑛山・砲手鑛山、平安北道芦田洞鑛山等で其の産額の全部は朝鮮雲母開發販賣株式會社の手を経て内地に移出してゐる。

ヌ、明礬石 はアルミニウム原料鑛物として重要なるものであるが、全羅南道・慶尙南道に多量賦存し

其の主要鑛床は全羅南道積川鑛山・加沙島鑛山・玉埋山鑛山等である。

ル、燐鑛・咸南端川郡南斗日面、咸北城津郡鶴西面、平北龍川郡加次島に於て有望なる燐灰石鑛床が發見されたので目下その開發準備が進められてゐる。

九 工 業

概 況

朝鮮の工業は併合當時纔に機業・窯業・製紙業・皮革業・醸造業・金屬工業等の家内工業又は小規模工場工業あるのみで、産額も少く製品も亦頗る粗悪、日常必需品の多くは之を輸入に俟つ状態であつた。本府は施政以來銳意之が改善と發達に努めた結果、之等在來工業品の品質は漸く改善せられ、産額も亦増加し、朝鮮人の工業に關する知識も亦啓發せられて工場經營を試むる者増加し、且内地資本家の朝鮮進出を爲す者多きを加へ、紡織・製絲・製鐵・バルブ・硬質陶器・セメント・製粉・麥酒・製油・硫安・硬化油・金屬精鍊・石炭液化・石油精製等各種の大規模工場が續々その設立を見た。殊に滿洲國の建國、日滿新交通路の開通以來滿蒙に對する經濟進出上朝鮮の地位有利なる爲、或は朝鮮に於ける各種工業資源の開發に着目して、各種の事業を目論むもの益々増加の傾向にある。昭和十四年に於ける工業産額は約十五億圓、此の内三億二千八百萬圓は家内工業又は副業の所産である。

業 種 別 工 産 額 (昭和十四年)

紡織工業	二〇一、三五一 <small>千円</small>
金屬工業	一三六、〇九二

工業

工業

機械器具工業	五三、二二五
窯業	四三、三三七
化學工業	五〇一、七四九
木製品工業	二一、〇六一
印刷及製本工業	一九、三七三
瓦斯及電氣工業	三〇、四六二
食料品工業	三二八、五三二
其他工業	一六三、二七〇
計	一、四九八、二七七

家内工業

一、機業 機業は朝鮮農家に於ける最も重要な副業である。

イ、木棉織物 朝鮮に於ける綿布の家内工業に依る生産額は昭和十四年九百二十九萬圓、此等は農家婦女子が自家使用を目的に棉花を手紡し、主として居坐機にて製織する手織白木棉の粗なるものである。

ロ、麻織物 在來の麻布は、苧布と大麻布であつて、夏の衣料・喪服・帆・袋及雜用に用ひられる。苧布の生産地は忠清南道・全羅南道・慶尙南道であつて、大麻布は慶尙南北兩道・平安北道・江原

道・咸鏡南道等に産し、孰も手紡麻布にして農家の副業として主要なるものである。昭和十四年に於ける家内工業所産のものは一千百二十萬圓に達する。

ハ、絹織物 慶北・平南・咸南・全南・平北を主産地とする。多くは明紬と稱する平絹の類であつて、慶尙北道尙州、平安南道成川・徳川、平安北道泰川・寧邊・熙川、咸鏡南道永興等の紬が最も有名である。昭和十四年の家内工業産額八百五十八萬圓に達する。

二、陶磁器製造業 高麗時代隆盛を極めた朝鮮の陶磁器業も、李朝末期には殆んど見るべきものがなかつたが、當局の指導奨励に依り、近時漸く復興を見、又朝鮮は到る處陶磁器原料頗る豊富なので、斯業の將來は極めて有望である。昭和十四年中の家内工業所産に係るもの百八十四萬圓、製品の多くは食器類の日用品である。

三、朝鮮紙製造業 朝鮮紙は有望なる家内工業品の一であつて、楮を主原料とする手抄紙である。在來の抄紙法は方法、器具ともに原始的且不完全にして製品も極めて粗雑であつたが、當局の指導奨励に依り近時著しく品質が改善せられた。昭和十四年に於ける産額は三百二萬圓、多くは鮮内に於て消費せられるが、窓紙用・衣服中入用等として滿洲方面へ輸出せられ、今後益々有望視せられてゐる。

四、酒類醸造業 朝鮮に於ける在來酒類の主なるものは藥酒、濁酒及燒酎である。

イ、藥酒 帶褐淡黄色であつて、清酒様の透明なるものもあるが、多くは多少混濁がある。一種の芳

香を有し清酒より甘酸味共に強く、酒精分十二乃至十八%を含有する。原料は粳米・糯米及小麥糶である。

ロ、濁酒 粳米又は糯米・粗糶及水にて醪を仕込み、十日以内にて醸成せる白濁酒で酒精含有量少く、酸味臭味共に強い。庶民級の飲料として需要極めて多い。

ハ、焼酎 粳米・高粱・雜穀・粗糶を原料とし、日本焼酎に比し糶子臭を有する。酒精含有量三十度内外を普通とする。

之等各種の在來酒は何れも其の製造極めて少規模であつたが、當局の指導に依り次第に大量生産に轉向しつゝある。

種別	製造場數	製造石數
焼酎	一三五 <small>戸</small>	一、二五四、五二〇 <small>石</small>
朝鮮酒	二七五八	四、二三三、〇二五

五、金屬工業 朝鮮人は古來眞鍮製食器・金盃・火鉢・便器等を使用するので、之が製作に従事する者各處に多い。鐵器類は鍋・釜・農具を主要なるものとし、就中釜は堅牢を以て有名である。

機械類の製造は未だ盛ならず、婦人の裝飾品たる指輪・筭・簪等の銀又は眞鍮製品は各所に製作せらるゝが加工彫刻の見るべきものは少い。

と稱すべきは極めて小部分を占むるに過ぎぬが、人絹織物にありては工場生産を主としてゐる。然れども之等は今尙内地よりの移入に俟つものが多い。昭和十四年に於ける生産高二千七百五十二萬餘圓に達した。

人絹の主なる工場は朝鮮織物安養工場・泰昌織物清涼里工場・朝鮮紡織釜山工場・釜山織物・木浦織物等である。尙人絹織布工業の發達と共に染色工業の勃興を見、前記朝鮮織物・泰昌織物・朝鮮紡織釜山織物工場は孰れも染色設備を有し、此の外昌和工業（永登浦）京畿染織株式會社工場（永登浦）等の専門工場がある。

五、靴下製造業 近年朝鮮人間に於ける靴下の需要急激に増加せるに伴ひ、之が製造工業も發展を見つゝある。現存工場は孰れも中小工場に屬し平壤が其の中心地である。

六、線綿工場 棉花の増殖に伴ひ、線綿工場各所に興つたが木浦は其の中心地である。昭和十四年線綿生産高三千七百二十三萬圓に達する。

七、金屬製鍊工業

イ、製鐵工業 朝鮮には褐鐵鑛・赤鐵鑛・磁鐵鑛等優良な製鐵原料が豊富で、黃海道兼二浦に日本製鐵株式會社兼二浦工場（三菱製鐵所工場の後身）あり、銑鐵及鋼鐵を製造してゐる。

ロ、金製鍊業 産金事業の勃興に伴ひ、各地に精鍊工場の出現を見つゝあるが、日本鑛業株式會社鎮南浦精鍊所、朝鮮鑛業開發株式會社興南製鍊所、朝鮮製鍊株式會社長項精鍊所等著名である。

額八千三百九十七萬枚、一千八百三十七萬圓に達した。

工場工業

一、製絲工業 養蠶の興隆に因り産爾高次第に増加すると共に京城・大邱・平壤・全州・光州・咸興等を首め、各地に大規模の製絲工場の設立を見た。昭和十四年工場數百十九、製絲金額二千五百八十二萬圓に達し、製品の多くは輸移出向品である。

二、綿絲紡績業 目下操業中のものには朝鮮紡織株式會社釜山工場、東洋紡績仁川工場及鍾淵紡績全南工場、京城紡績の外、永登浦に鍾淵紡績京城工場、東洋紡績京城工場があるが、之等は何れも織布工場を兼營するものである。

三、綿織物工業 朝鮮に需要せらるゝ綿織物は粗布・細布を始め各種を合せ年額約六千七十圓に達してゐる。此の外一部の製品は第三國及滿洲方面へ輸出されつゝある。尙昭和十四年の綿布生産高六千七百七十萬圓中、工場生産高は五千二百二十三萬圓に達した。

主要なる工場は朝鮮紡織株式會社釜山工場、東洋紡績仁川工場、鍾淵紡績全南工場、京城紡織株式會社永登浦工場、東洋棉花株式會社木浦工場及鍾淵紡績京城工場、東洋紡績京城工場等であつて之等は殆んど粗布及細布類を生産する。

四、絹織物及人絹織物工業 朝鮮産絹織物の大半は農家副業又は小規模工場の所産であつて、工場製品

六、雜工業 右の外雜工業は大體次の如くである。

イ、莞草筵及莞草スリツバ製造業 莞草は一種の三角藎で、京畿道・全羅南道及慶尙北道等に産する。此の表皮を以て織成せる莞草筵は朝鮮では古から使用されて居た。昭和十四年の産額二百六十八萬圓に及ぶ。近時之を以て造れるバスケツト等の新製品及び莞草芯を以て造つたスリツバ類も多量の輸移出を見るに至つた。莞草筵の主産地は京畿道江華、全羅南道寶城・咸平、慶尙北道金泉・軍威等であつて、莞草スリツバの産地は慶尙北道大邱附近、全羅南道松汀里及平安北道の泰川郡である。

ロ、木竹工業 朝鮮の竹細工は概ね巧妙であつて、全羅南道潭陽・靈巖及羅州の竹器・竹櫛・簾等最も名がある。木工品は檀・篋筒・漆器等があり、就中慶尙南道統營地方及京城に於ける螺鈿漆器は其の雅致推賞するに足るものがある。

ハ、硝子珠製造業 忠清北道鳥致院附近の部落に盛である。製品は主に輸出向であつて更に阪神地方に送り加工せられる。

ニ、鹿子紋及刺繡加工業 何れも朝鮮に於ける低廉なる勞銀の利用を目的として興つたものであつて、鹿の子紋は慶尙北道に、刺繡は慶尙南道密陽、慶尙北道大邱等に旺である。

ホ、吹製造業 穀類・肥料等の容物として鮮内に多額の需要あるのみならず、最近輸移出せらるゝに至り今後益々有望な事業である。當局も農家の主要副業として之を奨励してゐる。昭和十四年の産

ハ、**輕金屬工業** 朝鮮には礬土頁岩、霞石、明礬石、マグネサイト等の良質なる輕金屬原礦を豊富に埋藏し、且つ豊富低廉なる電力と相俟つて斯業は最近目醒しき伸展を遂げつゝある。即ち今操業中のものに朝窠アルミニウム工場及日本マグネシウム金屬會社の興南工場を始め、西鮮に於ける理研金屬のアルミニウム及マグネシウム工場あり、尙建設中のものに、大日本鹽業のマグネシウム工場、西鮮化學のアルミニウム工場の建設を見つゝある。

ハ、**金屬製品並機械器具工業** 朝鮮に於ては、從來鍛冶職の傍ら小道具の製造、諸器械の修繕を營むに過ぎず、大規模の經營を爲す者甚だ少かつたが、交通開け諸種の産業發達し、船舶・車輛・工具・機械類等の需要増加するに従ひ、鮮内にも之が製造工業勃興するに至つた。現在主なる工場は龍山工作株式會社永登浦工場・朝鮮機械製作所・朝鮮商工株式會社平壤及鎮南浦工場・朝鮮重工業株式會社等である。更に最近著しき傾向としては産金其の他地下資源の開發に伴ひ、鑛山用機械製作工業の勃興を見るに至つたことで、其の主なる工場に朝鮮機械製作所・朝鮮製鋼所・朝鮮鑿岩機製作所・弘中商工株式會社、關東機械製作所、北鮮製鋼所等がある。

九、**陶磁器工業** 朝鮮には到る處優良な陶磁器原料を産し、且つ日用品・土木建築用品等の陶磁器製品の需要が多いので、之等の製造工業は極めて有望なる將來を有する。現在各地に散在する工場は孰れも中小規模のものであるが、日本硬質陶器株式會社釜山工場は大規模なる設備を以て輸出向並に朝鮮人向の食器類を製造してゐる。

一〇、硝子工業 硝子工業は未だ盛ならず、然し全羅南道・黃海道等の海岸には優良な硝子原料硅砂を多量に産するので、今後斯業の發達すべき餘地は少くない。

一一、セメント工業 道路・港灣・鐵道・建築等の事業勃興と共にセメントの需要は年々増加する状態に在るが、目下鮮内には朝鮮小野田セメント株式會社平壤(平南)、川内里(咸南)、古茂山(咸北)、朝鮮セメント株式會社海州工場及朝鮮淺野セメント株式會社鳳山工場及鴨綠江水力發電會社工場がある。

尙右の外目下朝鮮小野田セメントが江原道三陟に工場を建設中の外、朝鮮小野田セメント古茂山工場及朝鮮淺野セメント鳳山工場が夫々増設中である。

一二、煉瓦工業 建築土木工業等の勃興と共に、煉瓦の需要を増し爲に有望なる工業である。現在都市附近に中小工場多く最近平壤及生氣嶺に耐火煉瓦、タイル類の製造を見るに至つた。

一三、石炭液化工業 朝鮮の褐炭は熱量乏しく貯藏中脆化する等其の儘燃料として不適であるが、低溫乾餾に依りて多量のタールを溜出し得るので、朝鮮窒素肥料株式會社は、昭和八年四月より咸鏡北道永安工場に於て低溫乾餾事業を創め、石炭を處理し揮發油・重油・パラフィン等を製造し、更に半成コークスを利用して發電及メタノールの合成等を行つてゐる。尙咸鏡北道阿吾地に石炭工業株式會社の石炭液化工場あり既に操業を開始し製品を市販しつゝある。

一四、石鹼製造業 朝鮮人生活の向上、産業の發達等に伴ひ石鹼の需要は逐年増加し、平壤・京城・釜

山等に洗濯石鹼の製造を営む者多きを加へつゝある。朝鮮窒素肥料株式会社・朝鮮油脂株式会社及協同油脂株式會社に於ては自家生産脂肪酸より大規模の石鹼製造を爲してゐる。

一五、油脂製造業

イ、植物油製造業 朝鮮には荏胡麻、蓖麻子、棉實等油脂原料に富み、且滿洲大豆を利用するの好地位にあるので、この採油事業は極めて有望である。目下大規模工場として日華製油株式會社の木浦

工場(棉實油)、北鮮製油株式會社(大豆油)、日陞公司(大豆油)等がある。

ロ、魚油製造業 東海岸の豊漁に依る鰯を原料とする魚油肥の製造亦盛である。年産額は約十萬噸であつて従來多く内地に移出せられたが、最近朝鮮に之を原料とする硬化油工業興るに至つた。

一六、硬化油製造業

魚油を原料とする硬化油製造業は朝鮮窒素肥料株式會社興南工場に於て昭和七年六月より開始せられたが、同社は尙硬化油の分解に依り脂肪酸及グリセリンをも製造してゐる。昭和八年更に同一目的を以て朝鮮油脂株式會社創立せられ、昭和九年六月より操業を開始した。尙協同油脂株式會社も江原道三陟に於て昭和十三年秋より操業を開始した。

一七、護謨製造業

主としてゴム靴製造業であつて、大正八、九年以來急激に發達した。ゴム製品生産額は昭和十四年一千七百九十三萬圓に達する。尙昭和十四年四月より技術内地阪東系の朝鮮ゴム調帶株式會社が釜山に工場を設置し、傳導用及運搬用ベルトの製造を開始した。

一八、バルブ及製紙工業

新義州に王子製紙株式會社の工場あり、鴨綠江上流の木材(タウヒ・タウシ

ラベ・テウセンハリモミ等)を原料として包装用紙を製造する。昭和十四年の産額六百九十一萬圓に達した。尙同社系の北鮮製紙化學工業株式會社が咸北吉州に工場を建設し、昭和十一年十一月より人絹バルブの製造を開始した。

一九、硫酸アンモニヤ製造業 朝鮮窒素肥料株式會社興南工場は鴨綠江の支流赴戰江の水力に依る電力を利用し、硫安年産四十八萬噸、硫磷安十萬噸の製造能力を有し、鮮内の需要を充すのみならず内外に輸移出してゐる。此の外兼二浦の日本製鐵株式會社工場に於ても副産物として年五千噸を生産してゐる。

二〇、製革工業 朝鮮には良質の牛皮を多量に産し且職工の得易き等、皮革工業の發達すべき好條件を有するが、現在主なる工場は朝鮮皮革株式會社永登浦工場であつて皮革類及軍需品等の皮革製品を製造する。此の他稍小なるものに大田皮革株式會社がある。

二一、醸造業

イ 和酒醸造業 清酒醸造業は各地にあるが、殊に京城・仁川・釜山・平壤・馬山等に於ては大規模の工場經營を爲す者尠からず、且内地品に劣らざる優良酒を醸造し内地移入品を防遏しつつある。朝鮮米は醸造米として好適であり、その他氣候、水質等醸造に適する所が多いから朝鮮の酒造業は前途極めて有望である。

ロ 焼酎醸造業 朝鮮の焼酎需要高は昭和十四年三千九百萬圓、殆んど鮮内に於て生産せられる。工

場は概ね中小規模であるが、糖蜜を主原料とし新式蒸餾設備を有する工場も數箇所存在する。

ハ、**麥酒醸造業** 朝鮮に於ける麥酒の需要は昭和十四年一千九十萬餘圓である。従來は凡て之を輸入に俟つたが、昭和八年永登浦に朝鮮麥酒及昭和キリンの二麥酒工場設立せられ、兩者共年額約二萬石餘の生産能力を有するので、朝鮮に於ける麥酒の需要を充し得るのみならず尙他に輸移出し得るに至り現に滿洲方面に輸出してゐる。昭和十四年の産額十九萬圓一千九十九萬圓である。

ニ、**葡萄酒製造業** 朝鮮の風土は葡萄の栽培に適し葡萄酒の醸造に有望である。現在は慶尙北道浦項の三輪農場が稍大規模に醸造して居り、此の他釜山、京城等にも小工場がある。

ホ、**醬油・味噌醸造業** 内地人の増加と共に隆盛に赴き、殆んど移入品を防遏せんとするのみならず、最近滿洲國に對する賣出増加し、其の前途甚だ有望である。京城・仁川・釜山・平壤・大田等には内地品に劣らざる良質の醬油を産する。

二三、**製粉工業** 朝鮮は製粉原料小麥の産額多きのみならず、近くに滿蒙の大市場を控ゆる等、製粉工業發達の好條件を具へて居る。現存工場の主なるものは豊國製粉株式會社(京城及仁川)、日本製粉株式會社の鎮南浦工場及同社沙里院工場、朝鮮製粉株式會社永登浦工場及鎮南浦工場である。

二三、**澱粉製造業** 朝鮮に於ける澱粉工場としては日本穀産工業株式會社平壤工場が主なるものである。同社は玉蜀黍を原料とし、澱粉又は葡萄糖並に油及餌量等を製造する。油は殆んど内地を経て米國に輸出せられ、其の他は概ね内地に移出せられる。

二四、精糖工業 大日本製糖株式會社平壤工場が布哇、臺灣等より粗糖を輸入して精糖を行つて居る。昭和十四年産額精糖三萬六千八百八十二噸、一千一百萬圓で、製品の一部は輸出せられ殊に對滿輸出上朝鮮の精糖事業は有利の地位にある。

二五、精米工業 精米業は工場数の多きこと各種工業中の首位を占め、昭和十四年に於ける朝鮮の工場總數六千九百五十三中、實に一千九十三が精米工場である。此等工場は京城・仁川・群山・釜山・鎮南浦等に集中し相當大規模經營のものがあり、昭和十四年は白米調製高八十萬噸、玄米調製高三十一萬噸に達した。

二六、電球製造工業 最近釜山及京城に斯業の勃興を見つゝあり、殆んど輸出向の製品を目的とする小工場であるが京城には稍大規模の工場がある。

二七、琺瑯鐵器工業 近年急激なる發達を見たるものであつて、目下釜山に五工場、京城に一工場あり、此の中釜山に於ける工場は輸出向品の製造を主とし、京城の工場は主に鮮内向製品を生産する。昭和十四年に於ける生産高は二百二十一萬餘圓、輸出高は八十八萬餘圓に達した。

中央試驗所

中央試驗所は明治四十五年本府に於て之を創設し、其の業務を化學工業・染織・窯業・工藝の四部分ち、朝鮮に於ける工業の進歩に必要な諸般の調査試驗研究を行ひ、併せて一般の依頼に係る此等事

項の試験分析鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣して實地指導を爲し、或は此等に關する講習を開催する等、朝鮮産業の指導開發に努めてゐる。

工業獎勵

工業傳習事業を企畫する者又は有利なる工業を經營するも事業創始の際に、收支償ふ能はざる者、或は鮮内資源を開發する事業等に對しては、本府又は地方廳は之に金品を補助し以て工業の發達に助めてゐる。又曩に併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられた恩賜金の利子の一部を以て、從來一般に副業として行はるゝ機業・製紙業等の改良を計り、最近に於ては機業及製紙の外陶器等の共同作業場の設置を勸奨し、之に對して補助金を交付する等、各種の方法を講じて工業の改良發達を圖つてゐる。

度量衡

朝鮮に於ける度量衡は古來慣行に放任されて居たが、隆熙三年九月度量衡法を制定し、度量衡の名稱名位及種類を内地と同様とし度量衡は政府の專賣と爲し、銳意計量觀念の啓發に努め來つた。爾來諸般の施設進展に伴ひ、前記度量衡法は時運に適合せず且内地に於ては大正十三年メートル法專用品度量衡法を施行したので、朝鮮に於ても大正十五年四月一日現行度量衡令を實施し、内地同様メートル法專用と爲し來つたが、昭和十四年一月内地に於て更に法令の一部を改正し、特別の由緒あるものにして土地又

は建造物に關しては當分の内、其の他のものに關しては昭和三十三年十二月三十一日迄從前の慣例に從ひ尺貫法度量衡の名稱名位を使用し得ることゝ成つた。ゆゑ、朝鮮に於ても内鮮不可分の建前上、府令を改正し、昭和十四年七月一日より右内地の制度に隨從することゝした。

電氣及瓦斯事業

電氣事業 朝鮮に於ける電氣事業は、從來概ね小規模な火力發電所を擁して各地に分立してゐたが、漸次地方的に發電の集中化が行はれて配電統制其の緒に就き、其の後大規模な水力電氣の開発を企畫する者も現れたので、昭和六年十二月、將來建設せらるゝ主なる發電所及送電線路の基準と爲る發電計畫及送電網計畫を定め、且發電、送電及配電の各部門に付て夫々依らしむべき企業形態等重要な統制の根本方策を決定した。而して發電及配電は原則として別箇の企業主體をして經營せしむる方針であつて、發電電事業者をして専ら統制計畫に定められた發電所及送電線路の開発建設に當らしめ、之が實現の促進を圖り、又配電事業に付ては、全鮮を最も合理的と認める數箇の區域に分ち、其の區域内に現存する小規模事業を合同して大規模且強力な配電事業と爲し、之を民營に依つて積極的に電氣の普及を圖らしめることゝした。

右の發送電網計畫中發電所としては鴨綠江本流水力、同水系長津江、赴戰江、黃水院江、禿魯江の各水力、圖們江水系、大同江、清川江、臨津江及漢江の各水系、蟾津江、萬頃江、江陵水力並に寧越炭

出、三陟炭田、徳川炭田の資源に依存する寧越火力發電所、三陟火力發電所及徳川火力發電所等が主なるものであつてその中金剛山、赴戰江、長津江、黃水院、鴨綠江の各發電所は現在迄に既に開發全部又は一部の事業を開始し鴨綠江、漢江、蟾津江に關するものは現在着々工事が進捗せられ更に圖們江系、大同及清川江系、長津及禿魯江系等は着々開發への準備を進められてゐる。

又此等の莫大なる發電力を半島一圓に送電し以て半島産業の動力の源泉たらしむべき送電幹線も右計畫中に定められた處であるが發電所の開發實施に伴ひ赴戰江より興南に至るもの、長津江より平壤に至り更に南下して京城に至るもの、黃水院江水力より端川に出で更に北上して清津に至るもの、又同所より南下して東興南に至るもの及鴨綠江水豊より平壤に至るもの又鎮南浦及多緬島に向ふもの等は夫々既に建設を終り又は殆ど建設を終了せんとし南に於ては寧越火力發電所を中心に尙州を経て大邱に至るもの、大邱より更に南下して進永に至るもの、尙州より大田に至るもの等既に建設を終了又は建設を終了せんとし之を國策産業の第一線を行く産金線の幹線と密接に連絡せられ特に現在建設中に係る南北送電線路は京城、大田間を連絡して鴨綠江又は北鮮の大電力を半島南端にも送電せんとするもので大なる期待を以て促進せられつゝある。

次に配電事業の統制に付ては、昭和九年一月に於ける西鮮合同電氣會社の成立に依る平安北道、平安南道及黃海道の三道に互る電氣事業者の大合同、昭和十年十月に於ける咸南合同電氣株式會社の成立に依る咸鏡南道内の電氣事業者の合同等着々と統制の實現を見、更に西鮮合同電氣株式會社は昭和十一年十

一月開城電氣株式會社を、同十二年一月新義州電氣株式會社を合同し、更に同十三年一月平壤府營事業を買收し、以て西鮮地方の配電事業を全部統制した。又南鮮地方には從來約三十の小事業が分立してゐたが、昭和十一年春頃から當局に於て、此等の事業を打つて一丸とする大規模配電會社設立の斡旋に努めた結果、昭和十二年三月忠清南道、全羅南道及慶尙南道道の所謂南鮮六道並に京畿道及江原道の各一部に亙る廣汎なる地域の配電事業が大合同を實現して、南鮮合同電氣株式會社が成立し、其の後昭和十五年三月江陵電氣を買收し南鮮に於ける配電會社としての地位を確立した。中鮮地方に於ては昭和十四年四月京城電氣株式會社が春川電氣を買收し更に本秋金剛山電鐵を合併すべく着々統制の實現を見つゝある。又北鮮地方に於ても昭和十三年五月を以て舊朝鮮電氣、舊會寧電氣及舊雄基電氣の三社が合同して北鮮合同電氣に統制せられ、引續き昭和十四年十一月には咸南合同電氣を合同し咸鏡南北道内の電氣事業は完全に統制の實現を見た。斯くて發送配電事業を合した昭和七年度末事業者數六十二社を最高とし現在は僅か十數社の小數となつて統制の効は大いに舉揚せらるゝに至つたのである。

恰もこの際曩に鮮滿一如共存共榮の大局的見地より朝鮮總督府及滿洲國政府間の基本的協定に基き開發せられたる鴨綠江本流水豐の發電開始せられ鮮滿産業の開發振興に一時機を劃するに至つたのである。而して第一期統制計畫は殆んど之を以て終了し今や半島の電氣事業は高度國防國家の要請に更に第二期統制に進まんとする端境期に直面して來たわけである。

昭和十六年三月末に於ける電氣事業者は總數三百五十にして其の内營業を目的とするもの（電氣供給

事業) 七(開業十三、未開業四)官廳用二十七、自家用三百六なり。營業用電氣事業の概況は左の通である

事業者數

資本金

拂込資本金

一七

五七、八三六、〇〇〇^円

四六、五三〇、五〇〇^円

瓦斯事業 瓦斯事業者は從來京城電氣株式會社と朝鮮瓦斯電氣株式會社(昭和十二年三月南鮮合同電氣株式會社に引繼經營す)が夫々京城府及釜山府を營業區域として、電氣事業と兼營し來つたのであるが、昭和十一年十一月、更に大邱府、西鮮合同電氣株式會社に其の經營を許可せられ、前者は大邱府を後者は平壤府を供給區域として昭和十二年九月及十二月夫々事業を開始した。更に昭和十三年四月新義州にこの事業經營が許可せられ同年十二月供給を開始した。

昭和十六年三月末に於ける瓦斯事業の概況は左の通りである

事業者數

資本金

拂込資本金

瓦斯事業興業費

日瓦斯製造能力

五

六、二四三、〇〇〇^円

五、六、四三三、〇〇〇^円

三、八三九、二八九^円

七、一〇五六^{立方米}

備考 資本金及拂込資本金は會社の事業全部のものを掲ぐ。

一〇 商業

朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引は大部分、市場に於て行はれるのが一般の慣例である。近時店舗を常設して商業を営む者が漸次増加したが、此等の在來市場は依然地方重要の商業機關であつて、昭和十四年末に於ては全鮮を通じて其の數千五百箇所、其の取引額一箇年四億一千四百萬圓に達してゐる。此等の市場は大概毎月五、六回定期に開市し、市日には附近の住民は勿論遠く八、九里の地から購客が來集する。本府は大正三年九月市場規則を發布し、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けた。この市場には客主・居間・監考・典當等の取引機關がある。

イ、客主 本來の業務は委託を受けて取引を爲し、又は手形の引受・割引・資金及貨幣の交換等を爲し併せて顧客を宿泊せしむるもので、其の商行爲は恰も内地に於ける問屋業に似てゐる。其の委託販賣を爲す貨物は穀物・牛皮等であつて、客主は絶えず市場の相場を通報し、委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り、指定價格を表して販賣を委託し、之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し、委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢其の他諸經費を控除して殘額を委託者に交付するのである。

ロ、居間 賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし、恰も内地の仲立人同様であつて、常に店主の店舗に出入し、其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し、賣買成立の時、報酬として口錢を得るものである。又居間には一定の出入客主を有し、其の使用人となつて周旋の勞に當る者がある。稍客主業と似てゐるが、客主は委託者の爲に賣買を紹介すると同時に表面自ら取引の當業者であるが、居間は單に賣買を紹介するに止まり取引に關して何等關與しない。

ハ、監考 地方に依りて其の取扱ふ商品は一定しないが、市場の米穀取引は賣買者自ら之を商量せず、必ず監考が升量し、其の手數料として一升に充たざる端數の米穀を收受する慣習である。然し市場規則の發布と共に今や殆んど其の跡を絶たんとしてゐる。

、典當(質屋業) 多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み、純然たる典當業は殆ど無い。典當は概ね金銀細工・衣冠・家具及什器等であつて、貸金の割合は借主の信用に依り異なるも、評價の三割乃至五割を以て普通とし、期限は一定せざるも、普通の典當に在りては三箇月を以て一期とし、金銀の如き價格の變動の少きものに在りては少し長い。細民に融通する場合は其の時期を頗る短くする。然し何れも利息支拂に依り延期し得ること及び流質となりたる場合、典當權者が其の典當物を賣却處分し得ることは内地の質屋業と異ならない。

内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城・仁川・釜山・馬山・群山・木浦・大邱・元山・清津・平壤・鎮南浦・新義州等の内地人集團地を中心とし、其の附近を範圍としたが、併合以來諸般施設の發展と共に、今や都鄙の別なく到る處之を見るに至つた。内地人の商業は穀物・海産物・牛皮等朝鮮物産の輸移出又は各種雜貨・綿絲布類・肥料・石油・砂糖・燐^イ等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣小賣に従ふ者亦多く、日用雜貨、吳服・酒・醬油・文房具・菓子・荒物及青物類の商品は概ね京城・仁川・釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せられる。

會 社

會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用して來たが、朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し、且朝鮮に於ける内地人の企業漸次其の發展を見るに至つたので、大正九年四月一日該令を廢止した。但保險業・有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任し得ないので、之が取締に關する特別法令の實施を見るに至る迄當分従前の會社令を適用してゐる。會社設立の狀況は、産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近來各種工業を目的とする大會社の設立せらるゝもの多きを加ふる傾向を示してゐる。

朝鮮に本店を有する會社營業種別

年 次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十四年末	一五〇	九七	二	一四	三七六	一、一九七	一〇	三	二	四七〇	三、五六一

朝鮮に支店を有する内地會社營業種別

年 次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十四年末	三	五	九	六	六	七	八	三	一	六	二五

朝鮮に支店を有する外國會社營業種別

年 次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十四年末	一	六	一	一	一	二	一	一	一	一	二

取引所附正米市場

●●●●●
取引所 取引所に關しては明治三十二年帝國領事の認可を得て設立した株式會社仁川米豆取引所以外一切取引所の新設を許さなかつたが、朝鮮の産業並に經濟●進展は到底右方針を持續し難き實情に至つたので、昭和六年五月朝鮮取引所令を同九月其の施行規則を發布し以て取引所に對する根本方策を樹立し昭和七年一月一日より實施した。即ち取引所は原則として會員組織に依ることとし有價證券取引所市場は凡て之を取引所と看做し取引所令に依らざれば設立を爲し得ざることゝなつた。併し新令公布の際現

に存した株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は取引所として之が營業繼續を爲し且右兩社は合併をも爲し得るの途を開いた。而して從來穀物現物市場に於て行はれた穀物の延取引は取引所取引に吸収せしめ取引所市場外に行ふことを得ざらしむると共に市場規則を改正し既存の京城・群山・木浦・釜山・大邱・鎮南浦・新義州・元山及江景の九現物市場に付ては一箇年の猶豫期間を置き之を廢止することとし（昭和七年末限り廢止）新令實施と同時に群山・木浦・大邱・釜山・鎮南浦の五箇所に會員組織米穀取引所の設立を許可し、又株式會社仁川米豆取引所と株式會社京城株式現物取引市場の合併を認容、株式會社朝鮮取引所の設立を許可し、従前通仁川に於て米豆の清算取引を、京城に於ては有價證券の清算及實物取引を行ふこととなつた。

右取引所令と同時に米穀の現物を取引する所謂正米市場を統制するため、正米市場規則を制定實施し釜山に釜山穀物商組合の經營する正米市場の設置を許可した。

然るに米穀に付ては其の後の狀勢の變化に伴ひ取引所取引を容認せざること内外地の方針決定の結果、昭和十四年九月朝鮮米穀市場株式會社令公布せられ同年十一月より實施せられ、米穀に付ては右會社の經營する市場以外に於て之を行ふことを得ざることとなり、従前の米穀取引所及正米市場は自然廢止せらるるに至り、取引所は京城に於て有價證券の清算及實物取引を行ふ株式會社朝鮮取引所のみを存することとなつた。

商 工 會 議 所

商工會議所は、多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立したが、會議所として存立の意義を有せざるものも少くなかつたので、大正四年朝鮮商業會議所令を公布施行して之を整理し、一地區一會議所と定め内鮮人協力して商工業の發達を圖らしめることとした。爾來星霜を閱すること十五年、同令は長足の發達を遂げて殆んど其の面目を一新した朝鮮の實情に副はざるものあるを認めためたので更に昭和五年之を廢して新に朝鮮商工會議所令を公布し、名稱を商工會議所と改め、純然たる商工業者の自治機關とし益益其の機能の發揮に資することとした。現に存する會議所は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津・馬山・海州・城津・羅津・清州・晋州・會寧・統營・麗水・春川の二十六であり、之等商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所がある。

重要物産同業組合

從來朝鮮に於ても同種の業を營む者相集り其の營業上の弊害矯正、共同利益の増進を圖る目的を以つて申合規約に依り組合を組織したものがあつたが、概ね社會的團體たるに過ぎずして何等成績の見るべきものなく、却て諸種の弊害醸成の虞があつたので、明治四十四年十一月機宜の措置として同業組合の

設置・役員の選任・經費豫算及定款の變更等主要事項に付ては地方長官の認可を受けしめ、夫々必要な指導及監督を加へ來つたが、法規上の根據なく爲に組合の基礎薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上の不利不便尠からざるのみならず、官廳の監督亦充分なることを得ざる憾があつたので、大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を公布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得べき業の種類を米・大豆・家畜・家禽及其の畜産物・毛皮及毛皮製品・棉花・繭・蠶種・桑苗・果實・織物・紙・醸造品・白蔘・木炭・製材・電球・磁瑯鐵器・人絹織物・ゴム靴・靴下・燐寸・煉瓦・石油・螢石・石炭の生産製造若は販賣又は之と密接の關係を有するものに認定した。本令に依り重要物産同業組合の設置を認可したるものは、前記各業種に互り多數を算したが昭和十三年朝鮮工業組合令發布に伴ひ工業關係の同業組合に改組せられ、昭和十六年八月末現在に於ける組合は紙物・人蔘・牛乳・螢石の同業組合各一、蠶種同業組合四、果物同業一二、同聯合會一、石炭同業組合一四、同聯合會一、合計三十六あり、何れも製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入又は製品の共同販賣を行ひ、以て生産費の輕減、販路の擴張を圖り、或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等、同業組合の目的達成に活動してゐる。因に畜産同業組合及同聯合會は農會に統一せられた結果、昭和八年三月三十一日限り解散した。

産 業 組 合

産業組合制度は産業の現狀に照らし最も緊要の施設であるから、大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を公布し、同年三月一日より之を施行した。本令は大體其の範を内地産業組合法に採つたが、信用事業は既に金融組合制度施行により相當の發達を示したので、之と重複するを避け、産業組合は其の業務の範圍を販賣・購買及利用の三種に限定し、内地に於けるが如き信用組合制度は之を除外した。而して組合の設立に付ては制度創始の際、數よりも先づ優良なる組合の設立に努め、且設立後に於ける之が監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期することとした。因に同令に基いて設立を許可せる産業組合の現況は、昭和十五年三月末に於て組合數百十七、組合員數二十二萬一千人、出資金三百二十四萬三千圓、積立金百三十三萬七千圓、借入金一千六百九十八萬五千圓、事業高四千六百七十五萬二千圓である。

工 業 組 合

朝鮮の工業は異常の發展を遂げつゝあるが、其の大部分は中小工業であるから之が振興を圖ることは工業全般の振興上極めて重要なることである。然るに其の實情は資力薄弱にして、秩序及統制を缺き其の進展上幾多の不合理があるので、工業組合制度を設け共同施設に依り販賣、購買、利用等の經濟事業を行はしめ大企業の有する利便を得せしむるの外検査、統制、金融等の施設に依り、業界の改善發達を企圖せしむる要あるを認め、昭和十三年八月朝鮮工業組合令を公布し同年九月一日之を施行した。昭和

十六年八月末迄に設立したる組合及聯合會は紡織工業一七、機械器具工業一五、金屬工業二、窯業八、化學工業七（内聯合會一）、製材及木製品工業二、印刷業一、食料品工業一一、其の他の工業一七（内聯合會一）、計八〇である。

商 業 組 合

商業者は従來自由競争を以て生命として居つた爲に同業者間の協調的精神が乏しく従て組合組織に依る自治的統制の如きは甚だ不完全であつたのであるが事變以來商品の漸減と各種統制の強化に伴ひ中小商業者は其の活動範圍が縮小せられ深刻なる打撃を蒙るに至り其の社會上及配給組織上に及ぼす影響大なるに鑑み之が維持育成を圖ると共に物資配給の合理化並に物價の調整上商業者組織化の要緊切なるを認め昭和十六年三月十日朝鮮商業組合令を公布し同月十五日より之を施行した。

昭和十六年八月末迄に設立せられたる組合は七組合であるが今後組合數は急速に増加するものと認められる。

商 工 獎 勵 館

本館は廣く朝鮮の資源及物産を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明にし、其の發達促進を圖ると共に、一面多額の輸移入ある内地及外國商品の蒐集陳列、商工業に關する圖書其の他刊行物發行、蒐集及供覽

等の方法に依り、營業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしむるの外、名古屋工業館・仙臺市朝鮮館・哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船内地・上海・浦鹽就航船室の一部に朝鮮物産を陳列し且統計・圖表及説明等を掲げて一般の觀覽に供し、尙内外の出入多き朝鮮ホテル及東京・大阪・下關に於ける鮮滿案内所等にも輸移出向の朝鮮物産を陳列して産業事情の紹介に努むると共に本府東京事務所の一部に、朝鮮に於ける資源及産業の狀況各種施設並其の成績等を示すべき出品物を蒐集陳列して、朝鮮事情の周知徹底と資本及企業の誘致促進に資し、帝都に於て廣く朝鮮物産の販賣斡旋の衝に當り、其の眞價の發揚と商圏の擴張に努力してゐる。

右の外本館に於ては機に應じ各種展覽會・品評會及産業に關する諸集會を催し、尙内地又は鮮内各地に開催せらるる各種展覽會及即賣會等への出品斡旋、參考品の貸與及統計圖表の調製等に應ずると共に見本市・展示會又は宣傳會の開催に利用せられ、此等催しに對しては常に後援助成の勞を執り遺憾なきを期して來たが、本館本來の使命に鑑み、特に商品の調査に力を注ぎ、地方物産の産額・産地・生産狀況・品質・價格・包裝・意匠・集散及需給の狀況、代用品又は競争品との關係、需要地に於ける民度及嗜好、輸送經路、輸送機關、税金及運賃等の生産機構乃至取引組織等を明にすると共に、一面關係官吏及主要なる營業者等に就き商品に關する研究批判を徴し、商品價値の向上を圖り、更に進んで取引の斡旋を爲し、以て朝鮮物産の販路の擴張を圖る等の活動に努めてゐる。

一一 貿易

概況

昭和十四年中の朝鮮總貿易額は二十三億九千五百萬圓にして、前年に較べ二割四分の増加であり、昭和十年の貿易に比すれば約二倍の進展振である。之は全く朝鮮内産業界の非常なる躍進を物語るものである。

今之が内容を觀察すれば對内地關係に於て移出は七億三千六百萬圓、輸移出總額の七割三分、移入は十二億二千九百萬圓で、輸移入總額の八割八分を占め、差引四億九千二百萬圓の入超にして之を以てするも朝鮮の産業及貿易が如何に内地經濟に依存すること大なるかを察することが出来る。而して其の移出主要品は米、鑛産物、肥料、水産物、生糸、大豆、移入は織物、機械類、鐵材、食料品等である。

次に對外關係にありては輸出二億六千九百萬圓、輸入一億五千九百萬圓で、差引出超一億一千萬圓を算し更に之を對滿、關、支の所謂圓アロツク内貿易と第三國貿易に區別して觀察するに、圓アロツク内輸出貿易は二億六千百萬圓で輸出總額の九割七分、輸入は九千八百萬圓で輸入總額の六割二分を占め、之が輸出主要品は米、水産物、人絹織物、木材、輸入は粟、大豆、石炭、肥料等である。

次に第三國貿易は輸出八百萬圓、輸入六千萬圓で差引入超五千二百萬圓、其の主要品は輸出は水産製

品、綿織物、瑛瑯鐵器、電球等にして大部分は南洋、亞米利加等に仕向られ、輸入は礦油、生護謨、棉花、機械類等である。以上が其の現状であるが朝鮮貿易は地理的資源的諸條件より考察して量的にも將又質的にも輝しき將來性を有するものと謂ふことが出来る。

國別貿易

朝鮮貿易は前項に述べし通、地理的關係より所謂圓ブロック内諸國が大部分を占め、對第三國貿易は直接航路なきと從來對外取引慣習上水産製品、生絲等は内地を伸繼とするため、實質的には相當量に達せるも統計に計上されず不振を示して居るが、將來產業界の躍進的進展と對外航路開設せば相當活況を呈するであらう。今之が主要國別貿易額を對内地貿易額と併せて表示すれば次の通である。

年 別	一、輸 移 出		二、輸 移 入									
	内地	關東州	滿洲國	中國	英領印度	蘭領印度	泰國	獨逸	北米合衆國	阿弗利洲	其他	合 計
昭和十二年	五七三、四四五 <small>千円</small>	二〇、六六六 <small>千円</small>	七、五三七 <small>千円</small>	四、八四二 <small>千円</small>	七五〇、一〇三 <small>千円</small>	三〇、二六六 <small>千円</small>	一、四七四 <small>千円</small>	六、九三三 <small>千円</small>	三、三六三 <small>千円</small>	六、五五三 <small>千円</small>	六、五五三 <small>千円</small>	六、五五三 <small>千円</small>
同 十三年	七〇〇、五九九 <small>千円</small>	一八、七七七 <small>千円</small>	一三、〇〇三 <small>千円</small>	三、一五五 <small>千円</small>	四三九 <small>千円</small>	四七七 <small>千円</small>	一〇三、一〇六 <small>千円</small>	一、八八〇 <small>千円</small>	一、四〇一 <small>千円</small>	一、四二二 <small>千円</small>	八、九六六 <small>千円</small>	八、九六六 <small>千円</small>
同 十四年	七六、八八二 <small>千円</small>	三、九五二 <small>千円</small>	二〇、五九九 <small>千円</small>	三、五五五 <small>千円</small>	四七五 <small>千円</small>	六四四 <small>千円</small>	三〇六 <small>千円</small>	三、三六三 <small>千円</small>	三、六四五 <small>千円</small>	九八五 <small>千円</small>	一、八六四 <small>千円</small>	一、〇〇六、七九三 <small>千円</small>

年別	内地	關東州	滿洲國	中華民國	英領印度	蘭領印度	比律賓	英吉利	獨逸	北米	合衆國	其他	合計
昭和十二年	七五、四三	六、九八	六、三三	一〇、六七	二五八、五四	一、八七一	五、四七	一、九七	三、三一	九、二六	八六三、五三		
同十三年	九二、三五	一〇、一五	六、〇五	三、二七	一〇、七八	四、三九	二、三五	一、〇七一	一、八八	一七、七五	一六、〇三	一、〇五	九三
同十四年一	三九、四七	八、八一	八〇、四五	一〇、三四	八、四五	三、九二	三、四三	七、〇三	九、九	三、五二	一六、一五	一、三八	四八

港別貿易

現在朝鮮に於ける開港は仁川、釜山、新義州、羅津、元山、鎮南浦、群山、木浦、清津、雄基、城津、海州、龍岩浦、多獅島の十四港にして此の外特に移入税及内國稅關係物品積卸の爲麗水外九港を指定し之等港灣並に京城、平壤、大邱及陸接國境主要地には夫々稅關官署を設け、輸移出入貨物の取扱等所謂貿易に關する事務を執行せしめて居る。尙各港の貿易上の特質を概述すれば、釜山港は内地朝鮮の關門に當れる爲對内地貿易に於て第一位を占め、仁川は對内地貿易に於て釜山に亞ぎ、尙中華民國、關東州其他諸外國との貿易殷盛を極め、新義州は對滿洲國貿易が旺盛であり、羅津は北滿特産品大豆の搬出港として其の名がある。其他鎮南浦、清津、木浦、元山、群山等何れも活況を呈して居る。

輸移出入重要品

朝鮮貿易品を概述するに、元來朝鮮は農業を主とし、工業は輓近飛躍的發達を辿るに至りたる爲輸移

出品は農産物を大宗とし、鑛産物及水産物之に亞ぎ就中米、鑛産物、水産物の朝鮮貿易に占むる歩合は極めて大にして其の他、肥料、生糸、大豆、魚油、石炭、棉花、木材等が其の主なるものである。

輸入品は概ね工業製品多く、即ち機械類、織物類、鐵材、石炭、木材、礦油、紙類、粟等其の主要なるもので、特に輓近各種企業の勃興に伴ひ之等事業用品及原料品の輸入増進の趨勢にある。

貿易船舶

近時朝鮮産業界の躍進的發展に伴ひ貿易船舶の出入頻繁となつたが其の大部分は日本船舶である。然るに北鮮三港の設備充實と北滿地方交通機關の整備と相俟つて滿洲國特産大豆の出廻り促進され、加ふるに朝鮮に於ける水産物加工業の發達等の爲之等物資積取り外國船舶の出入逐年増加の傾向にあつたが偶々歐洲戰亂勃發により一時中絶の已むなき状態に至つた。しかし戰亂平靜の曉には相當殷盛を招來するものと推斷せらる。最近に於ける入港船舶は次の如くである。

年 別	外國貿易船 數			噸		
	汽船	帆船	計	汽船	帆船	計
昭和十三年	一、四三三 <small>隻</small>	一四、六四 <small>隻</small>	一五、八〇六 <small>隻</small>	一、九三六 <small>千噸</small>	一三三 <small>千噸</small>	二、〇五九 <small>千噸</small>
同 十四年	一、六〇七	一三、三六四	一三、九七一	二、〇四三	一三七	二、一七二

年 別	内地間貿易船			噸 數		
	汽 船	帆 船	計	汽 船	帆 船	計
同 十五年	一、三三三	一三、三三三	一四、五六六	一、七九〇	一五二	一、九四三
昭和十三年	一、六四〇	二、八九二	三、五三二	一、三三〇	三六七	一、七〇七
同 十四年	一〇、六五〇	一三、八九三	二四、五四三	一〇、九九七	四七六	一一、四七三
同 十五年	一一、五一一	一三、一五一	二四、三〇二	一一、二四五	四六八	一一、七一四

備考 噸數の計が内容と一致せざるは千噸未満切捨たるに依る。

在外貿易促進施設

海外經濟狀況調査並朝鮮物産販路擴張斡旋の爲昭和十三年以降本府囑託を關東州（大連）滿洲國（奉天・新京・哈爾賓・牡丹江）中華民國（天津・北京・青島・上海）其他香港・新嘉坡・盤谷・カルカッタ・バタビヤ・マニラ等に配置し、且つ其の經濟情報に依り本府海外經濟情報を毎週一回發行して、之を鮮内の主なる商工業者及官公署に配付し、海外各地に於ける經濟事情を周知せしめ貿易の促進を期してゐる。

朝鮮物産見本市、同宣傳即賣會の開催 對滿支貿易の促進並に鮮產品の改良を圖る爲昭和十三年及昭和十四年と同様昭和十五年度には滿洲國新京、奉天、錦州、牡丹江、佳木所、哈爾賓、齊々哈爾、關東

貿

易

一五四

州大連、北支、北京、天津、濟南、青島、蒙古、張家口等の十三個所に於て、朝鮮物産見本市及宣傳即賣會を開催し、且彼我當業者を商談せしめ、又朝鮮事情を紹介宣傳して對滿支貿易振興上多大の効果を擧げた。

一一一 專 賣

煙 草

煙草の專賣は大正十年七月朝鮮煙草專賣令を實施せしに始まる。しかし當時朝鮮の民度及慣習から完全な製造專賣を爲し得ない事情があつたので、先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許、全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め、漸を逐ふて制度の完璧を期することゝした。かくて着々その準備を進め、昭和二年一月煙草專賣令を改正して全葉喫用の拂下は同月限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる煙草專賣制度を見るに至つたのである。

朝鮮に於て生産する原料葉煙草の種類は大別して朝鮮種・内地種・米國種の三種で、製造煙草の賣行増進に伴ひ漸次其の耕作面積を増加し來つた。而して昭和十五年度は指定耕作區域全道、一〇五郡、七一三箇面に亙り、耕作人員一三二、七五六人、面積二二、二二九町歩を耕作し、收量二七、〇八五、九二八疘、賠償金一千六百四十九萬七千八百十八圓となつた。專賣實施以來政府は技術員の増配、耕作獎勵金又は罹災補償金を交付し、煙草耕作組合に專賣事務を補助せしめ、之に對し交付金を下附する等大いに耕作の改善發達に努め原料の自給自足と輸出増進を期してゐる。

煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各地方專賣局所在地に、印刷工場は京城に在る。従事工員は男女工員を通じ四千七百餘名を算し、賞與制度・保護救済・衛生及醫療・補習教育・修養及慰安獎勵等の諸施設完備せるがため、皆其の堵に安んじて就業し逐年優良なる成績を示してゐる。

昭和十五年度製造の煙草は口付紙卷煙草敷島・朝日(以上二十本入)兩切紙卷煙草コンゴウ・かをり・カイダ・はと・かちどき・みどり(以上十本入)、興亞・かがやき(以上二十本入)、さくら(十五本入)、荒刻煙草不老煙(三十瓦入)、長壽煙(五十五瓦入)、囂煙(百四十瓦入)の十九種(紀元二千六百年記念煙草として兩切紙卷煙草「彌榮」(十本入)を製造す)、外に輸移出用として紙卷煙草、双猫牌・愛羊牌・防共・興亞・メープル等がある。但しコンゴウ、かをり、不老煙並にメープルは品種統一の關係上年度中途に於て製造を中止せり。

製造煙草の配給に付ては、昭和十四年度末現在に於ける販賣官署に地方專賣局四、出張所二十七がある。煙草の販賣は、昭和六年七月一日以降政府の直營となし、從來の煙草元賣捌會社營業場所在地に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしめることとしたが、昭和十五年度末現在に於ける販賣所數は二百七十八箇所である。

昭和十五年度に於ける製造煙草賣渡高を示せば左の通りである。

年 度	鮮 内 品			輸 入 品			移 入 高			賣 渡 價 額
	口 付	兩 切	荒 刻	葉 卷	紙 卷	刻	葉 卷	紙 卷	細 刻	
昭和十五年度	千本 一五、五七	千本 八、一六七、四九三	千本 一四、四八、三七二	千本 一四	千本 六九〇	千本 六二	千本 一六七	千本 一五、五〇八	千本 一五、五〇八	円 八六、三八、六九八

人 蔘

人蔘は殆んど全道に亙つて産出するが、古來高麗人蔘の名を博して居るのは京畿道開城附近で生産されるもので、政府は此の人蔘を原料として紅蔘を製造する。紅蔘は舊韓國政府時代よりの專賣で併合の際同國政府の制定に係る紅蔘專賣法を繼續して來たが、大正九年十月之を廢し新に紅蔘專賣令を公布して今日に及ぶものである。

人蔘は一般作物と異つて、播種後五、六年を経過しなければ收穫することが出来ない。其の製品には紅蔘と白蔘とあるが、紅蔘は水蔘（生人蔘）を蒸して日光及火熱に依り乾燥して製造し、白蔘は水蔘の表皮を搔きとり單に日光に乾して製造したものである。紅蔘は價高く、白蔘は安いが兩者共形態が整ひ其の大なるものが尙ばれるのである。尙紅蔘は専ら支那、印度、南洋方面に輸出せられ古來萬病の靈藥として愛用されて居る。白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費される。

昭和十五年度に於ける紅蔘の製造高及販賣金高を示せば左の通である。

年 度	水 蔘 收 納 高	製 造 高				販 賣 金 高		
		紅 蔘	白 蔘	紅 蔘	白 蔘	副 蔘 物	計	
昭和十五年度	10,733 斤	24,833 斤	9,308 斤	1,976,140 円	20,556 円	63,390 円	2,061,776 円	

專 賣

鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地で製造する煎熬鹽であつたが、明治四十年以來京畿道朱安に於て天日鹽の試験を兼ね鹽政の確立を企圖した。然るに其の試験は極めて良好なる結果を得たので、朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て天日製鹽は之を官營とし、明治四十二年以來鹽田の築造に取りかゝり日韓併合後も之を踏襲して逐次擴張を圖り來つたのである。昭和十五年度末に於ける鹽田面積は四千六百七十五町歩に達し、現に實施中の既設鹽田の内部改良や集約製鹽等の生産鹽の品質改良及増産諸工作は昭和八年以降に樹立せる擴張計畫鹽田の竣成及び之が熟田化と相俟つて遠からず自給自足の域に到達する豫定である。

翻て朝鮮に於ける鹽の消費量は年額約四億四千萬甕であるに對し、官鹽の供給力は三億萬甕内外であつて之に民營の在來煎熬鹽の生産約三千萬甕を見込むも、尙一億一千万甕内外の不足量は之を輸入に俟たねばならぬ状態である。是に於て政府は昭和五年三月鹽の輸入管理に關する制令を公布して鹽の輸入は總て政府の命令又は許可を要することとなし、輸入鹽の管理と官營鹽田の生産鹽と併せて其の統制下に置くこととした。

以上は食糧用鹽の一般であるが、輒近朝鮮に於ける資源の開發に伴ふ諸工業の勃興並に進出は朝鮮に於ても曹達工業と關聯し、工業用原料鹽の急速な需要を喚起し、昭和十年度以降工業用鹽として北支、

關東州、紅海、地中海方面から年額五萬噸内外を輸入しつつあり、將來は尙飛躍的增加を示すものと豫測せらるゝので、政府は食糧用鹽同様工業鹽に付て速かなる自給自足達成の方針にて對處してゐる。

阿片

往昔朝鮮にも阿片煙吸飲の弊風が流入し其の害毒が尠くなかつたので、政府は法規を設け之が取締を嚴にしたが因襲久しき容易に根絶せず、殊に阿片製造を目的に罌粟の密栽培を企てる者があるので、阿片製造の許可を受けた者の外は罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し、製造した阿片は政府に收納して特定の製業者に拂下ぐる等取締を嚴にしたので、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至つた。其の後之に代つて「モルヒネ」の注射服用をなす者が出來した。政府は「モルヒネ」類の不正受授を禁止し、「モルヒネ」中毒者の防止に努めたが往々不正の受授行はれ、或は不當の價格で販賣する等其の害毒が尠くなかつた。そこで之が中毒者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府の事業とし、尙中毒者を登録公認して救療をなすと共に「モルヒネ」類供給の爲、昭和四年九月專賣局官制を改正して京城地方專賣局内に「モルヒネ」製造工場を新設し、同五年三月から事業を開始し其の後モルヒネ中毒者治療計畫は順調に進捗し今や殆んど其の跡を絶つに至つた。

一三 交通、通信

鐵道

總說 朝鮮の鐵道は統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接な關係を有してゐる。また半島を縦走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シベリヤを經由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すもので、其の軌幅は一部の支線を除き一米四三五耗（廣軌）である。

朝鮮に創めて鐵道が布設されたのは、明治三十二年京城・仁川間の一部で、爾後國有鐵道の普及と相俟つて私設鐵道の保護助長に努めた結果、運輸交通の状態は往年に比し著しく其の面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工產品等往年に數倍する産額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に少からず貢獻してゐる。

國有鐵道 明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始とし、同三十八年京釜線、同三十九年京義線竣功し、共に半島を縦貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南、京元、咸鏡、圖們、滿浦等の幹線を敷設した。湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山港に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するもので孰れも大正三年竣功し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るもので昭和三年九月全通、圖們線は會寧より雄基に至るもので同八年完成、滿浦線は順川より滿浦橋中心に至るもので、同十四年に完成し右兩線は孰れも滿洲國の鐵道と連絡して滿洲及奧地に達する新交通路を展開し、平元線は同十六年四月全

通し半島北部を横断し平壤・元山間の最捷路を完成した。又支線には京仁線、慶全南北線、鎮海線、川内里線、北青線、鐵山線、遮湖線、會寧炭礦線、平南線、平壤炭礦線、兼二浦線、博川線、惠山線、龍山線等がある。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収した裡里・全州間、松汀里・潭陽間、大邱・鶴山間及慶州・蔚山間、會寧・潼關鎮間、馬山・晋州間、新安州・泉洞間、光州・麗水港間及金泉・慶北安東間等あり、現在（昭和十六年九月一日）建設中に屬するものは東海線、慶全線及國境地方の林産品を開發すべき白茂線並に永川を起點とし京元線東京城を終點とする中央線等で、孰れも既に其の一部を開業し、昭和十六年九月一日現在國有線の延長四千四百四十四軒六分である。

國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道株式會社に委託し、同十四年四月一日より總督府の直接經營に移した。而して昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ同年十月一日より咸鏡線輪城以北の鐵道を同社に委託經營せしめてゐたが、同十五年七月一日之を還元し、更に上三峰以北を同社に貸付營業せしめてゐる。

昭和十六年九月一日現在國有鐵道の區間別料程及主要旅客列車は左の通りである。

線	路	區	間	料程	主要旅客列車數
京釜線	大邱線	大邱	京山	四五〇・五	一〇 往復
			慶北	三八・四	
京仁線	南京線	南京	京城	一一八・二	一八 同
			慶北	三一・〇	
			仁川(海岸)		

交通、通信

慶 全 線	咸 鏡 線							京 湖 南 線	京 義 線										
鎮 慶 全 海 南 部 線	會 寧 炭 礦 線	清 津 線	遮 湖 線	鐵 山 線	北 青 線	川 內 里 線	咸 鏡 本 線	元 線	群 山 線	湖 南 本 線	新 義 州 江 岸 線	博 川 線	平 南 線	平 壤 炭 礦 線	兼 二 浦 線	龍 山 線	京 義 本 線		
昌 三 浪	會 寧	輪 城	會 山	羅 興	新 北 青	龍 潭	元 山	龍 山	裡 里	大 田	新 義 州	孟 中 里	平 壤	大 江	黃 海 黃	龍 山	京 城		
鎮 海 州	晉 林	鷄 港	清 津 湖	遮 湖	利 原 鐵 山	北 青	川 內 里	上 三 峰	元 山	群 山 港	木 浦 (海 岸)	新 義 州 江 岸	博 川	鎮 南 浦	勝 湖 里	兼 二 浦	新 村	唐 里	安 東
二〇・六	一一〇・一	一一・七	一一・〇	四・九	三・〇	九・四	四・四	六五八・〇	二二三・七	二四・七	二六一・一	一・八	九・三	五五・二	二三・三	一三・一	一六・七	四九・三	四九・三
	五 同							三 同	七 同		四 同			一〇 同				八 同	

關釜連絡船概況、下關・釜山間、海上二百四十軒の連絡船は鐵道省の經營であつて、現在金剛丸・興安丸・景福丸・昌慶丸・德壽丸の五艘を交替運航し、晝夜二回兩地發船所要時間最短は七時間三十分で

交通、通信

合	白	惠	滿浦線			平	京慶線		東海線			全			
計	茂	山	龍門炭礦線	龍登線	价川線	滿浦本線	元	京慶北部線	京慶南部線	東海北部線	東海中部線	東海南部線	羅	光	慶全西部線
	白	吉	魚	球	新安	順	西	東	慶	安	慶	釜	裡	光	松
	岩	州	龍	場	州	川	浦	城	州	邊	州	鎮	里	州	汀
	延	惠	龍門炭礦	龍	价川(狹軌)	滿	高	堤	榮	襄	鶴	慶	麗	潭	順
	社(狹軌)	山	礦	登	浦	原	川	州	陽	山(狹軌)	州	水	港	陽	天
	四、四四・六	一四一・七	七・一	七・四	二九・五	二九・九	二二・六	一五五・二	一六五・二	一九二・六	三八・四	一一二・三	一九八・八	二一・五	一三四・六
		一三六・八													分
							二	一					二		同
							同	同					同		同

ある。其の他尙新羅丸は貨物運送の爲運航してゐるが、旅客輻輳の場合は不定期便に當てることになつてゐる。

私設鐵道及軌道 一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金が交付されてゐる。昭和十六年九月一日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は、開業線一千八百三十二軒三分である。

昭和十六年九月一日現在の各私設鐵道及軌道の區間別軒程は左の通である。

經營者及主なる事務所在地	線名	區間	軒程
朝鮮鐵道株式會社 (京城)	忠北線	忠院	九四・〇
		忠院	八二・八
	上海線	上海	五九・一
		上海	八一・五
	土城線	土城	四〇・三
		土城	二・一
	花山線	花山	五六
		花山	七四
	新院線	新院	〇七
		新院	三二・五
東海線	東海		
	東海		
小計			三二・五

私設鐵道開業線 (含滿鐵に貸付中の國有鐵道)

朝鮮京南鐵道株式會社(天安) 天安 長湖院

小計

六九八
一四四·二

金剛山電氣鐵道株式會社(鐵原) 鐵原 內金剛

二六六

新興鐵道株式會社(興南) 咸興 泗水

七五六

新興鐵道株式會社(興南) 咸興 泗水

七四六

新興鐵道株式會社(興南) 咸興 泗水

二二三

新興鐵道株式會社(興南) 咸興 泗水

一八五

小計

一七二〇

京春鐵道株式會社(京城) 咸興 泗水

九三五

西鮮中央鐵道株式會社(平壤) 咸興 泗水

三八一

平北鐵道株式會社(京城) 咸興 泗水

二二六

平北鐵道株式會社(京城) 咸興 泗水

二五

平北鐵道株式會社(京城) 咸興 泗水

四一

小計

二八二

三陟鐵道株式會社(京城) 咸興 泗水

四一四

北鮮拓殖鐵道株式會社(京城) 咸興 泗水

六〇四

端豐鐵道株式會社(下咸川) 咸興 泗水

八〇三

交通、通信

一六五

交通、通信

多獅島鐵道株式會社(新義州) 新義州—多獅島港

小計

三九五
一八五

朝鮮京東鐵道株式會社(水原) 水原—驪州

小計

五八〇
七三四

朝鮮平安鐵道株式會社(鎮南浦) 鎮南浦—龍岡溫泉

小計

二五〇
一五二

南滿洲鐵道株式會社(大連) 大連—三峰雄基

小計

一八〇〇
三三

朝鮮人造石油株式會社(永安) 永安—阿吾地—灰岩

小計

一九八五
五九

東滿洲鐵道株式會社(琿春) 琿春—我圖們江中心

小計

一二
九五

南鮮合同電氣株式會社(釜山) 釜山—鎮—東萊溫泉場

小計

二七四九二

私設鐵道開業線合計

二七四九二

軌道開業線

二七四九二

經營者及主なる事務所所在地

區

京城電氣株式會社(京城)

間

京城府內及郊外

料程

三三六

三三六

朝鮮合同電氣株式會社(釜山)	釜山府内	二二
西鮮合同電氣株式會社(平壤)	平壤府内及郊外	二二九
京城軌道株式會社(京城)	東大門——藤島及廣莊	一四四
	鶴橋——咸平邑内	六一
軌道開業線合計		八三一

自動車交通

朝鮮に於ける自動車交通事業は軌近急速な發達を遂げ、其の概況を舉ぐれば旅客自動車運輸事業者百十七、路線延長二萬五千八百七十五杆二分、旅客自動車運送事業者に在りては觀光旅客自動車運送事業者三、路線延長九十四杆九分、團體旅客自動車運送事業者三、事業區間の延長三百七十八杆五分、普通旅客自動車運送事業者(事業區域を定むるもの)百二十六である。尙貨物自動車運送事業者に在りては區間貨物自動車運送事業者八十八、事業區間の延長二萬三千七百六十六杆〇分、區域貨物自動車運送事業者(事業區域を定むるもの)百三十八を示して居る。又旅客自動車運輸事業又は旅客自動車運送事業に非ずして自動車に依り旅客を運送する事業即ち特定旅客自動車運送業にして(路線を定むるもの)九路線延長百二十五杆五分、(事業區域を定むるもの)九である。尙各道に於ける自動車交通事業の狀況は左の如くである。

計 一七二五、七五二 三 九四・九 三 三七八・五 二六 八八三、六六〇 一三六 九 一三五・五 九

備考 貨物自動車運送事業欄中區間貨物に於ける區間料程は舊法令に依る不定期貨物自動車事業及物品自動車運輸事業の路線延長(本年六月三十日現在)の合計を表したるものにして目下之が重複區間及區間總延長に付ては各道に付現勢調査中なり。

道 路

一、路 線

本府は施政當初道路網を確定したが、此の道路網の延長は昭和十三年度に於て一等道路三十八線延長三千二百三十六籽、二等道路九十七線九千九百七十六籽、三等道路五百十六線一萬四千六百七十五籽のところ、同年十二月一日より朝鮮道路令の施行と共に従來の一・二・三等道路の名稱を廢して、國道・地方道・府道・邑面道と改めることとなり、大體従來の一・二等道路は國道に、三等道路は地方道に認定した。昭和十六年八月現在の道路網は國道百一路線延長一萬二千六百六十一籽、地方道六百五十八路線延長一萬八千九百九十八籽となつてゐる。

二、道路修築

明治四十四年度から第一期事業として一二等道路三十四線延長二千六百九十餘籽を改修し、更に大正六年度から第二期計畫を樹て國道二十六路線二千三百八籽の工事を施行中である。

右の外金山・鑛山・林業等の開發其他急施を要する道路改修を行ひつゝあるが、大體昭和十八年度迄に完成の豫定である。

滿洲の建國以來鮮滿間に於ける産業・經濟・治安・開拓民等諸般の交渉は漸く頻繁となり、其の交通連絡は極めて緊要となつたので、兩國政府の協議に基き鴨綠江及び豆滿江に國境連絡橋梁十四箇所を架設することとし、其の中六箇所は總督府に於て、昭和十年度以降七箇年繼續事業として着手し、同十五年度中には四箇所竣成することになつてゐる。

尙本府に於て直轄施行するものゝ外、毎年地方公共團體に對し補助を與へて道路の修築改築を行はせてゐるが、以上各種の事業に依り改修された道路の總延長は昭和十六年八月現在に於て國道一萬一千五百十三籽、地方道一萬四千五百十二籽に達した。

港 灣

朝鮮の港灣は大小二百數十を算へることが出来る。此の中開港は釜山・仁川・木浦・群山・鎮南浦・多獅島・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基・羅津・海州の十四港で、指定港に馬山・鎮海・統營・三千浦・麗水・濟州・城山浦・西歸浦・法聖浦あり、其他地方港又は漁港等となつてゐる。系統的港灣の修築は、統監府時代に釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・馬山の十一港に對し夫々應急施設に着手したのが其の濫觴である。其の後本府は前記各港の外、多獅島・麗水・

海州・墨湖・端川等を加へ擴張又は修築を實施して來た。昭和十六年八月現在工事中に屬する港灣は仁川・釜山・城津・清津・多獅島・馬山・海州・墨湖・端川・麗水・三千浦・元山の十二港である。

河 川

從來朝鮮に於ける河川は概ね天然の流水に委せたる結果、毎年洪水の氾濫に由つて數千萬圓の損害を蒙るのが常であつた。

本府は此の事情に鑑み大正四年から治水及水利計畫上重要な洛東江外十三河川の流域狀況・水害・水運・水利經濟關係等の調査に着手し、大正十四年この調査を基礎として改修計畫を樹て、先づ萬頃江・載寧江改修の工を起し、次いで大正十五年度に漢江・洛東江・龍興江・大同江、昭和十二年度に三橋川・東津江・榮山江・南江等に着手し、萬頃江・載寧江・大同江・洛東江は昭和十五年度末迄に竣功を遂げ爾餘の河川も夫々豫定の通り竣功の見込である。

主要直轄河川の改修と並行して支派川及獨立した中小河川改修は、地方團體に六・七割の國庫補助を與へて之を行はしめてゐるが、今迄に窮民救濟事業・時局應急施設土木事業地方振興土木事業等の名に於て改修を了した河川は百十六に達した。

尙現に工事中である主な事業に、昭和十二年度着手の中小河川改修工事があるが、これは鮮内二百七十一河川を國庫補助により六箇年間に改修せんとするものである。

以上改修濟地域は洪水禍から免るゝと共に水運灌溉等に一段の發展を見つゝある。

海 事

一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、朝鮮に船籍港を有する船舶は近來益々増加の傾向を示してゐる。

二、船員 最近朝鮮在籍船の増加及海運事業の發展に伴ひ年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りては著しく進歩の跡を示して居る。因に船員現在數及海技免狀受有者は左の通である。

船 員 現 在 數 (昭和十五年度末現在)

朝鮮手帖を 受有するもの	内地手帖を 受有するもの	手帖を返還 したるもの	計
内地人	二、六九八	二四	六、五四二
朝鮮人	一、二一九	一〇三	一三、一二七
外國人	一三三	一	一二六
合 計	一六、〇〇二	一二七	九、七九五

海 技 免 狀 受 有 者 (昭和十五年度末現在)

朝鮮に於て 登録したる者	内地に於て登 録したるもの	計
内地人	一、〇二五	三、〇〇五
朝鮮人	一、九八〇	

朝鮮人	二、五三八	九二	二、六三〇
合 計	四、五一八	一、一一七	五、六三五

三、命令航路 昭和十六年四月一日現在の命令航路は、左の通である。

航路別	線 數	隻 數	總噸數
内地及外國航路	二〇	四〇	九三、二四六
沿岸及河川航路	三	八	七四四

四、航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したのを以て嚆矢とし、朝鮮總督府施政後は銳意標識の普及を圖り年々建設改良に努め整理増設を期した結果、昭和十五年度末現在に於ては夜標二百六、晝標百四十一、霧信號二十九、方位信號所二十八、計四百四に達し其の海岸線に對する割合は四十五哩に對し夜標一である。

航 空

前世界大戰を契機とせる各國航空界の異常な進展に伴つて、近年我國に於ても航空事業の發達は頗る著しいものがあり、民間航空路のみでも現在約一萬五千の多きに達する情勢である。朝鮮に於ては昭和四年四月大日本航空株式會社が初めて東京・大連線の運航を開始し、昭和十年十月には朝鮮航空事業社が京城・裡里線を(昭和十二年五月光州迄之を延長した)、昭和十二年六月には更に大日本航空株式會社

が日滿兩首都を結ぶ東京・新京線及之と連絡して北支へ延びる京城・大連線を、昭和十三年十月には京城・清津線を開設し、昭和十二年十二月より乗入の滿洲航空株式會社の新京・清津線と連絡せしめ又近く京城・青島線の開設をも見るこゝとなり此處に東亞航空交通上の要衝として半島の使命は一層重加せらるゝに至つた。

前記定期航空に伴ふ施設としては、昭和四年以來飛行場七箇所、補助飛行場六箇所及航空無線電信局七箇所、航空燈臺二十二箇所、地名標識十九箇所の設置を見た。

航空路施設としては尙夜間照明設備、無線電信施設、航空氣象觀測所等の整備を爲すと共に一層航空路の擴充整備を圖り、以て交通運輸は勿論産業經濟の開發に寄與すべく計畫を進めて居る。

通信事業

通信機關は都鄙を通じて一千三百を超え、主要地には電信及電話を開始して舊來の面目を一新した。

昭和十六年八月末現在の局所數は郵便局一千四十四、同分室四十七、同出張所十四、電信局十四、同分室二十六、電話局一、同分局二、郵便取扱所十五、電信電話取扱所十、電信取扱所百六十八、同分室二、同出張所一、計一千三百四十四を配置し、郵便切手賣捌所五千二百七十七を算してゐる。

昭和十四年度に於ける諸般通信業務の取扱數は左の通りである。

郵便物
 小包
 常
 包
 引受
 配達

電報
 和
 文
 一三、七七一、三九一
 一三、六二〇、三一
 一、〇五九、七三九
 一、〇六七、三九二
 三、八八三、三四三
 信著
 信
 中繼信

電報
 年度末現在加入者數
 市内通話度數
 市外通話度數
 合計
 五九四九六
 三五〇、一六六、九一七
 六、九七八、〇三三
 三五七、二四四、九三五

郵便爲替貯金

郵便爲替貯金業務に關しては、常に朝鮮人特殊の風俗習慣に留意して其の改良發達を圖つて居るが、本事業は地方に於ても重要な金融機關として一般に認められ、利用者は漸次増加の傾向にある。

郵便爲替貯金

年 度	内 國 爲 替		外 國 爲 替	
	振 出	拂 渡	振 出	拂 渡
大正十一年度	103,016,053 円	103,555,567 円	131,230 円	194,363 円
昭和十四年度	245,128,757	243,755,656	6,055,233	24,773,095
交 通、通 信	175			

交通、通信

一七六

昭和十五年度

二八二、七六一、三三三

二八二、一四〇、七〇三

二、二九七、三五三

六五、三二一、七八九

年度

口數

金額

口數

金額

大正十一年度

二、六六、八元

一〇三、一六、二八三

二、六八、四五五

一〇三、四九、九元

昭和十四年度

六、一〇、三四四

一四六、一七、九九〇

六、七六、六七二

二七六、〇八、七五三

昭和十五年度

六、六九、八〇三

二八五、〇七、五六六

七、六五、八九四

三四七、六三、四九二

郵便貯金

預

入

拂

戻

年度

度數

金額

新規人員

度數

金額

全拂人員

大正十一年度

三、三五、六八

五六、六四、二二六

三一、六四

九六六、九七

五五、四八五、四八二

一四七、四六九

昭和十四年度

一九、〇三、一七六

三六三、五〇九、一四九

一、一三〇、〇五六

三、七七、三三九

二二六、九七七、三〇四

四四四、八三〇

昭和十五年度

一八、九二、五二一

二八六、八八三、四〇四

一、二〇七、〇九八

三、四三、七二二

二五八、三〇八、二四七

四四六、一六七

年度

人員

年度

末

現在

高

人員

金額

一人平均額

大正十一年度

一、五九〇、四七〇

一九、八七五、〇九三

一一・五〇

昭和十四年度

六、〇六六、三七八

一一二、八〇二、一〇一

一八・五九

昭和十五年度

六、八二七、三〇九

一四一、三七七、二五八

二〇・七〇

郵便振替貯金に就ては、大正七年に府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を同九年には國債募集賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を、又昭和十三年には郵便振替貯金に依る債券賣出及元利金支拂特別取扱を開始した。爾來之を利用する者漸次増加し、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年には僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎなかつたが、昭和十六年三月末現在には既に四萬九千三百人の多數に上つて居る。其の取扱高を示せば左の通である。

郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	拂 込		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	一、六〇七、三九七	九四、〇六六、五五六 <small>円</small>	一八四、〇五四	七一、五九九、九二五 <small>円</small>
昭和十四年度	五、八五六、三二九	五五、三八、三三七	八三三、四〇二	四四九、四四八、二〇四
昭和十五年度	四、七三九、三三七	五六七、五五、三三九	八三九、六二五	四九六、九二七、九四一

郵便振替貯金朝鮮口座受拂高

年 度	受 入		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	一、二八七、〇四八	一六一、五三七、二二三 <small>円</small>	三三八、〇三五	一六一、八五一、五五九 <small>円</small>
昭和十四年度	五、〇三六、六九九	九五、七〇一、六四六	一、四〇八、六三三	九四七、四三三、六七八

交通、通信

昭和十五年度	年度末現在	
	人員	金額
昭和十五年度	五、〇五四、七六六	一、〇五三、六六五、五九五
昭和十四年度	一、〇四九、八六三	一、〇四九、八二二、三〇四
昭和十四年度	一一、五四四	二、〇七六、五五六
昭和十四年度	四五、一六三	一四、九七四、二一一
昭和十五年度	四九、三〇〇	一八、八二七、四九六

放送無線電話

朝鮮に於ける放送無線電話は大正十五年十一月社団法人朝鮮放送協會の前身、京城放送局の設立を見
 昭和二年二月から電力一「キロワット」の一装置を以て内鮮兩語の放送を開始したが、放送事業使命重
 大なると内地其の他に於ける放送界の異常なる發展とに鑑み、規模を擴大して昭和八年四月より電力十
 「キロワット」の二装置を以て内鮮兩語の二重放送を開始し、更に昭和十二年度に於ては第二装置を五
 十「キロワット」に増大した。而して全鮮的に聴取施設を簡易化せしむる目的を以て放送無線電話網計
 畫を樹て、昭和十年九月二十一日から電力百五十「ワット」に依る釜山放送局を開始し、同十二年六月
 より其の電力を二百五十「ワット」に増大した。又昭和十一年十一月には電力五百「ワット」に依る平
 壤放送局の二重放送を、同十二年六月には電力十「キロワット」に依る清津放送局の放送を、同十三年
 十月には電力五百「ワット」に依る裡里放送局の放送を、同月電力二百五十「ワット」に依る咸興放送

局の放送を何れも開始し、同十四年十二月咸興放送局第二装置を増設、同十六年四月十九日大邱放送局を開局した。目下光州放送局の二重放送並に釜山・清津の第二装置増設の工事中にして近く完成の見込である。

尙同十六年度中には大田、元山、海州に各二重装置の放送局を新設する外裡里に第二装置を増設する豫定である。

放送無線電話聴取者數 (昭和十五年度末現在)

内地人	朝鮮人	外國人	計
一〇九、六九四 ^人	一一六、九三五 ^人	九四四 ^人	二二七、五七三 ^人

朝鮮簡易生命保險

事業の創始 朝鮮に於て簡易生命保險事業は、第五十六回帝國議會に豫算案、特別會計法案及郵便物無料に關する法律案を提出して其の協賛を得、昭和四年七月一日より遞信局に於て其の實施準備に着手同年十月一日より之を實施したのである。

一、制度の概要 本事業は政府の獨占する非營利事業であつて又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分離して特別會計と爲し、事業上の支出は其の收入を以て支辨することになつて居る。保險の内容は内地の夫れと同様であつて、保險種類は終身保險と養老保險の二種、加入年齢は十二歳以上六十歳以下

となつて居る。保険金額の最高制限額は被保険者一人に付七百圓であるが、保険料計算の基礎となつて居る豫定期率は朝鮮特殊の事情に照して内地より稍々高率となつて居る。従つて保険料は概して内地より稍々低率である。事業の取扱機關は中央では逓信局が監理事務に當り、地方では全鮮に亙る千有餘の郵便局が申込の受付保険金拂渡等の事務に當つて居る。

二、事業の成績 昭和十六年七月末現在の事業成績は契約件數三百五十七萬三千件、保険金額六億八千七百八十萬圓であるが、當初の計畫に比して遙に良好の成績を示して居る。殊に朝鮮人の加入率は全加入件數の八割四分を占め漸次増加の趨勢を辿つて居る。

三、福祉施設 保険加入者の健康の保護増進を圖ると共に、一面事業の堅實なる發展を期する爲、京城外二十二箇所簡易保険診療所を設置して、專屬醫師に依り無料又は經費を以て醫療奉仕をして居るが、尙診療所の設置なき地方の被保険者の爲に巡回診療を爲す外書面健康相談の取扱をも爲して居る。

昭和十五年度中に於ける取扱狀況は左の通である。

簡易保険診療所事務取扱狀況

一 診療所利用者數	三五〇、七八九人
二 書面相談者數	三〇一人
三 巡回診療利用者數	二一、一九八人

四、積立金の運用 本事業の積立金は、保険契約者に貸付する場合の外に國債にて保有するか又は大藏省預金部に預入する。預金部に預入した積立金は之を朝鮮に於ける公共の利益の爲朝鮮内の公共團體、營利を目的としない法人若は組合又は特別の法令に依り設立された法人に對して融資することゝ爲つて居る。

最近に於ける積立金運用の狀況を示せば左の通である。

積立金運用狀況 (昭和十六年八月末現在)

積立金總額 八六、二三一、五八四圓

内 譯

公共貸付	三五、三九二、一〇五圓
債券引受	二九、一九七、二六八圓
國債保有	九、九〇一、八〇四圓
保險契約者貸付	一、七八五、七二〇圓
預金	九、九五四、六八七圓

一四 神社、宗教

神社

本府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、次で昭和十一年八月神社規則の全面的改正を斷行し、此等の成規に遵由して神社を創立せるもの六十二に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至つた。次に神祇を勸請して一般公衆の禮拜に供する小設備の神祠は國體觀念の普及深徹に伴ひ逐年増加し本年は既に七百二に達してゐるが、之は何れも他日神社となるべき體性を有するものである。

官幣大社朝鮮神宮(京城南山鎮座)は朝鮮の總鎮守として 天照大神・明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎮座祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を遣差せらるゝことに御治定になつた。又昭和十一年八月一日京城神社(京城倭城臺鎮座)並に龍頭山神社(釜山府辨天町鎮座)の兩社を國幣小社に列格仰出され、次で昭和十二年五月十五日大邱神社(大邱府達城町鎮座)並に平壤神社(平壤府慶上里鎮座)をも國幣小社に列格仰出され、更に昭和十四年六月十五日には官幣大社扶餘神宮の御創立を仰出され目下御造營工事は全道奉賛事業として着々進行してゐる。

宗 教

一、宗○教○の○概○況○ 佛○教○の○傳○來○は○遠○く○高○句○麗○小○獸○林○王○二○年○で○あ○つ○て、爾○來○百○濟○・新○羅○を○經○て○高○麗○朝○の○末○に○至○る○迄○は○大○い○に○隆○盛○を○極○め○た○が、其○の○反○面○頗○る○餘○弊○も○生○じ○た○の○で、李○朝○に○至○つ○て○は○概○ね○排○斥○の○方○針○を○執○り、逐○年○抑○壓○を○加○へ○た○爲○教○勢○甚○だ○衰○え、多○く○は○荒○廢○に○歸○し○た○の○で○あ○る。然○る○に○李○太○王○三○十○三○年○始○め○て○信○教○の○自○由○が○許○さ○れ、次○い○で○明○治○四○十○四○年○九○月○寺○刹○令○施○行○と○共○に○宗○教○的○活○動○を○公○認○さ○れ○た○の○で、數○百○年○來○衰○え○て○來○た○佛○教○は○茲○に○漸○く○蘇○生○の○運○に○向○つ○た○の○で○あ○る。爾○來○各○寺○刹○は○布○教○所○を○設○置○し○て、各○本○末○寺○聯○合○出○資○の○下○に○財○團○法○人○朝○鮮○佛○教○中○央○教○務○院○を○創○立○し○漸○次○講○學○布○教○の○發○展○を○見○る○に○至○り、昭○和○十○五○年○末○現○在○本○寺○(本○山)三○十○一、末○寺○一○千○二○百○九○十○四、布○教○所○三○百○七○十○三、僧○侶○五○千○六○百○二○十○一、尼○僧○一○千○三○十○六、信○徒○十○九○萬○五○千○餘○人○を○數○ふ○る○狀○況○で○あ○る。朝○鮮○佛○教○の○宗○旨○稱○號○は○其○の○進○運○に○從○ひ○種○々○併○立○し○た○が、李○朝○に○於○て○は○そ○の○合○派○滅○宗○を○圖○り○世○宗○六○年○遂○に○禪○教○二○宗○と○爲○し、今○日○で○は○多○く○兩○者○を○併○稱○し○て○居○る。

内地佛○教○の○朝○鮮○に○於○け○る○布○教○は○夙○に○天○正○年○間○に○眞○宗○大○谷○派○系○に○依○つ○て○な○さ○れ○た○が○後○一○時○中○絶○し、明○治○十○年○再○び○同○派○の○開○教○あ○り、同○十○四○年○に○は○日○蓮○宗、同○二○十○八○年○に○は○眞○宗○本○願○寺○派、同○三○十○年○に○は○淨○土○宗○等○の○各○宗○相○次○い○で○渡○來○し、殊○に○併○合○後○は○信○徒○の○結○集、寺○院・布○教○所○等○の○設○備○年○々○増○加○す○る○に○至○つ○た。昭○和○十○五○年○末○現○在○朝○鮮○布○教○に○從○事○す○る○宗○派○は○眞○宗・日○蓮○宗・淨○土○宗・眞○言○宗・曹○洞○宗・臨○濟○宗・黃○檗

宗・天台宗及華嚴宗に屬する九宗二十九派で、其の寺院百三十四、布教所六百六十五、布教者八百四十人、信徒三十四萬二千八百餘人、内朝鮮人四萬二千五百餘人を數へる。

内地神道の朝鮮渡來は明治二十六年の天理教に始まる。昭和十五年末現在は天理教・神理教・金光教・神習教・大社教・扶桑教・神道・黒住教・實行教・神道修成派・御嶽教の十一派あり、各派を通じて布教所三百十五、布教者六百六十八人、信徒九萬六千七百餘人、内朝鮮人二萬四百餘人である。

基督教は十八世紀の中葉、既に舊教天主教の傳播を見た。新教基督教の開教は李太王の二十一年米國北長老派の宣教師が入鮮したのを宣教の第一歩とし、次で翌年には更に同派の宣教師並に監理派の宣教師も渡來して、京城・平壤其の他に布教所を設け、學校・病院等の經營に着手したのである。爾來諸派宣教師の渡鮮する者尠からず、外國人の關係する教派は朝鮮耶蘇教長老會・基督教朝鮮監理會・聖公會・第七日安息日耶蘇再臨教・東洋宣教會・救世團・基督教會朝鮮宣教會・基督教五旬節教會及基督教の九派である。又内地側新教基督教は明治三十七年日本基督教會傳道局から牧師を派遣し釜山に教會を設立して傳道を開始したに始まり、日本メソヂスト教會・日本組合教會・きよめ教會・日本聖教會及基督教同信會等も渡來した。又一方朝鮮人側には大正七年黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を、同十一年京城に朝鮮會衆基督教會を設立した外、尙他に神の教會・基督の教會・朝鮮耶穌教會・イエス教會・基督教朝鮮福音教會・聖主教團・日本一致基督教會・ナザレン教會・耶穌教福音教會及東亞基督教會がある。以上新舊各派を通じて昭和十五年末現在布教所五千五百二十二、布教者四千五

百八十六人、内外國宣教師四百二十五人、信徒内地人六千六百餘、朝鮮人五十萬一千餘、外國人百餘、合計五十萬七千九百餘人である。

二、宗教團體の社會事業　宗教團體の社會的施設としては基督教が最も多く、佛教之に亞ぎ、神道も亦漸次之が開始を見るに至つた。内鮮佛教團體の經營する主なるものを舉ぐれば、専門程度の學校一、中學程度のもの五、初等程度のもの七、幼稚園五十七、講習所及書堂二十一箇所である。又隣保救濟の事業としては眞宗大谷派の向上會館、淨土宗の和光教園・共生園、曹洞宗の福壽會、京城・仁川・大田・光州・平壤及羅南に於ける内地佛教各宗聯合の京城佛教慈濟會・仁川佛教悲田院・大田佛教慈濟會・平壤佛教廣濟會及羅南行旅病人救護所がある。基督教の事業は多く、外國宣教師に依つて經營され新舊各派を通じて學校は専門學校五、中學校三、高等女學校六、實業學校二、小學校三十八の外、専門、中等並に初等程度の男女各種學校百二十九、幼稚園百九十、講習所及書堂百三十一である。醫療事業には監理及長老聯合の世富蘭德病院外十八箇所の病院並に麗水・大邱・釜山の各地に癩病院を經營し、有料患者を取扱ふと同時に貧困者に對しても治療を行つて居る。其の他社會事業には孤兒院・養老院・育兒ホーム・婦人ホーム・社會館等がある。

一五 教 育

朝鮮に於ける教育は從來内地人と朝鮮人とに付其の系統を異にしたが、時勢の進歩は此の差別を撤廢するの機運に到達し、大正十一年普通教育に付てのみ國語を常用する者(主として内地人)と國語を常用せざる者(主として朝鮮人)との二種に分ち、其の他の實業教育・専門教育・大學教育及師範教育に在りては總て内鮮人共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一すると共に普通教育に在りても、特別の事情ある場合は内鮮人相互に入學し得るの途を開いた。然るに半島の實情と時勢の進運は愈々著しきものあるに鑑み、昭和十三年普通教育に付ても、内鮮人に依る教育機關の區別を撤廢し、朝鮮に於ける教育は制度上内地に於ける教育に比較し殆んど何等の差等なきに至つた。

普 通 教 育

現在に於ける普通教育は昭和十三年三月改正せる朝鮮教育令に據るもので、國語を常用する者と然らざる者とに付教育機關を區別することなく等しく小學校令、中學校令及高等女學校令に依りて教育を施し、又内鮮人に依る課程上の差異もなく、國體明徴、内鮮一體、忍苦鍛鍊の朝鮮教育三大綱領に則り、眞に皇國臣民の本質に徹せしむべき教育を施してゐる。昭和十五年五月末現在に於ける普通教育機關及児童生徒數は次の如くである。

尙昭和十六年三月小學校の制度國民學校の制度に改められたるに伴ひ朝鮮に於ても同制度を適用し小學校を國民學校と改めた。但し國民學校の課程は土地の情況に依つて修業年限を六年とすることが出来る。

學校別	學校數	職員數	兒童及生徒數			
			内地人	朝鮮人	外國人	計
官立小學校	二	一二	六三	四、二七五	—	四、九〇八
公立小學校	三、三七一	二〇、七五三	九三、四〇〇	一、三三七、五二〇	元	一、四三〇、九九九
私立小學校	一三四	八五二	一〇	五七、八六六	—	五七、八六六
公立小學校附設簡易學校	一、四八八	一、五三三	二	九一、一〇六	—	九一、一〇八
公立中學校	四	八六一	八、八七三	一三、九八一	—	三、八五五
私立中學校	一三	三三〇	二	八、四九九	—	八、四九二
公立高等女學校	五	七五	二、四四三	六、二四八	—	一八、六九三
私立高等女學校	一三	三三三	八三三	五、〇三五	—	五、八六八

●書堂 書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關で、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全な教育を施したものであるが、其の數各道に亙つて頗る多く、遽に廢止し得ない事情にあるので、弊害なき限り之を存置し來つた。然し乍ら普通學校の普及に伴ひ、往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行ひて、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝある。昭和十六年三月末書堂數四千百五、教員數四

千七百五十五人、生徒數十五萬八千三百二十人である。

幼稚園は昭和十五年五月末に於て公私立併せて園數三百五十八、兒童數二萬四千四百五十一人である。

實業教育及専門教育

近來普通教育の普及に伴つて實業及専門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年二月新教育令の公布と共に、實業教育・専門教育は内鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、専門教育は専門學校令に依ることとした。従つて其の入學資格・修業年限・學科程度等全く内地に於ける専門學校と異なる所はない。

實業及専門教育機關

種 別	學校數	職員數	生 徒			計
			内地人	朝鮮人	外國人	
官立専門學校	六	三七(八〇)	一、一三二	六二九	一	一、七六一
公立専門學校	二	三(三四)	三九〇	二〇〇	一	五九〇
私立専門學校	一〇	二六一(二〇八)	五二三	三、三四四 (合) 四	一	一、八七一
公立工業學校	五	八〇(三)	七三五	六六七	一	一、四〇二
私立工業學校	一	九	一四	一六一	一	二七五
公立農業(農林・農藝)學校	三	五〇五(五六)	九四五	九、三九三	一	一〇、三三八

(昭和十五年五月末現在)

私立農業學校	一	六	一	一六一	一	一六一
公立商業(商工)學校	二〇	三五(二九)	三、九〇	四、七五二	二	八、七四三
私立商業學校	八	一五三(六)	四七四	三、七九	一	四、二二三
公立水産學校	四	五九(二四)	八六	四三	一	五九
公立職業學校	九	一五(三)	六九五	二、九三三	一	三、六八
私立職業學校	三	四(七)	五七	六四	一	一、一五一
公立實業補習學校	一七	四三(一〇〇)	一、〇四	六、五九	一	七、〇三
私立實業補習學校	一三	五(一三)	一	一、九三	一	一、九三

備考 實業・専門教育に於ける職員數中括弧内のものは兼務者を示す。

大學教育及豫備教育

大正十一年二月朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定め、大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り、同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫備教育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設し、昭和九年度よりは其の修業年限を三年とした。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆んど同様であつて、内鮮人共學であるが、設立の使命に鑑み、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟・言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究を、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究を其の特色とする。尙近時朝鮮に於け

る産業經濟の急激なる躍進、特に國策に對應する諸工業の勃興に伴ひ昭和十六年度より新に理工學部を設置した。

昭和十五年五月末大學職員四百九十九(二〇)人、學生六百三十四人、豫科職員五十二(二二)人、生徒五百四十一人である(職員數中括弧内は兼務者を示す)

師 範 教 育

師範教育は内鮮人共學を本體とする。而して本教育は從來朝鮮の實狀に鑑み、内地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認めしたが、昭和四年四月師範學校は當分官立とするの方針を定め、各道地方費師範學校は何れも同六年三月限廢止した。昭和十五年五月末に於ける校數十(内二校は女子師範)職員三百三人、生徒六千六百四十一人を算する。

在 内 地 朝 鮮 學 生

内地に於て勉學する朝鮮學生は一萬三千二百七十三名(昭和十五年十月末日現在)であつて、之を地方別にすれば、東京在學者九千七百三十七名、地方在學者三千五百三十六名で、之等學生中最も多數を占むるは、上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學專門部其他に於て法政經濟等を修學する

者である。之等在内地朝鮮學生の保護監督に關しては本年二月新に成れる朝鮮獎學會が之に當り、在内地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へてゐる。

朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催したが、爾來年と共に隆盛に向ひ、第二十回展覽會は二十周年記念展として昭和十六年六月新裝の美術館に於て開催、出品總數一千百八十五點に達し、入選せるもの東洋畫六十六點、西洋畫百七十九點、工藝品六十八點、彫塑十四點を出し、會期中觀覽者總數五萬九千六百七十一人に及んだ。回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達に裨補する所が少くない。

陸軍兵志願者訓練所

本制度は昭和十三年二月發布せられ同年四月より施行せられた陸軍特別志願兵令に依るものであるが、朝鮮現在の風俗・習慣・民度を以てしては直ちに兵として採用するを得ない事情にあるので、本府は官立の陸軍兵志願者訓練所を新設し、本所を修了した者が兵としての採用資格を與へらるゝこととした。同所の訓練期間は概ね四箇月で毎年四月・八月・十二月の三期に入所せしむることになつてゐる。入所生は昭和十三年度四百名、昭和十四年度には六百名、昭和十五年度よりは三千名を募集した。應

募者は常に多く昭和十五年度の如き八萬四千四百有餘名に達し昭和十六年に於ては十四萬數千名を算する有様である。本所は嚴格なる規律の下に學力や技術よりも寧ろ精神道場として半島青年志願者の育成に當つてゐる。昭和十三年前期を修了し現役歩兵となつた最初の志願兵の中約半數は北支に従軍し、一般兵に伍して何等遜色なき武勳を立てて居り、其中既に三柱の護國の英靈を出し、尙、十五名の負傷者を出して尊き血潮を捧げる等、忠誠な皇國臣民たるの實を示し、在郷入隊者もそれぞれ皇國臣民として軍務に精勵し半島の愛國熱は日々に昇揚を現してゐる。

社 會 教 化

、地•方•改•良•

各道に於ける部落又は國民總力部落聯盟中地方教化、部落の振興に貢獻し其の成績優良にして他の模範たるに足るものに對し其の改善發達を促す爲助成金を交付し部落改良の實行及之が有機的活動の中心施設たる集會所の設置、儀禮準則の實行に必要な用具の設備をなさしむる外國旗尊重、警防觀念の普及勤勞精神の高揚及集團的訓練の鍊成に寄與する爲國旗掲揚臺、警鍾、勤勞用具を完備せしむると共に地方關係指導機關を通じ之等の活用に對し周到綿密なる注意を拂ひ以て地方改良、民心の作興に資して居る。

二、郷•校•財•産•

地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲に、主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下附に依り構成せられた郷校財産の収入は文廟の祭祀及管理費を除きては主として儒教の振興と社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして之を管理せしめ、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風の作興に資せんことを期してゐる。

三、社 會 教 化

イ 國民精神の作興 國民精神の作興は半島に於ける社會教化上の根本基礎を爲すもので、毎年十一月十日を中心に國民精神作興週間を定め講演・講習・印刷物・映畫・運動競技等諸般の施設に依り之に努めて居る。

ロ 愛國日の制定實施 神社神祠の參拜、國旗掲揚等の行事を強化普及することは皇國精神の涵養、内鮮一體の具現に資する所尠くないから、各學校に於て實施中の愛國日の内容を充實して一般民衆に及ぼすこととし、昭和十四年九月より毎月一日之を施行することに統一し、興亞奉公日として實行して居る。

ハ 「皇國臣民ノ誓詞」の普及 國家意識の昂揚、國體觀念の明徴に資するため「皇國臣民ノ誓詞」を制定し、學校の兒童・生徒・學生を始め官公署・銀行・會社・工場商店・其の他の諸團體に於ける各種會合の際之を齊唱せしめて居る。

ニ 皇國臣民體操の普及 古來日本精神の根帶を培つた武道の型を體操化して、心身を鍛鍊し皇國臣

民たるの信念體得に資せしむる爲皇國臣民體操を制定し、全鮮各學校・青年團・青年訓練所及各官公署團體其の他一般民衆に至る迄汎く普及徹底を圖つて居る。

ホ 國語普及 一般民衆に對し可成急速的に國語の普及を圖る爲昭和十三年度より教科書として國語教本を編纂配付すると共に經費の補助を爲し國民學校（元公立普通學校）を中心に國語講習會を開催せしめ實施初年たる昭和十三年度の實績は講習會開催數三千餘個所、教本の配付數三十萬にして實施計畫の約三倍に達したるが爾來民衆の自覺と各種教化團體の活動に依り年々増加の一途を辿る好成績を示して居る。

而して昭和十六年度に於て青年團改組せらるゝに伴ひ今後は青年隊中心に國語講習會を開催せしめ青年層の實踐的推進力に俟つて急速に所期の目的達成を期せんとして居る次第である。

ヘ 儀禮準則の制定 冠婚葬祭の儀禮は動もすれば徒に形式の末節に拘泥し、生活改善上遺憾の點尠からざるに鑑み、最も弊害の甚しき婚葬祭の三禮につき之が準則を制定し、昭和九年之を一般に發表して朝鮮の風習改善方針を指示すると共に之が趣旨の普及實行の徹底に努めて居る。

ト 勤勞報國運動 勤勞を通じて忍苦鍛鍊、犠牲奉公の精神を涵養すると共に共同一致的集團訓練を施し以て國民總訓練に資するため、昭和十三年七月七日支那事變記念日を起點として、本運動を起したのであるが、今や官公署は勿論青年團其の他の各種團體、部落等に勤勞奉仕隊の組織せられざるものなきに至つた。又昭和十四年度より興亞青年勤勞報國隊を滿洲に派遣し滿洲建設に寄與する

と共に、之を通じて日滿一如、興亞の大精神を體得せしめて居るが、其の歸還後は國民總力朝鮮聯盟推進隊員として活躍して居る。

チ 婦人教養事業 家庭教育、生活改善より延いて一般社會教化上、婦人の力に俟つもの大なるに拘らず、朝鮮に於ける中年以上の婦人は概して此の方面に關心を有せず、勤勞の美風を缺き、殊に屋外勞働を嫌忌する風があるので、模範部落其他中心人物ある地域より先づ婦人會、母姉會等を起し之に對し夜學、野外勞働の獎勵等を行ひ以て可及的之等教養上の施設を助成することとし、毎年補助金を交付して着々實績を收めて居る。

リ 社會教化功績者の表彰 永年社會教化事業に盡し其の功績顯著にして他の模範とするに足る者を各道より一人宛推薦せしめ表彰狀並に表彰金を授與して斯道の獎勵を行ひ、其の業績は之を官報新聞等に掲載して一般に周知せしめ、以て社會教化振興の一助として居る。

四、中堅青年修練所

本所は半島の將來を擔ひ興亞維新の一翼を成すべき半島青年の皇國臣民化が優秀なる中堅指導者を得るに在るに鑑み内鮮關係の由緒深き扶餘に設置したもので、青年團の指導者國民總力朝鮮聯盟の指導者たるべき者其他教化指導者の養成を目的として昭和十四年八月之を開設した。其の收容人員は一箇年約五百人を十期に分ち入所せしめて居たが本年四月新築中の道場完成したると他面青年團の改組に伴ひ指導者鍊成の急務なるに鑑み一期一箇月一〇〇名宛收容し年に一、〇〇〇名宛養成することに

なつてゐる。

五、青年訓練所

朝鮮に於ける青年訓練所は昭和十四年度迄に公立百二十六個所、私立十三個所の設立を見たが、之が普及増設を圖るは目下の急務たるを認め、全鮮に於ける六年制小學校所在地には悉く一個所の公立青年訓練所を設立することとし、昭和十五、十六、二個年計畫を以て一千七百四十八個所の増設を爲すと共に爾後六年制小學校の増加に伴ひ逐次増設することとした。又會社・商店・工場其の他多數の青年を使用するものに對しても努めて私立訓練所の設立を慫慂し、既に七十八個所の設立を見た。

六、青少年團體

青年層の指導は半島の特殊事情に照し重要事項であるから、昭和七年九月各道知事に對し、青年指導の根本方針を指示し以て内容堅實なるものを一層善導誘掖し社會奉仕、地方改良等の方面に活動せしめ、以て他團體をして徐々に之に倣はしむる方針を樹て、兼ねて不良團體の淘汰を期した。處が僅か數年の間に急速且堅實なる發達を爲し、青年團數約四千、團員數十七萬に達し、團員各自の修養鍛鍊は勿論郷黨の開發農山漁村振興等の推進力と爲り、殊に支那事變發生以來の活動は物心兩方面に互る動員に貢獻する所極めて大なるものがあつた。そこで之を全面的に統制指導して、一層青年運動の擴充強化を圖ることとし昭和十三年九月朝鮮聯合青年團を結成せしむると共に爾後之に對し毎年國庫より補助金を交付し半島青年團體の堅實なる進展を期して來たのである。尙少年に對しても社會的訓練

並に内鮮一體の素地を培養せんがため小學校に少年團、健兒團等の組織を獎勵すると共に之が指導者の養成を圖るため昭和七年度より毎夏大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指導者實修所を開設して來たのである。然るに其の後の時局の急激なる進展に伴ひ國を舉げて高度國防國家體制確立に邁進することになつたので、此の國家的要請の線に沿ひ青年團改組斷行の事となり、昭和十六年一月十六日政務總監官通牒を以て青年團の組織並指導要綱を明示し、之に基いて全鮮の各青年團をして新に青年部、女子部、少年部の三部を創設せしめて新發足を爲さしめたのである。

七、體　育

朝鮮に於ける體育運動に就ては、本府は、朝鮮體育協會を中心として、各道體育協會及各種體育運動團體を統制し、之が組織内容の充實と共に事業の振興を指導助長し、且補助金を下付して其の發達を獎勵し、又朝鮮神宮奉贊體育大會を中心として、各種體育運動競技會の開催、並に各方面の競技會に参加するものゝ指導統制に任じ、更にラヂオ體操の會を組織せしめ、中央及地方と連絡提携して、一般民衆の體育運動を獎勵し、更に都會地に於ける青少年に對しては、其の環境・職業・娛樂等、生活の態様に鑑み、特に體育運動を強調する等、各種の施設を講じて體育運動に依る國民身體の健康と活動力との増進に努めて居る。

社會體育運動團體指導統制概況　各種社會一般體育運動團體を統轄助成し、之が健全なる普及發達を期し、國民精神の昂揚に任ぜしむる爲に、朝鮮體育協會をして、之に當らしめつゝあるが、其

の統制下にある諸團體は、1、各道體育協會。2、全朝鮮陸上競技協會。3、朝鮮氷上競技聯盟。
 4、朝鮮排球協會。5、朝鮮水上競技聯盟。6、大日本籠球協會朝鮮支部。7、朝鮮卓球協會。8、朝鮮漕艇協會。9、朝鮮軟式庭球聯盟。10、朝鮮庭球聯盟。11、全朝鮮軟式野球聯盟。12、朝鮮蹴球協會。13、全鮮相撲協會。14、全朝鮮體操聯盟。15、朝鮮神宮奉贊馬術會。16、全鮮重量舉聯盟。17、朝鮮航空聯盟。18、朝鮮自轉車競技聯盟。19、全朝鮮拳鬪聯盟。20、朝鮮ラグビー蹴球協會。21、朝鮮弓道會。等である。

ロ 朝鮮神宮奉贊體育大會狀況 朝鮮に於ける運動競技は、朝鮮神宮奉贊體育大會を中心として、今日の隆盛を見るに至つたもので、本大會は大正十四年以來毎年開催して今日に至り、今や各般の運動競技も、國民體育の眞義に徹底しつゝある好況を示してゐる。其の參加者數左表の如し。

第十六回朝鮮神宮奉贊體育大會參加者數調 (昭和十五年)

陸上競技七二五 排球四六八 籠球六二九、ラグビー蹴球五七一 蹴球三八八 野球二七九 軟式野球二四七 硬式庭球五〇 軟式庭球六二五 卓球五一八 相撲一六七 漕艇一二〇 重量舉二〇三 氷上三〇四 水上三三一 自轉車一〇六 滑空機一五三 拳鬪六七 體操一〇〇 弓道二八三 戦力増強競技三二六 ラ式蹴球五七一 男子聯合體操七、〇〇〇 女子聯合體操六、五〇〇
 合計二〇、七三一

以上參加人員合計二萬七百三十一名は、何れも各道毎に豫選會を通過して參加資格を得た者のみで

あるから、此の大會を中心として全鮮に活躍する人員は、其の數極めて多い。

經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教徳化を扶くるを以て其の目的と爲し、曩に下賜せられた臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年本府より約一萬餘圓を補助してゐる。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置いて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士と爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活した。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年「經學院雜誌」を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彝倫の扶持、人心の啓發に努めてゐるが昭和十四年の秋期釋奠祭を期して京城に開催されたる全鮮儒林大會の總意は時局發心として經學院を中心に朝鮮儒道聯合會を組織し國民總力運動の一組織體として臣道の實踐に邁進するの外皇道儒學を確立し皇道の宣揚に努むる爲之等の事業の達成するに必要な組織體として各道には道儒道聯合會、府郡島には府郡島儒道會を結成せしめ以て經學院の活動體と爲し所期の目的達成に向ひ着々其の成果を收めつゝある状態なり。

明 倫 專 門 學 院

儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶する目的の下に、昭和五年經學院に明倫學院を併置した。本院は修業年限を三年とし、必要に應じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期するにあり、生徒定員を九十名とし、儒林子弟及中等學校卒業者にして道知事の推薦せる者の中より銓衡入學せしむ。教科目は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授其の他碩儒十餘名を囑託してゐる。昭和十四年には名稱を明倫專門學院と改め、昭和十六年には學科目課程の大改正を爲し日本學並に法律經濟の如き社會人としての必須科目を加へ一層内容の充實を期することとした。

圖 書 館

本府は大正十二年總督府圖書館官制を公布して、其の準備に着手し同十四年四月より開館した。尙同十五年四月婦人閱覽室・特別閱覽室・調査室等を開設し、更に昭和六年巡回文庫、同七年大衆文庫を創設した。尙この外各道に互り公私設の圖書館二十八あり、(藏書數一千冊以下の圖書館は之れを省略)以上全部の藏書數は六十七萬三千七百七十八冊にして(昭和十五年度)その閱覽者は昭和十五年度には百六十五萬四千三百人で、漸次増加の趨勢に在る。

尙總督府圖書館に於ては、圖書の蒐集保存に努むる外、名士、學者等を招聘して時々講習・講演會を開催し、以て民衆の教化を期してゐる。

古蹟調査及博物館

一、古蹟調査 本府は明治四十二年以來、韓國政府時代に着手したる古建築物並古蹟の調査を繼續し、大正四年一旦終結を告げたのであるが、古來の遺蹟及遺物は其の數極めて多く從來の調査は其の一斑に過ぎず、又遺蹟遺物の漸次散逸湮滅に歸する虞あり、仍て翌五年四月更に新計畫を樹て五箇年を期して之が調査を行ふこととし、調査事項を先史遺蹟（貝塚・遺物包含層・遺物散布地・堅穴）古墳（高麗以前墳墓の調査並遺物蒐集朝鮮中期以前）史蹟（都城・宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・嗣宇・壇廟・寺に屬する主要なる墳墓の形狀の調査）刹・陶窯等の遺址・戰蹟其の他主要なる史實に關係ある遺蹟の調査並遺物の（古建築）歷史上又は工藝上參考となるべき宮殿・城門・樓臺（金石其の他の遺物）佛像塔・燈碑・幢竿・石幢・鏡・祭器・樂器・繪畫・冊板・懸額・陶磁器・漆器其の他歴史）古文書（歴史其の他考古の資料となるべき古文書の調査並蒐集）等に分類し、同十年三月末を以て完結し、各年毎に報告書として公にした。又大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し貝塚・石器・骨角器類を包有する土地及堅穴等の先史遺蹟・古蹟並都城宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟並に其の他の史實に關係ある遺蹟・年代を経たる塔・碑・鐘・金石佛・幢竿・石燈等にして、考古の資料として保存の價值あるものは名稱・種類・形狀・大小・所在地・所有者又は管理者の住所・氏名若は名稱・現狀・由來・傳説・管理・保存の方法等を臺帳に登録し、此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に届出でしめ

臺帳に登録したる物件に關して現狀を變更し、移轉・修繕・處分等を爲す場合は總督の許可を受くることとし、同時に主要なる遺蹟及遺物に對し順次其の保存工事を施し來つた。斯くて遺蹟遺物の主要なるものは略々調査を遂げたが、既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの多く、且つ調査の進行に伴ひ、新に發見せられるものも亦少くないので、調査の方法を一般・特別・臨時の三種に分ちて調査を繼續し、大正五年度より現在に至る迄各種の調査報告書及特別報告を發行しつゝある。尙朝鮮古來の工藝美術と共に其文化發達の有様を紹介するが爲め、「朝鮮古蹟圖譜」十五冊及「朝鮮寶物古蹟圖録」二冊を刊行した。又古代の建造物中國有及寺刹の所有に屬するもの五百餘棟の多數あり、此等の中、歴史の證徴若は美術の模範となり、其の維持保存を圖る必要あるものに對しては破損の程度に應じて、順次保存工事を施行して居る。

二、**寶物古蹟名勝天然記念物の指定**。朝鮮に於ける寶物古蹟名勝天然記念物に就ては、之が保存維持を圖るため、昭和八年朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令を公布し、同時に、朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會を設け、昭和九年五月第一回保存會總會を開催爾來昭和十四年十一月第五回保存會總會迄該會に諮問して指定したものは、寶物三百七十七件、古蹟百二十八件及天然記念物百十九件、古蹟及名勝二件、名勝及天然記念物二件に上る。

三、**博物館**。本府博物館中京城景福宮構内にあるものは大正四年の開設にかゝり、制度・風俗・文藝・宗教・美術・工藝其の他歴史の參考證徴となるべき資料を集め、一般の參考並に觀覽に供して居る。

又新羅の舊都たる慶尙北道慶州の博物館分館は大正十五年開館し、慶州金冠塚をはじめ慶州附近に於ける三國時代新羅の古墳墓内出土品及新羅一統時代の佛敎藝術品を蒐集陳列し、百濟最後の舊都たる忠清南道扶餘の博物館分館は、昭和十四年開設し主として百濟時代の遺物を蒐集陳列の上一般の觀覽に供して居る。

一六 司法

裁判並に檢察制度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所に於て之を掌る。該裁判所は高等法院・覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲、地方法院支廳、又登記公證の事務を取扱はしむる爲、地方法院出張所を置く。現在高等法院は京城に一箇所、覆審法院は京城・平壤・大邱の三箇所に、地方法院は京城・大田・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・全州の十一箇所に各設置せられ尙各地方法院管内の主要地に地方法院支廳及地方法院出張所が置かれて居る。地方法院は民事及刑事に對する第一審裁判並に非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且内地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行する制度であつたが、其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判斷に屬せしむることとし同十三年一月一日より實施した。

地方法院は判事單獨で裁判を行ふを原則とするが、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關

する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑・無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九號(盜犯等防止及處分)第二條、第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件、短期一年に満たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの、並に此等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判に付ては三人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲し、覆審法院は常に三人の判事、高等法院は常に五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲すのである。

各裁判所に檢事局を並置して檢察事務を掌らしめて居る。

適用法規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令、朝鮮刑事令に於て民法・刑法其他重要な内地法規に依るべき旨が定められた。民事に在りては、當初民法中能力・親族・相續に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることとし、不動産に關する物權の種類及效力は、民法に定めたる物權を除く外仍慣習に依ることとしたが、大正十年十一月民事令に改正を加へ、朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし、且無能力者の保護を完全ならしむる爲、民法其の他の法律中能力・親權・後見・保佐

人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用することとし同十二月一日より之を實施した。尙親族相續に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ、能力及無能力者の保護機關に於けると同様、婚姻年齢・裁判上の離婚・認知・親權・後見・保佐人・親族會・相續の承認及財産の分離に關する規定を朝鮮人に適用することとし、分家・絶家再興・婚姻・協議上の離婚・縁組及協議上の離縁等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に届出るに因りて其の效力を發生することとし、同十二年七月一日より施行した。

右の如く朝鮮の親族相續に關しては一部分民法に依ることとし、原則としては在來の慣習に従つて來たのであるが、其の後諸般の事情に依り之に關する全般的成文化の必要を認めためたので、其の先驅として昭和十四年十一月十日制令第十九號を以て朝鮮民事令を改正し氏、婿養子、異姓養子、裁判上の離縁の諸制度を創設し昭和十五年二月十一日より之を施行した。この氏制度は民法に謂ふ氏制度であつて、即ち朝鮮の家に其の稱號たる氏を新に設定せしめ、同時に半島人に内地人式の氏を稱ふる途を拓いたものであるが、併し之が爲に朝鮮在來の姓其のものは之を消滅させるものではない。本制度を新に施行した理由は、

一、家の觀念の確立したこと 即ち朝鮮に於ける大血族團體は漸次崩解し、現在に於ては父母を中心とする小團體に分派すると共に戸主により統率せらるゝに至り、法律上家の觀念が確立した。従つて之を表章する稱號を設ける要がある。

二、異姓養子制度の制度上不可避なること 即ち半島人多年の要望に應へて「異姓不養」の慣習を揚棄し、異姓と雖養子と爲し得る制度を制定したが、姓は血統を表はし不易のものであるから、養父死亡し戸主相續開始した場合、前戸主と新戸主との姓が異り恰も乗取られた形を呈し相續の觀念に一致しない。この弊を避くる爲には家に稱號を定め戸主及家族は家の氏を稱することにする外途がない。

三、半島人の要望ありたること 即ち従前に於ても半島人にして内地人式氏を稱へたき希望を有する者が尠くなかつたが、近年内鮮一體の高調化に伴ひ、皇國臣民たるの信念と矜持とを感得抱懐せる半島人が、法律上個人の稱呼を内地人と同一形式に據り形容共に皇國臣民化せんとする熱烈眞摯なる希望を有するに至り、この要望に應へる爲にも氏制度の實施が必要であつた。

四、氏制度の施行は一視同仁の御聖旨の發露であること 即ち朝鮮合併の皇謨は一視同仁の御聖旨に基くものと拜察すべきであつて、半島人の絃上の如き熱烈眞摯なる要望に應へて、半島人の爲に内地人式氏を稱へ得る途が拓かれたことは此の御聖旨の發露であり、形而上に於ける八紘一字の大精神の顯現である。

五、内鮮の交流上必要なること 即ち内鮮の通婚等は従前に於ても尠くなかつたが、内鮮一體の高調徹底に伴ひ、内鮮人間の婚姻、縁組が更に増加するであらうから、半島人に内地人式氏を稱へ得る途を拓いて内鮮の交流を一層圓滑ならしめ得る。

六、姓は個人識別の機能を達し得ないこと 即ち半島人は姓名を呼稱して個人識別の作用をも管んで來たのであるが、朝鮮の姓は總數四百九十餘にして而も現在唱へられて居るものは僅々二百五十餘に過ぎず、人口の増加、世態の複雑化、取引の頻繁化に伴ひ個人識別の機能が充分でなくなつて來たので、各家に氏を設け個人の適切なる辨別方法を講ずる必要がある。等である。

尙氏制度の施行に伴ひ用ふべき氏名を制限すると共に氏名の變更に關し規定する必要を認めたので、民事令の改正と同時に制令第二十號を以て御歴代御諱又は御名は之を氏又は名に用ふることを得ないこととし、且正當の事由ある場合には許可を受けて氏名の變更を爲し得る旨の規定を新設した。(氏制度の施行の結果に付ては戸籍事務の項を見よ。)

舊商法破産編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したが、大正十一年四月破産法及和議法の公布を見るに至り、朝鮮に於ても上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて、翌十二年一月一日より施行した。又朝鮮に於ては最近著しく信託の權利關係發達せるに鑑み、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其の内容とし、昭和六年公布同年十二月一日より之を施行した。

爲替手形・約束手形及小切手に關しては、從來商法の規定に依つたのであるが、此等證券の國際的流通を圓滑確實ならしむる目的を以て、統一法定條約の成立を見、我國内法としての手形法及小切手法は商法典中より各獨立して制定公布せらるゝに至つたので、朝鮮に於ても内鮮間は勿論國際通商上之に依るの適切なるを認め、昭和八年十二月朝鮮民事令中一部改正を行ひ右新法律に依ることとし、昭和九

年一月一日より之を實施した。

昭和十三年四月主として會社法の改正を目的とする商法中改正法律、有限會社法、商法中改正法律施行法が公布されるに至り、朝鮮に於ても之等の規定に依るを適當なりと認めたので、昭和十四年八月朝鮮民事令を改正し有限會社法及商法中改正法律施行法を同令中に加へ（商法中改正法律は朝鮮に當然效力を有することになつて居る）内地と同様何れも昭和十五年一月一日より之を施行した。

身元保證に付ては從來其の法律關係が著しく明確を缺き、且身元保證人は過重なる負擔を強要せらるる例が尠くなかつた爲、内地に於て身元保證に關する法律の制定公布を見るに至つたので、朝鮮に於ても昭和十年八月朝鮮民事令中一部を改正して前記法律を其の内容と爲し同年八月二日より施行した。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て民事訴訟法・人事訴訟手續法等の規定に依ることとし、唯朝鮮の制度・交通・習慣・民度等内地と同じからざるものがある關係上若干の特例を設けたが、大正十五年四月民事訴訟法の改正公布せらるゝや、朝鮮民事令等も亦之に順應して改正せられ、昭和四年五月一日其の公布を見、改正民事訴訟法の實施期たる同年十月一日より施行した。

刑事に在ては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の内、殺人罪・強盜罪に限り、朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむることとしたが、大正六年十二月本規定を削除した。其後同十一年五月刑事訴訟法の改正が行はれ、當然朝鮮にも適用せらるべきものであるが、朝鮮の實情に鑑み、刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に同十三年一月一日より施行した。其の他朝鮮人

に對し古來行はれてをつた管刑制度は大正九年三月三十一日之を廢止して刑罰上の區別を撤去し、又昭和五年九月には盜犯等の防止及處分に關する法律、昭和八年一月には刑事補償法を各刑事令の内容として實施することに改めた。更に昭和十六年三月十日より朝鮮の重要特殊實情に鑑み、内地に先んじて、思想犯の豫防拘禁制度を實施したが、同年五月十五日改正治安維持法が施行されたので、同日以後右制度も内地同様治安維持法に依るものとなし、以て民衆人權擁護と治安の確保の完璧を期してゐる次第で、今日に於ては二三の制令等の外、内地と刑罰法規に關し其の實質を異にするものは甚だ少くなつたのである。

小 作 調 停

近時朝鮮に於ける小作爭議は逐年増加し、之が解決を司法裁判に求むる場合は、往々にして當事者の意嚮に背馳し、事後感情の乖離を愈々甚しからしむるが如き結果を醸す虞があつて、昭和七年制令第五號を以て朝鮮小作調停令を制定し、同八年二月一日より之を施行したが、其の後の實情尙まだ朝鮮特殊事情に適合せざるものがあるので、昭和十一年制令第二號を以て同令を改正し、小作料其の他の小作關係につき爭議を生じたる場合の調停申立を、爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方法院又は同法院に爲し得ることとし、又不當に調停に應じない者に對しては、調停に代はる裁判をも爲し得るの途を拓き同年三月二十日より之を施行した。かくて爭議は着々其の解決を見つゝある。

人事調停

古來我が國は家を基礎とする家族制度の國であるから、一般家庭に關する紛議は東洋の美德たる倫常と謙讓とに依つて圓滿に之が解決を圖ること極めて望ましく、加ふるに今や東亞新秩序建設の非常時局に際會し、骨肉間の相剋を公正圓滿に解決して銃後に於ける家庭生活の安定強化を圖ることは焦眉の急務であり、就中萬一出征者を繞つて人事の患が惹起した場合之を芟除して後顧の憂を絶ち、遺族の争が生じた場合之を圓滿公正に解決し以て護國の英靈を安んずることは喫緊の要務である。仍て内地と呼應して昭和十四年制令第八號を以て朝鮮人事調停令を制定し同年八月十日より之を施行した。同令は家族親族間の紛争其の他一般に家庭に關する事件に付、地方法院又は合議部ある地方法院支廳に調停の申立を爲すことを得るものとし、裁判所は直接に又は調停委員會に於て道義に本づき溫情を以て之が調停を行ひ、調停が成立したときは之に確定判決と同様な效力を附議するものであるから、實質的にも形式的にも適切妥當なる解決を齎すことが出来るのである。

借地借家調停

事變以來重工業の飛躍的勃興に伴ふ人口の都市集中化に因り都會地に於ける住宅難は逐年深刻の度を加へ爲に隨所に借地借家關係の紛争の頻發を見るに至つた。然るに之が訴訟に依る解決には尠からざる

費用と日時とを要するのみならず事後當事者間の感情の阻隔を激化するの虞があつて銃後國民生活の安定を圖る上に於て憾遺なしとせぬ、仍て斯る紛争を圓滿迅速に解決して民心の安定を圖るが爲め昭和十五年制令第四十六號を以て朝鮮借地借家調停令を制定し昭和十六年一月一日より之を京城、仁川、咸興、元山、清津、平壤、新義州、大邱、釜山の九都市に施行したが尙將來必要に應じて施行地區を擴張する豫定である。

登 記 事 務

不動産の登記に付ては光武十年（明治三十九年）十二月舊韓國政府に於て土地建物證明規則を施行し始めて不動産に付證明の制度を拓いたのであるが本府施政後明治四十五年三月現行朝鮮不動産登記令を制定し原則として内地に於ける不動産登記法に依ることとした。然るに當時全鮮に互つて土地調査事業が企畫せられ不動産登記は土地臺帳の整備を俟たなければ完全を期し難い事情にあつた爲姑く之が施行を留保し從來の證明制度を持続したが土地調査事業の進行に伴ひ大正三年五月土地臺帳の完成した各府其の他市街地に之を施行したのを始めとし各郡島の土地臺帳完成に伴ひ前後二十回に互り逐次其の施行地域を指定擴張し且之が施行と共に前記證明事務を撤廢し大正七年七月を以て全鮮に施行を完了し茲に登記制度の確立を見たのである。

不動産以外の登記に付ては船舶登記、法人登記、商業登記を始め金融組合、産業組合、漁業組合、殖

産契、工業組合、商業組合、恩給金庫、海運組合、自動車運送事業組合の各種組合登記、住宅營團登記、工場財團、礦業財團、自動車交通事業財團の各財團抵當登記、夫婦財産契約登記等を取扱つてゐる。

戸籍事務

戸籍に關しては明治四十二年民籍法を發布して人民の申出を督勵し、且警察官をして戸口の實查を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり、府・面の事務亦次第に整頓するに至つたので、大正四年四月更に同法を改正し、戸籍に關する事務は府尹・面長の管掌とした。

然し本法は朝鮮人に限り適用するものであつて、朝鮮在住の内地人は一に戸籍法に依つて身分に關する届出を爲すものとせられ、又朝鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものであるけれども、從來内地朝鮮相互間戸籍の送付に關する手續規定を缺き、共通法の施行を留保された結果、完全有效に行はるゝことを得なかつたが、大正十年六月總督府令を以て之が手續を規定し、共通法第三條及戸籍法第四十二條ノ一の規定の施行と同時に同年七月一日より内鮮人婚姻に關する民籍手續は完全に行はるゝこととなつた。然し乍ら民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至つたので同十一年十二月朝鮮戸籍令を公布し、同十二年七月一日より之を施行した。其の内容は、大體に於て内地の戸籍法に則り、戸籍の記載事項、届出事項等に付、親族、相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を斟酌立案し、詳密周到な規定を設けて戸籍の確保を期したるものである。

其の後前記氏制度施行等に關する朝鮮民事令の改正等に伴ひ昭和十四年十二月朝鮮戶籍令の一部を改正すると共に氏の届出に關する單行法令を制定し、又從來道知事の所管に屬してゐた改姓名の手續を氏名變更の手續として裁判所の所管に移すこととし、改正民事令と同時に之を施行した。改正民事令に於て同令施行後六月以内に新に氏を定め届出づることを要すとし、この届出を爲さざるときは戶主の姓を以て氏とする旨等の規定を設けた。かくて氏届出期間たる昭和十五年八月十日迄に新に氏を定めて届出を爲した數は三百二十二萬餘戸にして朝鮮の總戸數の約八割に達した。期限後に於ても届出に遅れた者が續々内地人式氏名に變更を爲しつゝある狀況である。

公 證 事 務

大正二年五月朝鮮公證令及朝鮮公證令施行規則を施行し、公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於て取扱ひ、次で翌年五月地方法院出張所の設置と同時に出張所に於て亦之を行ふこととした。次で同四年三月及同十三年九月朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城・平壤・大邱・釜山各地方法院所屬の専務公證人を任命し、裁判所外に於ても其の事務を取扱はしめつゝある。

執 達 吏 事 務

執達吏に屬する職務は從來之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其の他適當と

認むる者をして該職務を行はしめ得ることとなつて居り當初は警察官吏に兼掌せしめたが、現在は官吏に非ざる専務の執達吏職務取扱者をも任命し、地方法院所在地は勿論、地方法院支廳所在地の大部分、其の他の主要地に其の事務所を設置せしめて居る。

供託事務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主として金庫及朝鮮總督の指定した倉庫營業者之を取扱ひ、尙之が補充として朝鮮總督は適當と認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめて居たが、其の後供託局なる獨立官廳を新設し、從來の金庫に代つて金錢及有價證券の供託事務を取扱はしむることとした。然し邊陲の地に於ては一同局を設置すること能はざるに拘らず、隨所其の必要が存するので、各地方法院所在地に之を設置すると共に、其の設置なき地に於ては、従前の如く朝鮮總督の指定した銀行其他適當と認むるものをして之を取扱はしめてゐる。

思想犯保護觀察

朝鮮に於ける思想犯罪は昭和三年以來一躍激増し、爾來年々増加の傾向を辿る情勢にあつたが、滿洲事變以來の社會情勢の變遷、特に國民精神の昂揚等に影響せられ、昭和七年を最高潮として漸落するに至つた。然し乍ら未だ其の跡を絶つた譯ではなく、殊に朝鮮は隣邦中華民國に接近し、ソヴェート聯邦

と境を接する爲諸種の不逞兇惡なる思想流入し、洵に偷安を許さないものがある。又一面年々相當の數に上る起訴猶豫、執行猶豫、假出獄、滿期出獄等に依る治安維持法違反の思想犯釋放者を其の儘放置するに於ては、其の環境又は社會情勢に左右せられ再び罪を累ぬる虞ある者が尠くないので、之に保護觀察を加へて思想の轉向を促進せしめ、以て再犯を防止することの緊要なるに鑑み、思想犯保護觀察法と内容略同一なる朝鮮思想犯保護觀察令其他關係法令を制定し、昭和十一年十二月二十一日より實施、保護觀察所を京城・咸興・清津・平壤・新義州・大邱・光州の七箇所に設置した。實施以來各保護觀察所は保護觀察對象者に對し物心兩方面より充分なる保護を加へ彼等をして國體に關する正確なる認識を得しむると共に一面生活を確立せしめ、以て思想犯防遏に貢獻しつゝある。かくて昭和十三年七月中全鮮轉向者を打つて一丸とする時局對應全鮮思想報國聯盟の結成を見、爾來同聯盟は發展の一途を辿り、昭和十五年末に於ては七支部八十二分會三千三百餘名の聯盟員を擁するに至つたが、同聯盟は更に思想報國運動の合理化と思想犯保護事業の進展を期する爲、各支部を夫々獨立の財團法人に改組することとし、昭和十六年一月同聯盟は此の趣旨に依り發展的解消を遂げ、同年四月從來の京城、咸興、清津、平壤、新義州、大邱、光州の各支部は夫々獨立の財團法人大和塾として改組せられ、各保護觀察所長を會長に、保護觀察對象者其他大和塾の事業に奉仕協力せんとする者を會員として、非常時局下に於ける銃後思想報國運動に獻身的努力を捧げてゐる。

行 刑 制 度

明治四十二年十一月統監府監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を繼承し、翌年十月朝鮮總督府監獄と改稱した。爾來大に獄舎の改善、事務の刷新を行ひ、次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所と改めた。本所は京城・西大門・公州・大田・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・木浦・全州及び少年刑務所たる仁川・開城及金泉の十七で、支所は春川・清州・元山・鎮南浦・金山浦・瑞興・安東・馬山・晋州・群山及小鹿島に設けてある。尙小鹿島支所は癩患受刑者を集禁し、馬山支所は不具老衰者を集禁し、心神耗弱者は公州刑務所に集禁して特別に取扱つてゐる。又在監者は司法制度の整頓に伴ひ、又其間管判令廢止・社會運動・財界不振等に影響せられて、逐次増加し、昭和十三年八月末現在に於ける收容者は實に一萬九千四百五十九人を示し、之を最高記録として漸次減少の状態にあつたが、支那事變勃發以來思想犯者の漸減に反して竊盜犯者、智能犯者等の増加尠からず收容者全體の増減線は只管上昇の傾向にあり、遂に昭和十六年七月末現在に於て一萬九千九百四十七人を算し前記最高記録を既に遙かに突破した。拘禁處遇は諸般の設備漸次擴張改善せられた爲、拘禁狀態著しく改まり囚情平穩にして改過遷善の實を擧ぐる者増加し、假出獄の恩典に浴して出所するもの年々一千名前後を算する。

監獄作業に付ては統監府監獄當時に於ては殆ど見るべきものなく、随つて就業歩合、僅に全受刑者の

百分の二十七に過ぎなかつたのであるが爾來作業の發展擴張に努めた結果、逐年就業者數を増し、現在の就業歩合は百分の九十五に達した。作業種類の主なるものは指物・裁縫・煉瓦・抄紙・防具・機織・革・印刷・金物・漆器・陶磁器・耕耘等であつて、輒近一般工業界の趨勢に従ひ、生産價格の低廉を期する爲、可及的動力工業に轉換し漸次作業の經濟的合理化と機械操業の訓練とに努めつゝある。

監獄に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行、管刑の廢止に伴ひ、規定の改廢を要するものがあり、大正十年十二月之れが取扱規程を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代ふるに受刑追加小票を使用する等、事務の簡捷を計ると共に、指紋の實際的效果をして權威あらしむる爲、司法省及臺灣總督府と協定し、相互間に於て内地人・朝鮮人・臺灣人の指紋原紙を交換し、以て朝鮮人受刑者の指紋は内地・朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑した者でも、總て本府に蒐集し極力原紙の蒐集及整理に努めた結果、昭和十五年末に於ける保管原紙數實に三十萬六百六十七枚に達し、近來刑事被告人並被疑者に對する指紋利用の普及せらるゝに従ひ、裁判所・檢事局・警察署・刑務所又は滿洲國等より指紋の對照を求め來るもの増加し、昭和十五年中に於ては其の數八萬四千九百二十九件を算し、其の内九千二百二十七件の前科を發見し、同十六年には六月末日迄の累計二萬二千九百十六件を算し内三千七百四十九件の前科を發見した。

尙指紋分類の統一を計り以て之が事務の簡捷を計ると共に前科發見の萬全を期する爲昭和十六年一月指紋分類規程を制定し又刑執行猶豫者の指紋蒐集及指紋原紙の廢棄並に特別保管に關する規定を設ける

と同時に改正後二十年を経て種々の點に於て不完備と成つた大正十年十二月の指紋取扱規程を全面的に改正して保管原紙の整備及之が取扱事務の刷新を計る爲同年七月右の指紋取扱規程を廢止すると共に新に指紋原紙取扱規程を制定した。

思想犯豫防拘禁制度

思想犯の豫防拘禁制度は朝鮮の特殊事情に鑑み内地に先んじて之を實施することとなり、昭和十六年三月十日朝鮮思想犯豫防拘禁令其の他の關係法令を制定實施し、豫防拘禁所（名稱保護教導所）を差當り西大門刑務所拘置監内に置き事務を開始したが、同年五月十五日改正治安維持法が施行せらるることとなつたので同日以後は此の制度も内地同様治安維持法に據ることとなつた。

司法保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來つたが、大正九年度に至つて一萬圓に増加し、同十四年度以後は財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたが、昭和九年度に至りて一萬五百二十一圓に、又昭和十二年には二萬二千八十四圓に、更に昭和十六年度に至りて一躍十萬二百五十圓に増額し益其の發達助長に力めてゐる。其の結果本府始政當時に在つては僅に一保護團體に止まつてゐたものが、今や官民有志の協力に

依り昭和十三年度末に於ては其の數二十六を算し、設立後日尙淺きに拘らず、經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐ふて良好に向ひ、其の大部分は財團法人組織に進んだ。之等保護團體は更に昭和三年十月内地に於ける斯業統括機關輔成會に加盟し、内鮮間の聯絡と事業の發展を期圖する所があり、昭和九年四月各覆審法院管内毎に司法保護事業研究會を組織し、保護事業の統一、保護思想の普及並事業の改善發達上必要なる事項を調査研究して之を實行に移し、次で全鮮主要都邑に支部を設置し保護網の完璧を期する等、一般施設と相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなしつつある。

一七 社會事業

罹 災 救 助

天災地變等非常災害に因る罹災民救恤に就ては、從來屢々畏き邊より多額の御内帑金御下賜の恩命に浴し、恐懼感激の至りであるが、併合以來昭和十六年七月迄の御下賜金は實に四十三回、五十八萬二千七百圓の多きに達してゐる。而して之等罹災者の救助施設としては次の如く行つて居る。

(イ) 道罹災救助基金に依る救助

昭和十三年八月朝鮮罹災救助基金令及同令施行規則を制定し、道をして道税を増徴せしめ、之に國庫補助金を交附して各道に十箇年間に千三百萬圓を蓄積せしめ、之より生ずる利子収入と併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓中地方民の授産・教育及凶歉救済の費に充つる基金として全鮮府郡島に分與せられたる金一千七百三十九萬八千圓の利子収入額の一割（罹災救助の費に充つることゝなつて居る受入金）とを合せ、罹災者に避難所設置・食料の焚出又は給與・被服の給與・傷病者の治療・死亡者の埋火葬・小屋掛・生業に必要な資料又は器具及學用品等の給與・運搬用具又は人夫費の支出等應急救助費に充當せしめてゐる。本基金の昭和十六年度罹災救助費豫算額は二十三萬八千三百八圓である。

(ロ) 恩賜罹災救助基金に依る救助

明治天皇御大喪に際し金二十萬圓、昭憲皇太后御大喪に際し金十一萬五千圓の御下賜金あり、之に國庫補助金十萬圓を加へ、大正三年恩賜罹災救助基金を設定、朝鮮總督之を管理し、爾來朝鮮内は勿論遠く滿洲方面に在住する朝鮮人罹災者の救済をも行ひ、特に被害甚大にして當該年度の豫算を以て救済し能はざる場合は、基金中に編入したる年々の剩餘金を繰戻して其の資に充て、優渥なる 聖恩に浴せしめつゝあるが、基金設定以來昭和十五年度迄に支出せる總額六十五萬二千三百三圓に達し、基金現在額四十一萬五千圓にして昭和十六年度豫算額七萬七千三十九圓である。

(ハ) 道費及國費に依る救助

災害の程度激甚にして前記施設に依るも尙罹災者の生計を維持し難き者に對しては、諸種工事を實施して勞銀を撒布し、又は副業を奨励して其の收益に依り生活の資を得せしむるを例とし、其の經費多額に上るときは、道一般經費及本府第二豫備金又は追加豫算等に依り之に充當せしめつゝある。

(ニ) 義捐金の募集

被害激甚なる場合は適當なる機關（朝鮮社會事業協會をして行はしめるを例とす）に依り、朝鮮内は勿論内地・臺灣・滿洲方面より義捐金を募集して救済の萬全を期して居る。

賑 恤 救 護

老幼・不具・癱疾又は重病の爲生業を營むことが出來ず、且他に頼るべき親戚故舊の無い者に對しては、恩賜賑恤資金から生ずる利子を以て大正四年度以來救恤して居る。此の恩賜賑恤資金は大正四年十一月 大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として下賜せられたる二十萬圓を以て大正五年一月設定せられたものである。尙昭和二年二月 大正天皇御大喪に際し慈惠救濟の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月 今上天皇陛下御大禮に際し賑恤の資として下賜せられた三十四萬六千二百圓も本資金に編入して事業の擴張を圖り以て救助の徹底を期しつつある。本資金は毎年度利子の一部を繰入れ増殖を計つた結果、現在では百二十六萬圓の多きに達して居る。因に昭和十六年度豫算は九萬七千六百八十六圓で、昭和十五年度末現在の被救護者は一千九百六十名である。

行旅病人及同死亡人の救護並取扱は事件發生地の府邑面長に於て行ひ、其の費用は本人又は扶養義務者をして辨償せしめ、辨償をなし得ない場合は道費（道は本費に充てる爲道税賦課額の千分の三相當額を豫算に計上する）より支出し尙不足するときは國費より支出してゐるが、昭和十五年度に於ける取扱件数は行旅病人延七萬八千二百八名、行旅死亡人四千五百二人、準行旅病人五十八萬七千九百八十七名である。尙行旅病人及同死亡人の救護並取扱に關しては、韓國併合の際府郡島に御下賜あらせられたる臨時恩賜金分配殘額及其の利子二十六萬三千六百五十一圓餘を基金として大正六年四月行旅病人救護資金を設定し、同資金より生ずる利子收入を以て、事件頻發すべき主なる都會地に府邑面又は社會事業團體の設置する行旅病人救護所に對し建築設備費及事業維持費を補助してゐるが、現在救護所設置箇所三

十一箇所で、昭和十五年度迄に補助した金額は、建築設備費に對し四萬二千九百二十圓、事業維持費に對し二十三萬四千九百十七圓餘である。

方面事業

朝鮮に於ては既に李朝中葉以降に於て郷約と稱する方面委員制度類似の制度があり、窮民救恤庶民徳化が行はれたが、方面委員が朝鮮に初めて設置せられたのは昭和二年である。昭和十五年末現在方面委員の置かれてゐる所は京城・仁川・開城・釜山・馬山・平壤・大邱・光州・木浦・新義州・咸興・元山の十二府及麗水・江陵の二邑で方面數四十三、方面委員數五百四人、同年中に於ける取扱件數は八萬六千四百三件である。

福利施設

一、公益市場 食料品其他日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ、現在では京城・仁川・開城・大田・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・海州・平壤・鎮南浦・新義州・咸興・清津・羅津の十六府及蔚山・方漁津・東萊・定州・會寧・雄基・阿吾地の七邑に五十一箇所の市場を置き、其の店舗數は八千二百、一箇年の賣上高は三千百六十四萬圓餘に達してゐる。

二、共同宿泊所 無宿の勞働者に對して低廉にして衛生的な宿泊所を供給し、生活の安易と産業能率の

増進とを圖る爲、京城・仁川・木浦・釜山・平壤各府に於て府營の共同宿泊所を設營し、京城府に於ては和光教園にも之を附設せしめてゐる。

三、簡易食堂 勞働者其の他に對して簡易にして保健的な食事を低廉に供給する目的を以て、釜山府に於て之を經營してゐる。

四、公益理髮場・公益浴場・公益洗濯場 安易に之を利用せしめんとするもので各都市に漸次普及せられつゝある。

五、公益質屋 都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として、昭和四年度以來京城(三箇所)・仁川・大田・群山・全州・木浦・光州・順天・大邱(二箇所)・釜山(二箇所)・海州・平壤(二箇所)・鎮南浦・新義州・元山・咸興・興南清津・羅津の十九府邑に二十四箇所を設置し、國費より補助金を交附して之が助成指導に努めてゐる。

六、小額生業資金 朝鮮農家の大部分を占むる小農は生業資金の融通を受くるに極めて困難を感じ、已むなく貸金業者、地主等から高歩の小口資金を借入れ、以て一時の急を凌ぎつゝある實情より、小農金融機關の必要を認め、昭和三年度から邑面をして小額生業資金貸付事業を實施せしめた。本事業は小農者に對して低利且容易に小口の資金を融通し其の生業を奨め、之を保護指導する便宜上部落單位に三十名内外の小農を一團として勤農共濟組合を組織せしめ、組合員の指導者として一組合一名宛の勤農輔導委員を置き、自らの勤勞に依つて其の生活を安定せしめんとするものである。昭和十四年度

末に於ける資金總額は三百三十萬二千二百六十三圓に及び、勤農共濟組合數は五千五百六十九、組合員數は十五萬四百七十人に達してゐる。

住宅施設

今次支那事變の長期化に伴ひ建築用資材の入手難、建築費の昂騰等に基因する住宅供給の激減は著しく住宅の拂底を招來した。之か對策として軍需並生産力擴充計畫産業企業者には、其の勞務者住宅の建設を極力勸奨すると共に、府邑に對しては公營住宅の建設供給を慫慂する一方昭和十六年度に於ては朝鮮住宅營團を設置して政府保護の下に計畫的に且急速に多數の住宅を建設供給することとなつた。尙住宅拂底最も著しき主要都市に於ける一般住宅建築用主要資材二萬戸、三〇萬坪分を確保し、又生産力擴充計畫産業其の他重要産業勞務者の爲必要とする住宅建設用資材に付ても九千戸、八萬二千坪分を確保し、同時に之が配給統制方法をも樹立して積極的に住宅の建設を圖つて居る。

公營住宅としては大正八、九年の財界好況の頃、住宅拂底に對應して京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津・羅津・海州・春川・興南等の府邑に於て建設したるもの合計約七百戸あり、又今次の住宅拂底に對應して昭和十五年度中新築せるもの約一千戸、昭和十六年度計畫中のもの約一千四百戸あり、尙不良住宅（土蔵）改善施設として、京城府並財團法人保隣會、財團法人和光教園、向上會館に於て簡易住宅を供給しつつある。

勞働者保護

近時朝鮮に於ける工・鑛業は飛躍的發達を來し、各種産業勞働者の數も急激に増加した。然し是等勞働者の保護制度としては、現在朝鮮鑛夫勞務扶助規則（昭和十三年）及朝鮮船員保險法施行規則（昭和十五年）の二制度あるのみで、朝鮮産業の健全性保持の上から勞働保護の制度の全面的確立は今後に期待せらるゝ所大なるものがある。

而して政府の雇傭する職工、鑛夫、其の他の傭人等に付ては、傭人扶助令（大正七年）に依り傷病扶助の途があり、又特別制度として官業に従事する現業員に對しては、朝鮮總督府遞信官署共濟組合（大正九年）朝鮮總督府鐵道局現業員共濟組合（大正十四年）及朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合（大正十一年）等があり、各組合員の相互共濟が行はれてゐる。

勞働爭議は一時社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帯びたものの頻發を見たが、官憲に於て主義者の殲滅に努めたと滿洲事變以來其の轉向を見たことに依り、此種爭議は殆んど其の跡を絶つに至つた。又單なる勞働條件の改善、主として賃金値上の要求又は賃金値下の反對運動の爭議も漸次其の數を減じつゝある。而して朝鮮に於ては勞働爭議に關しては單に行政手段に依り之が調停解決を圖つて居り、内地の勞働爭議調停法の如き制度の實施を見てゐない。

勞務需給調整

輓近西北鮮地方に於ては、鐵道・河川・道路・港灣等大規模なる土木工事の勃興に依り日傭勞働者の需要激増の趨勢に在るが、由來同地方は人口稀薄の爲に勞働者の不足を告げ、滿支人勞働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈するので、本府は之が對策の一端として昭和二年以降就職の爲旅行する勞働者の汽車汽船運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ、又釜山に渡航保護事務所を設けて職員を駐在せしめ、漫然内地渡航勞働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せしむる外、昭和九年三月以來大量的に南鮮過剩勞働者を西北鮮地方勞務需要先に移動紹介し、以て之が需給調節を爲し來つたのである。處が今次の事變を契機として金及重要鑛物の増産計畫を始め、幾多國策的事業の急施に依り、勞力の需要は一段と急増を來し、加ふるに昭和十四年度以降勞務動員實施計畫の設定に伴ひ内地に於ける時局産業に對し朝鮮人勞働者の集團的供出を餘儀なくせられ之が爲年々多數の朝鮮人勞働者の内地移住を見るに至る等の爲鮮内全面的に勞働者の拂底を見んとし從來に比し勞務者の充足に可成困難を伴ふに至つた。而して昭和十五年中總督府に於て直接斡旋せる勞働者數は六萬人を超へ、尙各道に於て斡旋したものも相當多數に上つて居る。

尙時局の推移に伴ひ勞務需給調整の緊要性が愈々加重さるるに至つたので昭和十四年七月國民職業能

力申告令の施行を見たるを始めとし相次いで國家總動員法の發動に基く各種勞務關係法令が急施せられた。即現在施行中のものは賃金統制令、工場就業時間制限令、工場事業場技能者養成令、從業者移動防止制限令、國民徵用令、青少年雇入制限令であつて更に新事態に對應し昭和十六年度中に於ては國民勤勞報國令、勤務調停令及青壯年國民登錄制等の強行法令が實施せらるることとなつて居る。而して右國民總動員の發動に相呼應して昭和十五年一月勞務調整の基礎法規たる朝鮮職業紹介令を實施し勞務の國家的配置を企圖すると共に職業紹介機關の擴充強化を圖り昭和十四年度に於て京城・大邱・釜山・平壤・新義州及咸興の各公營職業紹介所を國營に移管し昭和十五年度には大田・光州・清津に國營職業紹介所を新設した。尙昭和十六年度に於ては全州・靑州・海州にも新設の豫定である。

兒 童 保 護

現在朝鮮に於て實施さねつゝあるものに育兒、感化、特殊教育、妊産婦保護、兒童健康相談、託兒、母子保護等がある。

一、育兒 孤兒の教養をなすものに國立の濟生院養育部がある。乳幼兒は總て里預けとし、其の兒童の身心の事情と委託家庭の狀況とを考慮して滿十二歳まで預け置き、普通教育を修了せしめ個性に適應する職業を授くることを原則としてゐる。部内收容兒は八歳以上のもので、部内に施設してある四年制度の普通科に入れ、修了した者は更に實習科に入れて附屬農場で農業を實習せしめ、將來忠良な

自活の農民を養成することを期してゐる。然し特殊の事情ある者は徒弟其他の職業を修得せしめてゐる。昭和十六年四月一日現在收容兒童は總數二百九十七名である。

尙私設の育兒施設は、昭和十五年末に於て三十二箇所、收容兒童數一千九百十一名であり、本府は此等に對し補助金を交附してゐる。

二、感化 不良性を帯ぶる年少者を收容して之に感化教育を施す機關に永興學院と木浦學院とがある。

永興學院は大正十二年十月一日木浦學院は昭和十三年十月一日の開設に係り、昭和十六年四月一日現在の收容兒は前者百二十七名、後者五十四名である。學科は普通學校程度の學科を課する外、農業・漁業・大工及裁縫の實科教授を施し以て將來自活の途を與ふる様努めてゐる。

右の外私設として明進舎(京城)、全州少年保育、大邱警察署少年保護所、新義州育英會、赤崎學園(釜山)、百世塾(海州)、釜山勤勞學園、平壤更生園、仁川更生館がある。昭和十五年末收容人員三百五十三名である。

三、特殊教育 盲啞者の教育機關として京城に濟生院盲啞部がある、普通教育の外、盲生には鍼治及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を教へてゐる。昭和十五年四月一日末現在生徒は二百四十八名である。尙私設のものに平壤私立盲啞學校がある。

四、其他兒童保護施設として妊産婦保護施設五箇所、兒童健康相談所六箇所、託兒所十一箇所、母子保護施設三箇所がある。

救療機關

本府の施設としては、全羅南道小鹿島に瀨療養所(小鹿島更生園)があり、道の施設としては各道廳所在地(京畿道・慶尙南道を除く)及仁川・開城・水原・利川・安城・忠州・公州・洪城・群山・南原・順天・濟州・安東・金泉・晋州・馬山・沙里院・鎮南浦・安州・義州・楚山・江界・江陵・鐵原・長箭・三陟・元山・惠山鎮・北青・城津・會寧の各地に道立醫院を設けて救療をなして居る。

イ、診療の成績 道立醫院に於ける診療患者は、各醫院を通じ昭和十四年度に患者總數延二百二十二萬二千五百五十六人、之が治療日數は延三百三十四萬六千七百九十九日を算した。治療費の負擔に堪へない窮民に對しては治療患者として無料診療を行つてゐるが、前記の中治療患者は延人員十一萬二千三百一人、此の治療延日數は十九萬二千九百七十七日である。

ロ、助産婦・看護婦養成 京城帝國大學醫學部附屬醫院・京城醫學專門學校附屬醫院・仁川・大田・光州・大邱・晋州・平壤・春川・咸興及羅南道立醫院に於ては内鮮人助産婦・看護婦を養成して居る。

養成所の入學資格は小學校卒業程度とし、教育期間中は毎月十八圓程度の手當を支給して居る。

ハ、恩賜記念救療施設 昭和七年八月、不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間毎年七萬五千圓の御内帑金を御下賜あらせらるゝ旨の御沙汰を拜したので、昭和七年度に於ては右御下賜金に國

費八萬一千二百四十七圓を加へ計十五萬六千二百四十七圓を以て救療計畫を樹立し、同年十月より窮民の救療を實施した。各道及府邑面に於ても、亦本府の計畫に順應して夫々地方の實情に應じて適切なる救療を實施して居る。

本救療施設は朝鮮全道を對象とし、醫療機關を缺く地方二千百十二面に對して當初各面二箇宛四千二百二十四箇の救療箱を配置し、更に昭和十二年度には各面二箇宛四千二百二十四箇を増置して其の充實を圖り、而して其の内容藥品は毎年更新補充を爲すこととした。又醫療機關の設備ある地方に對しては診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けしめ、尙右救療箱及診療券にて治療することの出来ない重症患者に對しては特に入院料を交附して徹底的に治療せしめて居る。

本施設の經費は昭和七年度から同九年度迄は毎年度十五萬六千二百四十七圓であつたが、十年度からは全額を國庫より支出して十一萬圓となし、昭和十五年度に四萬圓を増額して十五萬圓とした。昭和十四年度救療延人員は三百七萬九百三十四人で、此の恩澤に浴した窮民は勿論のこと一般民衆に於ても齊しく 聖恩の鴻大なるに感激してゐる。

一八 軍事援護事業

從來朝鮮に於ける軍事後援事業の對象は極めて尠く、昭和十一年度の扶助戸數は僅かに九戸、人員數二十九人、扶助年額一千九百十四圓に過ぎぬ状態であつたが、支那事變勃發以來、多數の應召者を見るに及び、是等の家族中には扶助を要する者尠からず、尙事變の擴大に伴ひ多數の傷痍軍人並に戰傷病死軍人を生じ、其の遺家族數も漸次増加するに至つたので、本府は極力内地の諸軍人援護方策に呼應して各種の優遇保護の方策を講じ、本事業の遂行に萬遺憾なきを期して居る。

軍事扶助

入營・應召軍人の家庭に付其の生活狀況を調査し、生活困難なる者に對しては、直ちに軍事扶助法を適用し、又軍事扶助法には該當しないが事實扶助の必要ある者、及軍事扶助法の適用を受くるも猶生活困難なる者には、軍事援護團體と協力して扶助費又は補給費を支給して扶助援護に努めて居る。

職業上の保護

入營・應召者の職業保障に付ては全鮮の當該雇傭主に對し、入營者職業保障法の勵行を懲憑すると共に本法に該當せざる雇傭主に對しても、本法令の精神に則り入營應召者たる被傭者が除隊せる場合は努

めて原職に復歸せしむるやう輔導して居る。其の他の歸郷軍人に對しても軍部と連繫して就職の斡旋に努め、又入營應召軍人遺家族に對しては就職の斡旋、生業の輔導等に努めて居る。是等軍人及遺家族の職業と其の保護に萬全を期する爲め、道及主要府郡に專任職員を配置し、輔導斡旋の任に當らしめて居る。

傷痍軍人の保護

傷痍軍人に對しては、官民舉つて感謝の至情を致し、是等勇士が再起奉公克く國民の儀表たる本分を盡すに遺憾なきを期する爲各種の保護對策を講じてゐる。

醫療保護としては結核胸膜炎患者の爲に療養所を設置せる外、官公私立或は溫泉旅館等に委託して療養せしめ、自宅に於て醫療を希望する者に對しては居宅醫療の方途を講じ、日常生活の不自由を軽減する爲介護要具を給與してゐる。職業保護としては高度の職業再教育を要する者に對しては内地の施設に委託し、比較的輕度の者は、鮮内の學校・會社・工場・試験場等に委託し、職業再教育の爲、又は教育志望の爲大學・専門學校・師範學校・中等學校等に入學したる者並に失明傷痍軍人教育所に入所する者に對しては、所要旅費及學資を給與し、傷痍軍人を雇傭し、又は職業再教育の爲の委託を受け、作業設備の改善を要する者に對しては、作業設備改善費の補助を爲し、尙右各種保護施設の圓滿なる遂行を期する爲、主要府に傷痍軍人指導囑託を配置し之が援護の完璧を期して居る。

遺家族の保護

出征應召軍人の遺家族の保護については、遺家族をして自立自營以て榮譽ある家門の矜持を保たしむる爲授職輔導の途を講じ、教員・産婆・看護婦・タイピスト等の養成を爲し、又主要地には授産場・託兒所を設け、收容保護の要ある者の爲に住宅を建築してゐる。尙遺家族の職業、育兒其の他身上竝に家事萬般に關する良き相談相手たらしむべく、遺家族指導囑託を主要地に設置する等、遺家族保護に萬全を期して居る。

軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人子弟育英

軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人の子弟にして、學資乏しきため學校教育を受くること能はざる者に對しては、中等學校・高等小學校・實業補習學校等夫々其の實狀に即し、一定の學資を給與して勉學の途を講じつゝあり、又小學校・高等小學校等を卒業し、上級の學校に入學すること能はざる者に對しては店員、職人等の徒弟として之が職業輔導をなすことに努めて居る。

教化竝に教養

皇國に報じたる軍人竝に其の遺家族に對しては、一般國民をして永く感謝優遇の念を昂揚持續せしむ

るため軍人並に軍人遺家族に對する感謝慰問行事を行ふの外、修養・研究・講演等の各種會を開き、又戰歿當時の狀況を調査し、重要なる郷土資料として國民の教化に努めつゝある。其の他傷痍軍人、歸郷軍人並に軍人遺家族に對しては、之が優遇保護に付最善の努力を拂ふと共に、一面に於ては常に相互修養を勧め國家の恩遇に忸れず、益々模範國民たるの信念を涵養して永く其の名譽と矜持とを保持せしむるやう教養に努むると共に、一方一般に對し或は講演・映畫・座談會・ポスター・パンフレット等に依り極力時局認識の徹底に努めてゐる。

軍事後援相談機關

(イ) 援護相談所 傷痍軍人並に出征又は應召軍人遺家族の家業經營維持、紛議の調停其の他身上及家事全般に關する相談指導に當るため、必要に應じ、道・府・郡・島中必要なる箇所相談所を設置し、代表者を道知事・府尹・郡守・島司とし、之に關係職員並警察官・恩賜財團軍人援護會關係者・軍部關係者・在郷軍人・裁判所關係者・其の他辯護士・醫師・金融機關及地方有力者等を參與に委囑してゐるが、既に實施されたるもの合計一七箇所に達した。

(ロ) 軍人援護會 昭和十三年十一月五日恩賜金を基本として恩賜財團軍人援護會の設立を見るや、朝鮮に於ても事變勃發直後組織した帝國軍人後援會を改組して財團法人軍人援護會朝鮮本部を設立し、各道に支部を設け昭和十六年七月三十一日各軍事後援聯盟を統合し國の施設に順應して援護事業に萬遺

憾なきを期してゐる。

(ハ) 傷・痕・軍・人・會 傷痕軍人をして相互の親睦を敦うし、修養陶冶を勵み、品位の向上に勗めしむる爲、内地に呼應して大日本傷痕軍人會朝鮮支部を設置し、主要なる道に道聯合分會、府郡に府郡分會を設置し、以て國の傷痕軍人保護對策と相表裏し、傷痕軍人自らの團體に非ざれば達成し得ざる分野に於て其の設立趣旨の達成を期してゐる。

一九警察

治安狀況

朝鮮の治安は大正八年三月に於ける騒擾事件後一時平靜を缺ぎ、不安の氣四方に漲り屢々兇暴行爲の反覆を見たが、警察制度の一大改革を行ひ警察力の充實を圖ると共に諸般の施設を整備し、以て民心の安定並取締對處に努めたる爲、爾後不穩事件は漸次其の跡を絶ち、曾て不逞行動に参加したる者も前非を悟つて官憲に歸順する者が續出した。

斯くて大正十年以降内外の形勢は一變し、鮮内人心の安定するに伴ひ、不逞企畫乃至之に關聯する各種犯罪事件を使嫉煽動した在外不逞團の聲望は頓に衰へ、殆ど民衆より其の存在を認められず、辛ふじて餘喘を保つに過ぎぬ状態となつた。處が恰も之と前後し世界思潮の影響に依る社會主義的思想漸く鮮内に浸潤し、各種の左翼系思想團體簇生と相俟つて、不穩なる非合法運動隨所に行はれ次第に激化の兆があつたが、取締の強化と思想淨化の施設宜しきを得たる結果漸次衰退し、特に昭和八年以後は客觀的情勢の變遷もあり、一層不振の一途を辿つて現在の平靜を見るに至つたのである。

加ふるに昭和六年に於ける滿洲事變並今次支那事變の影響は、廣く民衆をして帝國の國際的地位及實力を認識せしめ、就中東亞の安定興隆の支柱たる公明不動の國是は、動もすれば浮動せんとする民心に

明確なる指標を與へ、殊に支那事變に際しては皇軍の斷乎不退轉の態度と輝かしき異數の戰果に直面して、其の冠絶せる威力と眞意を一層深く認識し、内鮮一體克く銃後の奉公に赤誠を捧げ、又從來感情的偏見に驅られて往々當局の施設を誹謗し或は不穩の策動を敢てせるが如き向も、其の誤謬を悟つて驟然轉向する者相次で出たる等、民心の純化好轉著しく、其の間昭和十三年七月突發せる滿蘇國境張鼓峰事件に際し、蘇兵の暴虐なる爆砲撃に依り鮮内國境地帯に於ては直接多大の損害を蒙りたるにも拘らず、一般民衆は何等の動搖なく極めて平靜に經過し、地方部民は進んで軍の行動に協力援助し、國土防衛に盡力する有様であつた。尙昭和十四年全鮮に亙る旱害は殆ど未曾有の天災で南鮮七道の被害最著しく、罹災民の困窮深刻なるは勿論、事變下に於て重大なる食糧問題を惹起するに至つたが、何等不祥事態の發生を見る事なく、官民一致の協力に依つて異常の災害を克服し公寧の維持に間然する處なきを得た。

一方鮮滿國境地帯に於ける匪賊は、滿洲事變後鮮滿軍警の共同大討伐に依り其の根據を壊滅され、匪害は一時小康を得たが、爾後全滿各地に分散せる共匪は之が統合強化を圖り、昭和十一年東北抗日聯合軍を組織し、次で大小匪團に呼掛け之等を傘下に加へ逐次共匪化したるに鑑み、鮮滿軍警機關に於て緊密なる連絡の下に、國境地方の肅正討伐に努めたる爲、其の勢は漸く衰へたが、支那事變發生以來彼等の策動は機會に乗ぜんとして稍活氣を呈するに至りたるも其の後昭和十五年滿洲國軍警合作の徹底せる討匪工作に依り斯種匪賊は殆んど其の影を没するに至つた。

警察機構

一、定員配置

警察機關に付ては本府に警務局を置き、警務局長以下事務官・理事官・技師・通譯官・屬・技手及通譯生を配置し、警察及衛生の事務に當り、地方に於いては道知事警察及衛生の事務を司り、道に警察部を置き、警察部長は道事務官を以て之に充て、警視以下を指揮監督せしめて居る。

二、警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所、各道に巡査教習所があつて、警察官たるべき者に對して學術及實務を教授して居る。警察官講習所は講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分け、本科は現に監督者である者又は將來監督者たらんとする者に對して徳操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的とし、其の修業期間は六箇月乃至一箇年である。別科は現に特種勤務に従事し、又は將來特種勤務に従事せんとする者に對して其の徳操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的とし、修業期間は其の都度定める事になつて居る。教習科の修業期間は四箇月であつて、朝鮮全土に配置する内地人たる初任巡査に對して警察官に必要な訓育教養を施すものである。各道の巡査教習所は警察部に置かれ、初任朝鮮人巡査を教養する機關である。

防 空

朝鮮に於ける防空は昭和八年朝鮮總督府と朝鮮軍との間に防空協定を行ひ主要地域の防空を實施したのに始まり、今次事變に際しても當初は右協定に基き防空を實施した。然る處支那事變の擴大、國際情勢の緊迫化等に依り到底此の儘經過することを許さない情勢に立至つたので、昭和十二年十一月十八日勅令を以て朝鮮に防空法を施行し、強力にして統制ある防空を實施することとなり現在に及んだのである。

而して現在に於ける防空機構は昭和十四年二月、朝鮮總督府に防護課を新設して防空事務と消火水防の事務を一括管掌する外、各道の警察部警務課に防空係を設けて道内全般の防空事務を掌理し、尙防空上重要な府邑は道知事の指定に依り、規模大なる施設又は事業及國の管理する施設は、朝鮮總督の指定に依り夫々防空計畫設定者として定められた所に基き防空を實施するのである。尙消火水防其の他の警防に従事せしむる爲昭和十四年十月一日、全鮮一齊に警防團を結成したが、同團は道知事及警察署長の指揮監督下に防空實施に當るものである。

經 濟 警 察

支那事變を契機として我國の經濟機構は自由主義經濟より統制經濟へと一大轉換を餘儀なくせられ、

就中國防經濟の確立は戰爭の目的遂行上事變下最大の重要政策とせらるるに至り、爾來各種の統制法令が相亞いで發布を見るに至つた。かくて之が運営の萬全を期する爲朝鮮に於ても内地に順應し、昭和十三年十一月經濟警察制度を創設し、警務局警務課に經濟警察係を新設し、地方は京畿道に經濟警察課を、其の他の道には保安課に經濟警察係を設置し、警察署には狀況に應じ經濟警察係を置き、又は保安係に經濟警察官を配置して之を掌理せしめることとした。

然るに其の後の情勢は歐洲動亂勃發等の影響を受け、物價の昂騰・物資の不足・配給不圓滑等は益々深刻化し、統制法令違反も亦増加且惡質化するの傾向を示し、從來の機構を以てしては之が使命完遂に遺憾の點があつたので、昭和十五年二月新に本府及各道（除京畿道）に經濟警察課を設置し、尙第一線特に都市警察署の陣容を増強する等、全面的機構の擴充を斷行したが、更に其の後に於ける經濟統制の高度複雑化に對應して之が運営に萬全を期すべく、同年八月第二次、昭和十六年六月第三次の増員を斷行し、從來警視課長を置いた京畿・慶北・慶南・平南の外躍進的産業の發展を見つゝある咸南・咸北・平北・全北・全南・黃海六ヶ道の課長を警視としたる外、各道並に主要警察署に幹部を増員し銳意が機能發揮に努めて居る。

二〇 衛生

醫療機關

昭和十五年十二月末に於ける醫療機關の狀況左の如くである。

醫療機關表 (其の一)

道名	病院	醫師 (臨時醫師を含む)	醫生	醫師一人に 對する人口	醫生一人に 對する人口
京畿道	四	一、〇五八	三、四四	三、四九五	七、九九四
忠清北道	三	七三	一、六	三、〇〇三	五、三五六
忠清南道	六	一、四一	三、三	一、三、九九四	七、一九五
全羅北道	七	一、四三	一、五	一、四、三九一	一、三、四三二
全羅南道	三	二、八	三、九	二、四、九二七	二、一九三〇
慶尙北道	二	三、四	三、九	三、八六六	七、一七三
慶尙南道	三	三、四	三、九	九、〇五四	五、一三八
黃海道	九	三、五	一、六	九、一五七	二、〇、六三七
平安南道	八	三、五	三、三	四、六七五	五、〇〇七
平安北道	四	三、四	三、三	九、二六九	五、八七三
江原道	五	一、五	二、六	一、三、四一九	六、〇五三

衛生

二四四

合	咸鏡北道	咸鏡南道	計
一六一	二	一六	一六
三、六三三	三三	三〇五	三、六六六
三、六〇四	二七二	四七四	六、五三九
七、〇七九	四、二五九	三、〇六九	六、〇九一

同 (其の二)

道名	齒科醫師	入齒營業	產婆	看護婦	按摩術業	鍼術業	灸術業	種痘施衛生
京畿道	三九九	一五	五六〇	五五五	一七三	二八	一七九	一七七
忠清北道	一五	一〇	四四	二七	三	六	六	一〇六
忠清南道	三三	一四	六五	五三	五	五	三〇	一六
全羅北道	三六	一〇	一八	二四	八	四	三	二六
全羅南道	五	二六	一四	二九	五	三	四〇	三三
慶尙北道	七〇	二五	一〇〇	二四	六	四	四	九八
慶尙南道	一三〇	二四	二五	二八	一七	一七	一四〇	六〇
黃海道	四〇	三〇	九	七	四	七	二八	五
平安南道	六	一七	一八	三六〇	三	八	六〇	二六三
平安北道	四	一八	一五	八〇	三	四	二六	二
江原道	七	一七	七	七	〇	一	〇	三五五
咸鏡南道	四	一八	一九〇	二〇八	五	二	九五	一五六
咸鏡北道	七	一〇	一六三	一八八	六	一〇	九	五
合計	九一五	二〇四	一、〇七五	三、〇九八	七五八	一、〇一〇	七七一	三、一三六

又各道に在る傳染病院及隔離病舎は昭和十四年末の數左の如し。

	官立	公立	私立	計
傳染病院	—	—	—	—
隔離病舎	—	四二一	—	四二一

一、醫師及齒科醫師 僻地に於ては醫師の分布今尙稀薄であつて、前記醫療機關表に示すが如く、昭和十五年十二月末に於ては其の總數僅に三千六百三十三名に過ぎず、之を人口に對比すれば醫師一名に付人口約七千七十九名に當り、しかも其の多數は都會地に集中して居るので、朝鮮人の大部分は在來の營業者である醫生の診療に俟たなければならぬ。之が爲京城醫學專門學校に於て醫師を養成する外、大正十二年にセブランス醫學專門學校を指定し、更に毎年二回醫師試驗を施行して銳意之が普及を圖り、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所（昭和八年三月何れも醫學專門學校に昇格）を指定した。齒科醫師は昭和十五年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に九百十五名を算するに過ぎない。依つて入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるが、同營業者は専ら技工に従事し醫術の素養無きたため大正十年六月齒科醫師試驗規則を發布し、同十四年二月京城齒科醫學學校（昭和五年一月京城齒科醫學專門學校に昇格）を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝあるが一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざる状態であるから、邊陲地に於ては醫術及齒科醫術の經歷を有する者に、地域及期間を限つて醫業又は入齒營業を免許してゐる。都市では内

地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關も充實するが、僻地に於ける醫療は道立醫院の巡廻診療の外、大正三年四月公醫制度を布いて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむると共に、各官廳の衛生事務に従事せしむることとした。この公醫は昭和十五年定員百八十三名あつたが昭和十六年更に四十三名増員せられ二二六名となつたが將來尙増加の必要がある。

二、**醫生** 醫生に二種あり、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り、朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業を免許したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上醫業を修習したる者に對し、地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許せる者である。醫生は今猶ほ朝鮮に於ける重要な醫療機關であるから公醫を教師として醫術の教養を行はしめつゝある。

三、**産婆** 従來朝鮮人は一般に分娩に際して他人の介添を嫌忌した爲め朝鮮人にして産婆を業とする者は無かつたが、近時漸く其の效用を認むるやうになつて來た。そこで京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱・平壤・咸興の道立醫院・鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學専門學校附屬醫院産婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附設産婆看護婦養成所産婆科を指定すると共に、各道に於て産婆試験を行ひて其の増加を圖りつゝある。

四、**看護婦** 醫師・醫院の増加に伴ひ看護婦の需要も漸次増加して來た。そこで大正十一年五月看護婦規則を制定し、産婆と共に前記各醫院及官公私立病院に於て之を養成する外、各道に於て試験を施行し之が増加普及を圖つて居る。

五、種痘施術生 種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許したが、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人にのみ許すこととした。尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴つて從來の種痘認許員を種痘施術生と改めた。

藥品取締

一、藥品 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、藥劑師・製藥者・藥種商・賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重な制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入、不正販賣、吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依つて之を取締つた。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者が續出したので、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、罌粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付する規定を設け、其の販賣授與に付ても亦取締を嚴重にしたので、朝鮮刑事令の勵行と相俟つて阿片煙の吸飲は全く其の跡を絶つに至つた。然しながら之と共にモルヒネ類の注射服用を以て阿片烟吸飲に代へ、其の害阿片に劣らざるものがあるので、之を防止する必要と共に國際阿片條約を履行する爲、同九年十二月モルヒネ・コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して麻藥類の輸入を制限し、且鮮内に於ける製造販賣に付ても亦嚴重なる

取締を加へ同十二年及十五年の兩年度に互り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續なき者に對しては一切其の所有所持を禁止した。然しながら麻薬類の密賣及濫用其の跡を絶たなかつたので、製薬用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類モルヒネ及鹽酸デアセチルモルヒネを製造賣下することとし、以て麻薬類の取締を一層嚴にした。更に昭和十年四月朝鮮麻薬取締令を制定し取締の完璧を期しつゝある。

其の他賣薬検査規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣薬の精良を期し、併せて一般薬業者に對する取締を勵行しつゝある。

二、**薬劑師** 薬劑師は他の醫療機關に比し遙に少數である。そこで薬種商を許可し、藥品需給の圓滑を圖つたが、藥品の知識乏しく危険少くないので、大正五年に薬劑師試験規則を發布し、同十四年に朝鮮薬學校を指定し、更に昭和五年九月京城薬學専門學校を指定し、以て薬劑師の養成普及に努めつゝある。同十五年十二月末調査に於ける薬劑師の數は僅に五九八名に過ぎない。

食 品 取 締

一、**飲食物及其の他物品** 飲食物其の他物品の取締に付ては、牛乳營業取締規則、衛生上有害飲食物及有害物品取締規則、清涼飲料水及氷雪營業取締規則並にメチール・アルコール**(精木)**取締規則等を發布

し、且本府及各道に衛生試験室を設置し、藥劑師たる技術員をして飲食物及飲食用器具並に藥品・賣藥等の化學的試験に當らしめ、以て不良飲食物藥品賣藥等の取締に遺憾なきを期してゐる。

昭和十五年中に於ける衛生試験件数は三萬六千八百九十九件に達した。

二、屠場及屠畜 屠場の取締は韓國政府の發布に係る屠獸規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定して來たが、大正八年十一月屠場規則を發布して之を統一した。昭和十四年末に於ける屠場數は一千四百六箇所で、同年中の屠畜總頭數は八十二萬二千三百餘頭である。而して屠畜中最も多きは豚の五十六萬三千餘頭で之に亞ぐは牛の二十五萬六千餘頭である。

三、牛乳搾取所及牛乳取締 從來牛乳を用うること少く、唯内地人又は外國人が之を需要したばかりであつたが、併合以來朝鮮人間の需要漸次増加し、營業者の數も亦増加した爲、明治四十四年牛乳營業取締規則を發布して、之を取締つたが、昭和十五年四月初朝鮮牛乳營業取締規則を發布し從來の規則を全面的に改正した。而して昭和十五年末の搾乳營業者は二百十九名、乳用牛並山羊約三千九百十六、其の搾乳量は二萬二千二百八十六石である。

上 水

朝鮮は一般に飲料水が不良であるので之が改良の必要を認め、併合以來毎年國費・道費及道費補助を以て地方をして水道の敷設及模範的公共井の掘鑿を行はしめて居る。

昭和十五年末現在に於ける水道数は二十府二十一箇所、九十一邑中三十六ヶ所其他郡所在地面等に二十ヶ所合計七十七ヶ所である。

傳染病豫防

一、傳染病 韓國併合以來傳染病豫防令其他諸種の法令を發布し海港檢疫所をも設置して、豫防處置を講じたが、大正十三年傳染病豫防令を改正し指定病數を十種とし、疑似症及病原體保有者の措置に關する規程を完備し、昭和三年六月一日より傳染病豫防令施行規則を改正實施すると共に、各般の施設改善及取締の勵行に努めてゐる。尙昭和十五年六月再歸熱を指定して傳染病豫防令を適要することとした。

(イ)コレラ 鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港を一は滿洲を経て侵入するものであるから、本府は例年コレラ患者上海に發生せし時を以て第一期とし、沿海及國境地方民に豫防注射を實施すると共に、海港檢疫の嚴行に努めて居る。尙ほコレラ豫防宣傳の爲、大正十年以來活動寫眞フィルムを作成し、各道に配付すると共に海外に於けるコレラ狀況の周知に努め、一般民衆の警戒心を喚起せしむる等、深甚の考慮を拂つてゐる。

(ロ)痘瘡 本病は古來一般朝鮮人間に免るべからざるものと信ぜられて居たので、種痘施行に對して之を避忌する狀況であつた。因つて大正十二年朝鮮種痘令を公布して其の強行に努め、一面痘瘡豫

防宣傳フィルムを調製して各道に配付し、大いに之が宣傳に努めた結果、漸次患者の減少を見た。しかし今尙ほ往々滿洲地方より病毒侵襲し、各地に流行する事例もあるから、種痘の徹底を期し防疫の最善を盡してゐる。

(ハ)赤痢・腸チブス 本病は到る處に四季を通じて小流行を起す有様であるから、之が豫防宣傳の映寫並に衛生講話、ポスターの配布等凡有方法に依り、民衆思想の啓發に努めると共に飲料水の改善、便所下水の改良、豫防注射の無料實施に意を用ひてゐるが、大正十三年豫防令の一部を改正して菌保有者に對する制限を設け、特に菌保有者の檢索に努めてゐる。又近時経口免疫法の研究發達に伴ひ、本府は昭和七年以來赤痢・チブス等の豫防内服薬を製造して、之を一般に有償頒布し、事前豫防上良好なる成績を收めて居る。

二、海港検査 海港検査は警察官署の管掌に屬し、鮮外より來る船舶に對して之を行ふもので、現在之を行ふ港は仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基・羅津・多瀨島及海州の十四港である。

三、痘苗製造 痘苗は本府防疫血清製造所に於て之を製造してゐるが、府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院・道立醫院・藥劑師・藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價の二割減である。又滿洲・間島は地域相接し、同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地の公種痘に對しては特に無料配付を爲して居る。

四、慢性傳染病 慢性傳染病中主なるものは癩及結核である。

(イ)癩 癩患者は昭和十三年十二月末調査の結果に依れば其の數一萬四千二百二十五人を算してゐる。

而して之が醫療機關としては全羅南道小鹿島に官立癩療養所一あり、大邱・釜山及全羅南道麗水の三箇所外國人の經營する私立癩療養所がある。官立癩療養所たる小鹿島更生園は五千七百八十三人の患者を收容し、私立療養所では大邱癩病院に六百六十九人、釜山相愛園に六百十一人、麗水の愛養園に七百人を收容したが釜山相愛園は其の場所の一部が軍用地として買收せられたので昭和十六年三月末日限り廢園した。此等私立療養所に對しては國庫より補助を與へ、又私立療養所の所在地附近に各地より蝟集して、癩部落を形成し、相助會を設けて居る患者に對しても本府製造に係る治療薬を無料給付してゐる。

(ロ)結核 本病の豫防に關しては、大正七年結核豫防に關する府令を發布し、病毒傳播防止の取締を爲しつゝあるが、昭和十一年四月朝鮮結核豫防協會を設立し、更に各道に於ても夫々道結核豫防協會を設立し、一般社會に對する結核豫防思想の普及啓發等、社會事情に適應した豫防對策を講じつゝありし處、

畏くも 皇后陛下に於かせられては國內に於ける結核蔓延の現狀に御憂慮あらせられ昭和十四年四月二十八日内閣總理大臣を召させられ結核豫防に關する優渥なる 令旨を賜はり且結核の豫防並に治療に關する施設の資として多額の御内帑金を下賜あらせられたるを以て、政府に於ては御懿旨を

奉體し財團法人結核豫防會を設立し之を内地外地に亙る中央團體として結核豫防上必要なる諸事業を行ふこととなり五月二十二日其の設立を見、總裁には畏くも 秩父宮妃殿下を奉戴するの光榮に浴した。而して同會は朝鮮、臺灣に之が地方本部を置き道府縣に其の支部を設置することとなつたので、朝鮮に於ても財團法人結核豫防會朝鮮地方本部を設立し、各道に其の支部を置き、該事業を支援、補充して朝鮮の結核豫防並に治療に關する事業を行ひ、政府の施設と相俟て結核豫防の目的の下に左の事業を遂行するものである。

- (一) 結核豫防對策の調査研究
- (二) 結核豫防思想の普及
- (三) 結核豫防實生活の指導
- (四) 結核豫防模範地區の設定
- (五) 結核豫防並に治療に關する諸事業の助成
- (六) 財團法人結核豫防會の事業の支援
- (七) 其他本部の目的達成に必要な事項

五、**地方病** 朝鮮に於ける地方病は肺ヂストマ・十二指腸蟲・マラリア等である。肺ヂストマは大正十一年より十二年に亙り各道をして本病の分布其他の基本調査をなさしめた結果、一般朝鮮人の嗜好するモクヅ蟹・ザリ蟹等の生食に基因することを證明したので、之が豫防の爲、本病の感染経路を示した映畫を作製して各道に配付し、其他豫防宣傳・講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努め、又大正十三年六月モクヅ蟹及ザリ蟹の採取及授受禁止に關する府令を發布して之が取締を嚴にし、一面罹病者の治療方法を講じて來た。處が此等蟹類は之を火食すれば感染の虞がないばかりでなく、農村疲

弊の折柄相當食用ともなり、經濟的價值も少くないので、昭和九年八月一日限り該府令を廢止して其の取締方法を道知事に委し、地方の實情に即せしむると共に蚤虱火食の風習を馴致する方策を採つて居る。

十二指腸及マラリアは各地に散在して居るので、民衆の衛生思想を啓發して自衛心の喚起を促し、豫防治療の誘掖に努めてゐる。

六、家畜傳染病 家畜傳染病中其の慘害の最も甚大なものは牛疫・牛肺疫・口蹄疫・炭疽・氣腫疽の類である。牛疫・牛肺疫・口蹄疫は接壤滿洲地方に常在して屢々國境地方に侵襲し、時に或は大流行を極め、爲に交通・産業・經濟上大脅威を來す例が少くない。炭疽及氣腫疽は朝鮮内に常在して毎年各地方に續發し、其の害毒を流すこと甚大である。仍て本府は夙に之が防疫施設を講じ、大正四年に獸疫豫防令を制定施行して病獸の早期發見、病毒傳播の防止、豫防液又は免疫血清注射の勵行等を期すると共に、同七年には農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府所管に移し、尙國境樞要地十八箇所に血清貯藏庫を設置して豫防液及免疫血清類配給貯藏の便を計り、或は牛疫・口蹄疫豫防の爲に滿洲側よりの牛羊等輸入を停止し、或は鼻疽豫防の爲に滿洲及西比利亞より輸入する馬・驢・騾等に對し、檢疫を施行することとし、更に昭和五年朝鮮家畜傳染病豫防令を制定し、同七年十一月一日より之を施行した。防疫機關としては大正十三年度迄は平安北道咸鏡北道其他の道に專任獸醫務囑託を配置し、警察官及郡並畜産組合技術員と協力して防疫に努め、更に同十四年度より平安北道・咸鏡南

道・咸鏡北道、同十五年度より平安南道に之を増員して順次防疫機關を擴張し、又同十五年度よりは新規に國境牛疫地帶構成を實施した。本事業は牛疫ワクチン發見以來始めて之を廣く應用するもので同年度より更に技手を平安北道・咸鏡南北道に配置し、關係技術員と協力して注射を施行し、滿洲方面よりの密輸入牛の取締、斃牛檢案の勵行、其の他一般防疫事務に従事せしめ、更に昭和十二年度に於ては家畜防疫機關の充實の爲本府及平安北道に專任技師を増置し以て家畜防疫の強化を計つた。又昭和十二年度には慶尙南道に流行したる家禽ペストの防遏の爲、之れを法定傳染病に加へて豫防措置を講ずることとし同年七月右に關する府令を發布した。

(イ)氣腫疽 本病は從來毎年二千頭内外の發生を見、其の病毒は廣く各地に潜在し、且本病に罹つた畜牛は必ず斃死するので、昭和四年度から各道多發地方を免疫地域に指定し、且一般的にも豫防注射の普及を計つた結果、その發生漸次減少し、昭和十五年中の發生は三百四十六頭であつた。

(ロ)牛疫 本疫は常に對岸滿洲より侵入するものであるから、先づ國境地帶の畜牛を免疫性とするを得策とし、大正十五年度から約五萬頭の畜牛に牛疫ワクチンの注射を施して病毒の侵襲に備へた結果、大正十四年迄は年々數百頭の發生を見たものが、大正十五年には七十一頭、昭和四年は全く其の發生を見なかつた。然るに同五年には對岸よりの密輸入牛に依り平安北道に四十八頭、咸鏡北道に八十頭、遠く京畿道迄其の飛沫を受けて五頭(計百四十八頭)の發生を見、翌六年にも二百六十頭の發生を見たが其の後發生を見ない。

(ハ)牛肺疫 本疫は牛の傳染性肋膜炎と稱し、大正十一年十月平安北道熙川郡に發生したのを嚆矢とする。爾來同地方に續發したので、同十二年二月府令を以て本疫に對し牛疫同様の取締及措置を爲すこととした。而して本疫の發生は平安南北及咸鏡南の三道に限られ、未だ曾て他道に及ぼしたことがない。其の發生數は大正十一年末より同十二年の初に互り三百九十七頭あり其の後逐年減少し昭和五年後全く其の發生を見なかつたが昭和十六年四月内地に移出せられた鮮牛中より本疫の發生を見たので直に罹病牛の移出経路を調査し之が關係地方並に鮮滿國境道必要地域の畜牛約四萬頭に對し血清診斷に依る一齊検査を實施したが容疑牛の發見なく原因系統全く不明に終つたが鮮内には本病毒の潜在なしとの確信を得た。

(ニ)口蹄疫 本疫はもと流行性驚口瘡と稱し、其の病源地は牛疫と同様對岸滿洲である。故に本疫の流行も密輸入牛其の他病毒汚染物件の密輸入等に因り病毒傳播し、從來毎年數百頭乃至數千頭の發生を見たが、昭和十年以來一頭の發生も見ない。

七、牛結核病豫防 畜牛の結核病豫防に關しては從來朝鮮家畜傳染病豫防令の一部及び牛乳營業取締規則を適用し來つたが、病毒の根滅を期し得なかつたので、昭和十四年十月朝鮮牛結核病豫防令を制定施行して検査の方法を確立し、重症結核牛は勿論輕症結核牛と雖も必要と認むるときは強制殺の處分を爲し得る規定を設け、本病豫防の徹底を期することとした。

八、移出牛検査 内地に移出せられる畜牛は總て仁川・釜山・鎮南浦・元山・城津・浦項の検査所に於

て検査を受くるもので、其の繋留日数は朝鮮七日（當分の内九日）内地五日と定められて居る。
昭和十五年中に於ける移出頭数は八萬餘頭で今後尙逐年増加の傾向にあつた處昭和十六年四月内地に
移出せられた鮮牛中より牛肺疫發生し検査日数を内鮮各二十日に延長せられたが同年八月再び原狀に
復した。

二一 國民總力運動

一、國民總力運動の由來

朝鮮統治の根本方針たる一視同仁の 聖旨に遵ひ、半島同胞の國體觀念を確立し皇國臣民たるの信念を堅確ならしむるは歴代總督の特に施政上意を用ひたる所である。たま／＼支那事變の勃發に依り帝國は擧つて東亞新秩序建設の大業に邁進することとなり、大陸に於て日本の一翼を成す朝鮮の地位は頓に重要視せらるゝに至つた。即ち半島同胞二千四百萬擧つて皇國臣民としての搖ぎなき精神的團結の下に内鮮一體協心戮力以て時艱に應ずることは帝國の興亞國策遂行上絕對前提要件となつた。

茲に於て内地に於ける國民精神總動員運動の三目標たる舉國一致、堅忍持久、盡忠報國の外更に半島同胞の急速なる皇國臣民化並内鮮一體の具現化を眼目とする國民精神總動員運動を起し官民一致全鮮津々浦々に至る迄強力なる實踐組織網を結成し國民精神振起の徹底強化を圖りつゝあつた。

然るに昭和十四年秋勃發せる歐洲動亂は國際情勢に劃期的大變化を招來し、東亞新秩序建設に邁進しつゝある帝國は更に獨伊と俱に世界新秩序建設の重責をも負荷するに至つたので、帝國は其の全土を擧げて國民組織の新體制を確立し高度國防國家體制を完成し以て此の難局打開の途を講ずることとなつた。斯くて朝鮮も亦逸早く國民組織の新體制を確立し總督政治と表裏一體密接不離なる國民總力運動を展開せしむることとなり昭和十五年十月を期し茲に力強く發足したのである。

二、國民總力運動の目標及其の特異性

國民總力運動の目標は半島二千四百萬同胞が協力一致して、國體の本義に基く臣道實踐、職域奉公により帝國の高度國防國家體制を確立するにあり、其の根本精神に於ては内地の大政翼賛運動と毫も異なる所がない。只半島の特殊性として運動の内容、性質、方法並に其の機構の點に於て次の如き特異性がある。即ち

(一) 内鮮一體の徹底並に半島同胞の皇國臣民化に重點を置く。

(二) 本運動は所謂臣道實踐、職域奉公を眼目とする國民實踐運動であつて内地に於けるが如き政治運動の性格を有せず。

(三) 内地に在りては大政翼賛會の外經濟、産業、文化の各方面に其の職域に依る諸運動の展開を見つゝあるが、朝鮮に在りては之等の運動を舉げて本運動に統括する。即ち從來の國民精神總動員運動並に過去八箇年に互りて顯著なる功績を残した農山漁村振興運動の二大運動を始め、其の他物心各般の諸運動を網羅包括して一元的運動組織體制を構成し、他に比類なき然も未曾有の廣汎且つ強力なる國民運動である。

(四) 實踐機構は其の末端組織に至る迄行政機構と表裏一體を爲し、強力なる總督政治の行政權の發動と形影相伴ひ實踐力の徹底を推進する。

三、國民總力運動の機構

(一) 指導機構

イ 總督府及各道の官房に國民總力課を設置し運動の指導並に之が他局部課との連絡調整に任ず。

ロ 國民總力運動指導委員會

政務總監を委員長とし、本府各局長、民間有力者更に陸海軍の參加を得て二十人の委員を委囑し直に軍官民一致の強力なる指導機關として、總督政治の圓滑なる總力運動への具體化に付月二回必ず開催し、基本方策の審議策定をなし決定事項は直に實踐運動に展開せしむる。

(二) 實踐機構

イ 朝鮮聯盟

京城に朝鮮聯盟を設け、朝鮮總督を總裁に政務總監を副總裁に、全鮮の軍、官、民の幹部又は有力者より其の適任者を顧問、參與、理事、評議員、參事等に委囑して夫々聯盟運動に參畫せしめ、更に事務局を設け、本府行政機構に對應して總務、地方、殖産、農林、貯蓄、輔導、防衛指導、文化訓練及宣傳の十部を設け右理事中の適任者を部長に其の他の理事並に參事を部員に配し聯盟運動の參謀本部たらしむ。

ロ 地方聯盟

朝鮮聯盟の組織網として地方行政機構に準じ、道に道聯盟を、府郡島に府郡島聯盟を、邑面に邑面聯盟を、町洞里部落に町洞里部落聯盟を夫々結成し、之等の執行機關としては道聯盟には知事が會

長に、府郡島聯盟は府尹、郡守、島司が理事長に、邑面聯盟は邑面長又町洞里部落聯盟は町總代又は區長が夫々理事長に當り、之に夫々の地區内に於ける軍、官、民の幹部、有力者を役員に委嘱し以て軍官民眞に渾然一體の國民運動たる實を發揮する。

ハ 各種聯盟

會社、銀行、工場、鑛山、大商店其他團體は勿論のこと官公署、學校等苟も多數集團する所には必ず餘す所なく聯盟を結成し、何れも所在府邑面聯盟に参加すると共に各種聯盟として上下の系統を保ち、夫々職域奉公に邁進する。

ニ 愛國班

愛國班は地方聯盟たると各種聯盟たるとを問はず活動の基底組織として結成され、其の構成は地方聯盟の愛國班は十戸を標準とし、各種聯盟は適當人員を以て之を構成する。昭和十六年四月現在全鮮愛國班數は約四十萬餘、愛國班員數は約六百五十七萬餘である。此の班員數は代表班員たる世帯主を以て數ふるから、實數は半島住民の全部を包含して餘すところがなしと言つて差支ない。

四、國民總力運動の現況

本運動は前記の如く總督政治と表裏一體をなし前記目標を經とし、別表實踐要綱を緯とし、指導機關の強化と實踐機關の熱意と相俟つて茲に上下渾然一體眞に半島の天地を擧げて總力總構への意氣を示しつつある。

(一) 愛國日の實施

支那事變直後より毎月一日を愛國日と定め全鮮限なく常會を開き國民儀禮、講話、申合事項、皇國臣民の誓詞齊誦、神社參拜、勤勞奉仕等を爲し、更に家庭に於ても禁酒、節煙、一菜主義其の他自肅自省、生活刷新の源泉たらしめて出征皇軍の勞苦を偲び、日本精神の昂揚を期し以て忠良なる皇國臣民たらしむるに努めて居る。

(二) 毎朝宮城遙拜の實施

忠誠報國の思想を涵養し殊に半島同胞の皇國臣民たるの信念を堅確にし急速に内鮮一體の具現を期せんが爲、毎朝一定時にラヂオの號報に依り全鮮一齊に宮城遙拜を爲しつゝある。

(三) 正午默禱の實施

出征皇軍の武運長久祈願並に護國の英靈に感謝の爲、愛國日其の他簾あるときは勿論、毎日正午の號笛を合圖に半島全民衆其の在所に於て默禱を捧げつゝある。

(四) 勤勞報國

職域に於ける勤勞倍加の徹底は勿論、昭和十六年九月以降從來の成團作業に系統を與へ國民皆勞運動へ前進し、勤勞報國精神の昂揚と其の實踐とに依り臨戰體制の完成に邁進しつゝある。

(五) 國語の普及

普通教育を受け得ざりし青少年及成人をして一日も早く皇道の認識、國體觀念の徹底を期し皇國臣

民化を圖るべき最も効果的の方策として、毎日ラヂオに依る國語の指導を爲す外、町洞里部落聯盟又は愛國班等に於て學校又は集會所等を利用し夜間講習會を開催して相當の成績を收めつゝある。

(六) 農山村生産報國

從來農山漁村に對しては農山漁村振興運動に依る勤勞増進、諸般の改良等増産及生活の刷新に付戸別指導を目標とし相當の成績を擧げつゝありしも昭和十五年十月以降、國民總力運動の一部門として部落單位の生産擴充に重點を置き、有畜農業の普及、自給肥料の増産、未墾地開發、全家勤勞等に依り食糧の増産確保、特用作物の増産等計畫生産の必行を期せしむると共に都邑に於ても之に協力せしむべく特に空閑地利用の徹底を期し豫想外の効果を收めつゝある。

(七) 殖産部門の積極的活動

殖産方面に於ても産業經濟新體制運動として公益優先、職域奉公の精神に遵ひ積極的に聯盟運動の推進を圖ることとし、先づ商工業指導體系を全鮮的に組織し聯盟傘下に納むる一方其の特殊任務の遂行に遺憾なからしむる爲、聯盟の構成分子たる鑛山及水産聯盟を結成し指導體制を確立し以て其の機能を最高度に發揚することとした。

(八) 物資配給への協力

物資就中生活必需品の配給並に集荷等に付ては、食料品を主として必要に應じ之に協力しつゝあつたが、昭和十六年度以降愛國班の任務として常時之に協力せしめ以て隣保相助觀念に基く配給の圓滑

を圖ることとした。

(九) 家庭防空の強化

事變勃發と共に都邑を中心とする家庭防護組合を組織し國土防衛に寄與しつゝありしが總力運動の發足に伴ひ之を發展的に解消し總力聯盟愛國班の任務に包攝して更に訓練の強化一元化を圖り、防空訓練實施の本格化と共に之が徹底を期しつゝある。

以上の外實踐事項を有効適切に、機に應じて必行し、本運動最高目標の達成を期しつゝある。

實踐 方 策

一、實踐準備の徹底

- 1 實踐方法の割切周到と重點把握
- 2 要目精神の普及徹底
- 3 周到なる實踐準備の完備

二、指導陣營の強化

- 1 組織の整備確立
- 2 強力なる指導網の充實
- 3 指導者の率先垂範
- 4 指導者と被指導者との相互信頼
- 5 指導の懇切と簡明
- 6 機宜の措置による指導の徹底

三、實踐の徹底

- 1 相互提携と實踐の共勵
- 2 實踐工夫と創意の暢達
- 3 模範的實踐者の表彰
- 4 互助的注意と反省の實行

高度國防國家
確立

第二國民總練

2 新生活新體制之確立

聖戰完遂ノ決意
忍苦鍛鍊ノ徹底
國防思想ノ普及
公德心ノ發揚

- 1 簡易節約生活ノ強行
- 2 國民服ノ普及
- 3 健全娛樂ノ獎勵
- 4 國民體位ノ向上
- 5 衛生思想ノ普及
- 6 科學精神ノ昂揚
- 7 團體訓練ノ徹底
- 8 防共、防諜、防空、防火、防犯
- 9 銃後援護ノ強化
- 10 常會ノ勵行

1 戰時經濟之推進

經濟戰必勝ノ決意
統制法令ノ嚴守
公益優先思想ノ徹底

- 1 買溜、賣惜、關取引、暴利行為ノ撲滅
- 2 適正利潤ノ嚴守
- 3 食糧對策ノ勵行
- 4 物資配給ノ協力
- 5 資源ノ愛護活用
- 6 貯蓄勵行國債應募

第三生產力之擴充

2 增產之進行

增產必行ノ決意
建設的氣魄ノ昂揚
流汗勤勞ノ實踐

- 1 計畫增產ノ強行
- 2 勤勞倍加
- 3 創意工夫ノ獎勵
- 4 餘剩勞力ノ活用
- 5 勞資協力
- 6 未墾地空地活用

二二 國家總動員計畫

昭和十二年支那事變勃發以來軍需資材の圓滑なる調達並に國民生活必需品の供給確保は、事變の目的達成上不可缺の必要事であり、之が爲めには平時經濟より所謂戰時經濟へと、國家經濟機構の編成換へを行ひ、以て計畫的に國防經濟の機能を充實することが肝要である。そこで從來官房文書課に於て取扱ひたる資源調査並に總動員計畫事務を分離して、同年九月新に官房資源課を設置し、人的或は物的資源の調査を行ひ、之に依り蒐集せられた資料を基礎として國家總動員計畫を立案並に遂行し、尙從來より自由主義的經濟の色彩強く、工業的發展の緒にある朝鮮では、之等の經濟的發展を善導し而も經濟機構を戰時體制に移行整備し、以て國防上の全能力を有効適切に發揮せしむる事最も緊要であるから、國家總動員計畫中物資動員計畫に關聯する諸般の事務に付ては特に主力を注ぎ萬遺憾なきを期したのである。

然るに支那事變の長期化並に國際諸情勢の變轉に伴ひ、國家總動員計畫事務の全面的増大を必要とするに至つた。茲に於て昭和十四年十一月新に企畫部を設置し、從來資源課に於て掌理し來つた資源調査並に國家總動員計畫事務の外、殖産局臨時物資調整課に於て掌理し居つた物資の配給調整事務を加へ、以て物資動員計畫事務を中心として増大し來つた國家總動員計畫事務並に時局の進展と共に、相次いで發動せられた國家總動員法關係事務を擔當處理することゝなつた。

即ち第一課に於ては、(一)物資、勞務、交通、電力、資金其他の動員計畫の設定及遂行の綜合に關する事

項(二)生産力擴充計畫の設定及遂行の綜合に關する事項、(三)國家總動員法施行の綜合に關する事項、(四)資源調査に關する事項、(五)機密の保護に關する事項、(六)委員會に關する事項等を、第二課に於ては鐵類、非鐵金屬及非金屬礦物類並に機械類に關する物資動員計畫の設定及配給調整に關する事項を、第三課に於ては(一)纖維、皮革、生ゴム、木材、(二)工業藥品、化學成品類、肥料、醫藥、(三)食料及輸入雜品に關する物資動員計畫の設定並に配給調整に關する事項を、而して第四課に於ては燃料に關する物資動員計畫の設定及配給調整に關する事項を分擔處理するものである。

國土計畫 最近日・滿・支を通ずる國防・經濟・人口・文化・保安の見地より政治的・經濟的・文化的の諸般の計畫を土地との關聯に於て綜合的に合理的に構成し、國土の綜合的利用開發の計畫を樹立せんとする國土計畫が制定せられ、企畫院を中心とし内外地を通じて事務機構の整備並に之が調査研究を進むることになった。朝鮮に於ても之に順應し、内地・滿洲及支那と協調を保ちつゝ朝鮮の特殊條件を基本として、國土計畫の策定を爲すこととし、企畫部第一課に於て現存資料の統一整理、資料の蒐集實體的調査研究を進めて居る。

一三三 物價調整

物價調整は凡ゆる經濟、産業政策に至大の影響があり、之が適正を期することは戰時財政經濟の圓滑なる運行、生産力の擴充及國民生活の安定に不可缺緊要事である。殊に朝鮮に於ては物價昂騰に依る國民生活の脅威及び生産力擴充の阻害は、統治への影響上並に大陸兵站基地として負荷せられた特殊の立場上忽にすべからざる事である。従つて朝鮮に於ける物價調整事務は内地の方針に順應すると共に特殊な考慮が拂はれて居る。

一、暴利取締 朝鮮に於ける暴利取締は支那事變勃發の直前、鐵類の暴騰の狀態に鑑み昭和十二年「暴利を目的とする賣買の取締に關する件」を發布し其の後事變發生と共に内地の改正に呼應し數次之が改正を行ひ來つたが、昭和十四年十二月價格等統制令の施行に關聯して全文を改正し、從來列擧品目のみに適用せしものを全部の物品に適用すること、又道知事が除外を認めた一部のものの外價格表記することとした。昭和十五年七月更に之を強化して、暴利を得るを目的とする物品の賣買の媒介を爲すことを禁じ、又價格表示の外に公定價格か協定價格かの別を明かにして一般消費者の認識を容易ならしめたのであるが其の後の狀態に鑑み昭和十六年八月改正を加へ官廳の指示若は正當の事由ある場合の外買占め、賣惜み、抱合せ又は負擔附販賣を禁ずると共に不當の報酬を得て爲すことを得ない賣買の媒介の對象を不動産に迄及ぼし、尙停止價格、公定價格の範圍内にも朝鮮總督の指定したるも

のに付ては暴利を得て販賣することを得ないこととし其の取締の完璧を期してゐる。

二、物價委員會 昭和十三年八月本府に物價委員會を設置して物價に關する重要事項を調整審議することとし、初め物資別の六専門委員會を置いて居たが物價調整の重要性に鑑み、昭和十五年之を五部會十八専門委員會に擴充強化し調査の慎重を期すると共に價格公定の促進を圖りつつある。

三、價格統制 本府は昭和十三年十月府令を以て昭和十二年法律第九十二號（輸出入臨時措置法）第二條の規定に基き朝鮮物品販賣價格取締規則を制定し、重要物品に付指定年月日に於ける價格に据置き又は物價委員會の審議を経て公定價格を指定し、生活必需品等一部物資の價格騰貴を抑制した。然るに物價昂騰の趨勢は止まる所なく、殊に歐洲戰亂の勃發は我が國物價の騰勢に拍車を加ふることとなつたので、昭和十四年十月勅令を以て公布せられた價格等統制令が同月二十七日朝鮮にも施行せらるるに及び同日附府令を以て同令施行規則を發布し之が運用に關する手続きを決定した。本令の引上禁止の對象となるものは物の價格の外運送賃、保險料、賃貸料及加工賃に及び、此等の價格等は行政官廳の許可に依る特殊の場合の外指定期日たる昭和十四年九月十八日の額を超ゆること得ざらしめ、又九月十八日の價格の凹凸を平準化する協定價格及指定期日の額が不當に高いものは之を引下げ得ることとした。

斯くて統制令に基き公定價格を全面的に設定することとなつたが土地、建物等不動産が本統制令の適用を除外せられ居る間隙に乘じ思惑の對象となり不當に昂騰して生産擴充を阻害し國民住宅の拂底

を招來する虞あるを以て昭和十五年十一月宅地建物等價格統制令が公布せられ同年十二月より施行するに至つたが更に昭和十六年九月價格等統制令の改正が行はれ従來價格、運送賃、保管料、損害保険料、賃貸料又は加工賃に限定せられた統制の對象を修繕料其の他の財産的給付に及ぼすこととなつた。之が爲修繕料、請負料、手数料、使用料、手間賃、宿泊料、入場料其の他凡ての財産的給付に付必要があれば統制を加ふることが出来ることとなつたのであるが其の方法は此等修繕料等の中一定期日の料額に停止するを適當且必要とするものは朝鮮總督の指定した期日に停止し一定期日に停止せざるもの又は停止しないものに付ても業者の組合等より協定額の申請あるときは認可を受けられる。尙從來の公定の方法も併用して適正額を維持し國民生活の安定を期することとした。

又從來の九・一八停止價格も昭和十六年十月十九日迄有效であつたのを此の改正に依り仍ほ當分の間效力を有することとなつた。

四、奢侈品製造販賣制限 昭和十五年七月府令を以て昭和十二年法律第九十二號（輸出入臨時措置法）の規定に基き奢侈品等製造販賣制限規則を發布した。本令は戰爭目的達成上並に國民生活上必要な資材、勞力、動力等が奢侈贅澤品等の製造販賣に充當ざるを抑制して軍需品及國民生活必需品の生産供給を確保すると共に奢侈贅澤品に向けられた購買力を抑止し公債の消化、貯蓄の増強に振向けんとするもので、即ち本令に基き總督の指定した物品及他の法令に依り使用制限された白金・銅・鋼・銑鐵皮革及ゴム等の製造又は販賣を禁止すると共に、總督の指定した物品若くは其の中古品の價格に限界

を設け、之を超ゆるものの販賣を禁止し又は規格品外の販賣を禁ずるものである。然し之を直に強行するときは業者に著しい打撃を與へ、物資需給の圓滑を缺く虞があるので、市場在庫品に付ては特免の方法を考慮したが、將來は質實簡素な國民生活を確立する爲禁物品の範圍は漸次擴大されるものと豫想される。

五、物價調整機構の擴充 以上の如く物價調整の事務は時局下經濟對策の中心を爲すに至つたので、物價委員會の設置及擴充と共に、昭和十三年度殖産局商工課に専任職員を配置し之に當らしめたが、價格等統制令の施行に伴ひ昭和十四年度第二豫備金支出に依り本府及道を通じ増員を行ひ、昭和十五年二月官制改正公布と共に殖産局に物價調整課を特設し、又京畿・慶南北及平安南道の各道にも物價及物資調整の爲一課を新設して所要の人員を配置し、昭和十五年度に若干の増員を行ひ本事務を専行せしめて居る。

二四 情報宣傳

一、概 要

本府は從來文書課に於て施政方針並其の實績の周知宣傳と、一般朝鮮事情の調査及紹介に關する事項を處理して來たが、今次事變の勃發以來時局に關し内閣、陸海軍省及拓務省等との連絡、總督府内各局部課との連絡調整並に鮮内各廳、軍部内地及各外地官廳との連絡、協調、情報の連絡蒐集整理、啓發宣傳の實施、新聞通信、ラヂオ其他報道に關する業務等、諸般の事務が激増したので、昭和十二年七月本府に朝鮮中央情報委員會を又各道に各道情報委員會を急設し、情報、啓發宣傳、國民精神總動員諸對策並此等業務の連絡協調及調査審議に當ることとした。而して中央情報委員會は特に重要問題の場合の外は幹事會を毎週二回（最近は一回）開催して、情報啓發宣傳に關する當面の事項を處理し、尙各道情報委員會との密接なる連絡を保ち、文書課内に情報、宣傳事務に當る情報係、新聞通信に、施政關係ニュースを供給する報道係を特置し、官報附録「通報」（月二回）雜誌「朝鮮」の發行映畫、ポスター、紙芝居、放送、講演、展覽會等に依る啓發宣傳並毎日新報社發行に係る毎新寫眞旬報を鑑修刊行し全鮮警察署に警察座談會資料として無償配付を繼續して居る。尙時局以來朝鮮の大陸前進兵站基地としての重責加重せらるゝに伴ひ之が實情を内地各層に認識せしめて其の協力を求めることは帝國の大東亞共榮圈確立上緊切なるに鑑み、又施政三十年の成果を道義的示範として滿洲、支

那及諸外國に知悉せしめることは帝國の大陸政策の眞意を諒解せしめる所以なので、此の方面の紹介宣傳にも力を注いで居る。

尙昭和十六年度に於て愈々緊迫化したる時局に即應し、情報宣傳事務の全面的強化擴充を圖る爲この文書課内の情報、映畫、報道の三係を擴充強化し新に總督官房に情報課新設の豫算が成立したので目下官制改正並之に伴ふ諸般の準備を進めつゝある。

二、朝鮮に於ける情報宣傳の特殊性

朝鮮に於ける情報宣傳は施政方針並に其の實績を内外に周知せしむる情報宣傳と鮮内民衆の啓發指導と皇國臣民化を目的とする啓發宣傳とに分れ、その對象たる民衆は内地人と朝鮮人と更に華僑を主とする外國人の別あり、勿論大部分は二千四百萬の朝鮮人であるが、この朝鮮人中には比較的程度高き一部と民度尙低き大衆があるので各種宣傳事項は常に細心の注意を拂ひ其の内容は相手方を考へ時と場合に依つて夫々異にしなければ有効適切な實績を期待し得ない。

三、情報宣傳の方法

(イ) 情報の受發 内閣情報、臺灣及總督府派遣員(内地、滿洲、支那)其他各方面より齎らされる情報を接受すると共に之を關係方面へ報告し連絡調整を圖りつゝある。また情報委員會幹事會に於ては情報宣傳に關する當面の事務を處理するの外、陸、海軍武官より戰況を戰地歸來者より現況を其の他參考講演を聴取するの外時局關係印刷物の配付、事變ニュース其の他時局映畫の試寫紙芝

居の試演等に依り時局認識の適正並所管事務處理の参考に資しつゝある。

(ロ) 對内關係 幹事會に於て協議研究せられたる事項は各主務局課に於て協議研究の結果、必要な措置を講じて居る。

(ハ) 對外關係

△新聞通信者方面 輿論の指導統一を期するため以前から新聞通信社の幹部との懇談の機會を多くし、密接なる連絡を計つて來たが、近時更に其の必要性を痛感せらるゝに到つたので昭和十五年八月より毎月二回本委員會幹事數名と各新聞社編輯局長との間に定例懇談會を開催し以て輿論指導の完璧を期して居る。

△各種團體銀行會社、官公署方面 銀行會社、商工會議所、文化機關等の各方面に互り隨時代表者を集めて週間行事並啓發宣傳等に關し、協力方を要望し時局認識の徹底及勸奨事項の實踐に努め以て國家總動員、内鮮一體の實績を擧げつゝある。

△軍部方面 朝鮮軍司令部及京城師團司令部等の關係官とは必要の都度親しく協議打合を行ひつゝあるが、更に昭和十三年十一月軍司令部報道委員會設置せられ、其の中には總督府情報幹事數名も之が構成員として加入せるを以て一層連絡の便を得、同年十二月以降毎月第一水曜日及最近は亦毎土曜日に定例懇談會を開催し之が圓滿なる協調連絡を遂げつゝある。

△内閣情報局との連絡 情報宣傳に關しては常に内閣情報局と密接なる連絡を取つて居り、昭和十

三年十二月内閣情報官一行來鮮懇談會を開催したが、更に昭和十六年一月十三日附文書課長（情報委員會幹事長）は内閣情報官に兼任せられたるに依り一層連絡協調の便宜を得るに至つた。

尙七月十六日情報局主催の博多に於ける時局懇談會にも文書課長出席した外本年十月より隔月第三月曜日に東京又は博多に於て内地及外地の各關係官出席の下に情報宣傳内外地連絡懇談會を開催し以て情報局と外地との連絡連繫を保つこととなつた。

△其の他 各幹事は機會ある毎に講演、ラジオ放送等に依り一般民衆の時局認識の徹底に努めつゝある。其の他映畫紙芝居の製作、宣傳パンフレット、ビラの配付等其の活動極めて多岐に亘りつゝある。

二五 朝鮮史編修

朝鮮の文化は其淵源甚だ遠く、且優秀なるものも亦尠くない。然るに從來之等に關する記録・古文書其他史料の保存方法不充分なる爲逐年湮滅の傾向があつたので、大正十一年十二月斯道専門の内鮮學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、更に同十四年六月官制を制定して朝鮮史編修會を設置した。

爾來逐年其の事業を進め、昭和四・五年に至り史料の一般的蒐集並に整理が略完了したので、昭和六年度より、その印刷に着手し、昭和十三年三月を以て全三十五卷二萬四千頁、挿入圖版三百九十五葉、同十四年三月を以て朝鮮史總目錄、同十五年三月を以て、朝鮮史總索引を編纂刊行し以て朝鮮史を完了した。尙この朝鮮史の編修刊行に伴つて蒐集せる重要資料を廣く一般に紹介せんが爲、昭和八年度より寫眞版或は活版を以て「朝鮮史料叢刊」二十種と朝鮮史料集眞三帙をも刊行した。本會の事業は十有六年間の歲月と九十四萬餘圓の經費を費したもので、朝鮮史の稿本三千五百三十八冊、地方より採集せる史料は四千九百五十種、其重要史料を複製せしもの二千冊に達し、其外古文書、畫像等を寫眞撮影せしもの三千五百種に及び、朝鮮史は既に編纂刊行完了せしも、未だ編纂せざる李太王三十一年甲午七月以後より朝鮮併合に至る迄の最近代の史料は、是非將來の爲蒐集して置く必要があるので昭和十四年度に於て之を行ふ計畫を樹て昭和十五年度より史料蒐集に着手せしも史料多數の爲寫眞撮影に着手し既に寫

眞撮影總枚數一萬八千六百餘枚に達し其外史料を蒐集複製しつゝあり昭和十八年度を以て編纂刊行の豫定である。

二六軍 事

陸 軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として京城に朝鮮軍司令部を置く。朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し 天皇に直隸し朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率する。

京城・平壤・大邱・光州・咸興及羅南に各兵事部があり其の兵事區は左の如くである。

京城 兵事區 京畿道・江原道・忠清北道

平壤 兵事區 平安南北道・黃海道

大邱 兵事區 慶尙北道

光州 兵事區 忠清南道・全羅南北道

咸興 兵事區 咸鏡南道

羅南 兵事區 咸鏡北道

鎮海・元山・羅津には要塞司令部が置かれ、要塞司令官は朝鮮軍司令官に隸し、該要塞地帯は陸海軍省告示を以て別に定められて居る。

朝鮮憲兵隊司令部は京城に在り、該司令官は憲兵司令官に隸し朝鮮に於ける憲兵隊を統率する。憲兵

は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を受ける。而して憲兵隊管區は左の如くである。

京城憲兵隊區 京畿道・江原道

大邱憲兵隊區 忠清南北道・全羅南北道・慶尙南北道

平壤憲兵隊區 平安南北道

咸興憲兵隊區 咸鏡南道

羅南憲兵隊區 咸鏡北道

海軍

鎮海要港部

朝鮮に於ける海軍最高統率機關である。

一、沿革 明治四十四年四月一日對馬及朝鮮の沿岸海面を第五海軍區とし慶尙南道鎮海を軍港と稱し同四十五年四月松眞に於ける鎮海防備隊を鎮海に移したが、大正五年四月一日鎮海軍港に要港部を置き鎮海要港部と稱した。同十二年四月一日對馬及朝鮮の沿岸海面を第三海軍區に編入して鎮海軍港を鎮海要港と改稱し、更に昭和十二年四月一日海軍區令改正により朝鮮の沿岸海面及陸上は第三海軍區に編入せられた。

二、任務 所管警備區の防禦及警備並所管の出師準備に關することを掌り又所屬各部を監督す。

要港部司令官は海軍中將を以て之に親補し 天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し又海軍大臣の命を承け軍政を掌ると共に作戰計畫に關しては、軍令部總長の指示を承ける。

三、要港部の組織 要港部には司令部あり幕僚を置き司令官を佐く。

四、所屬官衙部隊

鎮海海軍港務部

鎮海海軍工作部

鎮海海軍經理部

鎮海海軍病院

鎮海海軍建築部

及諸部隊船舶が附屬せしめられて居る。

此外に京城在勤海軍武官府及第五海軍燃料廠が同じく要港部の隸下に屬する。

京城在勤海軍武官府は昭和十三年四月京城に置かれた京城在勤海軍武官の服務する所で該武官は朝鮮一圓の警備及出師準備の連絡、資源調査物資の取得の斡旋、軍事普及獻納金品取扱等の事務を掌る。同武官は朝鮮總督府御用掛を囑託せらるるを例とす。第五海軍燃料廠は大正十一年四月一日平壤炭田の一部及元朝鮮總督府平壤鑛業所の施設一切を海軍省に移管したる際其事業を繼承し海軍燃

料廠平壤鑛業所と稱したが昭和十一年四月五日海軍燃料廠令改正に伴ひ海軍燃料廠鑛業所と改正せられ、次いで昭和十六年四月二十一日燃料廠令の再改正によつて第五海軍燃料廠となり吳鎮守府司令長官の隸下から鎮海要港部司令官の隸下に移つたものである。

本燃料廠は海軍用煉炭の製造並に朝鮮に於ける石炭の生産に關する事を掌る。

二七 在外朝鮮人に對する保護施設

在外朝鮮人の移住者は地理上の關係より滿洲國特に東部滿洲地方最も多く、中華民國之に次ぎ、海外に於ては米國本土・布哇・玖馬等が多數を占めてゐる。而して之等在外朝鮮人の多くは、朝鮮統治に對する認識極めて薄弱なるものが多いから、本府は朝鮮の現狀を認識せしめ且つ皇國臣民の本質に徹せしめんが爲、滿洲・支那・蒙疆は勿論其の他の諸外國在留朝鮮人に對しても、內鮮一體の趣旨の下に保護指導を爲すべく特に外務省と協議し、外務大臣より在外公館に對し右の趣旨に基く通牒を發して之が徹底を期して居る。

又朝鮮統治の精神並に躍進半島の實情は、外國並に外國人間にも殆んど認識されて居ない憾があるから、有力な外國人の來鮮視察を勧誘すると共に、來鮮者に對しては直接鮮内各地を視察せしむる外、或は映畫・文書等により、更に各種の會合等を設けて新しき朝鮮を紹介し、廣く全世界に對し、內鮮一體の事實を周知徹底せしめ、朝鮮に對する我が國統治の根本方針並に實際を正しく認識せしむべく銳意これに努めて居る。

在滿朝鮮人の概況

朝鮮人の滿洲に於ける交渉は歴史的、地理的因縁深く且つ緊密なものがあり、従つて渡滿者も少くない。

にも追はるゝ有様であつた。そこで韓國當時の統監府は間島に臨時派出所を設け、種々の保護施設を講じて此等同胞の伸展を圖つて來たが、更に併合後本府は益々其の施設を擴充し、各地に本府職員を駐在せしめて直接朝鮮人の保護に當らしめ、又外務省・滿鐵會社等と協力し年々多額の經費を支出して、教育・衛生・獸疫豫防・金融・産業及救濟等に關する各般施設の充實に努めて來たのであつた。

滿洲事變後に於ける施設　滿洲事變と共に蜂起した暴逆な兵匪・共匪・土匪の魔手を逃れ、鐵道沿線其他市街地に避難し來つた奥地居住朝鮮同胞の數は、一時的ではあつたが間島及表滿洲に於て各三萬餘人の多きに上つた。本府は此等避難民の救護處理の爲、新京其他各避難地中重要箇所を臨時に多數の職員を配置し、軍部・大使館及領事館等と協力して避難民の救濟に遺憾なきを期した。次いで滿洲國の建國成るや滿洲の情勢全く一變し、多年舊軍閥の誅求に喘ぎつゝあつた在滿朝鮮人は、漸次生活の更生を期し得るに到つたが、此の劃期的な現象は又一面、鮮内の一般民衆に大きな刺戟を與へ、新に多くの渡滿者を誘致することゝなつた。爰に於て本府は、此等朝鮮人の保護撫育に一層拍車を加ふるの要あるを認め、先づ既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・産業の諸施設を益々積極的に擴充し、亞いで滿洲事變及北滿大水害に因る罹災朝鮮農民中、原地歸還不能者に對する恒久的安定處理として、表滿洲に於ては昭和六年度に鐵嶺、昭和八年度に營口（榮興に改む）及河東、昭和九年度に綏化（興亞に改む）の四安全農村を、昭和十年度には三源浦の安全農村を建設すると共に、既設農村の擴充に努め、昭和十二年よりは營口農村の一部を除き、土地代家屋費の年賦償還を開始し自作農

創定に入ることゝなつた。此等の安全農村には、何れも南滿及北滿一圓に亙る避難鮮農及其の他貧困なる朝鮮農民を收容したのであるが、現在各農村とも順調な發展途上にある。

又間島地方は思想的に極めて複雑であり、滿洲事變以前より不逞團の巢窟、共匪の根據地として善良なる朝鮮農民は絶えず其の迫害を蒙り、殊に滿洲事變直後に在つては、兵匪・共匪隨所に跋扈し、殺害・放火・掠奪・拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農は陸續として安全地帯に避難する状態であつた。本府は此等朝鮮農民救済の爲凡ゆる障害を排し、極力應急的保護を加へると共に彼等の安定策として間島に集團部落を建設することゝした。右部落は自衛自作の一種特異の農民部落であつて、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所、更に同九年には五箇所を建設した。本施設の實現は、間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫することゝなるを以て、匪賊は必死の勢を以て部落建設作業に妨害を試み、數十回に亙り襲撃を敢行したが、自衛團は常に勇敢に應戦し克く之を排撃してその事業を完成した。本部落は地理的に見て要所々々を占據してゐるが爲に、間島治安上最も効果的な一大役割を演ずるものであつて、本府は此等集團部落に收容した朝鮮農民の爲、各般の施設を集中し將來模範農村たらしむべく努力してゐる。

尙間島に對しては、本府は別に昭和七年度より東洋拓殖會社と協定し、同社をして尙五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し、現在其の貸出額は百三十萬圓にして創定面積約一萬四千町歩、戸數三千戸を自作農として創定した。

右集團部落並に安全農村の施設は、昭和十二年十二月一日滿洲國に於ける我が國の治外法權の撤廢と同時に、舉げて本府より滿洲國に移讓し、滿洲國は本部の方針を踏襲し其の指導監督に努むることとなつた。

朝鮮農民の滿洲新規入植

本府は朝鮮人の滿洲既住者が既に百三十萬を突破し、尙鮮内よりの新移住者が年々數萬人に上る實狀に鑑み、之が統制及安定を圖り、之に依つて滿洲國の統治並に産業開發に貢獻し、同時に朝鮮に於ける過剩人口の調整に資し、更には内地に於ける朝鮮人勞働問題の解決に寄與するの極めて重要なを認め朝鮮人の滿洲開拓民事業を經營せしむる爲、昭和十一年制令を發布し同年九月鮮滿拓殖株式會社を京城に設置せしむると共に、又滿洲國に於ては康徳三年勅令を發布し新京に滿鮮拓植股份有限公司（康徳五年七月滿鮮拓植株式會社と改稱す）を設置し兩者は一體不可分の關係の下に開拓民事業に當つて來たのであるが、その後支那事變の勃發あり四圍の情勢は開拓民事業の重要性を加へ、遂に昭和十四年十二月滿洲開拓政策基本要綱を時を同じくして日滿兩國政府に於て決定し茲に於て朝鮮人開拓民も内地人開拓民に準じて取扱はるゝこととなり昭和十五年度より之が方針に基いて實施することとなり同時に從來朝鮮人開拓民の助成機關たる滿鮮拓植會社を内地人開拓民の助成機關たる滿洲拓植會社に統合（昭和十六年六月一日）し内鮮開拓民事業を一元的に取扱ふこととなつた。而して開拓民（入植形態を集團、集合

及分散に分つ)特に集團、集合開拓民の重要使命に鑑み個人施設に要する經費は本府單獨の下に補助すると共に開拓地に於ける共同施設に要する諸經費は鮮滿折半負擔し積極的助成策を講じつゝある。本府斡旋に依り昭和十五年度末迄新規に入植せしめた集團、集合開拓民は左表の通であるが開拓民の一戸當耕地は水田の場合は二町五反内外、畑の場合は南滿は五町内外北滿は十町歩内外にして食糧費、家屋、農具其他營農費は滿拓に於て之を貸付し土地の熟田化を俟つて年賦償還方法に依り土地建物、耕牛代の償還完了と共に自作農たらしむる計畫である。

尙附記すべきは開拓民は孰れも所謂統制開拓民として取扱ひ、在滿既住開拓朝鮮農民の游動防遏並に安定定着の必要上昭和十三年より本府と滿洲國間の協定に依り朝鮮より滿洲への新規營農開拓民は毎年概ね一萬戸とし、彼等には本府發給の移住證を必ず携行せしめ漫然渡滿者の防止を圖つてゐる。

集團開拓民省別入植調 (昭和十五年末現在)

省名	年次	昭和九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	計
間島	戸	1	3,400	1	2,200	1,824	1,074	1	3,400
奉天	戸	1	1	50	1	1	358	1	408
通化	戸	1	1	1	1	604	370	1	974
吉林	戸	1	1	1	1	436	833	1	1,359
牡丹江	戸	1	1	1	1	1	91	1	92
濱江	戸	1	1	1	1	1	353	1	353

集合開拓民省別入植調 (昭和十五年末現在)

省名	昭利十四年		昭利十五年		計
	戸	計	戸	計	
龍江	1	1	1	1	5
錦州	56	1	43	1	1,331
北安	1	1	9	1	2,810
計	56	240	53	2,476	2,810
間島	274	1	550	1	824
吉林	87	1	50	1	137
奉天	45	1	95	1	140
錦州	1	1	50	1	50
通化	11	1	150	1	161
牡丹江	464	1	1	1	464
濱江	1	1	191	1	191
興安	1	1	686	1	686
計	881	1,772	1,772	2,653	2,653

在支朝鮮人の概況

朝鮮人の支那に於ける交渉が滿洲に於けると同様自然的、地理的關係上古くから存在した事は改めて

在外朝鮮人に對する保護施設

述ぶる迄もないが、現在の居留朝鮮人に就て之を見れば、明治四十三年の韓國併合後之に不満を唱ふる「不平分子」にして、支那特に北支方面に渡る者多く、同時に一般的な渡航者も漸く其の數を加へ、更に之に拍車を掛けたのは大正八年の獨立騷擾事件であつた。けれ共朝鮮人移住者の特に増加したのは、滿洲事變後で、冀東防共自治政府成立後、其の地理的關係から、滿洲國居住者中同方面に轉住する者が漸次其の數を加へたのであつた。かくて在支朝鮮人は今次支那事變の直前たる昭和十二年六月末現在には、其の概數三萬と稱せられてゐた。かくて事變發生當時は、戰火の洗禮を受けた爲各地方共相當の減少を見たけれども、事變の進展につれ、皇軍は支那奧地に進出し、且其の後方地帯は治安も漸次恢復したので、新規移住者數は昭和十四年以降月平均三千人を越え、昭和十六年五月一日現在に於ける統計の示す處に依れば、北支に於て七萬二千十一人、中支に一萬一千九百九十二人、南支に七百四十三人、計八萬四千七百六人であり、之に調査漏の者を合すれば約十萬と推せられるに至つた。

今次事變前までの、之等在留者の大部分は、少數の「不平分子」と比較的多數の所謂「不正業者」(禁制品密賣者)であつたと言はれるが、然し善良な半島同胞も決して尠かつた譯ではなく、今次事變には在留半島人も亦立派な皇國臣民である事を立證した。即ち日本天津義勇隊特別班は全部半島人で組織されてゐるが、其の班員は數次の變動にも不拘常に百餘名あり、一致團結して數々の決死的獻身作業を事變勃發と殆ど同時に開始し、名譽の戰死傷者をも出し益々現地軍警と協力し、他の地方に就職しても夫々好評を博してゐる。青島竝に張家口に於ても同様の團體が結成されて將來の活動が期待され、又上

海朝鮮人會の事變當初に於ける大奉仕作業實施及び其の後に於ける活動、濟南居留民會の結成、昭和十五年三月末の包頭事件當時の在留朝鮮人の彈雨下の奉仕作業等、組織方面に於ても見るべきもの續出の傾向にあり、各地に於ける獻金、勞力奉仕等も亦少くない。特に新しい事象は、古來閨房より出ずることのなかつた婦人迄が、内地人婦人と共に第一線後方にふさわしい活動を始めたことである。又事變後帝國不動の國策線に副ひ、相當の資産と識見を有する堅實な半島人の新に渡航する者も増加して來たが、在留半島人の斯る愛國的事象と相俟つて、東亞新秩序建設の上に今後益々大きな力となるであらう。

在支者に對する施設

從來在支朝鮮人の保護指導は一に外務省に於てなされ、外務省は出先公館との緊密なる聯絡の下に各地朝鮮人民會を督勵して工作し來つたものであるが、本府に於ては在支朝鮮人に對しても在滿朝鮮人同様之が惠澤に浴せしむべく計畫中の處、偶々昭和十二年七月支那事變の勃發に際會し、奧地在住者にして北京・天津等の安全地帯に避難し來つた者が少くなかつた。そこで本府は同七月十六日不取敢職員を天津に急派し、總領事館及軍と連絡して應急救護事務に當らしめ、かくて皇軍は破竹の進撃を續け、一方北支の治安も漸次恢復するに伴ひ、半島同胞の新に進出する者も激増し來り、之が保護撫育上幾多緊急處理を要する問題が簇出したので、本府は更に職員を同地方各地に派遣して之に當らしめ、同年十月外務省との間に在支朝鮮人事務の處理方に關する協定を結び兩廳間の分擔事項を定めたのである。即ち

本府に於ては在留朝鮮人の思想善導・教育・衛生・産業・金融の如き助長方面の特別施設の創始擴充を爲すと共に、就職斡旋、事變後急激に増加した新規移住者の指導誘掖等、諸般の恒久的保護撫育事務に當ることとなり、昭和十三年度には北支・蒙疆方面に職員を増派して之等の事務に當らしめた。同年十月に至り更に既述本府外務省間の協定を昭和十四年度以降中支にも適用することに協定した。蓋し朝鮮人と内地人とは民度風習を異にする爲、實際上の取扱を全然同一にすることは兩者共に却つて不便を感ずる點があるのと、今後に於ける在外朝鮮人の動向は直に鮮内民心に反映するので、朝鮮統治の上に影響を及ぼすこと大なるものがあり、其の取扱上の規準は之を鮮内と同一程度たらしむることを必要とし、又實際の衝に當る者は特別の知識經驗を必要とする關係上、朝鮮事情に精通し朝鮮行政に最も習熟せる技能と經驗を有する本府が外務省に協力實施するのを最も適當なりと思惟した結果である。

今本府の在支朝鮮人に對する施設を示せば大要次の通りである。

(イ)職員の配置狀況 本府は外務省との協定に依り在北支朝鮮人の保護撫育事務に當る爲、昭和十三年六月に北京及張家口の兩出張所を開設し、北京出張所の監督下に天津及青島に派遣員を配置した。尙昭和十四年度中に更に濟南にも派遣員を置き、昭和十五年に、中支在任朝鮮人保護に任ずる爲上海にも職員を増派すると共に、太原・石家莊(石門)には新に派遣員を置き昭和十六年中には大同、南京漢口にも派遣員を置くこととなつた。

(ロ)教育施設 在支朝鮮人兒童は殆ど日本内地人兒童と完全な共學の恩恵に浴してゐる。そしてその就

學率は殆ど百パーセントに近く、之が経費も相當多額に上り、爲に内地人側の教育費負擔は加重したけれども、之に對し内地人から何等不平の聲もなかつたことは、在支朝鮮人の齊しく感激してゐる處である。然し本府としても之等の事情に鑑み、北京を初め多數朝鮮人兒童の在學する日本小學校に對し、之が経費の一部を昭和十三年度以降補助し來り、この補助金額は十三年度に於て三萬六千圓、十四年度に於て六萬五千圓、昭和十五年度は十三萬八千餘圓に上つてゐる。尙在支朝鮮人小學校兒童數は事變前僅に七百餘人にすぎなかつたが昭和十五年四月末日現在では三千五百餘名となり、中等學校青年學校等の生徒も夫々相當急増してゐる。従つて今後に於ける在留朝鮮人の生活向上と新規渡航者の激増等と相俟つて在學者數は愈々急激な増加を見るものと想はれる。然るに内鮮共學に對する最大の障害は國語の不自由に基因するので、本府は昭和十四年十月中外務省との間に協定を結び、國語の豫習を目的とする幼稚園（初等教育準備學校）教育は本府が之を擔當することゝなつたが、現在幼稚園の數中支を合し二十五ヶ所四三學級に達し昭和十六年本府の補助金は二五四、〇〇〇圓に上つて居る。尙新に開設するものに對しても適宜の處置を講ずる筈である。

（ハ）衛生施設 昭和十三年天津・北京・張家口の各民會に囑託醫を設置して在支朝鮮人の救療に従事させ、所要經費は本府に於て全額補助することゝし、更に本府警務局衛生試驗場の調劑になる日常必要藥劑即ち胃腸藥・風邪藥其の他を合して十四種の藥品を配付してゐるが、昭和十四年度に濟南、十五年度に上海にも實施し十六年度更に太原に實施の豫定である。

(二)金融施設 北京及天津は北支に於ける朝鮮人の重なる集合地域であつて、昭和十四年三月現在で北京には約一萬人天津には約七千人居住してゐるが、朝鮮人の爲の金融機關は之を缺除してゐる實狀にあつたので、帝國領事館に於て兩地に都市金融組合を設置させ、その組合員に對し指導金融をなし物心兩方面の指導に依つて經濟の發展と生活の安定を期する事とし、天津興業金融組合は昭和十四年三月十三日附、北京興業金融組合は同月十七日附で夫々設置の許可があり業務を開始したが、本府は昭和十三年に於て北京・天津、昭和十五年に青島の金融組合に對し、夫々基本金五千圓宛經費二千二十圓宛を補助してその維持助成を計つた。

(ホ)北支安全農村設置 本府は支那事變に依る避難朝鮮人の救濟及不正業者を歸農正業に就かしむる目的の下に外務省及軍、冀東自治政府と協議を遂げ河北省寧河縣蘆臺附近に安全農村を建設し其の恒久的安定を圖らんとする計畫を樹て土地買収に着手せる處捨て、顧みざる荒蕪なるに不拘土着支那人の土地に對する愛着心より相當の紛争を惹起したるも軍及外務省等の援助に依り三、五〇〇町歩の買収成立し東拓をして其の經營に當らせることとした。爾來同社は本府及外務省よりの補助を受け昭和十三年十二月工事に着手し昭和十五年六月概ね建設工事を完了したるが之が所要額は二、五二二、〇〇〇圓にして本府はこの内五四七、四〇〇圓の補助をなし本農村建設の助成を計れり。

現在農村の收容戸數は約一〇〇〇戸、五〇〇〇名に及んでゐるが本農村の運営は所轄領事館の監督及本府指導の下に協同組合之に當り組合は農村の一般事務、農事の指導をなすと共に協同組合内に金融機

關を設置し農民に對し營農資金の調達に當らしむることとしたが、之が融資額は一、六一九、〇〇〇圓の多額に上り本府は之に對し昭和十五年度五萬三千圓、昭和十六年度五萬三千圓の補助をなし農民の負擔の軽減を計れり。又教育施設としては組合に於て蘆臺農村國民學校を經營し六六七名の兒童を收容し之が教育に當らしめてゐるが之に對しても本府は年々多額の補助をなし教育に萬全を期してゐる。其の他衛生施設としては病院を建設し本府は之に囑託醫を配置し農村民の救療に従事せしむる等夫々適切なる施設を講じつゝあるが他方農村の警備に付ても自衛團を組織せしめ領事館警察署の指揮の下に警備の萬全を期してゐる。斯くの如く農村の諸般の設備日々完備し本農村民を定着し感謝の念を持って生業に邁進しつゝある現況にして本年度の耕作面積は一、八五六町歩に及び四一、三六〇石の收穫を豫想せられ治安の維持と相俟つて今や全く美田と化し附近支那人よりも模範農村として敬仰され日華親善の實を擧げつゝあり。

(ハ) 輔導施設 天津華街三不管に居住する朝鮮人窮民は、事變前後の調査によれば百九戸三百八十八名であるが、其の生活の安定を圖ると共に正業に轉向せしむるがため、本府は昭和十三年十二月天津朝鮮人民會に補助金を下付し、製繩機二十臺、軍手編機械二十二臺並に其の附屬品を購入させ、其の製作工場で雇傭すべき職工は必ず天津朝鮮人民會で選定した前述の窮民を使用すると言ふ條件の下に、新業に經驗を有し信用確實な當業者に委託經營を行はしめてゐるが、土地柄恰好の授産事業なる爲所期の成績を收めてゐる。尙昭和十四年度に於ては、北京・天津の二箇所職業輔導所を設け、之に對

して總額三萬六百圓の補助を與へ、靴下製造法、洗濯法を教授して適當な技術を授けると共に、別に製圖工も養成する事とし、現在は實施中である。昭和十六年度には青島に前記同様の施政をなす豫定である。

(ト)機關紙の發行 北支・中支に在住する朝鮮人中には不穩な思想を持つてゐる者など殆ど無いが、郷土を去つて幾年月を経た同胞も相當あり、朝鮮に對する認識も薄く且つ生活力微弱なる關係上、思想的にも健全なりとは言ひ得ぬ點があるので、郷土半島に對する認識を深め、皇國臣民としての本質に徹せしむる爲、機關紙として「在華鷄林同胞」を發行して無料配付してゐる。

參考統計表

目次

16	小學校	八
15	地方財政	七
14	直接稅平均負擔額	六
13	收入濟額稅目別	六
12	國稅收納額	六
11	朝鮮簡易生命保險特別會計	六
10	朝鮮鐵道用品資金特別會計	五
9	朝鮮總督府特別會計歲入歲出	五
8	行政區劃	四
7	朝鮮人の内地渡航及歸還者	三
6	朝鮮人の出生及死亡	三
5	内地人の出生及死亡	二
4	人口密度	二
3	戸數及人口	一
2	面積(内地との比較)	一
1	面積(帝國全土)	一
17	書堂	八
18	國語を解する朝鮮人	九
19	神社神祠	九
20	朝鮮神宮參拜者	九
21	布教所布教者及信徒	一〇
22	醫療機關	一〇
23	傳染病患者及死亡者	一一
24	專賣收入及支出	一一
25	葉煙草輸入及輸出	一二
26	鹽	一二
27	人參輸入及輸出	一二
28	國有鐵道收入及支出	一三
29	鐵道投資額	一三
30	鐵道營業料率	一三
31	道路延長	一三
32	朝鮮總督府命令航路	一四

53	豚	三
52	牛	三
51	家畜齒產高	三
50	大豆、粟、棉、甘藷、馬鈴薯	三
49	麥	三
48	米	九
47	農產價額種類別	九
46	農產價額	八
45	自作小作別農業者戶數	八
44	農業者戶數	八
43	自作小作別耕地面積	八
42	耕地面積	七
41	銀行金利	七
40	朝鮮銀行券發行高	七
39	手形交換高	六
38	銀行貸出金現在高	六
37	銀行預金現在高	五
36	金融機關	五
35	朝鮮簡易生命保險契約現在高	五
34	郵便貯金現在高	四
33	放送局及聽取者	四

74	朝鮮人の開拓民	三
73	貿易額	三
72	保險	三
71	會社	三
70	工產價額業種別	三
69	工產價額	九
68	工場、從業者及生產額	九
67	鑛產價額	九
66	鑛業稼行鑛區	八
65	鑛業許可鑛區	八
64	水產製造高	七
63	水產價額比較(帝國全土)	七
62	水產價額	六
61	林產價額種類別	六
60	林產價額	五
59	造林	五
58	林野蓄積	五
57	林野面積	四
56	肥料消費高	三
55	雞	三
54	緬羊	三

附
錄

參
考
統
計
表

參考統計表

(本表中昭和十五年の計數を揭示せざるものは未だ集計に至らざるものなり。)

1 面積 (帝國全土)

總數	朝鮮	内地	臺灣	樺太	南洋群島	關東州
六、〇六三 <small>方</small>	三三〇、八四〇 <small>方</small>	三、二、五六一 <small>方</small>	三、九六一 <small>方</small>	三、〇九〇 <small>方</small>	二、一四九 <small>方</small>	三、四六三 <small>方</small>
1,000.00	三三四.六	五六.七一	五三.八〇	五三.〇〇	三.二五	五.〇八

2 面積 (内地との比較)

朝鮮	内地	面積
道名	面積	面積
威鏡南道	三三〇、八四〇 <small>方</small>	本州より青森縣を除きたるもの
忠清北道	三、九七六	九州より鹿兒島縣を除きたるもの
	七、四一八	熊本縣
	一六、九七	四國より香川縣を除きたるもの
		三三〇、九〇一 <small>方</small>
		三、九七五
		七、四一八
		一六、九二四

3 戸數及人口

總數	内地人	朝鮮人	外國人	總數	内地人	朝鮮人	外國人
二、八四四、一〇三	五〇、九九二	二、七四九、九五六	三、一五五	二、八〇〇、六四七	一七二、五四三	一三、二八、七六〇	二、六九四
四、三九六、五四	一六一、四〇〇	四、一三三、六四六	二、四七八	六、五〇、一〇四	三、〇九八、三〇〇	五、三、三三三	
明治四十三年末				昭和十四年末			

4 人口密度 昭和十年十月一日現在(國勢調査)

朝鮮	104	内地	181	臺灣	155	樺太	9	南洋群島	9	關東州	38
----	-----	----	-----	----	-----	----	---	------	---	-----	----

5 内地人の出生及死亡

年次	出生		死亡		自然増加	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合
明治四十三年	5,308	30.94	3,261	19.01	2,047	21.93
昭和四年	20,855	33.33	8,327	17.03	12,528	51.9
同五年	21,433	33.78	7,681	15.30	13,752	74.8
同六年	21,825	33.98	8,406	16.33	13,419	66.5
同七年	23,752	26.27	8,733	16.68	15,019	95.9
同八年	23,091	24.10	8,359	15.39	14,732	87.1
同九年	23,498	24.04	8,448	15.05	15,050	89.9
同十年	24,139	24.33	8,884	15.23	15,255	90.0
同十一年	24,564	23.93	9,473	15.56	15,091	83.6
同十二年	24,946	23.74	9,535	15.13	15,411	86.1
同十三年	26,555	26.08	9,260	14.63	17,295	114.6

出生、死亡及自然増加の割合は年末人口(内地人)千人に對する比率を示す。

6 朝鮮人の出生及死亡

年次	出生		死亡		自然増加	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合
明治四十三年	一七五、三二	一三・三	一〇七、三〇八	八・七	六七、九三	五・一八
昭和四年	七一九、三五	三六・六	四三三、八五三	二四・二	二六六、三二	二四・一七
同五年	七六〇、六三	三六・四	三七三、七三三	一八・九八	三八六、八八〇	一九・六六
同六年	七五五、九〇六	三三・八一	四〇一、四八	二〇・七	三〇四、三二八	一五・四四
同七年	六〇四、二七五	三〇・一六	四四八、五三三	二二・三六	一五五、七五二	七・七六
同八年	五九〇、〇三	二九・三〇	五九二、六六八	一九・四三	一九七、三六七	九・七七
同九年	六二五、五七九	三〇・〇一	三九八、四三	一九・四三	二二七、〇九七	一〇・五八
同十年	六二五、九七九	二九・四六	四二一、四四	一九・八三	二〇四、五三五	九・六三
同十一年	六二五、三六一	二八・七九	四二四、〇六三	一九・八四	一九一、三三八	八・九五
同十二年	六二八、二〇五	二八・九七	三六六、七三三	一七・八四	二四一、四七二	一一・二二
同十三年	七九三、九七五	三六・二三	三六四、一九	一七・五〇	四〇八、七九六	一八・六三

出生、死亡及自然増加の割合は年末人口(朝鮮人)千人に對する比率を示す。

7 朝鮮人の内地渡航及歸還者

年次	渡航者	歸還者	差引渡航者増(△減)
昭和六年	一〇二、一六四	八三、六五一	一八、五一三

慶	慶	全	全	忠	忠	京	總	道
尙	尙	羅	羅	清	清	畿	數	(府縣)
南	北	南	北	南	北	道	(一三)	
道	道	道	道	道	道	道		
三	一	二	二	一	一	三	二	二
一九	二二	二一	一四	一四	一〇	二〇	二八	郡
一	一	一	一	一	一	一	二	島
二	〇	〇	六	九	四	七	一〇	邑
二	〇	〇	六	九	四	七	四	(町)
二	四	四	六	三	二	五	二	面
三	四	四	九	三	二	五	二	(村)
〇	一	二	九	三	二	五	九	

8

行政區劃

昭和十六年十一月一日現在

同	同	同	同	同	同	同	同	昭
十	十	十	十	十	九	八	七	和
五	四	三	二	一	年	年	年	七
年	年	年	年	年	年	年	年	年
三三四、一六八	二八四、七二六	一六四、九二三	一二一、八八二	一一三、七一四	一〇八、六五九	一五九、一七六	一五三、二九九	一一三、六一五
二一八、〇二七	一七六、九五六	一四二、六六七	一二〇、七四八	一一〇、五五九	一〇六、一一七	一一二、四六二	八九、一二〇	七七、五七五
一一六、一四一	一〇七、七七〇	二二、二五五	一、一三四	三、一五五	二、五四一	四六、七一四	六四、一七五	三六、〇四〇

黃海道 平安南道 平安北道 江原道 咸鏡南道 咸鏡北道

三	二	一	一	二	一
一一	一六	三一	一九	一四	一七
一	一	一	一	一	一
六	七	〇	九	五	九
六九	一二三	一六五	一六二	一三五	二〇三

9 朝鮮總督府特別會計歲入歲出 (決算)

明治四十四年度	昭和十四年度
總額	總額
五三、三六四、四四四 ^円	八〇、六九五、八八三
經常部	經常部
五、五五四、一七六 ^円	五〇、八四九、二三三
臨時部	臨時部
二六、七三〇、二六八 ^円	二七九、八〇六、六五〇
總額	總額
四六、一七三、三三〇 ^円	六八〇、〇六六、六〇七
經常部	經常部
二五、五四七、九四三 ^円	三五四、九〇四、三〇九
臨時部	臨時部
二〇、六四四、三六六 ^円	三二五、一〇二、二九八

10 朝鮮鐵道用品資金特別會計 (決算)

明治四十四年度	昭和十四年度
總額	總額
三、八六〇、〇一九 ^円	七五、六六八、四三〇
用品及工作收入	用品及工作收入
三、八三三、三六一 ^円	七三、八六九、八九〇
雜收入	雜收入
二七、六六六 ^円	一、七九八、五四〇
總額	總額
三、七九二、二七七 ^円	七五、七二〇、三三〇
俸給及諸給	俸給及諸給
四三、九一一 ^円	五
用品及工作費	用品及工作費
三、七四八、三六六 ^円	七五、七二〇、三三〇

11 朝鮮簡易生命保險特別會計 (決算)

昭 和 四 十 四 年 度	入			出		
	總額	保料	運用收入	總額	俸給	事業費
同	七三、四四七	六四、六四四	一、五〇九	二四六、六二	三五、三〇七	二二、三四
昭 和 四 十 四 年 度	二七、〇六四	二四、七〇七	二、三四五	一一、〇七〇	八一六、九五一	一〇、一五八
						七四、四三六

12 國稅收納額

昭 和 四 十 四 年 度	明治四十四年度	昭 和 四 十 四 年 度
調定濟額	一三、五三三	一五〇、五〇〇
收入濟額	二、四四〇	一五〇、三三〇
缺損額	一〇三、三六一	七九、八四四
翌年度へ繰越額	四九、三〇七	一九〇、六四四
收入歩合	九・九〇	九・九六

13 收入濟額税目別

昭 和 四 十 四 年 度	總額	所得稅	地稅	營業稅	酒稅	關稅	其他
	二五〇、三三〇	三五、五九九	九、九五〇	三、九二一	二八、〇五九	一七、二三三	五五、四七七
	三三〇	四四〇	三〇九	一五五	四三六	四九六	六六五

14 直接稅平均負擔額 (昭和十四年) (單位圓)

道	地方團體	團體數	豫算總額	昭和十五年度	學校組合費	學校費賦課金	備考 教育費負擔は左の區分に依る。						
							府	郡	府	郡			
							平均	内地人	朝鮮人	外國人			
							一戸當	一人當	一戸當	一人當	一戸當	一人當	
							七三・七	四・六	八・六	一四・五	三・五	二四・九	三・五
							四・二	三・三	三・三	五・三	九・五	二・七	一七・四
							一・七	五・三	五・四	一・〇	一八・〇	三・三	三・三
							二・〇	八・二	六・四	一・二	二七・九	五・一	五・一
							七・七	四・六	四・八	〇・九	二九・〇	七・〇	七・〇
							一八・七	四・七	二・七	二九・〇	一六・八	四・〇	四・〇
							三・四	四・三	二・五	二・五	一六・八	四・〇	四・〇
							三・四	四・三	二・五	二・五	一六・八	四・〇	四・〇
							〇・九	七・二	四・三	〇・八	五・一	二・三	二・三
							〇・八	七・二	四・三	〇・八	五・一	二・三	二・三
							四・三	七・二	四・三	〇・七	七・〇	一・七	一・七
							四・三	七・二	四・三	〇・七	七・〇	一・七	一・七
							〇・三	三・九	二・五	〇・四	一	一	一
							〇・三	三・九	二・五	〇・四	一	一	一
							二・八	三・八	二・五	〇・四	一	一	一
							二・八	三・八	二・五	〇・四	一	一	一

府 總額
 一 般 經 濟
 第 一 部 特 別 經 濟
 第 二 部 特 別 經 濟
 邑 面
 學 校 費 合 組

16 小 學 校

明治四十五年五月末現在

昭和十五年五月末現在

總額	二〇	一〇五、一〇九、一四〇	五、二五五、四五七
一般經濟	二〇	八七、八八〇、〇五二	四、五九四、〇〇二
第一部特別經濟	二〇	六、四五三、二二四	三二二、六六一
第二部特別經濟	二〇	一〇、七七五、八六四	五三八、七九三
面	二、三三六	四三、六〇八、四八一	一八、六六八
費	二二〇	四〇、七六二、五五六	一八五、二八四
合	四五七	四、六一九、二一二	一〇、一〇七

官立小學校
 公立小學校
 私立小學校

17 書 堂

實 數

明治四十四年度を百とせる指數

明治四十四年度末

書 堂	一六、四〇〇	一〇〇	一四、六四	一〇〇	一〇〇	一校平均
教 員	一六、七二	一〇〇	一四、六四	一〇〇	一〇〇	八・六人
生 徒						

學校數 職員數

總 數 內 地 人 朝 鮮 人

學校數 職員數

總 數 內 地 人 朝 鮮 人 外 國 人

官立小學校	二	一四	四〇八	一	四〇八	三	一一三	四、九〇八	六三三	四、三七五	一
公立小學校	五〇八	一、九八一	六三、六五五	三、四五五	四三、二〇〇	三、七七一	三〇、七五三	一、四三〇、九七九	九三、四〇〇	一、三三七、五二〇	元
私立小學校	三五	九一	三、〇三三	一	三、〇三三	一三	八五二	五七、八七六	一〇	五七、八六六	

大正五	年度末	二五、四八六	二五、八三二	二五、五三二	一五四	一五四	一八五	一〇・三
同十	年度末	二四、一九三	二四、五三二	二九八、〇六七	一四六	一四六	二二〇	二・三
昭和元	年度末	一六、〇八九	一六、五六八	一九六、八三六	九七	九九	二一九	二・三
同六	年度末	九、二〇八	九、五九四	一四六、九〇一	五七	五七	二〇四	一六・〇
同十一	年度末	五、九四四	六、五四三	一九九、九九九	三六	三九	二二〇	二八・六
同十五	年度末	四、一〇五	四、七五五	一五八、三三〇	二五	二八	二二二	三六・六

18 國語を解する朝鮮人

總數

稍解し得るもの

普通會話に差支なきもの

朝鮮人總人口千人に付

昭和四年末	一、四四〇、六三三	九〇〇、一五七	五四〇、四六六	七六九
同十五年末	三、五七三、三三八	一、七三〇、七五八	一、八四二、五八〇	一、五五・七〇

19 神社、神祠

神 社

神 祠

昭和十六年十一月末現在

總數	官幣大社	國幣小社	其の他の神社
三	二	六	五四

20 朝鮮神宮參拜者

總數

内地人

朝鮮人

滿支人

歐米人

一日平均

昭和六年	四〇三、五五〇	三三八、〇八三	七三、〇四九	一、三四九	一、〇六九	一一、一〇六
年次						

病名	院			計	醫師一人當面積	限地業者	醫生
	官立	公立	私立				
總數	一六	一四	六	三六	八八〇	三七	一、三六五
内地人	一四	六	六	二六	二、九六	三九四	三、六八四
朝鮮人	一	一	一	三	七、〇五八	一、二五八	六、二九〇
外國人	一	一	一	三	一、二五八	一、二五八	一、二五八
醫師一人當人口	七、〇五八	一、二五八	一、二五八	九、五七四	七、〇五八	一、二五八	六、二九〇
(内地は昭和十二年末)							

23 傳染病患者及死亡者 (昭和十五年)

傳染病名	患者	死亡者	傳染病名	患者	死亡者
總數	二五、三四三	四、〇九三	痘瘡	三、二六四	六二九
コレラ	一	一	發疹チフス	一、三四六	一八一
赤痢	四、一六八	七五四	猩紅熱	一、五五〇	二五
腸チフス	一一、〇九八	一、七九五	チフテリア	二、七二三	五五八
パラチフス	九〇四	六四	流行性腦脊髄膜炎	一五三	七七

24 專賣收入及支出

年度	收入	支出	差引益金
大正十年度	一六、九七三、三五	一三、一三三、二三五	四、八三三、九〇〇
昭和十五年	一四、七六六、〇五四	四九、二七七、五四四	五五、四九八、五〇〇

專賣局は大正十年度より開廳す

25 葉煙草輸移出入

大正十年度		昭和十五年度	
輸移	數量	1,941,008 帖	1,134,321 帖
	價額	4,436,270 円	2,575,431 円
輸移	數量	1,366,275 帖	1,744,960 帖
	價額	1,599,779 円	1,901,633 円

26 鹽

大正十年度		昭和十四年度	
製	總數	1,338,812,706 帖	499,350,033 帖
	天日鹽	55,873,708 帖	43,555,000 帖
造	煎熬鹽	40,932,035 帖	30,007,739 帖
	再製鹽	36,006,973 帖	37,997,333 帖
高		輸移入鹽	125,761,500 帖
			94,366,600 帖

27 人蔘輸移出入

大正十年度		昭和十五年度	
輸移	數量	47,791 斤	85,467 斤
	價額	2,717,081 円	6,856,334 円
輸移	數量	69,589 斤	14,534 斤
	價額	303,217 円	204,600 円
輸移	數量	10,819 斤	2,365 斤
	價額	33,285 円	190,287 円
輸移	數量	1 斤	33,955 斤
	價額	1 円	57,503 円

28 國有鐵道收入及支出

收 入		支 出		差 引 益 金
明治四十四年度	五、七五、八三	五、一三、九一	六三、〇七一	
昭和十四年度	三六、四九、三三	一六、五三、八〇	五〇、九五、四三	

29 鐵道投資額

總 數		國有鐵道		私設鐵道	
明治四十四年度末	一〇九、四七、六四	一〇五、〇七、九六	四〇、〇〇〇	三、六五〇、六七	
昭和十四年度末	一、三三、〇五、五三	八六〇、三八五、三九	一八八、六三、三一	八三、一四、〇三	

30 鐵道營業籽程

總 數		國有鐵道		私設鐵道	
明治四十四年度末	一、三六、〇	一、三三、三	一〇、〇	三三、七	
昭和十四年度末	六、〇三、五	四、〇八九、五	一、八五、籽	八一、四	

31 道路延長

朝鮮		內地		面積一方籽當	
國道	三、五三四	國道	八、六五	朝鮮	一、五
地方道	八、一三四	府縣道	一、〇、六七五	內地	三、二
計	三〇、六八	計	二九、二九〇		

32 朝鮮總督府命令航路

項目	明治四十四年度	昭和十五年度
航路數	?	三
使用船數	三隻	充
總噸數	四,〇八〇噸	三三〇,四五七
搭載貨物	?	一,八〇四,一三
乘客人員	三九,〇四五人	二六三,九七六

33 放送局及聽取者

項目	昭和二年度末		昭和十五年度末		昭和二年二月より放送開始	
	一	六	一	六	一	六
放送局數	一	六	一	六	一	六
聽取者數	五,一三三	三三七,五七三	四,一六一	一〇九,六四四	九四九	九四四
內地人	四,一六一	一〇九,六四四	九四九	九四四	九四九	九四四
朝鮮人	九四九	一六,九三三	九四九	一六,九三三	九四九	一六,九三三
外國人	二	九四四	二	九四四	二	九四四
人口一萬人當聽取者	二・六	九・六	二・六	九・六	二・六	九・六

34 郵便貯金現在高

項目	明治四十三年度		昭和十五年度	
	一三六,九六	三,三〇六,四六五 <th>六,八三七,三〇九</th> <th>一四二,三七七,三五九 </th>	六,八三七,三〇九	一四二,三七七,三五九
年度末現在高	一三六,九六	三,三〇六,四六五	六,八三七,三〇九	一四二,三七七,三五九
預人員	一三六,九六	三,三〇六,四六五	六,八三七,三〇九	一四二,三七七,三五九
預金額	一三六,九六	三,三〇六,四六五	六,八三七,三〇九	一四二,三七七,三五九
預々一人當預金額	三・〇七	三・〇七	三・〇七	三・〇七
人口百人當預人員	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人
人口一人當預金額	二・四二	二・四二	二・四二	二・四二

35 朝鮮簡易生命保險契約現在高

昭和四年度末
同 十五年度末

件數	保險料	保險金額
二八、四三九	一三九、七〇三 円	二四、八九、四三 円
三、一〇六、八八元	三、〇〇三、五七七	五八九、五八七、六五九

36 金融機關 昭和十五年末

銀

行

總數	朝鮮銀行	朝鮮殖産銀行	朝鮮貯蓄銀行	普通銀行
九	一	一	一	六
支店及出張所	二二四	一四	六六	一三一
本店	朝鮮金融組合	金融組合	手形交換所	無盡會社
支店	一	七二三	一一	六
支店	一三	一	一	六

朝鮮金融組合聯合會の本店欄には本部を支店欄には支部を掲ぐ

37 銀行預金現在高 (單位千圓) 昭和十五年末

總額	定期預金	當座預金	特別當座預金	其他の預金
一、一三九、八八元	四〇〇、八六三	二七五、七八	二〇〇、七七	三六三、五八

一五

朝鮮銀行	三三、六一	六、六一	六、三〇	三、八八八	五、八八二
朝鮮殖産銀行	三三、五六〇	二九、一九九	一〇三、八一三	六、六九九	三、八四九
朝鮮貯蓄銀行	二七、九七〇	一五九	—	—	一七、七七八
普通銀行	四六、八七〇	一九二、九三三	一〇、六九五	一〇五、一四〇	六、〇七九

38 銀行貸出金現在高 (單位千圓) 昭和十五年末

總額	一、八九八、九五〇	四九三、八二四	一、三三三、九七八	六五、九九八	一一五、七六〇
朝鮮銀行	五三三、五七〇	—	四六五、三四八	一五、〇六六	三三、一五六
朝鮮殖産銀行	九四八、二五六	四九三、八二四	三九八、九〇七	二七、五八〇	二七、九五五
朝鮮貯蓄銀行	四三、五七〇	—	四三、五七〇	—	—
普通銀行	三九一、五五四	—	三二四、一五三	三、七五三	五四、六四九

29 手形交換高 (金額單位千圓) 昭和十五年

總額	三、五二一、二三元	二、三三四、八六五	一、三六、五四五	二八九、二六四	二、八八二、四三三
仕拂手形	四、四七七、四一七	二、八九二、三九三	—	—	—
小切手	—	—	—	—	—
送金爲替	—	—	—	—	—
約束手形	—	—	—	—	—
公債債券	—	—	—	—	—
同利札	—	—	—	—	—
雜證券	—	—	—	—	—
總額	—	—	—	—	—

金枚數	一〇九、三〇八	六六五、八〇四	二、一四〇	八、三三三	—
額	一九七、七三五	三四、六九四	三、三九六	—	—

40 朝鮮銀行券發行高

發行高	總額	正貨準備	保證準備	保證準備 制限額	發行餘力 (×發行外)
	千円	千円	千円	千円	千円
明治四十三年末	三〇、一六三	七、〇三五	一三、一三六	三〇、〇〇〇	六、八六三
昭和十五年末	五八〇、五三三	二九〇、三九九	二九〇、一三四	一六〇、〇〇〇	一三〇、一三四

41 銀行金利 昭和十五年

預金	定期	當座	貸付	當座貸越	手形割引
	(年利)	(日歩)	(日歩)	(日歩)	(日歩)
朝鮮銀行	三六	二	一六	一七	一五
普通銀行	三八	三	一八	一八	一七

42 耕地面積

總面積に對する耕地面積	總數 (除火田)	一毛作	二毛作	計	田	火田
	町	町	町	町	町	町
明治四十三年末	二、四六四、九〇四	?	?	八四七、六六七	一、六二七、二六七	?
昭和十四年末	四、五二六、七七五	?	?	一、七六三、七四一	二、七六三、九八三	四三二、七五〇

43 自作小作別耕地面積

昭和十四年末	總數	畝		
		自作	小作	田
	四、五三六、七七・五町	五六四、三六〇町	一、一九八、三九八・一町	一、三四二、〇〇〇・〇町
				一、四三三、九五三・四町

44 農業者戸數

昭和十四年末	總數	内地人	朝鮮人	滿洲國人及 中華民國人	其他の 外國人	總戸數と 割合
	二、三三六、三〇〇	二、一三三	二、三三三、八二四	三六四	〇	八三・三%
明治四十三年末	三、〇四六、五四六	六、八二六	三、〇三六、八五七	二、八六三	一	六九・一%

45 自作小作別農業者戸數

昭和十五年末	總數	自作	自作兼小作	小作	被傭者	火田民
	三、〇四六、五四六	五五〇、八七七	七二一、三七〇	一、六一六、七〇三	一〇一、六〇六	五、九九〇

46 農産價額

明治四十三年	農産	畜産	合計
	實數	實數	實數
二七、六一、三三三円	一三、四、五、九〇三円	三三、一〇七、一三三円	
指數	指數	指數	
100	100	100	

年	總數	米	麥	豆	類	雜穀類	特用作物
大正四年	三三、八〇七、八七五	一六〇	四三、七三三、三四八	三五	三七五、五四〇、一三三	一七〇	
同 九 年	一、二七〇、一八〇、三三三	六三	五、七二一、二六八	四三	一、三三六、八九一、五〇〇	六〇〇	
同 十 四 年	一、一四五、八二九、〇九四	五三	六七、六六〇、九七四	五〇	一、二二三、五二〇、〇六八	五四九	
昭 和 五 年	六九三、五四三、一四九	三三	三、六六四、七三六	三六	七四、三七、八七五	三三八	
同 十 年	一、一〇〇、五六六、六七五	五三	四六、四八八、四九三	三四	一、一四七、〇五五、一六八	五二九	
同 十 二 年	一、四九〇、八九二、九〇三	七二	六九、五九四、五六二	五八	一、五六〇、四八七、四六四	七〇六	
同 十 四 年	一、五八、一六三、〇一一	七四	九六、二四三、四六八	七六	一、六四四、四〇四、四七九	七四四	

47 農産價額種類別 (單位圓) (其ノ一)

年	總數	米	麥	豆	類	雜穀類	特用作物
昭和十四年	一、六四四、四〇四、四九一	一、三二二、七三三、五〇八	五八〇、四七二、八五〇	二四四、四八五、〇五一	一九八、三五〇、〇六八	一六〇、〇七四、八九九	七九、八三〇、七四一

同 上 (其の二)

年	植 産 物 價 額			畜 産 業			畜 産 物 並 同 副 産 物		自 給 肥 料
	蔬 菜	果 實	其 他	生 産 品	加 工 品	畜 産 物 並 同 副 産 物	自 給 肥 料		
昭和十四年	二六、五六、一九二	四七、三三三	六四、四三六	六、三〇、四三〇	八〇、三四八、七〇四	九四、七五、四六五	一一九、三〇七、三八二		

48 米

明治四十三年 昭和十四年	作付段別(町)				收穫高(石)			
	總數	粳米	糯米	陸米	總數	粳米	糯米	陸米
	一、三五二、七九六・八一	一、三五五、三九九	八三、六九・四	一三、七八・五	一〇、四五五、六三三	九、七三五、〇七三	五八三、六〇一	七、九四〇
	一、三三四、八〇五・七一	一、一八四、六六三	一七、二六〇・六	三、八八・八	一四、三五五、七九三	一四、〇七六、八四三	一九五、四三三	八、六〇八

米收穫高内鮮比較 昭和十三年

朝内寮 鮮地灣	作付段別		收穫高	
	町	石	町	石
	一、二三四、八〇五・七	一四、三五五、七九三	一、二六三	一、二六三
	三、一九三、三三六・〇	六、九六四、四六八	二、一六〇	二、一六〇
	六三一、三四六・九	九、一五一、七四〇	一、四五〇	一、四五〇

49 麥

總大 小 稈 麥	明治四十三年		昭和十四年	
	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高
數	八五七、五九三・六	六、二〇七、六三三	一、四九一、〇七三・四	一三、一三七、五八八
麥	五七五、九七五・五	四、七四六、九三六	八三〇、〇一四・五	七、五七〇、四八八
麥	三四三、八九四・三	一、二〇五、九七一	三三〇、五二七・八	二、四九一、五六四
麥	三八、七四〇・八	二五四、七五	二九七、〇三三・三	二、九九五、六八八
イ	—	—	一三、五〇七・九	七九、八四八

50 大豆粟棉甘藷馬鈴薯

作物	明治四十三年		昭和十四年	
	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高
大豆	四八八、〇五三 ^町	二、七四六、五八 ^石	七三七、八二五 ^町	二、三三三、七八 ^石
粟	五三六、一七五	三、四六六、六〇〇	八五〇、四七三	五、〇三九、一七一 ^斤
棉	六〇、一六〇・一	二、〇七六、八三六 ^斤	二五三、一八五・一	二二〇、三三六、一三四 ^斤
甘藷	?	?	三九、一五四・三	七三、〇一九、三七三 ^斤
馬鈴薯	?	?	一一〇、五〇一・九	一六四、八八六、〇四七

51 家蠶繭繭產高

繭種	明治四十三年		昭和十四年	
	總數	產高	總數	產高
飼養戶數	七六、〇三七	七六、〇三七	一、四七九、〇二五	六五五、六〇三
蠶種掃立枚數(枚)	八九、九〇〇	八四、五八六	一、〇五六、六四七	六二一、一一一
繭產高(石)	一三三、九三二	一三三、九六〇	六五七、九三八	四四一、八二二
夏秋蠶	?	?	八三三、四三三	六五五、六〇三
春蠶	七六、〇三七	七六、〇三七	六二一、一一一	四四一、八二二

52 牛

飼養戸數	總數		朝鮮種		其他	
	總數	牝	牝	牝	牝	牝
明治四十三年末	?	七〇三、八四四	?	?	?	?
昭和十五年末	一、五〇〇、三九九	一、七四〇、三九〇	一、一三〇、〇〇六	六三〇、三八二	一一七、八二三	六三〇、一九三

居殺數 輸移出數

總數	牝		輸出		移出	
	總數	牝	牝	牝	牝	牝
明治四十三年	一七五、九四七	?	?	一、〇八九	五九、〇三三	
昭和十五年	二五五、三三三	八九、二九七	一六七、〇三八	—	七九、一四六	

53 豚

飼養戸數	總數		朝鮮種		其他	
	總數	牝	牝	牝	牝	牝
明治四十三年末	?	五六五、七五七	?	?	?	?
昭和十五年末	一、三三〇、三三〇	一、三三〇、三三〇	七九五、七三五	五三三、四九五	三三〇、九五七	一五三、二九四

54 緬羊

昭和十五年末

飼養戸數
 總數 頭
 牝 牝
 雄 雄
 朝鮮種
 其の他
 羊毛產額(昭和十四年中)

55 鶏

明治四十三年末	飼養戸數	總數	雌	雄	朝鮮種	其の他
		?	?	?	?	?
昭和十五年末		二、七九六、三五九				
		一、六五三、七六六				
		六、六〇〇、四七九				
		四、八五五、四七九				
		一、八〇四、九三二				
		二、四八、八五八				
		八六六、三三二				
		七、七六六、六三九				
		九二八、六三〇				
昭和十五年	鶏卵生産額	二三七、四五九	九七三	額	一一、三〇三	一六二圓

56 肥料消費高 (單位數量應、價額千圓) (最近十箇年)

昭和五年	總數	鹽	粕	大豆粕	硫安	石灰	過磷酸	硫酸	化成	肥料	調合	其他
價額	三三、六三三	四、七四一	六、一四七	一一、〇五三	八、〇三九	四一、六三四	七三三	一一、九五六	二四、一九四	五三、一七七		
數量	三三、一九七	四三三	四、三五四	一〇、九九〇	七三三	一、三四七	八六	一、四三四	一、五五八	一、三三三		
同六年	價額	三三、八八五	二五、三三五	六九、五七〇	九九、四〇五	九、七五三	二四、一四五	二、四三三	二、五九二	二四、三三四	五九、三三八	
數量	一六、八四四	一、五二八	二、五〇三	八、二三六	六九七	六五二	二九二	一、一四二	七九〇	九八七		

昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
價額	價額	價額	價額	價額	價額	價額	價額
數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量
三六九、四三六	四三〇、三六三	五六〇、四九〇	七〇三、〇〇四	八〇九、四三七	八五五、四九〇	九一九、〇四九	八八三、一三〇
二、四五〇	一五、三三八	四八、五五五	二八、七〇一	一八、九三三	三、〇九五	二九、三九八	三、〇〇八
四九、三三六	二七、三三六	五三、一九四	二四、一〇〇	二六、三〇四	一八、一七九	一五、四六八	一四、四五三
一六四、六〇七	一八三、五七一	二三、〇一八	二四、八五一	三〇六、六〇〇	三三七、八七〇	三二、四八五	二五九、六二八
一四、一九八	一九、九四四	二八、四四九	三六、六五九	四七、三九五	四七、七七一	五九、六二二	三八、四八二
四〇、一四四	六四、九八九	八四、〇〇四	一三、〇六八	一〇一、〇八四	一〇九、三三八	五九、五六二	五九、四六〇
一、〇八九	六四、九八九	一、七〇〇	四、一五三	三、六二五	四、八九八	三、四九四	三、六六八
一、〇三三	五三、一四〇	一、七七一	一、四三八	一、六四七	二、五二六	四、五九六	四、三二一
一一、五九一	二〇、一四〇	三三、七三四	四三、五九四	五四、五三八	七三、七四五	七五、四三七	七〇、一三三
一四、〇〇三	二五、二〇一	五二、一三七	一三、六九六	一八九、七七一	二一八、九二八	三三三、三七三	三九四、〇〇四
七一、九三三	五三、八四三	四四、六四七	六二、八九七	六三、七五四	五五、九九七	三〇、一六七	四一、六六一
一、三三七	八〇三	一、〇八一	一、一八五	二、〇八三	一、八四三	一、五四一	三、二九九
九五七	六六八	一、七九	一〇、一三七	一六、六九二	一七、九四五	三二、八一四	四三、〇五四
六六八	一、四六七	一、一七九	一、一八五	二、〇八三	一、八四三	一、五四一	三、二九九

57 林野面積

昭和十四年末	總數	國有	公有	寺刹有	私有
一六、三三三、一九四町	五、四五六、五三〇町	一、〇二一、二六〇町	一八七、六七三町	九、六五七、七四二町	

昭和十四年末

58 林野蓄積

總數	六九、七四三、五五五 <small>尺結</small>
國有林	三三、七六〇、四九三 <small>尺結</small>
公有林	三、九六〇、七五五 <small>尺結</small>
寺刹有林	三、八八〇、五三四 <small>尺結</small>
私有林	三〇、一四一、七六四 <small>尺結</small>

59 造林 (最近十箇年)

總數 國費經營 公營及民營

年	施業面積 <small>陽</small>	施業本數 <small>千本</small>	施業面積 <small>陽</small>	施業本數 <small>千本</small>	施業面積 <small>陽</small>	施業本數 <small>千本</small>
昭和五年	八七、一六六	二八、三三二	七、〇八七	九、八四三	八〇、〇三九	二七、四八八
同六年	八七、六三六	三三、四六一	六、七三九	一一、二〇一	八〇、八八七	三〇三、二五九
同七年	八五、九三五	三三、〇五八	七、六七八	一〇、五〇三	七八、二四七	二九四、五五五
同八年	八〇、三八六	二六、五〇三	八、四三〇	九、三八〇	七二、九三六	二五七、一三三
同九年	七五、四九四	三三、七三五	九、五六七	八、三三七	六五、九二七	二二五、三九八
同十年	七五、七〇九	二〇、九一〇	一〇、六四四	一三、三七一	六五、〇八五	一九五、五五九
同十一年	八三、二五四	三三、〇一一	一四、七八四	一八、五九六	六七、四七〇	二〇五、四一五
同十二年	七九、〇六二	三三、〇九二	一五、六三二	一九、一〇八	六三、四四〇	二一一、八〇四
同十三年	九〇、八九四	三五、六九九	一七、〇七六	二二、九三三	七三、八一八	二三八、六九六
同十四年	一〇五、四七三	三九、二九八	一七、〇七三	五八、九三三	八八、四〇〇	二七〇、五七五

60 林產價額

年	實數	指數
明治四十三年	一九,二四〇,〇〇〇 <small>円</small>	一〇〇
大正四年	三三,九四五,〇〇〇	一七九
同 九年	三〇,二〇六,〇〇〇	一五七
同 十四年	五三,四六六,六六九	二七六
昭和五年	六三,三六〇,三三四 <small>円</small>	三三九
同 十年	一四,〇〇五,三四二	五九五
同 十二年	一三八,七〇九,四一一	七二一
同 十四年	一九二,〇六三,九七五	一,〇〇一

61 林産價額種類別

年	總額		用材		薪材		木炭		其他
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
昭和十四年	一九三,六〇四 <small>千尺</small>	二,七六二 <small>千円</small>	三七,五五七 <small>千尺</small>	一,三四五,八五五 <small>千円</small>	四三,二〇〇 <small>千尺</small>	三,二七〇 <small>千円</small>	七,六三三 <small>千尺</small>	一〇五,三四四 <small>千円</small>	

62 水産價額

年	漁獲高		養殖生産高		水産製造高		合計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
明治四十四年	一五,九五五,九三二	?	七二,四三九	?	九,七六一,八五三	二,六五四,九一九 <small>円</small>	九,四二八,〇七九 <small>円</small>	一〇〇
大正五年	六,七三三,一六〇	?	?	?	三五,七三七,七五五		三五,七三七,七五五	二七三
同 十年	四,九九七,五九〇		二,四八一,九三九		七一,三九九,九一八		七一,三九九,九一八	七五八
昭和元年	五三,七四三,八六七		二,四八二,九三九		三四,二一九,三七三		九〇,三五四,一七九	九九九
同 六年	四六,五七八,一七〇		二,六二五,二六六		二八,三六九,四三三		七七,五六一,七四八	八三四
同 十一年	七九,八七九,一三七		四,七四七,四九九		七九,三七七,二八三		一六四,〇〇三,八七九	一,七四二

昭和十四年

一五二,〇九八,〇〇〇

八,三三七,八七六

一七九,九六六,六九二

三三三,三三三,三三三

三,四七五

63 水産價額比較 (帝國全土) 昭和十三年

總數	總獲高		養殖高		製造高	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合
總數	八三四,一九九 <small>千円</small>	100.0%	四七九,三三八 <small>千円</small>	100.0%	四一,六四三 <small>千円</small>	100.0%
朝鮮	一八九,八三三	二三.七	八七,〇八二	一八.二	五,九三四	一四.二
內地	五八八,〇四〇	七〇.六	三九九,四三〇	七五.〇	三〇,一一〇	七三.三
臺灣	二二,五三三	二.八	一五,六七〇	三.三	五,五五五	一三.三
樺太	二五,五三二	三.一	一三,一九四	二.七	—	—
南洋	六,六三二	〇.八	三,九四三	〇.八	八三	〇.二

64 水産製造高 昭和十四年

總數	總獲高		養殖高		製造高	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合
總數	五七三,一八三,八二六 <small>噸</small>	100.0%	一六七,九六六,六九二 <small>噸</small>	100.0%	一〇,七二一,八八六 <small>噸</small>	100.0%
煮乾類	一九三,六二七,九七七	三三.九	七五,〇七〇,七三二	四四.7	六二,三四四,四七六	五八.3
鹽藏類	—	—	—	—	一六,〇三三,三六六	一五.4
鹽辛類	—	—	—	—	一三,〇三三,〇一四	十二.4
水産儲詰類	—	—	—	—	—	—

鹽乾類	13,033,740	2,950,963	水産鱈詰類	48,550	85,251
海藻類	10,755,051	10,140,462	乾製肥料	81,883,527	16,700,233
冷凍品	2,353,030	588,206	油肥類	22,533,234	5,283,466
櫻干類	355,950	333,599	海藻類	3,688,011	3,658,666
其他(食用品)	4,339,699	2,874,421	工藝品	105,573	53,331
非食用品總數	379,555,849	93,848,920	藥品	675	12,000
壓搾肥料	180,977,299	37,134,633	其他(非食用品)	369,700	6,410

65 鑛業許可鑛區

總數	796	37	金銀鑛	2	3	石炭	30	砂金	279	其他	5
明治四十四年末	796	37	鐵鑛	9	1	黑鉛	15	砂金	279	其他	5
昭和十四年末	10,540	5,849	鐵鑛	23	1	黑鉛	266	砂金	49	其他	618

66 鑛業稼行鑛區

總數	206	4	金銀鑛	1	2	石炭	11	砂金	56	其他	8
明治四十四年末	206	4	鐵鑛	1	1	黑鉛	4	砂金	56	其他	8
昭和十四年末	6,509	4,317	鐵鑛	7	1	黑鉛	14	砂金	33	其他	55

67 鑛産價額

年	實數	指數	實數	指數
明治四十三年	六〇七、九五三	一〇〇	昭和五年	二四、六五四
大正四年	一〇、五五、九六六	一七三	同十年	八八、〇三九
同九年	二四、二〇四、六六八	三九九	同十一年	一〇、四三九、六五五
同十四年	三〇、八七六、九六四	三五四		

68 工場從業者及生産額

年	工場數	從業者數	生産品價額
明治四十四年	二五二	一四、五七五	一九、六三九、六五五
昭和十四年	六、九五三	二七〇、四三九	一、一六九、七一六、五五一

69 工産價額

年	實數	指數	實數	指數
明治四十四年	一五、六四五、一五九	一〇〇	昭和六年	三五三、九三四、五七六
大正五年	六〇、五八、五七六	三六六	同十一年	七三〇、八〇六、七六八
同十年	二〇〇、五五、八三二	一、三六三	同十四年	一、四九六、三七七、四三六
昭和元年	三九九、九六七、五五四	一、九二七		

70 工産價額業種別 (昭和十四年)

業種	實數	割合	實數	割合
總數	一、四九八、二七七、四二六	100.0%	二一、〇六一、〇九〇	一.四%
紡織工業	二〇一、三五一、七三〇	一三.四	一九、三七三、五〇六	一.三
金屬工業	一三六、〇九二、三七六	九.一	三二八、三五二、七二八	二.一
機械器具工業	五三、二二五、七四五	三.六	三〇、四六二、一八八	二.〇
窯業	四三、三三七、七八〇	二.九	一六三、二七〇、三三七	一.〇
化學工業	五〇一、七四九、九四六	三三.五		
木製品工業	一〇〇.〇		二一、〇六一、〇九〇	一.四
印刷製本業	一三.四		一九、三七三、五〇六	一.三
食料品工業	九.一		三二八、三五二、七二八	二.一
ガス及電氣業	三.六		三〇、四六二、一八八	二.〇
其の他の工業	二.九		一六三、二七〇、三三七	一.〇

71 會

社 (朝鮮に本店を有するもの) 昭和十三年末

業種	總數		合名會社		合資會社		株式會社	
	社數	公稱資本金 (千円)	社數	公稱資本金 (千円)	社數	公稱資本金 (千円)	社數	公稱資本金 (千円)
總數	三、三六三	一、六四一、三六九	三三三	三六、九三〇	一、三三三	五五、九二一	一、七三八	一、五四九、五三八
農林業	一七六	九五、四三七	三六	一四、四八八	四六	七、〇一五	九三	七三、九三四
商業	九三九	一〇八、六七六	二一六	八、一〇四	四六九	九、六二〇	三四四	九〇、九六二
工業	一〇八六	四一、〇五四	一一五	四、三三七	三六七	一〇、五三三	五八四	四〇三、三〇五
鑛業	二七	二八、一五三	一	一五	一〇	一、一七七	九六	二六、九六〇
水産業	六五	一〇〇、〇〇一	三	四一〇	一一	一〇五	四九	一九、九三〇

銀行及金融業	一四九	一四七、六三三	一三	四三八	六、二七三	九九	一四〇、八九二
運輸業	三四五	一八〇、〇五三	一八	三六〇	一〇〇	三三七	一七七、三三八
瓦斯及電氣業	一六	三〇九、九六三	一	一	一	一六	三〇九、九六三
土木請負業	一七九	三五、〇一〇	九	一、九七六	一四七	二五	八、四九五
其他	三三三	九八、四三二	三〇	七、〇〇〇	九四	二、八三三	八八、四九九

72 保

險 (年末現在) (金額單位千圓) 昭和十四年

災害 保 險

生命保險	六三六、五五四	六〇六、六九六	五九四、五五三	六、五五〇	三、三三三	一、三六一	七五九	九	一三二	一
總數	九三六、〇八九	九五三、四五三	九〇五、三六〇	二、八七三	三〇、三九九	三、五三三	二、二八四	四	一四	五
火災										
海上運送										
傷害										
自動車										
硝子信用										
森林盜難										

73 貿易額

對外國貿易 對內地貿易

輸出入計	四、五三五	一四、四三四	一八、九六九	九、八九九	一五、三七八	二五、三四八	四〇、七三六	九、九六九	五九、六九六
輸出	六四、九〇二	一〇〇、五九九	一六五、四九一	〃三三、六六七	四八五、八九三	五五八、八三三	一、〇四四、七〇七	七三、九九一	一、二〇〇、一九九
輸入	七五、二六五	二四、四九九	一八九、七六四	〃三九、二三三	五二八、〇四七	六四七、九二八	一、一六五、九六五	二九、八七〇	一、三五五、七三〇
出入超過移									
移出									
移入									
計入									
超									
總計									

昭和十二年	二二二、〇九七	二八、二三八	二四二、三六六	// 一五、〇四一	五七三、四四五	七三五、四二二	一、三〇七、八五八	一六三、九六八	一、五四九、〇九五
同十三年	一六九、〇六六	一三四、五八二	三〇三、六四九	出越三、四八四	七二〇、五三九	九二一、三四五	一、六三二、八八五	三二〇、八〇六	一、九三五、五三四
同十四年	二六九、九一一	一五九、〇三一	四三八、九四三	// 二〇、八七九	七三六、八八二	一、三三九、四二七	一、九六六、二九九	四九三、五三四	二、三九九、二四三

74 朝鮮人の開拓民 (集團開拓民)

昭和十五年	集團開拓民	二、八二〇 _戸	集合開拓民	一、七七二 _戸	分散開拓民	二、四七五 _戸	合計	七、〇五七 _戸
-------	-------	--------------------	-------	--------------------	-------	--------------------	----	--------------------

昭和十六年十二月二十日 印刷
昭和十六年十二月二十四日 發行

定價金壹圓

朝鮮總督府編纂

京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地

印刷所 朝鮮印刷株式會社